中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第８条第５項に規定する調査開始の件（令和７年財務省告示第１９７号）で告示した調査に係る調査結果報告書

目次

１　総論 - 1 -
１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 - 1 -
１－１－１　品名 - 1 -
１－１－２　銘柄及び型式 - 1 -
１－１－３　特徴 - 1 -
１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国 - 1 -
１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） - 1 -
１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 - 1 -
１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 1 -
１－４　調査の対象とした事項の概要 - 2 -
１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 - 2 -
１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 2 -
１－５　不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯 - 2 -
１－５－１　不当廉売関税を課することの求め - 2 -
１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定 - 3 -
１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯 - 4 -
１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 - 4 -
１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。） - 22 -
１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 - 26 -
１－６－４　代替国選定 - 28 -
１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 - 39 -
１－６－６　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等 - 39 -
１－６－７　利害関係者（供給者）への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 - 41 -
１－６－８　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明並びに情報の提供 - 41 -
１－６－９　現地調査 - 42 -
１－７　秘密の情報 - 45 -
１－８　証拠等の閲覧 - 45 -
１－９　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘 - 46 -
１－１０　秘密証拠を調べないものとしたことの通知 - 48 -
１－１１　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用 - 48 -
２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 - 50 -
２－１　総論 - 50 -
２－１－１　調査対象貨物 - 50 -
２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物 - 50 -
２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方 - 50 -
２－１－４　不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定 - 51 -
２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方 - 52 -
２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方 - 52 -
２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方 - 53 -
２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論） - 53 -
２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論） - 69 -
２－１－１０　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論 - 77 -
２－１－１１　輸出価格の算出の基本的考え方 - 78 -
２－１－１２　端数処理の基本的考え方 - 78 -

２－２ 代替国選定等 - 78 -
２－２－１ 代替国選定 - 78 -
２－２－２ 代替国の正常価格 - 79 -
２－３ 中国の供給者 - 79 -
２－３－１ Shanxi Taigang - 80 -
２－３－２ PZSS - 81 -
２－３－３ 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった中国の供給者（サンプリング調査非対象中国生産者） - 82 -
２－３－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者 - 82 -
２－３－５ 中国の供給者の不当廉売差額率 - 83 -
２－４ 台湾の供給者 - 84 -
２－４－１ YUSCO - 84 -
２－４－２ Walsin - 86 -
２－４－３ 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者） - 90 -
２－４－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者 - 90 -
２－４－５ 台湾の供給者の不当廉売差額率 - 90 -
２－５ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 - 91 -
３ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 92 -
３－１ 本邦の産業 - 92 -
３－２ 同種の貨物の検討 - 94 -
３－２－１ 物理的及び化学的特性 - 95 -
３－２－２ 製造工程 - 95 -
３－２－３ 流通経路 - 95 -
３－２－４ 用途 - 96 -
３－２－５ 価格の決定方法 - 96 -
３－２－６ 代替性 - 96 -
３－２－７ 貿易統計上の分類 - 97 -
３－２－８ 同種の貨物の認定に係る意見等の検討 - 97 -
３－２－９ 同種の貨物の検討についての結論 - 101 -
３－３ 累積的な評価 - 102 -
３－３－１ 当該輸入貨物の供給国 - 102 -
３－３－２ 当該輸入貨物の不当廉売差額 - 102 -
３－３－３ 当該輸入貨物の輸入量 - 102 -
３－３－４ 原産国の異なるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の間の競争状態 - 103 -
３－３－５ 累積的な評価についての結論 - 104 -
３－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 104 -
３－４－１ 当該輸入貨物の輸入量 - 104 -
３－４－２ 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 105 -
３－４－３ 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討 - 107 -
３－４－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 - 109 -
３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 - 109 -

３－５－１ 生産高 - 110 -
３－５－２ 生産能力・稼働率（操業度） - 110 -
３－５－３ 販売及び市場占拠率 - 111 -
３－５－４ 在庫 - 112 -
３－５－５ 国内価格に影響を及ぼす要因 - 112 -
３－５－６ 利潤 - 113 -
３－５－７ 投資及び投資収益 - 114 -
３－５－８ 資金流出入（キャッシュフロー） - 115 -
３－５－９ 資金調達能力 - 115 -
３－５－１０ 雇用 - 115 -
３－５－１１ 賃金 - 115 -
３－５－１２ 生産性 - 116 -
３－５－１３ 成長 - 116 -
３－５－１４ 不当廉売価格差の大きさ - 117 -
３－５－１５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討 - 118 -
３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 - 119 -
３－６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論 - 119 -
４ 因果関係 - 121 -
４－１ 当該輸入貨物の輸入による影響 - 121 -
４－２ 当該輸入貨物以外による影響 - 121 -
４－２－１ 第三国からの輸入の量及び価格 - 121 -
４－２－２ 需要又は消費態様の変化 - 125 -
４－２－３ 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争 - 129 -
４－２－４ 技術の進歩 - 129 -
４－２－５ 本邦の産業の輸出実績 - 130 -
４－２－６ 本邦の産業の生産性 - 130 -
４－２－７ その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討 - 130 -
４－３ 因果関係についての結論 - 131 -
５ 仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 132 -
５－１ 調査の経緯に関する事項 - 132 -
５－１－１ 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示 - 132 -
５－１－２ 仮の決定に関する反論等・再反論等 - 133 -
５－１－３ 秘密の情報 - 133 -
５－１－４ 証拠等の閲覧 - 133 -
５－１－５ 暫定措置 - 133 -
５－１－６ 調査期間の延長 - 134 -
５－２ 「２ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 134 -
５－２－１ 「１－６ 不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４ 代替国選定」、「１－６－４－２ 代替国選定通知（2回目）」及び「１－６－４－３ 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２ 代替国選定等」、「２－２－１ 代替国選定」及び「２－２－２ 代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 134 -
５－２－２ 「２－１ 総論」、「２－１－８ 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 135 -
５－２－３ 「２－２ 代替国選定等」、「２－２－２ 代替国の正常価格」に関する反論

等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 137 -
５－２－４　「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」及び「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 138 -
５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 139 -
５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 143 -
５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 144 -
５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 145 -
５－２－９　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 152 -
５－２－１０　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 156 -
５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 158 -
５－３－１　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－６　代替性」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 158 -
５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 161 -
５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 166 -
５－３－４　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 168 -
５－３－５　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 171 -
５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 173 -
５－４　「４　因果関係」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 174 -
５－４－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 174 -
５－５　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論 - 176 -
６　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 177 -
６－１　調査の経緯に関する事項 - 177 -
６－１－１　重要事実の開示 - 177 -

６－１－２ 重要事実に関する反論・再反論 - 177 -
６－１－３ 秘密の情報 - 178 -
６－１－４ 証拠等の閲覧 - 178 -
６－１－５ 約束の申出等 - 178 -
６－２ 「２ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「５－２ 「２ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 178 -
６－２－１ 「２－３－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１ 不当廉売差額率」及び FA 経緯書（知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 178 -
６－２－２ 「５－２－１ 「１－６ 不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４ 代替国選定」、「１－６－４－２ 代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３ 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２ 代替国選定等」、「２－２－１ 代替国選定」及び「２－２－２ 代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 181 -
６－２－３ 「５－２－２ 「２－１ 総論」、「２－１－８ 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 183 -
６－２－４ 「５－２－５ 「２－３ 中国の供給者」、「２－３－２ PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 184 -
６－２－５ 「５－２－６ DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３ 正常価格」、「B 構成価格」及び「４ 輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 185 -
６－２－６ 「５－２－７ 「２－４ 台湾の供給者」、「２－４－１ YUSCO」、「２－４－１－１ 正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 186 -
６－２－７ 「５－２－８ 「２－４ 台湾の供給者」、「２－４－２ Walsin」、「２－４－２－１ 正常価格」、「２－４－２－１－２ 構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 187 -
６－３ 「３ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「５－３ 「３ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 188 -
６－３－１ 「５－３－２ 「３－２ 同種の貨物の検討」、「３－２－８ 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 188 -
６－３－２ 「５－３－３ 「３－３ 累積的な評価」、「３－３－５ 累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－３－５ 「３－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局

の見解」及び「５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解 - 192 -
６－４　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論 - 193 -
7　結論 - 193 -

（別添）主要証拠等目録

（注 1）【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。
（注 2）本報告書では、以下の略称を用いる。

- 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）を、単に「協定」という。
- 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）を、単に「法」という。
- 不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。令和 8 年政令第 85 号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和 8 年政令第 85 号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン。以下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン」という。）を、単に「ガイドライン」という。

１　総論

１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

１－１－１　品名

(1)　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

１－１－２　銘柄及び型式

(2)　冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 7219.31 号、第 7219.32 号、第 7219.33 号、第 7219.34 号、第 7219.35 号、第 7219.90 号、第 7220.20 号又は第 7220.90 号に分類される。

１－１－３　特徴

(3)　鉄に 10.5%以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国[1]

(4)　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）の生産者及び輸出者。

１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(5)　令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

ただし、政令第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実。以下、単に「市場経済の条件が浸透している事実」ということがある。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和 6 年 12 月 31 日まで。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう[2]。

１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6)　令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

[1] 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も法第 8 条における「供給国」と取り扱う。
[2] 協定 2.6

１－４　調査の対象とした事項の概要

１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(7)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、

(ア)　同種の貨物の正常価格（法第８条第１項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

(イ)　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

(ウ)　これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

(エ)　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、

(ア)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

(イ)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

(ウ)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

(エ)　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－５　不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯

１－５－１　不当廉売関税を課することの求め

(9)　令和７年５月12日、法第８条第４項の規定による不当廉売関税を課することの求めとして、「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、**「表１　申請者名及び申請者の住所」**に記載の日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）、日本冶金工業株式会社（以下「日本冶金工業」という。）、ナス鋼帯株式会社（以下「ナス鋼帯」という。）及び日本金属株式会社（以下「日本金属」という。）の４者の連名で提出された。

表１　申請者名及び申請者の住所

申請者名	申請者の住所
日本製鉄	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日本冶金工業	東京都中央区京橋一丁目五番八号

ナス鋼帯	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号
日本金属	東京都港区芝五丁目二十九番十一号

(10)　申請者は、下記**「３－１　本邦の産業」**のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）[3]を満たしていた。

(11)　令和 7 年 7 月 15 日、調査当局は、中国政府及び公益財団法人日本台湾交流協会（以下「日本台湾交流協会」という。）経由で転達を依頼した台湾の然るべき当局（以下、単に「台湾当局」という。）に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知[4]した。

１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定

(12)　申請書を検討した結果、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実及び不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと[5]から、不当廉売関税に係る調査を開始する必要があると認められたため、令和 7 年 7 月 22 日、申請に基づく不当廉売関税に係る調査の開始を決定[6]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認めるものをいう。）と認められた者に対し、書面により通知[7]（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示[8]した（令和 7 年 7 月 22 日財務省告示第 197 号）（以下「調査開始告示」という。）。

(13)　調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

(ア)　証拠の提出及び証言についての期限　令和 7 年 10 月 22 日

(イ)　証拠等の閲覧についての期限　政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(ウ)　対質の申出についての期限　令和 7 年 11 月 25 日

(エ)　意見の表明についての期限　令和 7 年 11 月 25 日

(オ)　情報の提供についての期限　令和 7 年 11 月 25 日

(14)　また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に

[3] 政令第 5 条第 1 項第 1 号
[4] 協定 5.5
[5] 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号、ガイドライン 6.(2)三①
[6] 法第 8 条第 5 項
[7] 政令第 8 条第 1 項
[8] 政令第 8 条第 1 項

加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段[9]及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」と告示した。

(15) 令和 7 年 7 月 22 日、調査当局は、中国政府及び台湾当局に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知[10]（申請書（開示版）の写しを添付[11]）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 3 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明[12]した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年 7 月 17 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[13]した。

１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯

１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(16) 令和 7 年 7 月 22 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者、本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」（以下、お願い紙、確認票及び質問状を併せて「質問状等」という。）を送付し、「期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[14]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、質問状等を財務省[15]及び経済産業省[16]のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[17]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

[9] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段
[10] 協定 12.1
[11] 協定 6.1.3
[12] ガイドライン 6.(3)
[13] 政令第 18 条第 1 項
[14] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[15] https://www.customs.go.jp/tokusyu/stainless.html（以下、質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）
[16] https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/stainless/index.html（以下、質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）
[17] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

(17)　調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する質問状等の送付と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館及び台湾当局に対し当該質問状等を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 56 者に対して当該質問状等を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対し、それぞれに係る確認票において、中国並びに台湾の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

(18)　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答[18]の状況等について、その詳細（利害関係者等の区分、送付数、確認票及び質問状）は、**「表 2　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

具体的には、下記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－３　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－４　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**及び**「１－６－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等」**において述べる。

なお、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

表 2　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	90	23	25.6	13	18	56.5	78.3	16	17.8
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	70	11	15.7	4		36.4		4	5.7
輸入者	33	21	63.6	10		47.6		9	27.3
本邦生産者	24	17	70.8	7		41.2		6	25.0
産業上の使用者	31	17	54.8	16		94.1		14	45.2

（注 1）上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

（注 2）上表中の割合（%）の表示項目については、小数点第 2 位を四捨五入している。

（注 3）上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

[18] 本報告書中「回答」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

(19) **「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 7 月 22 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者 56 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を併せて「供給者当初質問状等」という。）を送付し、これに対する回答を求めるとともに、供給者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 8 月 15 日、供給者 32 者に対し、同月 20 日、供給者 2 者に対し、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、供給者当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[19]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(20) 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（供給者名、供給者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産・輸出実績及び協力可否、供給者当初質問状回答日（調査項目 A）、供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

4 者[20]からは、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績がない旨の回答があった。また、供給者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。加えて、確認票の回答期限後に 1 者から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名	供給者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出実績及び協力可否	供給者当初質問状回答日（調査項目 A）	供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
（ア）令和 7 年 7 月 22 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 5 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 8 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 9 月 12 日						
＜中国の供給者＞						
(a) Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.（以下「Shanxi Taigang」という。）	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(b) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(c) POSCO (Zhangji	7/22	9/8	生産　有	8/29	－	9/12

[19] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

[20] Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation、Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.、Yongjin Technology Group Co Ltd.、Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

agang) Stainless Steel Co., Ltd.（以下「PZSS」という。）		（期限後）	輸出　有 協力する	（当該回答書の取扱いについては下記(78)及び(80)から(82)まで参照）		（期限後） （当該回答書の取扱いについては下記(78)及び(80)から(82)まで参照）
(d) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/21	9/12
(e) Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.（以下「Guangdong Yongjin」という。）	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/21	9/12
(f) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	8/4	生産　有 輸出　有 協力する	8/28	8/14	9/11
(g) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(h) Tianjin TISCO& TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(i) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(k) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(m) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(n) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(o) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(q) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(r) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(s) FUJIAN HONG WANG INDUSTRIAL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

(u) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(w) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(x) Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(y) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(z) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aa) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ab) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ac) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ad) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 清远市祥麟不锈钢有限公司	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(af) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ag) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ah) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ai) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aj) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ak) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(al) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(am) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(an) Lishui Yida Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

(ao) Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation	7/22	8/5	生産　無 輸出　無 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ap) Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　無 輸出　無 協力しない	8/29	8/21	回答無し
(aq) Yongjin Technology Group Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　無 輸出　無 協力しない	8/29	8/21	回答無し
(ar) Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　無 輸出　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
＜台湾の供給者＞						
(as) Yieh United Steel Corporation（以下「YUSCO」という。）	7/22	8/4	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(at) Walsin Lihwa Corporation（以下「Walsin」という。）	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(au) Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(av) TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(aw) Yuan Long Stainless Steel Corp.	7/22	8/5	生産　有 輸出　無 協力する	回答無し	8/22	回答無し
(ax) Tung Mung Development Co., Ltd.	7/22	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(ay) China Steel Corporation	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(az) Chung Hung Steel	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ba) YC INOX CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bb) Ton Yi Industrial Corp.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bc) Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bd) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(イ) 令和 7 年 8 月 15 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 22 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 16 日 延長後の回答期限：－（申出無し）						
＜中国の供給者＞						
(be) 【海外供給者 A】	8/15	8/28	生産　無 輸出　有 協力する	9/22	－	9/22
(bf) 【海外供給者 B】	8/15	8/29	生産　無 輸出　有	9/22	－	9/22

			協力する			
(bg) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bh) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bi) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bj) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bk) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bl) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bm) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bn) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bo) Zhejiang HUAYE Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bp) 大谷金属加工(蘇州）有限公司	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bq) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(br) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bs) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bt) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bu) 広東 JERAY 技術有限公司	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bv) 広東宏旺金属材料有限公司	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bw) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bx) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(by) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bz) 青郎国際	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ca) TSD TRADING CO., LIMITED	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(cb) Iwatani Corporation (Hong Kong)	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

Ltd.						
＜台湾の供給者＞						
(cc) Yieh Corporation Limited	8/15	8/4	生産　無 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(cd) Yieh Mau Corp.	8/15	8/4	生産　無 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(ce) Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	8/15	8/5	生産　有 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(cf) China Steel Global Trading Corporation	8/15	8/28	生産　無 輸出　有 協力する	8/28	－	8/28
(cg) Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.	8/15	8/29	生産　無 輸出　有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ch) SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ci) SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(cj) YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和7年8月20日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和7年9月3日 当初質問状回答期限：令和7年9月26日 回答期限の延長の申出期限：令和7年9月19日 延長後の回答期限：令和7年10月10日						
＜中国の供給者＞						
(ck) 多賀商貿（天津）有限公司	8/20	9/2	生産　無 輸出　有 協力する	回答無し	9/17	回答無し
(cl) Baolai Steel Group Co., Ltd.	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(21)　**「表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和7年7月22日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者のうち、中国の供給者44者に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済当初質問状」といい、お願い紙（市場経済）、市場経済確認票及び市場経済当初質問状を併せて「市場経済当初質問状等」という。）を送付[21]し、回答を求めるとともに、市場経済当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームペー

[21] 政令第10条の3第2項

ジに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者について、同年 8 月 15 日、中国の供給者 24 者に対し、同月 20 日、中国の供給者 2 者に対し、市場経済当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

お願い紙（市場経済）においては、中国の供給者に対し、「「市場経済確認票」又は「市場経済当初質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する」ことを明示した。また、市場経済確認票においては、中国の供給者に対し、「市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第 1 項第 4 号の価格[22]を正常価格として用いることがある」ことを明示した。

(22) 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（中国の供給者名、市場経済当初質問状等送付日、市場経済確認票回答日、生産実績及び協力可否、市場経済の事実を調査当局に示すことの希望の有無、市場経済当初質問状回答日（調査項目 A）、市場経済当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び市場経済当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、市場経済当初質問状（調査項目 B～E）に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

中国の供給者名	市場経済当初質問状等送付日	市場経済確認票回答日	生産実績及び協力可否	市場経済の事実を調査当局に示すことの希望の有無	市場経済当初質問状回答日（調査項目 A）	市場経済当初質問状回答延長要望(調査項目 B～E)	市場経済当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 7 年 7 月 22 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 市場経済確認票回答期限：令和 7 年 8 月 5 日 市場経済当初質問状回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 8 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 9 月 12 日							
(a) Shanxi Taigang	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(b) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(c) PZSS	7/22	8/5	有 協力する	有	8/29	8/22	9/12
(d) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	8/5	有 協力する	有	8/29	8/21	9/12
(e) Guangdong Yongjin	7/22	8/5	有 協力する	有	8/29	8/21	9/12

[22] ①　中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格
②　当該代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格
③　当該代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(f) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	8/4	有 協力する	有	8/28	8/14	9/11
(g) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(h) Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(i) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(j) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(k) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(l) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(m) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(n) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(o) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(p) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(q) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(r) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(s) FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(t) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(u) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(v) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(w) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(x) Guanghan Tian Cheng Stainl	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

ess Steel Products Company Limited							
(y) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(z) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aa) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ab) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ac) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ad) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 清远市祥麟不锈钢有限公司	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(af) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ag) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ah) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ai) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aj) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ak) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(al) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(am) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(an) Lishui Yida Technology Co., Ltd.	7/22	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ao) Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation	7/22	8/5	－	－	回答無し	－	回答無し
(ap) Fujian Yongjin Metal Techn	7/22	8/5	－	－	回答無し	－	回答無し

ology Co., Ltd.							
(aq) Yongjin Technology Group Co., Ltd.	7/22	8/5	－	－	回答無し	－	回答無し
(ar) Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	8/27	－	－	回答無し	－	回答無し
(イ) 令和7年8月15日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 市場経済確認票回答期限：令和7年8月29日 市場経済当初質問状回答期限：令和7年9月22日 回答期限の延長の申出期限：令和7年9月16日 延長後の回答期限：－（申出無し）							
(be) 【海外供給者A】	8/15	8/28	無 回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bf) 【海外供給者B】	8/15	8/29	無 回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bg) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bh) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bi) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bj) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bk) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bl) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bm) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bn) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bo) Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bp) 大谷金属加工（蘇州）有限公司	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bq) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(br) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bs) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bt) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

(bu) 広東 JERAY 技術有限公司	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bv) 広東宏旺金属材料有限公司	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bw) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bx) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(by) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bz) 青郎国際	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ca) TSD TRADING CO., LIMITED	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(cb) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.	8/15	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和 7 年 8 月 20 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 26 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 19 日 延長後の回答期限：－（申出無し）							
(ck) 多賀商貿（天津）有限公司	8/20	9/2	無 回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(cl) Baolai Steel Group Co., Ltd.	8/20	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

１－６－１－３　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(23)　**「表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 7 月 22 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 29 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を併せて「輸入者当初質問状等」という。）を送付[23]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年 8 月 15 日、3 者に対し、同月 20 日、1 者に対し、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、輸入者当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(24)　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（輸入者名、輸入者当初質問状等送付日、確認票回答日、輸入実績及び協力可否、輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）、輸入者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及**

[23] 政令第 10 条第 3 項

びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

なお、輸入者当初質問状（調査項目 B～E）に係る回答書の提出期限の延長について、**「表 5　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。また、輸入者当初質問状（調査項目 A）に対する回答期限後に 1 者から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 5　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

輸入者名	輸入者 当初質問状 等送付日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	輸入者 当初質問状 回答日 （調査項目 A）	輸入者 当初質問状 回答延長 要望 （調査項目 B～E）	輸入者当初 質問状 回答日 （調査項目 B～E）
(ア) 令和 7 年 7 月 22 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 5 日 輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 8 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 9 月 12 日						
(a) JFE 商事株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	回答無し
(b) 岩谷産業株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	8/21	9/11
(c) 【輸入者 A】	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(d) 株式会社暁星ジャパン	7/22	8/5	有 協力する	8/29	8/22	9/12
(e) サンワークス株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	8/18	9/12
(f) 阪和興業株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	8/22	9/12
(g) 株式会社サステック	7/22	8/4	有 協力する	8/28	7/25	9/11
(h) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	7/22	8/4	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(i) 株式会社建昌	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) リンタツ株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(k) 現代ジャパン株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) サムスン C&T ジャパン株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(m) 秀和通商株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(n) 千代田メタル株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(o) 株式会社円明	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 豊商株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(q) オーエフ工業株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(r) Joy Reap Japan 株式会社	7/22	8/1	無 協力しない	回答無し	－	回答無し
(s) 住友商事株式会社[24]	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

[24] 同者から受けた連絡により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はないことを確認したため、輸入者に該当しない者として取り扱うこととした。

(t) 阪和工材株式会社	7/22	8/5	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(u) 山伸マテリアル株式会社	7/22	8/5	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(v) 株式会社岡本正太郎商店	7/22	8/5	無 協力する	回答無し	－	回答無し
(w) 千葉金属工業株式会社	7/22	8/5	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(x) 株式会社外山精一商店	7/22	8/5	無 協力する	回答無し	－	回答無し
(y) 山文中川ステンレス株式会社	7/22	8/4	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(z) 明道メタル株式会社[25]	7/22	7/28	無 協力しない	※　本邦生産者及び産業上の使用者として取扱い。		
(aa) 恒成株式会社[26]	7/22	8/4	無 協力する	※　本邦生産者及び産業上の使用者として取扱い。		
(ab)【産業上の使用者 A】[27]	7/22	8/5	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(ac) 株式会社菊浜[28]	7/22	8/4	無 協力しない	※　産業上の使用者として取扱い。		
(イ) 令和 7 年 8 月 15 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 22 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 16 日 延長後の回答期限：－（申出無し）						
(ad) 株式会社大谷加工	8/15	8/5	有 協力する	10/8 （期限後）	9/12	10/6
(ae) ニチアス株式会社	8/15	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(af) アレゲニー･テクノロジーズ･ジャパン株式会社	8/15	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和 7 年 8 月 20 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 3 日 輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 26 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 19 日 延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 10 日						
(ag) 株式会社アクティブリソース	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－６－１－４　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(25)　「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」

[25] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を生産した実績及び使用目的で購入した実績があることを確認したため、本邦生産者及び産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

[26] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を生産した実績及び使用目的で購入した実績があることを確認したため、本邦生産者及び産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

[27] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

[28] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

のとおり、令和 7 年 7 月 22 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た 24 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び本邦生産者当初質問状を併せて「本邦生産者当初質問状等」という。）を送付[29]し、回答を求めるとともに、本邦生産者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[30]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(26) 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（本邦生産者名、本邦生産者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産実績及び協力可否、本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）、本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、本邦生産者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。また、**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、確認票の回答期限後に 2 者から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

本邦生産者名	本邦生産者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）	本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
令和 7 年 7 月 22 日に本邦生産者当初質問状等を送付した本邦生産者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 5 日 本邦生産者当初質問状回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 8 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 9 月 12 日						
(a) 日本製鉄	7/22	8/5	生産　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(b) 日本冶金工業	7/22	8/5	生産　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(c) ナス鋼帯	7/22	8/5	生産　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(d) 日本金属	7/22	8/5	生産　有 協力する	8/29	8/22	9/12
(e) 開進工業株式会社	7/22	8/5	生産　有 協力する	8/29	－	8/29
(f) JFE スチール株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(g) 大同特殊鋼株式会社	7/22	8/7 （期限後）	生産　有 協力する	8/29	－	8/29
(h) リンタツ株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(i) 株式会社特殊金属エクセル	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) ナス物産株式会	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

[29] 政令第 10 条第 3 項
[30] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

社						
(k) 山伸マテリアル株式会社	7/22	8/5	生産　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(l) 阪和工材株式会社	7/22	8/5	生産　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(m) 藤田金屬株式会社	7/22	7/31	生産　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(n) 株式会社サステック	7/22	8/4	生産　無 協力する	※　輸入者として取扱い。		
(o) 大阪ステンレスセンター株式会社	7/22	8/5	生産　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(p) 中川産業株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(q) 豊田スチールセンター株式会社	7/22	8/5	生産　無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(r) NS ステンレス株式会社	7/22	7/25	生産　無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(s)【産業上の使用者A】	7/22	8/5	生産　無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(t) 株式会社プロテリアル	7/22	8/5	生産　有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(u) 明道メタル株式会社	7/22	7/28	生産　有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(v) 東京ステンレス研磨興業株式会社	7/22	7/28	生産　無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(w) 太華工業株式会社	7/22	8/4	生産　無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(x) 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社	7/22	10/14 （期限後）	生産　有 協力する	回答無し	－	回答無し

１－６－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等

(27)　**「表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 7 月 22 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 31 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び産業上の使用者当初質問状を併せて「産業上の使用者当初質問状等」という。）を送付[31]し、回答を求めるとともに、産業上の使用者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

(28)　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（産業上の使用者名、産業上の使用者当初質問状等送付日、確認票回答日、購入実績及び協力可否、産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）、産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、確認票の回答期限後に 3 者から当該回答が提出されたため、これを情報の提供として受領した。

表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

[31] 政令第 13 条第 2 項

産業上の使用者名	産業上の使用者当初質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）	産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E）
令和 7 年 7 月 22 日に産業上の使用者当初質問状等を送付した産業上の使用者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 5 日 産業上の使用者当初質問状回答期限：令和 7 年 8 月 29 日 回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 8 月 22 日 延長後の回答期限：令和 7 年 9 月 12 日						
(a) 株式会社多賀製作所	7/22	8/4	有 協力する	8/28	8/21	9/11
(b) メタコート工業株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(c) 株式会社 APJ	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(d) 株式会社プロテリアル金属	7/22	8/20 （期限後）	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(e) 【産業上の使用者 B】	7/22	8/5	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(f) 株式会社トランテックス	7/22	8/4	有 協力する	8/27	－	8/27
(g) モリ工業株式会社	7/22	8/1	有 協力する	8/28	－	8/28
(h) 株式会社日阪製作所	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(i) 日鉄ステンレス鋼管株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(j) 三菱電機株式会社	7/22	8/8 （期限後）	有 協力する	8/29	－	8/29
(k) クリナップ株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(l) 株式会社デンソー	7/22	8/5	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(m) 三和シヤッター工業株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(n) サンキン株式会社	7/22	8/1	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(o) 後藤精工株式会社	7/22	7/31	有 協力する	8/21	－	8/21
(p) 日本フルハーフ株式会社	7/22	7/29	有 協力する	7/29	－	7/29
(q) 新家工業株式会社	7/22	8/1	有 協力する	8/29	－	8/29
(r) 日鉄ステンレス加工株式会社	7/22	9/3 （期限後）	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(s) NOK 株式会社	7/22	8/5	有 協力する	8/29	－	8/29
(t) エスティケイテクノロジー株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(u) 株式会社アキタファインブランキング	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) 岡山イーグル株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(w) ヤスダファインテ株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(x) 株式会社 LIXIL	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

産業上の使用者名	産業上の使用者当初質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）	産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(y) 株式会社総合車両製作所	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(z) 日本車輌製造株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aa) 片山鉄建株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ab) 川崎車両株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ac) マルヤス工業株式会社	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ad) 株式会社神戸製鋼所	7/22	8/5	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(ae) 株式会社 SCREEN セミコンダクターソリューションズ	7/22	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）

(29)　調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国並びに台湾の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の供給者の数が調査対象貨物の不当廉売に係る個別の決定を行うことが実行可能でないほど多いことから、サンプリング[32]を行うこととした。

１－６－２－１　サンプリング通知

(30)　**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおり、令和 7 年 8 月 27 日、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 90 者に対し、上記(29)のとおり、「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）について」（以下「サンプリング通知」という。）を送付し、サンプリング通知において、「調査当局は、提出された確認票の回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する」旨を通知した。

１－６－２－２　サンプリング選定通知

(31)　**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおり、令和 7 年 9 月 12 日、確認票の回答において、本調査へ協力することを表明した供給者 19 者[33]に対し、「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、サンプリング選定通知において、「調査当局は、これまでに提出された確認票に対する回答において得られた調査への協力の有無及び本邦への輸出量に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプリング調査対象者」という。）を選定し、当該サンプリング調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする」旨及び「調査当局は、サンプリング調査対象者として

[32] 協定 6.10

[33] 通知時点ではサンプリング通知対象であったが、その後、供給者ではないことが判明した者及び確認票回答で調査へ協力しないと回答した者を除く。

選定された供給者が供給者当初質問状への回答を期限までに提出しない場合又は期限までに提出された供給者当初質問状への回答内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプリング調査対象者から除外し、新たなサンプリング調査対象者を選定する場合がある」旨を通知した。

(32) 調査当局は、サンプリング調査対象者として、調査へ協力することを表明した供給者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出量が多い生産者から順番に、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように抽出した結果、中国の供給者については、PZSS 及び Shanxi Taigang の 2 者を選定し、台湾の供給者については、YUSCO 及び Walsin の 2 者を選定した。

サンプリング選定通知において、「調査において、サンプリング調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする」旨を通知した。

１－６－２－３　サンプリング選定通知に対する意見の提出等

(33) 上記(31)のサンプリング選定通知において、「サンプリング調査対象者の選定について意見を述べる機会を設ける」旨を通知したところ、サンプリング調査対象者の選定に係る意見の提出期限である令和 7 年 9 月 26 日までに、中国の供給者 1 者[34]から、同者をサンプリング調査対象者に選定することを希望する旨の意見書が提出された。

(34) 上記(33)の意見に対し、調査当局は以下のとおり検討した。

サンプリング調査対象者に選定された中国の生産者のうち 1 者[35]は、供給者当初質問状への回答及び市場経済当初質問状への回答を、いずれも提出した一方で、残りの 1 者[36]は、供給者当初質問状への回答を提出したものの、市場経済当初質問状への回答を提出しなかった。そこで、市場経済の条件が浸透している事実の有無に限っては、上記(33)の意見を提出した同者をサンプリング調査対象者に追加して選定したとしても、政府がサンプリング調査対象者の選定時に想定していた合理的に調査できる範囲を超えるものではなく、調査の進行を妨げることにならないものとして、令和 7 年 11 月 10 日、書面において、同者[37]を市場経済の条件が浸透している事実の有無に限ってサンプリング調査対象者として選定する旨を通知した。

(35) サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況について、その詳細（供給者名、サンプリング通知送付日、サンプリング選定通知送付日及び同選定通知に対する意見の提出）は、**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおりであった。

表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況

供給者名	サンプリング通知送付日	サンプリング選定通知送付日[38]	サンプリング選定通知に対する意見の提出
＜中国の供給者＞			
(a) Shanxi Taigang	8/27	9/12	－
(b) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	8/27	9/12	－
(c) PZSS	8/27	9/12	－

[34] Guangdong Yongjin
[35] PZSS
[36] Shanxi Taigang
[37] Guangdong Yongjin
[38] サンプリング通知を送付したものの、その後、供給者ではないことが判明した者及び確認票回答で調査へ協力しないと回答した者については計上していない。

(d) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	8/27	9/12	—
(e) Guangdong Yongjin	8/27	9/12	9/24
(f) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	9/12	—
(g) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	8/27	—	—
(h) Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(i) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(j) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	8/27	—	—
(k) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	8/27	—	—
(l) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	8/27	—	—
(m) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(n) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	8/27	—	—
(o) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	8/27	—	—
(p) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	8/27	—	—
(q) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(r) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	8/27	—	—
(s) FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.	8/27	—	—
(t) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	8/27	—	—
(u) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	8/27	—	—
(v) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	8/27	—	—
(w) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	8/27	—	—
(x) Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited	8/27	—	—
(y) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	8/27	—	—
(z) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(aa) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.	8/27	—	—
(ab) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	8/27	—	—
(ac) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	8/27	—	—
(ad) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	8/27	—	—
(ae) 清远市祥麟不锈钢有限公司	8/27	—	—
(af) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	8/27	—	—
(ag) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	—	—
(ah) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	8/27	—	—
(ai) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	8/27	—	—
(aj) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainl	8/27	—	—

ess Steel Co., Ltd.			
(ak) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	8/27	－	－
(al) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	8/27	－	－
(am) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	8/27	－	－
(an) Lishui Yida Technology Co., Ltd.	8/27	－	－
(ao) Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation	8/27[39]	－	－
(ap) Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	8/27[40]	－	－
(aq) Yongjin Technology Group Co., Ltd.	8/27[41]	－	－
(ar) Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	8/27[42]	－	－
(be) 【海外供給者 A】	8/27	9/12	－
(bf) 【海外供給者 B】	8/27	9/12	－
(bg) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	8/27	－	－
(bh) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.	8/27	－	－
(bi) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	8/27	－	－
(bj) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	8/27	－	－
(bk) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	8/27	－	－
(bl) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	8/27	－	－
(bm) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	8/27	－	－
(bn) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	8/27	－	－
(bo) Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	－	－
(bp) 大谷金属加工（蘇州）有限公司	8/27	－	－
(bq) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	8/27	－	－
(br) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	8/27	－	－
(bs) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	8/27	－	－
(bt) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.	8/27	－	－
(bu) 広東 JERAY 技術有限公司	8/27	－	－
(bv) 広東宏旺金属材料有限公司	8/27	－	－
(bw) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	8/27	－	－
(bx) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	－	－
(by) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	8/27	－	－
(bz) 青郎国際	8/27	－	－
(ca) TSD TRADING CO., LIMITED	8/27	－	－
(cb) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.	8/27	－	－
(ck) 多賀商貿（天津）有限公司	8/27	9/12	－
(cl) Baolai Steel Group Co., Ltd.	8/27	－	－
＜台湾の供給者＞			
(as) YUSCO	8/27	9/12	－
(at) Walsin	8/27	9/12	－
(au) Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	8/27	9/12	－

[39] 同上
[40] 同上
[41] 同上
[42] 同上

(av) TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	8/27	9/12	－
(aw) Yuan Long Stainless Steel Corp.	8/27	9/12	－
(ax) Tung Mung Development Co., Ltd.	8/27	9/12	－
(ay) China Steel Corporation	8/27	－	－
(az) Chung Hung Steel	8/27	－	－
(ba) YC INOX CO., LTD.	8/27	－	－
(bb) Ton Yi Industrial Corp.	8/27	－	－
(bc) Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.	8/27	－	－
(bd) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.	8/27	－	－
(cc) Yieh Corporation Limited	8/27	9/12	－
(cd) Yieh Mau Corp.	8/27	9/12	－
(ce) Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	8/27	9/12	－
(cf) China Steel Global Trading Corporation	8/27	9/12	－
(cg) Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.	8/27	－	－
(ch) SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.	8/27	－	－
(ci) SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.	8/27	－	－
(cj) YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.	8/27	－	－

１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(36)　調査当局は、利害関係者等からの供給者当初質問状、市場経済当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答を受領後、当該各回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答（以下「不備改め版回答」という。）を提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答の提出を求める旨を通知する書面（以下「不備指摘」という。）を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。

不備指摘においては、「特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[43]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査当局は、不備指摘に併せて、利害関係者等に対し、下記(76)のとおり、利害関係者等の閲覧に供するための供給者当初質問状、市場経済当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答（様式及び添付資料等を含む。）の開示版（以下「開示版質問状回答書等」という。）における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘事項について、通知した。

(37)　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等について、その詳細（利害関係者等名、不備指摘送付日及び不備改め版回答日）は、**「表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおりであった。

なお、一部の指摘事項について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等

[43] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

利害関係者等名	不備指摘送付日	不備改め版回答日
＜供給者＞		
YUSCO	10/17（1 回目） 12/8 （2 回目） 2/10 （3 回目）	10/31 及び 11/10（延長後）（1 回目） 12/22 及び 1/14（延長後）（2 回目） 3/3（3 回目）
Walsin	10/17（1 回目） 12/8 （2 回目）	10/31（1 回目） 12/22（2 回目）
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	10/31（1 回目）	11/14（1 回目）
TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	10/31（1 回目）	11/14（1 回目）
Tung Mung Development Co., Ltd.	10/31（1 回目）	11/14（1 回目）
Shanxi Taigang	10/17（1 回目） 12/8 （2 回目）	10/31（1 回目） 12/22（2 回目）
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	10/31（1 回目）	11/6 （1 回目）
PZSS	10/17（1 回目） 12/19（2 回目） 12/25（3 回目） 3/26（4 回目） 4/13（5 回目）	10/31 及び 11/17（期限後）（1 回目） 1/9 （2 回目） 1/15 （3 回目） 回答無し（4 回目） 4/23 （5 回目） （当該回答書の取り扱いについて下記(78)及び(80)から(82)まで参照）
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）
Guangdong Yongjin	10/31（1 回目） 12/12（2 回目）	11/14（1 回目） 12/26（2 回目）
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/10（1 回目） 1/8 （2 回目）
Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	10/31[44]（1 回目）	回答無し
Yongjin Technology Group Co., Ltd.	10/31[45]（1 回目）	回答無し
China Steel Global Trading Corporation	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/4 （1 回目） 12/22（2 回目）
【海外供給者 A】	10/31（1 回目）	11/4（1 回目）
【海外供給者 B】	10/31（1 回目）	11/4（1 回目）
＜輸入者＞		
JFE 商事株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/13（1 回目） 1/9 （2 回目）
岩谷産業株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）
【輸入者 A】	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）
株式会社暁星ジャパン	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）
サンワークス株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）
阪和興業株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9 （2 回目）

[44] 通知時点では本調査の供給者としていたが、その後、供給者ではないことが判明したことについて、上記(20)のとおり。
[45] 同上

株式会社サステック	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 1/5　（2回目）
株式会社大谷加工	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 12/25（2回目）
ニチアス株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 12/26（2回目）
株式会社多賀製作所	10/31（1回目）	11/14（1回目）
＜申請者＞		
日本製鉄	10/31（1回目） 12/19（2回目） 12/25（3回目）	11/14（1回目） 1/5　（2回目） 12/25（3回目）
日本冶金工業	10/31（1回目）	11/14（1回目）
ナス鋼帯	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 1/5　（2回目）
日本金属	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 1/6　（2回目）
＜本邦生産者＞		
大同特殊鋼株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/14（1回目） 1/9　（2回目）
開進工業株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/13（1回目） 1/7　（2回目）
＜産業上の使用者＞		
モリ工業株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/13（1回目） 1/8　（2回目）
メタコート工業株式会社	10/31（1回目）	11/12（1回目）
三菱電機株式会社	10/31（1回目）	11/14（1回目）
クリナップ株式会社	10/31（1回目）	11/14（1回目）
三和シヤッター工業株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/12（1回目） 1/8　（2回目）
後藤精工株式会社	10/31（1回目）	11/11（1回目）
日本フルハーフ株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/3　（1回目） 12/26（2回目）
新家工業株式会社	10/31（1回目）	11/5（1回目）
株式会社 APJ	10/31（1回目）	11/12（1回目）
株式会社多賀製作所	10/31（1回目）	11/14（1回目）
NOK 株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	11/11（1回目） 1/9　（2回目）
恒成株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	回答無し（1回目） 12/22　（2回目）
太華工業株式会社	10/31（1回目） 12/19（2回目）	回答無し（1回目） 12/23　（2回目）
NS ステンレス株式会社	10/31（1回目）	11/12（1回目）
株式会社トランテックス	10/31（1回目）	11/4（1回目）
株式会社日阪製作所	10/31（1回目）	11/6（1回目）
日鉄ステンレス鋼管株式会社	10/31（1回目）	11/14（1回目）

１－６－４　代替国[46]選定

[46] 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も政令第 2 条第 1 項第 4 号における「国」と取り扱う。

(38)　同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている[47]。

１－６－４－１　代替国選定通知（1 回目）

(39)　令和 7 年 7 月 22 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 44 者、輸入者 29 者及び本邦生産者 23 者並びに中国政府に対し、また、同年 8 月 15 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 24 者及び輸入者 3 者に対し、さらに、同年 8 月 20 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 2 者及び輸入者 1 者に対し、「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定通知（1 回目）」という。）を送付した。

代替国選定通知（1 回目）においては、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するため、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国候補及びその選定理由について、**「表 10　代替国候補及びその選定理由」**のとおり示すとともに、これに対する意見を求めた。

表 10　代替国候補及びその選定理由

代替国候補	代替国候補の選定理由
インドネシア共和国、台湾、大韓民国、日本国	調査当局が調査したところ、左記 3 か国及び地域においてニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産及び販売が行われていると認められたことから、代替国候補として選定した。

(40)　代替国選定通知（1 回目）に対し、意見の提出期限である令和 7 年 8 月 5 日[48]、同月 29 日[49]及び同年 9 月 3 日[50]までに、供給者 1 者[51]、輸入者 1 者[52]、申請者 4 者[53]及び産業上の使用者 2 者[54]から、**「表 10　代替国候補及びその選定理由」**に対する意見の提出があり、その詳細は、**「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**及び**「表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由」**のとおりであった。

表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由

不適切と考える代替国候補	理由
インドネシア共和国	・当社が主に製造しているステンレス精密帯鋼は、一般的な製鉄所製品とは異なり、冷間圧延ステンレス鋼帯をさらに圧延加工した製品であり、0.5mm（7192.35）以下の精密製品に該当する。インドネシア共和国には、このような再圧延加工を行

[47] 政令第 2 条第 3 項及び世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）
[48] 令和 7 年 7 月 22 日に通知した者に対する意見の提出期限
[49] 令和 7 年 8 月 15 日に通知した者に対する意見の提出期限
[50] 令和 7 年 8 月 20 日に通知した者に対する意見の提出期限
[51] Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.
[52] ニチアス株式会社
[53] 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属
[54] 恒成株式会社、【産業上の使用者 A】

不適切と考える 代替国候補	理由
	う工場が客観的に存在しておらず、代替国候補として不適切であると考える。 ・以下①、②及び③の理由から、代替国候補として不適切であると考える。 ①インドネシア共和国の生産者は、ステンレス冷延製品の一部種類のみを生産しており、中国から輸入される調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていない可能性があること ②インドネシア共和国の生産者が生産するニッケル系ステンレス冷延製品の市場価格は、インドネシア共和国政府の介入により、歪曲していること ③インドネシア共和国生産者のコストを正確に把握することができないこと
台湾	以下①、②及び③の理由から、代替国候補として不適切であると考える。 ①台湾で生産される 300 系ステンレス冷延製品の大宗は、インドネシアから輸入したスラブ又はインドネシア若しくは中国から輸入した熱延鋼帯を使用しており、かかるスラブ又は熱延鋼帯は、台湾生産者の 300 系ステンレス冷延製品に係る製造コストの約 8 割を占めること ②インドネシアにおいて製造されるスラブ及び熱延鋼帯の価格が歪曲されていること ③中国において製造される熱延鋼帯の価格が歪曲されていること
大韓民国	以下①及び②の理由から、代替国候補として不適切であると考える。 ①大韓民国の生産者が生産するステンレス製品の価格は、電力補助金を含む、政府の多種多様な支援措置により、歪曲されている可能性があること ②大韓民国の大手ステンレスメーカーであるポスコ（POSCO Co., Ltd.）は、2022 年 9 月の大規模な水害による設備休止の影響を受けていると考えられること

表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由

適切と考える 代替国候補	理由
【第三国】、日本国	・左記の代替国候補は、当社子会社で購入・使用実績があるため、代替国候補として適切であると考える。 ・ただし、代替国品では、寸法、品質要求を満足しない使用用途もあるため、全量を代替することは、困難と考える。
大韓民国、日本国	左記の代替国候補は実績があるため、代替国候補として適切であると考える。
台湾、大韓民国、日本国	・代替国候補の日本国、大韓民国、台湾の中には、当社製品と同様のタイプを生産している企業が存在しているため、代替国候補として適切であると考える。ただし、適切な生産者及び製品を選定することが前提条件となる。 ・適切な生産者及び製品を選定するにあたっては、当社製品であるステンレス精密帯鋼が、一般用途向けステンレス鋼帯とは明確に異なる製品特性を有しており、その用途や価格も大きく異なることを考慮し、当社製品と同様の製品を製造している生産者を選定する必要がある。
日本国	**「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**のとおり、インドネシア共和国、台湾及び大韓民国は、代替国候補として不適切である一方で、日本国は、本邦生産者についての情報を入手・使用することが可能であることから、代替国候補として適切であると考える。

１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）

(41)　代替国選定通知（1 回目）に対する上記(40)の意見を踏まえ、令和 7 年 10 月 1 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 67 者、輸入者 27 者及び本邦生産者 15 者並びに中国政府に対し、「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定通知（2 回目）」という。）を送付した。

代替国選定通知（2 回目）においては、調査当局は、上記(40)の意見について、以下(ア)から(エ)までの検討結果を示した。

(ア)　インドネシア共和国が代替国候補として不適切である旨の「当社が主に製造している

ステンレス精密帯鋼は、冷間圧延ステンレス鋼帯をさらに圧延加工した製品であり、0.5mm（7192.35）（原文ママ。正しくは「7219.35」）以下の精密製品に該当する。インドネシア共和国には、このような再圧延加工を行う工場が客観的に存在しておらず、代替国候補として不適切であると考える。」との意見については、利害関係者から提出された当該意見のみでは、当該意見に記載された産品と比較可能な産品を生産する工場がインドネシア共和国に存在するか否かについて事実関係を確認できないため、現時点においては、当該意見をもって、インドネシア共和国を代替国候補から除外しない。

(イ) インドネシア共和国が代替国候補として不適切である旨のその他の意見については、インドネシア共和国政府の介入によりニッケル系ステンレス冷延製品の主要な原材料であるニッケル鉱石の費用が市場価格を反映していない可能性がある十分な証拠が示されていたものの、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することが相当であり、現時点においては、当該意見のみをもって、インドネシア共和国を代替国候補から除外しない。

(ウ) 台湾が代替国候補として不適切である旨の意見については、当該意見で述べられている各種事項については、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することが相当であり、現時点においては、当該意見のみをもって、台湾を代替国候補から除外しない。

(エ) 大韓民国が代替国候補として不適切である旨の「①大韓民国の生産者が生産する産品の価格について、電力補助金を含む、大韓民国政府の多種多様な支援措置により、歪曲されている可能性がある」及び「②大韓民国の大手ステンレスメーカーであるポスコ（POSCO Co., Ltd.）は、2022 年 9 月の大規模な水害による設備休止の影響を受けている」との意見については、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することが相当であり、現時点においては、当該意見のみをもって、大韓民国を代替国候補から除外しない。

(42) 代替国選定通知（2 回目）においては、調査当局は、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）39 者を、各代替国候補における一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）[55]が中国に近い順に優先順位[56]を付けて記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**を示すとともに、「台湾の生産者を除く全ての代替国候補の生産者に対し、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」、「これらの代替国候補について、①調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合又は②生産者に関する情報が入手・使用できないと調査当局が判断した場合には、代替国候補から除外する」旨を明示し、これに対する意見を求めた。

代替国選定通知（2 回目）においては、代替国候補について、調査当局は、複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**のとおり、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用することとし、同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、調査当局が適当と判断した生産者の情報を使用することとする旨を明示した。

表 13　代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	代替国供給者名
1	インドネシア共和国	PT Indonesia Ruipu Nickel and Chrome Alloy
		PT Yong Wang Indonesia

[55] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）」

[56] 日本国に関しては、本調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから代替国候補としたが、本調査を実施する当事国であることを考慮して、優先順位を最後とした。

優先順位	代替国候補	代替国供給者名
		PT Jindal Stainless, Indonesia
		PT IMR ARC Steel
		PT. Bina Niaga Multiusaha
2	台湾	YUSCO
		Walsin
		Tang Eng Iron Works Co., Ltd.
		Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.
		Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.
		CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
		TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.
		Yuan Long Stainless Steel Corp.
		Tung Mung Development Co., Ltd.
		China Steel Corporation
		Chung Hung Steel
		YC INOX CO., LTD.
		Ton Yi Industrial Corp.
3	大韓民国	Hyundai BNG Steel
		DAIYANG METAL CO., LTD.
		HYUNDAI STEEL CO., LTD.
		KORINOX CO., Ltd.
		Poongsan Special Metal
		POSCO INTERNATIONAL
		Cenit Co., Ltd.
4	日本国	日本製鉄
		日本冶金工業
		ナス鋼帯
		日本金属
		大同特殊鋼株式会社
		株式会社プロテリアル
		明道メタル株式会社
		株式会社特殊金属エクセル
		日鉄ケミカル&マテリアル株式会社
		開進工業株式会社
		ナス物産株式会社
		リンタツ株式会社
		中川産業株式会社
		恒成株式会社
		株式会社プロテリアル金属

(43)　代替国選定通知（2 回目）に対し、意見の提出期限である令和 7 年 10 月 15 日までに、輸入者 1 者[57]及び申請者である本邦生産者 4 者[58]から、意見の提出があり、その詳細は、**「表 14 代替国候補に関する意見」**のとおりであった。

[57] 【輸入者 B】
[58] 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属

表 14　代替国候補に関する意見

意見	理由
代替国候補から大韓民国、台湾、日本国を除外しない、との調査当局の判断を支持する。	産業上の使用者は、用途や最終需要家の意向などにより、既にその使い分けを行っていることから、現在の主要輸入国であり価格水準が近い大韓民国、台湾との比較において正常価格を算出すべきである。日本国のみを代替国候補として算出し課税判断が下された場合、使い分けを進めてきた産業上の使用者へのコストアップの影響が大きく、我が国の産業競争力の低下に繋がるおそれがある。
インドネシア共和国は、代替国として不適切であると考える。	・【中国の生産者の母材】。インドネシア共和国政府の介入によりニッケル鉱石の費用は適正な市場価格ではない、との指摘はそのとおりであり、課税開始後は、インドネシア共和国及び第三国を起点として、インドネシア母材を冷間圧延した製品が日本に流入する可能性が極めて高い。欧州がインドネシア母材への規制を強化したのと同様に、我が国もインドネシア母材の再圧延は迂回輸出の扱いとして規制を強化しない限り、本調査の根本的な問題解決には繋がらない。 ・汎用品である SUS304 2B は、本邦の産業上の使用者の産業競争力を維持するためにも、大韓民国、台湾を中心とした海外の生産者の情報に基づき検討・評価されるべき。汎用外品やステンレス精密帯鋼は、大韓民国、台湾、日本国を代替国候補として評価されるべき。 ・インドネシア共和国及びインドネシア母材を用いた生産者は、正常価格算出の基準として適切でなく、代替・評価されるべきではない。インドネシアの黒皮コイルやスラブに依存せず、適正な原料を用いて自社溶解により生産している JIS G4305 の認証取得メーカーおいて代替・評価されるべき。
インドネシア共和国、台湾及び大韓民国は、代替国として不適切であると考える。	1. インドネシア共和国が代替国として不適切と考える理由 ・インドネシア共和国の生産者は、ステンレス冷延製品の一部種類のみを生産しており、中国から輸入される調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていない可能性があること。 ・インドネシア共和国の生産者が生産するニッケル系ステンレス冷延製品の市場価格は、インドネシア共和国政府の介入により、歪曲していること。 ・インドネシア共和国の調査当局は、2019 年 10 月 23 日、中国産及びマレーシア産ステンレス冷延鋼帯及び鋼板に対し、不当廉売調査を開始し、不当廉売輸入がインドネシア共和国内産業に実質的損害を与えていることを認定したが、2022 年 12 月 6 日に、インドネシア共和国の公共の利益を理由として、不当廉売関税を課すことなく調査を終了することを発表した。少なくとも上記調査対象期間においては、インドネシア共和国におけるステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の市場価格は、不当廉売輸入された中国産品により歪められていたと考えられる。 ・その後、インドネシア共和国が中国産ステンレス冷延鋼帯及び鋼板に対し不当廉売関税を課したとの情報は無く、インドネシア共和国における中国産ステンレス冷延鋼帯及び鋼板の輸入量が増加し続けていることに鑑みれば、インドネシア共和国におけるステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の市場価格は、調査対象期間以降も、同期間と同程度かそれ以上に、不当廉売輸入された中国産品により歪められている疑いがある。 2. 台湾が代替国として不適切と考える理由 **「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**のうち「台湾」欄に記載のとおり。 3. 韓国が代替国として不適切と考える理由 ・韓国については、①韓国の生産者が生産するステンレス製品の価格は、電力補助金を含む、政府の多種多様な支援措置により、歪曲されている可能性があること、及び②韓国の大手ステンレスメーカーであるポスコ（POSCO Co., Ltd.）は、2022 年 9 月の大規模な水害による設備休止の影響を受けていると考えられることに加えて、③韓国の高炉メーカーのうち少なくともポスコは、コスト割れ価格による販売を

意見	理由
	行っていると推測されること、並びに④韓国のリロールメーカーは、原材料として価格が歪曲されたインドネシア材及び中国材を多く使用していると考えられることからも、代替国として不適切であると考える。 ・仮に、ポスコが一部の国内又は輸出販売については、コスト割れ価格ではない価格で販売していたとしても、断片的な価格データを代替国価格として使用することは、適切でない。さらに、構成価格についても、少なくとも利潤部分は、代替国価格算定の際に使用すべきでなく、構成価格の全ての要素（生産費、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤）に係るデータが揃っている本邦生産者の価格を代替国価格として使用することが適切であると考えられる。 ・中国産及びインドネシア産の原材料を使用している韓国のリロールメーカーが生産・販売した同種の貨物の情報は、代替国における正常価格の算出において使用することが不適切である。また、仮に、韓国を代替国に選定した場合であっても、リロールメーカーの国内販売価格、輸出価格又は構成価格を正常価格として使用する際には、価格歪曲がないことを、母材まで遡って確認すべきであると考えられる。 ・上記内容に照らせば、①海外材の流入及び②中国及びインドネシアから輸入した原板を使用するリロールメーカーの攻勢により、韓国内生産量の 80%超を占めるポスコも赤字に陥っている結果、韓国内のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び鋼板の市場全体の価格が、中国材やインドネシア材によって歪曲されていると考えられる。

(44)　調査当局は、上記(43)の意見について、以下(ア)から(ウ)までのとおり検討した。

(ア)　インドネシア共和国が代替国として不適切である旨の意見については、一定程度考慮すべき意見が示されているものの、今後の調査において、同国の代替国供給者から調査対象貨物に係る正常価格算定のための情報を入手した上で、当該意見において示された事実が認められるかどうかを判断することが相当であり、インドネシア共和国を代替国候補から除外しない。

(イ)　インドネシア共和国、台湾及び大韓民国が代替国として不適切である旨の意見については、今後の調査において、代替国供給者から調査対象貨物に係る正常価格算定のための情報を入手した上で、当該意見で示された事実が認められるかを判断することが相当であり、インドネシア共和国、台湾及び大韓民国を代替国候補から除外しない。

(ウ)　政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該（輸入貨物の）供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として調査当局が用いることとした「一人当たりの GNI」を基準としたところ、これよりも適切であると認められる基準を提案する意見は示されなかったため、**「表 14　代替国候補に関する意見」**の優先順位は変更しない。

(45)　利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等について、その詳細（利害関係者名、代替国選定通知（1 回目）（送付日及び意見の提出日）並びに同選定通知（2 回目）（送付日及び意見の提出日））は、**「表 15 利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等」**のとおりであった。

表 15　利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等

利害関係者名	代替国選定通知（1 回目）	代替国選定通知（2 回目）

	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
Shanxi Taigang	7/22	－	10/1	－
Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	7/22	－	10/1	－
PZSS	7/22	－	10/1	－
Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation	7/22	－	10/1	－
Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	7/22	－	10/1	－
Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.	7/22	－	10/1	－
Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Yongjin Technology Group Co., Ltd.	7/22	－	※　供給者ではないことが判明したため送付せず。	
Guangdong Yongjin	7/22	－	10/1	－
Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	－	※　供給者ではないことが判明したため送付せず。	
Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	7/22	－	※　供給者ではないことが判明したため送付せず。	
FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	7/22	－	10/1	－
Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited	7/22	－	10/1	－
Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－
Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.	7/22	－	10/1	－

LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	7/22	—	10/1	—
Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
清远市祥麟不锈钢有限公司	7/22	—	10/1	—
FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	7/22	—	10/1	—
Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Lishui Yida Technology Co., Ltd.	7/22	—	10/1	—
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	7/22	8/4	10/1	—
Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Taiyuan Iron and Steel (Group)	8/15	—	10/1	—
Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
【海外供給者 A】	8/15	—	10/1	—
【海外供給者 B】	8/15	—	10/1	—
Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
大谷金属加工（蘇州）有限公司	8/15	—	10/1	—
Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
Guangdong Lianchang Metal Metal Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—
広東 JERAY 技術有限公司	8/15	—	10/1	—
広東宏旺金属材料有限公司	8/15	—	10/1	—
Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	8/15	—	10/1	—

TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	8/15	－	10/1	－
MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	8/15	－	10/1	－
青郎国際	8/15	－	10/1	－
TSD TRADING CO., LIMITED	8/15	－	10/1	－
Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd	8/15	－	10/1	－
多賀商貿（天津）有限公司	8/20	－	10/1	－
Baolai Steel Group Co., Ltd.	8/20	－	10/1	－
株式会社建昌	7/22	－	10/1	－
Joy Reap Japan 株式会社	7/22	－	－	－
JFE 商事株式会社	7/22	－	10/1	－
リンタツ株式会社	7/22	－	10/1	－
【輸入者 B】	7/22	－	10/1	10/15
【輸入者 A】	7/22	－	10/1	－
株式会社暁星ジャパン	7/22	－	10/1	－
現代ジャパン株式会社	7/22	－	10/1	－
サムスン C&T ジャパン株式会社	7/22	－	10/1	－
サンワークス株式会社	7/22	－	10/1	－
秀和通商株式会社	7/22	－	10/1	－
住友商事株式会社	7/22	－	10/1	－
千代田メタル株式会社	7/22	－	10/1	－
阪和興業株式会社	7/22	－	10/1	－
阪和工材株式会社	7/22	－	－	－
山伸マテリアル株式会社	7/22	－	－	－
【産業上の使用者 A】	7/22	8/4	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社サステック	7/22	－	10/1	－
株式会社岡本正太郎商店	7/22	－	－	－
千葉金属工業株式会社	7/22	－	－	－
株式会社円明	7/22	－	10/1	－
豊商株式会社	7/22	－	10/1	－
株式会社外山精一商店	7/22	－	－	－
山文中川ステンレス株式会社	7/22	－	－	－
オーエフ工業株式会社	7/22	－	10/1	－
株式会社菊浜	7/22	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	7/22	－	10/1	－
株式会社大谷加工	8/15	－	10/1	－
ニチアス株式会社	8/15	8/29	10/1	－
アレゲニー・テクノロジーズ・ジャパン株式会社	8/15	－	10/1	－
株式会社アクティブリソース	8/22	－	10/1	－
株式会社多賀製作所	－	－	10/1	－
株式会社 APJ	－	－	10/1	－

メタコート工業株式会社	－	－	10/1	－
JFE スチール株式会社	7/22	－	10/1	－
日本製鉄	7/22	8/5	10/1	10/15
日本冶金工業	7/22	8/5	10/1	10/15
ナス鋼帯	7/22	8/5	10/1	10/15
日本金属	7/22	8/5	10/1	10/15
大同特殊鋼株式会社	7/22	－	10/1	－
株式会社プロテリアル	7/22	－	10/1	－
明道メタル株式会社	7/22	－	10/1	－
株式会社特殊金属エクセル	7/22	－	10/1	－
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社	7/22	－	10/1	－
開進工業株式会社	7/22	－	10/1	－
ナス物産株式会社	7/22	－	10/1	－
中川産業株式会社	7/22	－	10/1	－
恒成株式会社	7/22	8/4	10/1	－
株式会社プロテリアル金属	－	－	10/1	－
藤田金屬株式会社	7/22	－	－	－
NS ステンレス株式会社	7/22	－	－	－
大阪ステンレスセンター株式会社	7/22	－	－	－
東京ステンレス研磨興業株式会社	7/22	－	－	－
太華工業株式会社	7/22	－	－	－
豊田スチールセンター株式会社	7/22	－	－	－

１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(46)　令和 7 年 9 月 29 日、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に示した調査当局が知り得た代替国供給者 27 者[59]に対し、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中にニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国当初質問状」といい、お願い紙（代替国）、代替国確認票及び代替国当初質問状を併せて「代替国当初質問状等」という。）を送付し、協力を求めた。

(47)　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（優先順位、代替国候補、代替国供給者名、代替国確認票回答日、代替国確認票回答内容、代替国当初質問状回答日（調査項目 A）、代替国当初質問状回答延長要望（調査項目 B～D）、代替国当初質問状回答日（調査項目 B～D））は、**「表 16　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。なお、代替国当初質問状（調査項目 B～D）に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支

[59] 上記(42)のとおり、台湾の生産者（13 者）を除く。

障のない範囲でこれを認めた。

表 16　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

優先順位	代替国候補	代替国供給者名	代替国確認票回答日	代替国確認票回答内容				代替国当初質問状回答日（調査項目 A）	代替国当初質問状回答延長要望（調査項目 B～D）	代替国当初質問状回答日（調査項目 B～D）
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
3	大韓民国	POONGSAN SPECIAL METAL	10/15	有	有	する	受入可	回答無し	－	回答無し
4	日本国	株式会社プロテリアル金属	10/8	有	有	しない	回答無し	回答無し	－	回答無し
4	日本国	株式会社プロテリアル	10/9	有	有	しない	回答無し	回答無し	－	回答無し
4	日本国	日本製鉄	10/9	有	有	する	受入可	11/5	10/29	11/19
4	日本国	明道メタル株式会社	10/11	有	有	しない	回答無し	回答無し	－	回答無し
4	日本国	開進工業株式会社	10/14	有	有	しない	回答無し	回答無し	－	回答無し
4	日本国	大同特殊鋼株式会社	10/14	有	有	する	受入可	回答無し	－	回答無し

１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(48)　調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国当初質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 1 者[60]に対し、令和 7 年 12 月 25 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対し、当該代替国供給者から、提出期限である令和 8 年 1 月 15 日までに、不備改め版回答の提出があった。

１－６－６　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(49)　調査当局は、利害関係者からの各当初質問状（本邦生産者当初質問状、供給者当初質問状及び市場経済当初質問状）及び各不備改め版回答を受領後、各回答の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 4 者に対し、「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を、供給者 4 者に対し、「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を、中国の供給者 2 者に対し、「中華人民共和国における国

[60] 日本製鉄

内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の追加質問状」（以下「市場経済追加質問状」といい、本邦生産者追加質問状、供給者追加質問状及び市場経済追加質問状を併せて「追加質問状」という。）を、それぞれ送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[61]並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(50) 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状送付日及び追加質問状回答日）は、**「表 17　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。なお、供給者追加質問状に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 17　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者名	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
日本製鉄	1/16[62]（1 回目） 3/11[63]（2 回目）	1/30（1 回目） 3/25（2 回目）
日本冶金工業	1/16[64]	1/30
ナス鋼帯	1/16[65]（1 回目） 2/10[66]（2 回目）	1/30（1 回目） 2/20（2 回目）
日本金属	1/16[67]	1/30
＜供給者追加質問状＞		
Shanxi Taigang	1/22[68]	2/5
PZSS	1/29[69]（1 回目） 2/26[70]（2 回目）	2/12（1 回目） 3/5　（2 回目）
YUSCO	2/10[71]	3/3
Walsin	2/5[72]	2/26 3/5（延長後）
＜市場経済追加質問状＞		
Guangdong Yongjin	1/20[73]	2/3
PZSS	1/29[74]	2/12 （当該回答書の取り扱いについては下記(78)及び(80)から(82)まで参照）

[61] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[62] 回答期限は令和 8 年 1 月 30 日
[63] 回答期限は令和 8 年 3 月 25 日
[64] 回答期限は令和 8 年 1 月 30 日
[65] 回答期限は令和 8 年 1 月 30 日
[66] 回答期限は令和 8 年 2 月 20 日
[67] 回答期限は令和 8 年 1 月 30 日
[68] 回答期限は令和 8 年 2 月 5 日
[69] 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日
[70] 回答期限は令和 8 年 3 月 5 日
[71] 回答期限は令和 8 年 3 月 3 日
[72] 回答期限は令和 8 年 2 月 26 日
[73] 回答期限は令和 8 年 2 月 3 日
[74] 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日

１－６－７　利害関係者（供給者）への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(51)　調査当局は、利害関係者（供給者）からの供給者追加質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、供給者１者[75]に対し、令和８年２月 26 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対し、当該供給者から、提出期限である令和８年３月５日までに、不備改め版回答の提出があった。

１－６－８　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明並びに情報の提供

１－６－８－１　証拠の提出及び証言

(52)　証拠の提出[76]について、その期限である令和７年 10 月 11 日までに提出があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、「**表 18　証拠の提出**」のとおりであった。なお、上記「**１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等**」、「**１－６－１－３　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等**」及び「**１－６－１－４　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等**」のとおり、提出期限後、供給者１者から確認票に対する回答、輸入者１者から輸入者当初質問状（調査項目 A）に対する回答及び本邦生産者２者から確認票に対する回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 18　証拠の提出

提出者名	提出日
＜供給者＞	
PZSS	9/8
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	10/9
＜輸入者＞	
株式会社大谷加工	10/8 及び 10/22
＜本邦生産者＞	
大同特殊鋼株式会社	8/7
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社	10/14
日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯及び日本金属（4 者連名）	8/5、10/15 及び 10/22

(53)　証言[77]について、その期限である令和７年 10 月 22 日までに申出があり、その詳細（証言者名、申出日、聴取日、証言聴取記録送付日及び証言聴取記録回答日）は、「**表 19　証言**」のとおりであった。なお、調査当局は、証言聴取記録について、利害関係者に対し、閲覧に供した。

表 19　証言

証言者名	申出日	聴取日	証言聴取記録送付日	証言聴取記録回答日
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	9/28 及び 10/2	10/17	10/28	10/29

[75] PZSS
[76] 政令第 10 条第１項
[77] 政令第 10 条第１項

１－６－８－２　対質の申出

(54)　対質の申出[78]について、その期限である令和 7 年 11 月 25 日までに申出はなかった。

１－６－８－３　意見の表明

(55)　意見の表明[79]について、その期限である令和 7 年 11 月 25 日までに表明があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、**「表 20　意見の表明」**のとおりであった。

表 20　意見の表明

提出者名	提出日
＜供給者＞	
Walsin	8/12
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	8/12
＜輸入者＞	
株式会社多賀製作所[80]	11/21
株式会社大谷加工	11/25
サンワークス株式会社	11/25
＜本邦生産者＞	
日本製鉄	10/22
日本冶金工業	10/22
ナス鋼帯	10/22
日本金属	10/22

１－６－８－４　情報の提供

(56)　情報の提供[81]について、その期限である令和 7 年 11 月 25 日までにその提供はなかった。なお、上記**「１－６－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等」**のとおり、提出期限後、産業上の使用者 3 者から確認票に対する回答が提出されたため、これを情報の提供として受領した。

１－６－９　現地調査

１－６－９－１　中国の供給者に対する現地調査の実施状況

(57)　令和 8 年 1 月 20 日、中国の供給者 3 者[82]に対し、**「表 21-1　中国の供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[83]を行った。

78 政令第 12 条第 1 項
79 政令第 12 条の 2 第 1 項
80 株式会社多賀製作所は、輸入者兼産業上の使用者
81 政令第 13 条第 1 項
82 Guangdong Yongjin、Shanxi Taigang、PZSS
83 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ

(58)　これに対し、上記(57)の中国の供給者 3 者から、回答期限である令和 8 年 1 月 27 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(59)　中国の供給者 3 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から中華人民共和国駐日本国大使館を通じて中国政府に対し、中国の供給者 3 者に対する現地調査への異議の有無について確認[84]を依頼した。

(60)　これに対し、中華人民共和国駐日本国大使館から外務省を通じて、中国の供給者 3 者に対する現地調査について、中国政府は異議がない旨の回答を得た。

(61)　現地調査の受入れに同意した中国の供給者 3 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[85]し、その後、**「表 21-1　中国の供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した[86]。なお、中国の供給者 1 者[87]については、同者を市場経済の条件が浸透している事実の有無に限って、現地調査を実施した。

表 21-1　中国の供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名 （中国）	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等通知日	現地調査実施日
Guangdong Yongjin	1/20	1/27	2/10	3/5～3/6
Shanxi Taigang	1/20	1/26	2/18	3/9～3/10
PZSS	1/20	1/27	2/25	3/16～3/18

１－６－９－２　台湾の供給者かつ代替国供給者に対する現地調査の実施状況

(62)　令和 8 年 2 月 2 日、台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者[88]に対し、**「表 21-2　台湾の供給者かつ代替国供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[89]を行った。

(63)　これに対し、上記(62)の台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者から、回答期限である令和 8 年 2 月 9 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(64)　台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から日本台湾交流協会経由で転達を依頼した台湾当局に対し、台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認[90]を依頼した。

(65)　これに対し、日本台湾交流協会から外務省を通じて、台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者に対する現地調査について、台湾当局は異議がない旨の回答を得た。

[84] 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ
[85] 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②
[86] 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。
[87] Guangdong Yongjin
[88] YUSCO、Walsin
[89] 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ
[90] 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ

(66)　現地調査の受入れに同意した台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[91]し、その後、**「表 21-2　台湾の供給者かつ代替国供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した[92]。

表 21-2　台湾の供給者かつ代替国供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名 （台湾）	現地調査受入可否 等確認通知日	現地調査受入 可否等回答日	現地調査項目等 通知日	現地調査実施日
Walsin	2/2	2/5	3/19	4/7～4/10
YUSCO	2/2	2/9	3/26	4/13～4/15

１－６－９－３　本邦生産者に対する現地調査の実施状況

(67)　令和 8 年 1 月 20 日、**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載の本邦生産者当初質問状に対する回答を提出した本邦生産者 6 者のうち 2 者[93]に対し、**「表 21-3　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[94]を行った。

(68)　これに対し、上記(67)の本邦生産者 2 者から、回答期限である令和 8 年 1 月 27 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(69)　現地調査の受入れに同意した本邦生産者 2 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[95]し、その後、**「表 21-3　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり現地調査を実施した[96]。

表 21-3　本邦生産者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入可否 等確認通知日	現地調査受入 可否等回答日	現地調査項目等 通知日	現地調査実施日
日本製鉄	1/20	1/27	2/10	2/26～2/27
日本金属	1/20	1/27	2/10	3/4

１－６－９－４　中国の供給者、台湾の供給者かつ代替国供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続の実施状況

(70)　調査当局は、現地調査終了後、各現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である中

[91] 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②
[92] 現地調査は、現地にて実施するとともに、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。
[93] 日本製鉄、日本金属
[94] ガイドライン 9. (1)一①イ、ロ及び(3)
[95] ガイドライン 9. (1)一②及び(3)
[96] 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。

国の供給者 3 者、台湾の供給者かつ代替国供給者 2 者及び本邦生産者 2 者に対し、各現地調査結果報告書を送付の上、期限を定めて、各現地調査結果報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る各現地調査結果報告書への反映については、調査当局が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。

(71) 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等は、**「表 21-4 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等」**のとおりである。

(72) 調査当局は、各修正の要望の内容を検討し、その内容が適当であると認めたものに限り、各現地調査結果報告書を修正した。

表 21-4 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等

対象者名	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
＜中国の供給者＞		
Guangdong Yongjin	3/12	3/19
Shanxi Taigang	3/31	4/8
PZSS	4/6	4/27（期限後）
＜台湾の供給者かつ代替国供給者＞		
Walsin	4/22	5/7
YUSCO	4/28	提出なし
＜本邦生産者＞		
日本製鉄	3/11	3/25
日本金属	3/11	3/25

１－７ 秘密の情報

(73) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）について、調査当局は、お願い紙を含む利害関係者等に対する通知において、「回答のうち営業活動等が明らかになる情報は、協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができること、営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合は、「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面（本文中において「秘密扱いを求める書面」という。）を期限までに提出すること」、「提出書面等に不備がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答を不採用とすること」を明示した。

(74) 調査当局は、以上を前提に、利害関係者等に対し、秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領[97]した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

１－８ 証拠等の閲覧

(75) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査

[97] 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、第 10 条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条の 3 第 1 項及び第 3 項

当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[98]。

１－９　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘

(76)　利害関係者に対し、閲覧に供した開示版質問状回答書等に係る秘密情報の開示範囲又は秘密情報の要約の適切性について意見を求めたところ、本邦生産者 4 者[99]から中国の供給者 1 者[100]及び台湾の供給者 1 者[101]から提出された確認票回答書に対する意見が提出された。当該意見を踏まえ、意見の対象となった供給者 2 者に対し、確認票回答書（開示版）の開示範囲又は秘密情報の要約を修正し提出する意思がある場合は、修正版の確認票回答書（開示版）を提出するよう求めたところ、提出期限である令和 7 年 10 月 31 日までに、意見の対象となった供給者 2 者から、修正版の確認票回答書（開示版）が提出された。その詳細（提出者名、提出日、意見の対象となった供給者名、修正版提出に係る通知日及び修正版提出日）は、**「表 22　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 22　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等

提出者名	提出日	意見の対象となった供給者名	修正版提出に係る通知日	修正版提出日
日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯及び日本金属（4 者連名）	10/16	Shanxi Taigang	10/24	10/31
	10/16	YUSCO	10/24	10/31

(77)　利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密扱いを求める書面を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

(78)　上記(77)の通知に対し、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密扱いを求める書面が提出され、これを閲覧に供した。

供給者 1 者[102]については、**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査項目 A～E に係る供給者当初質問状回答書等の開示版が提出されたが、秘密扱いを求める書面が提出されていなかったため、同者に対し、**「表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり、当該書面を含めた不備改め版回答書の提出を 4 回にわたって求めたが、同者から秘密扱いを求める書面が提出されなかった。このため調査当局は、同者が秘密扱いを求める範囲及び理由を確認することができず、利害関係者の閲覧に供し得る供給者当初質問状回答の適否及び範囲を確定することができなかった。したがって、調査当局は、同者が提出した供給者当初質問状回答について、閲覧の機会を確保することができず、当該回答書を証拠として扱うことができなかった。

(79)　供給者、輸入者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答等の提出状況等について、その詳細（供給者名、輸入者名及び産業上の使用者名、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日、並びに開示版修正回答及び秘密扱いを求める書面等の提出日）は、**「表 23　供給者、輸入者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等」**

98 政令第 11 条
99 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属
100 Shanxi Taigang
101 YUSCO
102 PZSS

のとおりであった。

表 23　供給者、輸入者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名、輸入者名及び産業上の使用者名	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日	開示版修正回答及び秘密扱いを求める書面等の提出日
＜供給者＞		
PZSS	10/17（1 回目） 12/25（2 回目）	10/31（1 回目） 1/15　（2 回目） （当該回答書の取り扱いについては上記(78)及び(80)から(82)まで参照）
Shanxi Taigang	10/17（1 回目） 12/8　（2 回目）	10/31（1 回目） 12/22（2 回目）
YUSCO	10/17（1 回目） 12/8　（2 回目） 2/10　（3 回目）	10/31 及び 11/10（延長後）（1 回目） 12/22 及び 1/14（延長後）（2 回目） 3/3（3 回目）
Walsin	10/17（1 回目） 12/8（2 回目） 2/5（3 回目）	10/31（1 回目） 12/22（2 回目） 2/26　（3 回目）
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
Tung Mung Development Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/6　（1 回目） 12/23（2 回目）
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
Yongjin Technology Group Co., Ltd.	10/31（1 回目）	回答無し
Guangdong Yongjin	10/31（1 回目） 12/12[103]（1 回目） 2/5[104]（2 回目）	11/14（1 回目） 12/26（1 回目） 2/26　（2 回目）
Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	10/31（1 回目）	回答無し
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/10（1 回目） 1/8　（2 回目）
China Steel Global Trading Corporation	12/19（1 回目）	12/22（1 回目）
【海外供給者 A】	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/5　（2 回目）
【海外供給者 B】	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/5　（2 回目）
＜輸入者＞		
JFE 商事株式会社	10/31（1 回目）	11/13（1 回目）
岩谷産業株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
【輸入者 A】	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/5　（2 回目）
株式会社暁星ジャパン	10/31（1 回目）	11/14（1 回目）
サンワークス株式会社	10/31（1 回目）	11/14（1 回目）

[103] 市場経済当初質問状回答書に対する不備指摘
[104] 同上

	12/19（2 回目）	1/9（2 回目）
阪和興業株式会社	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/9　（2 回目）
株式会社サステック	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/5　（2 回目）
株式会社大谷加工	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）
株式会社多賀製作所	10/31（1 回目） 12/19（2 回目）	11/14（1 回目） 1/7　（2 回目）
＜産業上の使用者＞		
NOK 株式会社	10/31（1 回目）	11/11（1 回目）
【産業上の使用者 A】	10/31（1 回目）	回答無し

１－１０　秘密証拠を調べないものとしたことの通知

(80)　調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答書、市場経済当初質問状回答書及び市場経済追加質問状回答書のうち、PZSS が秘密として取り扱うことを求める回答及び秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した回答（以下「回答書開示版」という。）に分かれているものに関して、秘密扱いを求める書面が提出されているか確認した結果、当該書面が提出されていないことを確認した。

(81)　また、PZSS から提出された供給者当初質問状（様式）に係る回答書開示版は、調査当局から送付した様式の表形式を使用せず、単に「財務データはビジネス秘密です」又は「ビジネス秘密」とのみ記載されており、秘密の情報について実質を合理的に理解することができる要約が付されているとは認められなかった。

(82)　調査当局は、**「表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**及び**「表 23　供給者、輸入者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、PZSS に対して不備指摘等を行い、秘密扱いを求める書面の提出を求めるとともに回答書開示版について修正を求めた。しかし、上記(80)のとおり、PZSS から供給者当初質問状、市場経済当初質問状及び市場経済追加質問状に係る秘密扱いを求める書面が提出されなかったことから、調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答書、市場経済当初質問状回答書及び市場経済追加質問状回答書について、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由について確認することができないため、秘密として取り扱うことが適当であると認めることができなかった。また、上記(81)のとおり、PZSS から提出された供給者当初質問状（様式）回答書開示版には、適当と認められる要約が付されているとは認められなかった。このため、令和 8 年 6 月 5 日、調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答書、市場経済当初質問状回答書及び市場経済追加質問状回答書について調べないものとし、その旨及び理由を PZSS に対し書面により通知[105]した。

なお、PZSS から提出された当初質問状回答のうち、秘密として取り扱うことが求められていないことが明らかである非開示・開示共通版の当初質問状回答については、証拠として採用した。

１－１１　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(83)　調査当局は、上記(16)、(19)、(23)、(25)、(36)及び(49)のとおり、調査当局が知り得た供給者 90 者、輸入者 29 者及び本邦生産者 23 者に対し、質問状等を送付し、回答を求めるに当

[105] 政令第 10 条第 6 項及び第 10 条の 3 第 4 項において準用する第 7 条第 10 項

たって、指定された期限までに回答しない場合、調査当局は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載して公表した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

２－１　総論

２－１－１　調査対象貨物

(84)　調査対象貨物は、中国及び台湾で生産され本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板であり、当該貨物の詳細は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴」**及び**「１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国」**のとおりである。

２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(85)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じであるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板、又はそのようなニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板とした。

２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方

(86)　不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする[106]こととした。

(87)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する[107]こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて[108]、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する[109]こととした。

(88)　輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する[110]こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

106 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.
107 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10
108 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
109 協定 9.2
110 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

(89)　価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する[111]こととした。

(90)　算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である[112]とした。

２－１－４　不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

(91)　上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査開始と同時に、調査当局が知り得た供給者 56 者に対し、確認票及び供給者当初質問状を送付した。また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者に対して、令和 7 年 8 月 15 日には 32 者、同年 8 月 20 日には 2 者に確認票及び供給者当初質問状を送付した。

これに対して、確認票については、中国の供給者 9 者から回答の提出があり[113]、6 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 9 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 9 者から本調査へ協力する旨の回答があった。また、台湾の供給者 11 者から回答の提出があり、7 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 10 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 10 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

(92)　調査当局は、調査開始と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館及び台湾当局に対し、調査対象貨物の供給者として調査開始までに調査当局が知り得た中国並びに台湾の生産者及び輸出者 56 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者及び輸入者に対し、上記**「１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりそれぞれに係る確認票において、中国並びに台湾の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載されたお願い紙のⅠ．注意事項(8)において、確認票又は質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[114]並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

また、調査当局では、お願い紙のⅠ．注意事項(9)及び確認票Ⅰ．4.(3)調査協力・標本抽出(サンプリング)c)において、政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合がある旨を明示した。

(93)　確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 90 者に対し、サンプリング通知を送付し、調査当局は提出された確認票の回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

111 協定 2.4.1
112 協定 5.8
113 供給者ではないとの回答のあった 4 者を除く。
114 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

(94)　これを受け、調査当局は、サンプリング調査対象者として、確認票の回答において本調査へ協力することを表明した中国の供給者 9 者及び台湾の供給者 10 者のうち、それぞれ調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出した上で、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように中国の供給者 2 者[115]及び台湾の供給者 2 者[116]を選定し、これらの者から提出された証拠等により事実認定を行うこととした。

２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方

(95)　正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[117]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合[118]には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[119]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[120]とする[121]こととした。

(96)　単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす[122]こととした。

２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(97)　上記**「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」**にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として以下のいずれか[123]を使用することとした。

(ア)　代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格

(イ)　代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格

(ウ)　代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販

115 PZSS、Shanxi Taigang
116 YUSCO、Walsin
117 政令第 2 条第 1 項第 1 号
118 政令第 2 条第 2 項
119 政令第 2 条第 1 項第 2 号
120 政令第 2 条第 1 項第 3 号
121 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項
122 協定 2.2.1
123 政令第 2 条第 1 項第 4 号

売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方

(98)　上記(97)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれているもの[124]とした。

(ア)　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国を原産地とする調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。(エ)において同じ。）の重大な介入がない事実

(イ)　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

(ウ)　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

(エ)　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

(オ)　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）

(99)　調査当局は、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実を含めた市場経済の条件が浸透している事実に関して、検討することとした。上記**「１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、市場経済当初質問状に関して、中国の供給者４者[125]から回答があった一方で、その他の者からは回答がなかった。その後、上記**「１－６－２－３　サンプリング選定通知に対する意見の提出等」**のとおり、市場経済の条件が浸透している事実に関して、中国の供給者２者[126]をサンプリング調査対象者として選定することとし、上記**「１－６－６　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、市場経済追加質問状に関して、当該２者[127]から回答があった（ただし、中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[128]）の回答について、上記**「１－１０　秘密証拠を調べないものとしたことの通知」**のとおり、当該回答を証拠として採用することができなかった。）。

２－１－８－１　法制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(100)　調査当局は、法制度に関して、調査当局が収集及び分析した「中華人民共和国憲法」並びに中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[129]）から提出された「中華人民共和国民法[130]」及び「中華人民共和国会社法[131]」を対象として、法制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響を検討することとした。

124 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)、政令第２条第３項、調査開始告示九（一）及びガイドライン 7.(6)

125 Guangdong Yongjin、Jiangsu Yongjin Metal Technology Co.,Ltd.、PZSS、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.

126 Guangdong Yongjin、PZSS

127 Guangdong Yongjin、PZSS

128 PZSS

129 Guangdong Yongjin

130 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 A-36）

131 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 A-36）

(ア) 「中華人民共和国憲法」は、第 6 条において、「中華人民共和国の社会主義経済体制の基盤は、生産手段の社会主義公有制、すなわち全人民所有制と労働者集団所有制である。社会主義公有制は、人による人搾取の制度を廃止し、「能力に応じて働き、労働に応じて受け取る」という原則を実現する。社会主義の初期段階において、国家は公有制を主軸とし、多様な所有形態の共存を基本経済体制として堅持し、労働分配を主軸とし、多様な分配形態の共存を堅持する。[132]」と定め、第 11 条において、「法律で定められた範囲内において、個人経済、民間経済、その他の非公共部門は、社会主義市場経済の重要な構成要素である。国家は、個人経済、民間経済、その他の非公共部門の正当な権利と利益を保護する。国家は、非公共部門の発展を奨励、支援、指導し、法律に従って監督・管理する。[133]」と定め、第 15 条において、「当該国は社会主義市場経済を採用している。当該国は経済関連法制を強化し、マクロ経済規制を改善する。当該国は、いかなる組織又は個人も、法律に基づき社会経済秩序を乱すことを禁じる。[134]」と定める。

(イ) 「中華人民共和国民法」は、第 1 条において、「民事主体の合法的権利利益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済秩序を維持し、中国特色社会主義の発展要求に適応し、社会主義中核的価値観を弘揚し、憲法に基づき、本法を制定する。[135]」と定め、第 206 条において、「国家は、公有制を主体とし、多種の所有制経済が共同で発展すること、労働に応じた分配を主体とし、多種の分配方式が併存すること、社会主義市場経済体制等の社会主義基本経済制度を堅持し、かつこれを充実させる。国家は、公有制経済を固め、かつ発展させ、非公有経済の発展を奨励、支持、及び導く。国家は、社会主義市場経済を実施し、すべての市場主体の平等な法的地位及び発展の権利を保障する。[136]」と定める。

(ウ) 「中華人民共和国会社法」は、第 1 条において、「会社の組織及び行為を規律し、会社、株主、従業員及び債権者の合法的権益を保護し、中国の特色ある現代企業制度を整備し、企業家精神を発揚し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づき本法を制定する。[137]」と定める。

(101) 以上のとおり、法制度が、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としつつ、公有制を主体とする制度及び国家による指導的役割を明示的に位置付けており、このような制度の下では、特定貨物の生産及び販売について、国家の政策目標や制度的要請の影響を受ける構造にあることがうかがわれる。

(102) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、法制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－８－２　中国共産党が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(103) 調査当局は、中国共産党に関して、下記**「２－１－８－２－１　中華人民共和国憲法、中国共産党規約、中華人民共和国会社法及び中国共産党党員権利保障条例」**と下記**「２－１－８－２－２　中国鉄鋼工業協会及び同協会ステンレス分会」**に分けて、中国共産党が「市場

[132] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国憲法」第 6 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521_281393.html）
[133] 同上第 11 条
[134] 同上第 15 条
[135] 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（添付資料 A-36（中華人民共和国民法典））p.1
[136] 同上 p.22
[137] 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（添付資料 A-36（中華人民共和国会社法））p.1

経済の条件が浸透している事実」に与える影響を検討することとした。

２－１－８－２－１　中華人民共和国憲法、中国共産党規約、中華人民共和国会社法及び中国共産党党員権利保障条例

(104) 「中華人民共和国憲法」は、序言において、「中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下、（中略）社会主義市場経済を発展させ、（中略）我が国を富強、民主的、且つ文明的な社会主義国家として建設する。[138]」と定め、社会主義市場経済の発展を目指す中での「党の指導性」を規定する。

(105) 「中国共産党規約」は、総綱において、「生産力発展を束縛する経済体制を根本から改革し、社会主義市場経済体制を堅持し完善しなければならない。」、「中国共産党は人民を指導して社会主義市場経済を発展させる。」[139]と定め、第 16 条において、「党の下級組織は上級組織の決定を断固として実行しなければならない。[140]」と定め、第 30 条において、「企業、農村、機関、学校、病院、科研機関、街道コミュニティ、社会組織、人民解放軍中隊及びその他の基層単位において、正式党員が三名以上いる場合は、いずれも党の基層組織を設立すべきである。[141]」と定め、第 32 条（一）において、党の基層組織の基本的任務には「党の路線・方針・政策を宣伝し執行[142]」することが含まれると定め、第 33 条において、「国有企業党委（党組）は指導作用を発揮し、方向を把握し、大局を管し、実行を保証し、規定に従って企業の重大事項を討議し決定する。国有企業及び集団企業における基層党組織は、企業の生産経営を中心に活動を展開する。党と国家の方針・政策が当該企業で貫徹実行されることを保証し監督する。（中略）企業重大問題の意思決定に参与し（中略）。[143]」と定める。

(106) 「中華人民共和国会社法」は、第 18 条において、「会社においては、中国共産党章程の規定に基づき、中国共産党の組織を設置し、党の活動を展開する。会社は党組織の活動に必要な条件を提供しなければならない。[144]」と定める。

(107) 「中国共産党党員権利保障条例[145]」は、前文において、「中国共産党中央委員会は近日、「党員権利保護条例」（以下「条例」という。）の改訂版を公布し、各地域・部門に対し、これを誠実に実施するよう求める通達を発出した。」、「通達は、2004 年 9 月に中国共産党中央委員会が公布した「党員権利保護条例」が、党員のチームワーク強化のための重要基本規定として、党員の権利保護において重要な役割を果たしてきたことを指摘した。」、「通達では、すべての党員に対し、義務と権利の弁証法的統一を正しく理解し、適切に扱うこと、権利の行使は義務の履行、責任の遂行、規律の遵守を前提としなければならないことを求めている。」と定め、第 16 条において、「党員は党内において異議を表明する権利を有する。党の決議や方針に同意できない場合は、党組織に対し異議を申し立てる権利を有し、その異議は断固として履行されなければならない。また党員は中央委員会を含む上位の党組織に対し意見を申し立てることもできる。党員は、党の重要事項に関する討議や決定、意見募集、幹部の選任や任命、及び公示の場において、規定に従って異議を表明する権利を有する。党員は、中央委員会の決定に反する意見を公に表明してはならない。」と定め、第 46 条において、「党員が権利を不

138 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国憲法」序言（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521_281393.html）

139 現地調査提出資料（Guangdong Yongjin）（通番 9）p.4

140 同上 p.11

141 同上 p.13

142 同上 p.13

143 同上 p.14

144 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 A-36（中華人民共和国会社法））p.3

145 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国共産党党員権利保障条例」（共産党員網：https://www.12371.cn/2021/01/04/ARTI1609758349105433.shtml）

適切に行使し、党、国家、人民の利益を害し、かつ以下のいずれかの行為を行った場合、規則及び規律に従って責任を問われる。（ｉ）党の理論、路線、原則、政策及び党中央委員会の重要な決定及び展開に反する見解や意見を公に表明すること。（ii）批判、暴露、報告、告発、処分、懲罰、罷免、交代要求を行う際に、組織の原則及び手続きに従わないこと、またはそのような意見を恣意的に流布すること。（後略）」と定める。

２－１－８－２－２　中国鉄鋼工業協会及び同協会ステンレス分会

(108)　「中国鉄鋼工業協会」

(ア)　「中国鉄鋼工業協会」は、ホームページに掲載されている同協会の紹介文（2026 年 1 月版）において、以下のとおり述べている。[146]

(a)　中国鉄鋼工業協会（CISA）は、中国の鉄鋼業界の企業、機関、協会、個人によって自主的に結成された全国的かつ産業界の社会組織であり、非営利の社会組織である。党の方針、指針に従い、協会は会員に協会運営を委ねるという業務方針を守り、会員の利益を代表し、会員の正当な権利と利益を守る。会員と業界に奉仕し、サービスの提供と要求の反映を堅持し、法律及び規則に従って活動を行い、政府と会員の間の架け橋と連絡役を果たすことを目指す。協会自体の構築を強化し、高品質で有能な専門チームを育成し、協会を国内の威信と国際的な影響力を持つ業界組織へと育て上げることを目指す。中国鉄鋼産業の健全な発展と持続可能な繁栄を目標に、協会は中国鉄鋼産業の高品質な発展を積極的に推進し、鉄鋼強国の建設に努める。

(b)　事業範囲

1. 関連する国家政策・規則に基づき、業界の特性を踏まえ、業界の規則や規制を策定し、自律の仕組みを確立し、企業行動を継続的に標準化する。国家鉄鋼産業発展政策の実施、産業再編推進、後進性の排除、技術進歩の推進、グリーン開発の理念の遵守、節能・環境保護の推進、市場開放、市場秩序の維持、公正な競争の推進、産業運営の質の向上において、我々は産業組織の役割を果たし、業界全体の利益と会員の正当な権利・利益を守る。
2. 産業調査・調査を行い、産業発展計画、産業政策・規制の策定に参加し、政府へのマクロ経済規制・管理強化のための助言や提案を行い、企業の要望を政府に反映し、政策支援に努める。
3. （中略）
4. 政府部門の承認または承認を得て、関連する業界標準及び規範の策定・改訂に参加し、それらの実施を組織・推進すること。基準を満たしていない製品や企業については、政府部門と協力して監督・是正を行う。
5. 政府部門から委託され、大規模な投資、改修、開発プロジェクトの先進的で経済的かつ実現可能性の実証に参加する。科学技術革新、経営革新、製品開発を促進し、産業における共通技術の開発と科学技術成果の促進・応用を組織する。

(c)　組織構成

協会は、ステンレスの分会を設置している。

(イ)　「中国鉄鋼工業協会」は、ホームページに掲載されている同協会の規約において、以下のとおり定めている。[147]

[146] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国鉄鋼工業協会ホームページの紹介文」（URL：https://www.chinaisa.org.cn/gxportal/xfgl/portal/content.html?articleId=2c3f3e469abee6ad24b7794cdce5c3476fcd963c7ec2946abe7ae71fda436c5a&columnId=78f1362d802c4baae68c16d0fb2a467573795c0149acd0ca3f0acec972bd7b1f）

[147] 現地調査提出資料（PZSS）（通番 14）

(a) 第 2 条　本会の宗旨は、党の路線、方針、政策を指導とし、会員に頼って協会を運営するという仕事の方針を堅持し、会員の利益を代表し、会員の合法的な権益を守ることである。会員と業界に奉仕し、サービスの提供と要望の反映に努め、法規に従って活動を行い、政府と会員との間の橋渡しと紐帯の役割を発揮するよう努力する。（後略）
　当協会は憲法、法律法規及び国家政策を遵守し、社会主義の中核的価値観を実践し、愛国主義精神を弘揚し、社会道徳風尚に従い、自主的に誠信自律の建設を強化する。

(b) 第 3 条　当協会は中国共産党の全面的な指導を堅持し、中国共産党規約の規定に基づいて中国共産党の組織を設置し、党の活動を行い、党組織の活動に必要な条件を提供する。（後略）

(c) 第 36 条　本会の責任者は会長 1 名、副会長は 38 名以内、秘書長 1 名を含む。
　本会の責任者は次の条件を備えているべきである。
㈠ 中国共産党の指導を堅持し、中国特色ある社会主義を擁護し、党の路線、方針、政策を堅決に執行し、優れた政治的素質を備えていること。（後略）

(d) 第 49 条　当協会は国家の関連規定に従い、当協会の趣旨及び業務範囲内において、確実に業務上の必要があり、かつ当協会の管理能力に適合する原則に基づいて、支部を設置することができる。（中略）当協会の支部は当協会の構成部分であり、法人格を有せず、別段の定款を制定することはできず、（中略）本章程に規定された趣旨及び業務範囲に従い、当協会の権限委譲の範囲内で活動を行い、その法的責任は当協会が負う。

(e) 第 51 条　本会の支部の名称は「分会」（中略）などの、その性質及び業務分野を正確に表す語句で終わるものとする。

(109) 「中国鉄鋼工業協会ステンレス分会」

(ア) 「中国鉄鋼工業協会」の支部である「中国鉄鋼工業協会ステンレス分会」は、ホームページに掲載されている同分会の紹介文において、以下のとおり述べている。[148]
　中国鉄鋼工業協会ステンレス分会は、全国規模のステンレス業界団体で、協会の「ステンレス産業の発展、需要供給の連携、産業チェーンへの奉仕、国際化の推進」といった機能を積極的に果たしている。中国のステンレス業界の健全な発展に貢献する。中国鉄鋼工業協会ステンレス分会は 2023 年 4 月 11 日に設立し、旧・中国特鋼企業協会ステンレス分会の業務活動を引き継いだ。ステンレス分会の会員企業には、ステンレス製錬企業、冷間圧延企業、加工・流通業者、鋼管企業、研究機関、上流の原料企業、下流のユーザー及び設備製造関連企業が含まれる。会員企業の製錬生産能力に占めるカバー率は 90%以上である。

(イ) 「中国鉄鋼工業協会」の支部である「中国鉄鋼工業協会ステンレス分会」は、ホームページに掲載されている同分会の規約において、以下のとおり定めている。[149]

(a) 第 8 条　本会への加入を申請する会員は、以下の条件を満たす必要がある。
㈠ 国家の産業政策の要求に合致し、本会の入会基本条件を満たしていること

(b) 第 12 条　会員は、以下の義務を履行する。

148 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国鉄鋼工業協会ステンレス分会ホームページの紹介文」（URL：https://www.cssc.org.cn/page63）
149 現地調査提出資料（PZSS）（通番 6）

㈠ 本会の決議を執行する
㈢ 本会から委託された仕事を完了する
㈤ 本会に対して状況を報告し、関連資料を提供すること

(c) 第 22 条　本会の責任者は、以下の条件を満たしていなければならない。
㈠ 党の路線、方針、政策を堅持し、政治的素質が優れていること

(d) 第 23 条　本会の責任者には、会長、執行会長、副会長、秘書長が含まれる。責任者の任期は 5 年で、連任は 2 期を超えてはならない。

２－１－８－２－３　中国共産党が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する結論

(110) 以上のとおり、中華人民共和国憲法及び中国共産党規約において、中国共産党が、党と国家の方針、政策の実現を図るため、企業内に党組織を設置し、これを通じて企業の意思決定に関与することが制度的に位置付けられていることがうかがわれる。また、中国共産党党員権利保障条例において、党員が党の決議及び政策を断固として実行することが前提とされ、これに反する意見の公表については責任が追及される旨が定められており、党の路線、方針及び政策に対する統制が強く働く構造にあることがうかがわれる。さらに、業界団体である中国鉄鋼工業協会及び同協会ステンレス分会においても、党の路線、方針及び政策に従い、これらの実施を推進する構造にあることがうかがわれる。

(111) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、中国共産党が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－８－３　計画制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(112) 調査当局は、中央政府に関して、「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第 13 次五カ年計画綱要」（以下「第 13 次五カ年計画」という。）、「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第 14 次五カ年計画並びに 2035 年までの長期目標綱要」（以下「第 14 次五カ年計画」という。）、「中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第 14 次五カ年計画及び 2035 年までの長期目標に関する勧告」及び「中国製造 2025」の上記の事業に関する部分を収集及び分析したほか、地方政府に関して、中国の供給者 1 者（サンプリング調査対象者として選定された 1 者[150]）から、同者が所在する広東省の陽江市人民政府が作成した「陽江市国民経済社会発展第 14 次五カ年計画の概要と 2035 年までの長期目標[151]」及び「陽江市人民政府による「陽江市重点産業発展支援暫定弁法」の発行に関する通知[152]」の上記の事業に関する部分の各抜粋が提出されたとともに、調査当局は、中国の供給者 1 者（サンプリング調査対象者として選定された 1 者[153]）が所在する江蘇省の張家港市人民政府が作成した「張家港市における 2021 年度国民経済と社会発展計画の執行状況及び 2022 年度国民経済と社会発展計画草案に関する報告[154]」の上記の事業に関する部分を収集及び分析した。

150 Guangdong Yongjin
151 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-12）
152 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-10-1）
153 PZSS
154 調査当局が収集及び分析した関係証拠「張家港市における 2021 年度国民経済と社会発展計画の執行状況及び 2022 年度国民経済と社会発展計画草案に関する報告」（URL：https://www.zjg.gov.cn/zjgszwz/gmjjshfzgh/202403/e30b4840a3a84cfda80331854e87de91.shtml）

(113) 調査当局は、計画制度に関して、下記**「２－１－８－３－１　中央政府による計画制度」**と下記**「２－１－８－３－２　地方政府による計画制度」**に分けて、中央政府による計画制度と地方政府による計画制度を段階的に分析し、計画制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響を検討することとした。

２－１－８－３－１　中央政府による計画制度

(114) 中国においては、建国後の 1953 年以来、原則として 5 年ごとに五カ年計画が策定されている。五カ年計画は、開始前年の秋に中国共産党中央委員会総会において「政府への提案」の形で基本方針が採択され、翌年 3 月に開催される全国人民代表大会において政府案として正式に採択される。近年においては、2016 年から 2020 年までを対象とする第 13 次五カ年計画、2021 年から 2025 年までを対象とする第 14 次五カ年計画が、それぞれ採択されている。「市場経済の条件が浸透している事実」に関する事項の調査対象期間は、生産者の会社設立の時から令和 6 年（2024 年）12 月 31 日までであり、当該期間は、主として第 13 次五カ年計画及び第 14 次五カ年計画の実施期間に含まれることから、第 13 次五カ年計画及び第 14 次五カ年計画の影響を受けているものと考えられる。

(ア)　「第 13 次五カ年計画」[155]

(a)　第 13 次五カ年計画の位置付けについては、その冒頭で、「その主な目的は、国家戦略の意図を説明し、経済と社会の発展における壮大な目標、主な任務及び重大な措置を明確にすることにある。本綱要は、市場を主体とする行為の指導方向であり、政府の履行する職責の重要な根拠であり、全国の各民族・人民の共通のビジョンである。[156]」と述べられている。

(b)　第 13 次五カ年計画には、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に原材料を供給する鉄鋼産業に関係し得るものとして、以下の記載があった。

（ⅰ）　政府による価格形成への干渉を減らし、競争的領域の商品及びサービス価格を全面的に自由化し、電力、石油、天然ガス、交通運輸、電信等の領域における競争的段階価格を自由化する。[157]

（ⅱ）　行政審査制度改革を深化し、企業経営に対する政府の干渉を最大限に減らし、政府の審査認可範囲を最大限に縮小する。[158]

（ⅲ）　「中国製造 2025」を深く実施し、製造業の革新能力と基礎能力の向上を重点に、情報技術と製造技術の深い融合を推進し、製造業がハイエンド、スマート、緑色、サービスの方向に発展するよう促し、製造業の競争における新たな優位性を育成する。[159]

（ⅳ）　第五節　生産能力過剰の積極的かつ適切な解決

市場メカニズム、経済ツール、法治・弁法及び必要な行政手段を総合的に運用し、政策指導力を強化し、市場における在庫処分を実現する。製造工程、技術、エネルギー消費、環境保護、品質、安全等を制約条件とする推進メカニズムを構築し、業界規範及び参入管理を強化し、時代遅れの生産能力を断固として淘汰する。工業企業構造調整特別奨励補助資金を設立し、合併再編、債務の再編、破産・清算及び資産の活用により、鉄鋼、石炭等の業界における過剰生産能力の撤退を加速し、撤退

155 調査当局が収集及び分析した関係証拠「第 13 次五カ年計画」（URL：https://spap.jst.go.jp/china/policy/national_policy/downloads/r_plan135.pdf）

156 同上 p.1

157 同上 p.23

158 同上 p.24

159 同上 p.37

企業を分類して秩序的に、かつ、積極的かつ適切に処理し、人員配置等の業務を適切に行う。[160]

（ⅴ） 電力、鉄鋼、建材、化学工業等の重点産業における炭素排出量を効果的に制御し、工業、エネルギー、建築、交通等の重点領域の低炭素発展を推進する。[161]

（ⅵ） 第二節　国際的な生産能力及び設備製造における協力の深い推進

鉄鋼、非鉄金属、建材、鉄道、電力、（中略）等の産業を重点として、海外投資、工事請負、技術協力、設備輸出等の方式を採用し、国際生産能力及び設備製造の協力を行い、設備、技術、標準、サービスの「走出去」（対外進出）を推進する。（中略）。企業の集団式「走出去」（対外進出）を指導し、その地の事情に合わせて国外産業集積区を建設する。[162]

（ⅶ） 第二十編　計画実施の保障強化

「第十三次五カ年」計画の効果的実施を保障し、中国共産党の指導のもとで各級政府の職責をよりよく履行し、各種主体の活力及び創造力を最大限に喚起し、全党・全国・各民族・人民において小康社会の全面的建設に向けて強い相乗効果を形成する。[163]

(イ) 「第 14 次五カ年計画」[164]

(a) 第 14 次五カ年計画の位置付けについては、その冒頭で、「主に国家戦略の意図を解明し、政府の業務の重点を明確にし、市場主体を規範化する行為を指導しており、わが国における社会主義近代化の全面的建設の新たな道程をスタートするための壮大な青写真であり、全国の各民族・人民に共通の行動綱要である。[165]」と述べられている。

(b) 第 14 次五カ年計画には、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に原材料を供給する鉄鋼産業に関係し得るものとして、以下の記載があった。

（ⅰ） 第二章　指導方針

「第 14 次五カ年計画」期の経済・社会の発展においては、以下の指導思想、原則及び戦略指向を銘記しなければならない。

第二節　遵守すべき原則

党による全面的指導の堅持。経済・社会の発展を党が指導する体制・仕組みを堅持・整備し、中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、新たな発展理念及び新たな発展構造の構築能力・レベルを絶えず向上させ、質の高い発展の実現のために根本的保証を提供する。[166]

（ⅱ） 既存産業の改造・レベルアップを行い、石油化学、鉄鋼、非鉄金属、建材等の原材料の産業配置の最適化及び構造調整を推進し、（中略）グリーン製造体系を整備する。[167]

（ⅲ） 市場化・法治化など、過剰生産能力を解消する持続的な体制を整備し、企業合併再編に関する法律法規及び付帯政策を整備する。[168]

（ⅳ） 第五十八章　社会主義的民主の発展

160 同上 p.38
161 同上 p.91
162 同上 p.94
163 同上 p.142
164 調査当局が収集及び分析した関係証拠「第 14 次五カ年計画」（国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ：https://spap.jst.go.jp/china/policy/national_policy/downloads/r_gvm_2022.pdf）
165 同上 p.9
166 同上 p.11 及び 12
167 同上 p.23
168 同上 p.32

党が全体の局面を総覧し、各方面を協調させる指導制度体系を堅持し、党の指導を国の発展の各分野・各方面・各段階において実現する。[169]

（ⅴ） 本計画の定める地域発展戦略の任務に基づいて一連の国家級地域計画実施プランを制定・実施する。地方計画により本計画に提起される発展戦略、主要目標、重点任務、重大プロジェクトの貫徹・実現を強化する。[170]

（ⅵ） 各地区及び各部門は職務分担に基づいて本計画の関係する当該地区、当該部門の主要目標任務実施プランを制定しなければならない。本計画の定める制約性指標、重大プロジェクト及び公共サービス、生態環境保護、安全保障等の分野の任務については責任主体及び進度要求を明確にし、公共資源を合理的に配置し、社会資源を指導・調整し、期間どおりの完成を確保しなければならない。[171]

（ⅶ） 本計画の目標任務に従って経済発展の動向と結び付け、マクロ政策の方向性を合理的に決定する。（中略）、中央の財政性資金を本計画の定める重大任務及び重大プロジェクトに優先的に投資する。（中略）、計画の場所選定、土地供給及び資金需要を優先的に保障し、単体の重大プロジェクト用地の需要に対しては国が統一的に保障する。[172]

（ウ） 「第 13 次五カ年計画」に関連する中国政府（国務院）作成の「中国製造 2025」[173]

(a) 中国製造 2025 の位置付けについては、第 13 次五カ年計画の採択に先立つ 2015 年 5 月に公表されたものであり、「製造強国という戦略を進め、統一計画とフォーサイトを強化し、今後 3 度にわたる 10 カ年計画を経て、建国 100 年を迎える 2049 年までに、世界の製造業の発展を率いる製造強国へと中国を発展させ、中華民族の偉大な復興という「チャイナ・ドリーム（China Dream）」実現に向けた土台を固めなければならない。本稿「中国製造 2025」は、中国の製造強国戦略実施の最初の 10 年の行動綱領となる。[174]」と述べられている。

(b) 中国製造 2025 には、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に原材料を供給する鉄鋼産業に関係し得るものとして、以下の記載があった。

（ⅰ） 鉄鋼・非鉄金属・化学・建材・軽工業・印刷染色などの伝統製造業のグリーン改造を全面的に推進し、（中略）クリーンで高効率な鋳造・鍛造・プレス・溶接・表面処理・切削などの加工工程の応用を加速し、グリーン生産を実現する。[175]

（ⅱ） 既存産業のミドル・ハイエンドへのレベルアップを推進し、生産過剰の問題を一歩ずつ緩和し、大企業と中小企業との協調発展を促進し、製造業の配置の最適化を実現する。[176]

（ⅲ） 重点産業やハイエンド製品、カギとなる要素の技術革新を支援し、企業の先進的で適正技術の採用を誘導し、製品構成を最適化し、デザイン・製造・工程・管理のレベルを全面的に引き上げ、鉄鋼産業、石油化学産業、建設機械産業、軽工業産業、紡績産業などのバリューチェーンのハイエンドへの発展を促進する。[177]

（ⅳ） 生産力過剰という矛盾を一歩ずつ緩和する。マクロ調整を強化・改善し、「一部を解消し、一部を移転し、一部を統合し、一部を淘汰する」という原則に照らして、産

169 同上 p.102
170 同上 p.106
171 同上 p.107
172 同上 p.107 及び 108
173 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国製造 2025」（国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ：https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2015/FU/CN20150725.pdf）
174 同上 p.2 及び 3
175 同上 p.14
176 同上 p.19
177 同上 p.19

業別と類別の政策を取り、生産能力過剰という矛盾を適切に解決する。（中略）生産力の過剰が深刻な産業に対する動態監視分析を強化し、警報メカニズムを構築・改善し、生産力過剰産業からの企業の自主撤退を誘導する。市場メカニズムの役割を適切に発揮させ、法律・経済・技術と必要な行政手段を総合的に運用し、遅れた生産設備の淘汰を加速する。[178]

（ⅴ） 国有企業改革を深化させ、企業ガバナンス構造を改善し、混合所有制経済を秩序よく発展させ、各種の産業独占の打破を進め、非公有制経済に対する不合理な制限を取り消す。[179]

（ⅵ） 金融分野の改革を深め、製造業の融資ルートを広げ、融資コストを引き下げる。（中略）。中国輸出入銀行の業務における製造業進出サービスの強化を支援し、製造業企業に対する国家開発銀行の融資増加を奨励し、製造業企業の特長に合った製品や業務の金融機構によるイノベーションを導く。[180]

（ⅶ） 現存のルートを十分に利用し、製造業に対する財政資金の支援を強化する。インテリジェント製造や「4つの基礎」の発展、ハイエンド設備などの製造業の転換・アップグレードのカギとなる分野を重点とし、製造業の発展に良好な政策環境を整える。（中略）。製造業のイノベーションと転換・アップグレード、構造・配置の調整を促進する。（中略）。製造業の転換・アップグレードに有利な税収政策を実施し、付加価値税改革を推進し、企業の研究開発費用の計算・審査方法を整備し、製造業企業の税収負担を軽減する。[181]

（ⅷ） 国家製造強国建設指導グループを設立する。国務院の指導者が代表を務め、国務院関連部門・団体の責任者がメンバーとなる。指導グループの主な職責は、▽製造強国建設の全局にかかわる事業を統一的に手配する、▽重大計画・重大政策・重大プロジェクト・重大問題・重要事業の手配を審議する、▽戦略計画を強化する、▽部門・地方の事業展開を指導する、などが挙げられる。（中略）各地区、各部門は、製造強国建設の重大な意義を十分に認識し、組織・指導を強化し、業務メカニズムを整備し、部門の連携と上下の連動を強化しなければならない。また各地区は、現地の実情を考慮し、具体的な実施プランを研究・制定し、政策・措置の細則を定め、各項の任務の遂行を確保しなければならない。工業・情報化部は、関連部門とともに追跡分析と督促指導を強化し、重大事項についてはただちに国務院に報告するものとする。[182]

(エ) 「第14次五カ年計画」に関連する中国共産党中央委員会作成の「中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標に関する勧告」[183]

(a) 中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標に関する勧告の位置付けについては、第14次五カ年計画の採択に先立つ2020年10月に中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議で採択されたものである。

(b) 中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標に関する勧告には、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

178 同上 p.19
179 同上 p.22
180 同上 p.23
181 同上 p.23
182 同上 p.25
183 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標に関する勧告」（URL：https://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content_5556991.htm）

産業並びに同産業に原材料を供給する鉄鋼産業に関係し得るものとして、以下の記載があった。

（ⅰ） 改革の全面的深化において大きな突破口が開かれ、法治の全面的推進において大きな進展が見られ、党規律の全面的強化において大きな成果が達成された。国家統治システムと統治能力の近代化が加速し、中国共産党の指導力と我が国の社会主義制度の優位性がさらに示された。[184]

（ⅱ） 同時に我が国の発展は依然として不均衡で不十分であり、重点分野や重要な連携における改革は依然として困難、イノベーション能力は質の高い発展の要求に適合しておらず、農業基盤はまだ強固ではなく、都市と農村の発展と所得分配の格差は大きく、生態環境保護は長く困難な課題であり、国民生活保障には欠陥があり、社会統治には依然として弱点がある。[185]

（ⅲ） 我々は、経済の公共部門を揺るぎなく強化・発展させ、非公共部門の発展を揺るぎなく奨励、支援、指導する。国有資産・国有企業の改革を深化させ、国有資本・国有企業を強化、最適化、拡大する。国有経済の配置と構造調整の最適化を加速させ、その戦略的支援役割を十分に発揮させる。中国の特色ある現代企業制度の改善を加速させ、国有企業の混合所有制改革を深化させる。資本管理を主眼とした国有資産監督制度を改善し、国有資本投資運営会社の改革を深化させる。エネルギー、鉄道、通信、公共事業などの競争分野における市場志向改革を推進する。我々は民間経済の発展環境を最適化し、政府と企業の間で健全で清廉な関係を構築、非公共部門の健全な発展と非公共部門の起業家の健全な成長を促進、法律に従って民間企業の財産権と起業家の権利と利益を平等に保護し、民間企業の発展を阻害する様々な障壁を取り除き、中小企業や個人事業の発展を促進するための法的環境と政策システムを改善する。[186]

（ⅳ） 党中央委員会の集権的かつ統一的な指導体制を強化する。党が方向性を定め、全体的な状況を計画し、政策を策定し、改革を推進するという要求事項を実行する。[187]

（ⅴ） 計画策定と実施の仕組みを改善する。本総会の精神に基づき、国及び地方の「第14次五カ年計画」の概要と特別計画を策定し、位置づけが明確で、機能的に相互補完的かつ統一的に連携した国家計画システムを構築する。政策調整と業務連携の仕組みを改善し、計画実施状況の監視と評価の仕組みを精緻化して、党中央委員会の「第14次五カ年計画」に関する決定と計画が効果的に実施されるようにする。[188]

２－１－８－３－２　地方政府による計画制度

(115) 中国においては、中国共産党が「政府への提案」の形で採択する基本方針を踏まえ、全国人民代表大会で策定される五カ年計画の実現を目的として、産業分野又は地方ごとに、より詳細な下記計画が各担当部局により策定される。これらの下位計画には、対象分野の現状分析、方針及び目標の設定、重点分野の特定並びに具体的施策が盛り込まれており、同計画は、五カ年計画において示された政策内容を具体化する機能を有している。

(116) 中国の供給者1者（サンプリング調査対象者として選定された1者[189]）が所在する広東省の陽江市人民政府が作成した「陽江市国民経済社会発展第14次五カ年計画の概要と2035年までの長期目標[190]」及び「陽江市人民政府による「陽江市重点産業発展支援暫定弁法」の発

184 同上
185 同上
186 同上
187 同上
188 同上
189 Guangdong Yongjin
190 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-12）

行に関する通知[191]」には、以下(ア)及び(イ)の記載があった。

(ア) 陽江市国民経済社会発展第 14 次五カ年計画の概要と 2035 年までの長期目標

(a) 党中央の重大な戦略的意思決定及び配置を全面的に貫徹・実施し、より高い位置、より広い視野、より大きな構想をもって本市の発展を企画・推進することを堅持する。沿海経済帯における重要な戦略的支点、居住・就業・観光に適した現代的な臨海都市の建設という全体的な位置付けを中心に、指導思想、基本原則、発展の位置付け及び発展目標を明確にする。[192]

(b) マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、党の基本理論、基本路線、基本方略を全面的に貫徹する。習近平総書記による広東に関する一連の重要な講話及び重要な指示・批示の精神を実行に移し、習近平総書記が広東に付与した総目標・総定位を中心に、「五位一体」の全体的配置を統一的に推進し、「四つの全面」戦略配置を協調的に推進する。[193]

(c) 「第 14 次五カ年計画」期間において、経済・社会の高品質な発展を推進するため、以下の原則を必ず遵守する。

党の全面的指導を堅持する。習近平総書記の党中央及び全党における核心的地位を断固として擁護し、党中央の権威及び集中統一的指導を断固として守る。党が経済・社会発展を指導する体制・メカニズムを堅持・改善し、中国の特色ある社会主義制度を堅持・整備し、新発展理念を貫徹し新発展構造を構築する能力と水準を不断に高め、高品質な発展の実現に根本的保障を提供する。[194]

(d) 合金材料産業及び風力発電産業を本市産業発展の「二大エンジン」と位置付け、産業チェーンの安定化・補完・強化・統制に注力し、全産業チェーンクラスターを構築し、両大産業の飛躍的かつ安定的・健全な発展を促進する。

全国最大規模の合金材料全産業チェーンクラスターを構築する。海洋・港湾の優位性及び産業基盤に依拠し、ニッケル合金等の生産能力を安定・拡大し、産業チェーンの中・下流への延伸及び横方向の拡張を推進する。不銹鋼の熱間圧延、冷間圧延、精錬、深加工等の工程を発展させ、重大プロジェクト建設を加速する。[195]

(e) 第三者物流を発展させ、合金材料取引市場の育成・誘致を進め、合金材料サミットの開催を企画する。冶錬、精密加工、金属製品、物流取引等を統合した合金材料全産業チェーンの形成を加速し、2025 年までに全産業チェーンの生産額を約 2,000 億元規模に到達させることを目指す。[196]

(f) 企業による研究開発投資の拡大を促す。技術革新、研究開発投資、研究開発組織及び成果転化における企業の主体的役割を十分に発揮させ、企業のイノベーション主体を活性化・支援・高度化・強化することで、企業による研究開発準備金の設置を奨励する。企業の研究開発に財政補助を行うなどの形で、企業の研究開発活動を大いに支援・助成する。科学技術プロジェクトの実施を通じて、企業が科学技術投資を拡大するよう導く。国家及び省の各種科学技術賞を受賞した企業プロジェクトに対し、市レベルの科学技術

191 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-10-1）
192 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-12）p.1
193 同上 p.1
194 同上 p.1
195 同上 p.3
196 同上 p.3

奨励資金から、国家・省の基準に応じた金額を上乗せして奨励を行う。[197]

(g) 第一節　党の全面的指導力を強化

発展計画によって経済社会の発展を導くことは、党の国家統治・行政運営の重要な方式であり、中国の特色ある社会主義発展モデルの重要な体現である。計画の実施を推進するには、習近平新時代中国特色社会主義思想を深く学んで徹底し、「四つの意識（政治的意識、大局意識、核心意識、一致意識）」を強化し、「四つの自信（社会主義路線的自信、理論的自信、制度的自信、文化的自信）」を堅持し、「二つの擁護（周近平総書記の地位と党中央権威の擁護）」を確実に実行し、党が全局を統括し各方面を調整する指導的核心としての役割を十分に発揮し、党の指導を計画の策定から実施までの全過程で徹底しなければならない。[198]

（イ） 陽江市人民政府による「陽江市重点産業発展支援暫定弁法」の発行に関する通知

(a) 第一条

当市の重点産業の発展を支援し、経済の加速的な発展を促進するため、「国務院による対外開放の拡大及び外資の積極的な活用に関する若干の措置の通知」（国発〔2017〕5 号）及び「中国共産党陽江市」に基づき、以下の措置を講じる。[199]

(b) 第二条（適用範囲）

本弁法の対象となる投資立地プロジェクトは、以下の条件をすべて満たす必要がある。

1. 高級ステンレス鋼産業及び先進装備製造業に属する産業プロジェクトである。
2. 市外から新たに導入された、または本市で増資・拡産が行われたプロジェクトに該当する。
3. 工商登記地、税務徴収管理関係及び統計関係が陽江市域内にあること、健全な財務制度を有し、独立した法人格を有し、独立会計を実施していること。
4. 10 年間、登録地を移転せず、本市における納税義務を変更しないことを約束する。[200]

(c) 第三条（プロジェクト立地奨励金）

新しく立地された企業が、実納資本金が 500 万米ドル以上または 3,000 万元以上に達し、かつ実際にプロジェクトに投資した場合、認定された企業に対して、500 万米ドルまたは 3,000 万元ごとに 50 万元の奨励金を支給する。単一プロジェクトの奨励金は、最高 200 万元を上限とする。奨励資金は原則として、本市におけるプロジェクトのインフラ整備、設備調達、研究開発投資、生活インフラ整備などに充てられる。[201]

(d) 第四条（経営貢献に対する奨励）

新たに導入されたプロジェクトが稼働し、その年の営業収入が 6 億元以上、または本市の地方財政への年間貢献が 500 万元以上である場合、稼働開始年から 3 年間連続して、毎年その年の本市の地方財政への貢献額の 50%を奨励金として支給する。ただし、奨励金の上限は 300 万元とする。[202]

(e) 第五条（工場の拡張に対する奨励金）

現在の企業が増資・増産を行うことを奨励し、新たな土地を取得せずに敷地面積の容

197 調査当局が収集及び分析した関係証拠「陽江市国民経済社会発展第 14 次五カ年計画の概要と 2035 年までの長期目標」（URL：http://www.yangdong.gov.cn/ztzl/ghjh/wngh/content/post_560913.html）p.1
198 同上 p.2
199 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-10-1）p.1
200 同上 p.1
201 同上 p.1
202 同上 p.1

積率を高め、自社の生産、研究開発、倉庫施設を 5,000 平方メートル以上拡張する場合、1 平方メートルあたり 40 元の基準で一時金として補助を行う。各企業への奨励金の上限は 100 万元である。[203]

(f) 第六条（産業発展支援）

市内の企業間の相互調達を奨励し、企業間の連携による発展を促進する。本市内で着工・稼働した企業が市内企業が製造する一式の設備を購入し、その購入額が 500 万元以上かつ営業収入が前年比で正の増加を達成した場合、購入企業にはその年の購入総額の 20%を補助する。各機械設備の補助額は、1 セットにつき 20 万元を上限とする。市内企業が製造する工作母機の生産設備を購入し、技術改造または増資・増産に使用する場合、購入企業にはその年の購入総額の 30%を補助する。各企業の年間補助額の上限は 50 万元とする。[204]

(g) 第七条（産業基金による支援）

陽江先進装備製造業産業発展基金を設立し、牽引効果を発揮する。株式投資方式により、本市の高級ステンレス鋼産業及び先進装備製造産業の発展を重点的に支援する。新規導入投資額が 1 億元以上、または既存企業の増資・増産額が 5,000 万元以上のプロジェクトについては、本市産業発展基金から、総株式の 30%を超えない範囲で株式投資資金を提供する。[205]

(h) 第八条（金融支援）

商業銀行から融資を受けた企業については、融資コスト（融資利息及び保証費用などを含む）が中国人民銀行の同期間の基準金利を超える部分について 50%の補助を提供する。各企業に対する年間の奨励金額は 100 万元を超えない。[206]

(117) 調査当局が収集及び分析した中国の供給者 1 者（サンプリング調査対象者として選定された 1 者[207]）が所在する江蘇省の張家港市人民政府が作成した「張家港市における 2021 年度国民経済と社会発展計画の執行状況及び 2022 年度国民経済と社会発展計画草案に関する報告[208]」には、以下(ア)から(エ)までの記載があった。

(ア) このたった 1 年間で、市委員会の強固な指導のもと、市人民代表大会の監督と支持を受けて、全市が時代の流れに合わせて張家港精神を大いに発揚し、「革新・質向上の年」という主線に緊密に沿い、「6 つの都市」を高水準で建設し、複雑多変な外部情勢や新型コロナウイルス感染症などの影響に積極的に対応し、高品質な発展が着実に推進され、港町の現代化建設が良好なスタートを切った。全市の主な発展指標は、全体として市第 14 期人民代表大会第 5 回会議で定められた予期目標を達成した。[209]

(イ) 重点産業チェーン「4+4」の強化に力を入れ、「増量誘致、長板鍛錬、短板補填、企業強化」の 4 つのプロジェクトを体系的に実施し、35 の特色ある産業園区の建設を着実に推進し、年間で 10 億元を超える重要ノードプロジェクト 28 件を新たに誘致・投資した。[210]

203 同上 p.1
204 同上 p.2
205 同上 p.2
206 同上 p.2
207 PZSS
208 調査当局が収集及び分析した関係証拠「張家港市における 2021 年度国民経済と社会発展計画の執行状況 2022 年度国民経済と社会発展計画草案に関する報告」（URL：https://www.zjg.gov.cn/zjgszwz/gmjjshfzgh/202403/e30b4840a3a84cfda80331854e87de91.shtml）
209 同上 p.8
210 同上 p.9

(ウ) 「企業支援政策ワンポイントプラットフォーム」を構築し、各種企業支援資金の累計支給額が 15 億元を超えている。各種優遇政策を実施し、新たに減税・減費が 25.02 億元実現した。[211]

(エ) 園区の循環化向上プロジェクトと生態工業園区の創設を深く実施し、古い工業区域の整備と向上を加速させ、町村の工業集中区が特色ある産業園区への転換を推進した。2022 年には、沙鋼、永鋼、浦項などの 3 つの鉄鋼企業の超低排出改造評価を全面的に完了した。[212]

２－１－８－３－３　計画制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する結論

(118) 上記「**２－１－８－３－１　中央政府による計画制度**」のとおり、上位計画である中央政府による計画制度は、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業を重点産業として明確に位置付け、生産構造の高度化、技術発展の方向性及び投資の重点分野について基本方針を提示している。また、上記「**２－１－８－３－２　地方政府による計画制度**」のとおり、下位計画である地方政府による計画制度は、上位計画である中央政府による計画制度に基づいて策定され、これに従属するとともに、地域ごとの実情等に応じて、数値目標、重点分野及び具体的施策等を設定し、当該計画を個別の事業及び施策として具体的な行動計画へ落とし込む機能を有している。したがって、中央政府による計画制度と地方政府による計画制度は、相互に連動し、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業における経済主体の行動に対し、詳細かつ重層的な影響を及ぼしていることがうかがわれる。

(119) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、計画制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－８－４　投資規制が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(120) 調査当局が収集及び分析した中国政府（国家発展改革委員会）が作成した「産業構造調整指導目録（2024 年版）[213]」及び「外資導入奨励産業目録（2022 年版）[214]」を対象として、投資規制が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響を検討することとした。

(ア) 「産業構造調整指導目録（2024 年版）」は、政府が産業構造の調整を進め、発展を奨励する分野、投資を制限・淘汰する分野を定めたもので、各種政策の根拠とされている[215]。同資料には、「各省・自治区・直轄市人民政府は、それぞれの地域の産業発展の実情に結びつけ、具体的な措置を策定し、投資方向を合理的に誘導し、先進的な生産能力の発展を奨励し支援するとともに、法規に基づいて後進的な生産能力を制限し淘汰し、盲目的

211 同上 p.12
212 同上 p.23
213 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整指導目録（2024 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202312/t20231229_1362999.html）
214 調査当局が収集及び分析した関係証拠「外資導入奨励産業目録（2022 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202210/t20221028_1339662.html?code=&state=123）
215 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整指導目録（2024 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202312/t20231229_1362999.html）p.1

な投資と低水準の重複建設を防止し、産業構造の最適化とアップグレードを確実に推進しなければならない。[216]」、「奨励対象は、主に経済社会の発展に重要な促進効果をもたらし、重要な技術革新を推進し、高度な自立自強を実現するもの、産業の跨地域移転を促進し、地域の協調的発展を実現するもの、自然資源の節約集約利用と産業のグリーン低炭素転換を促進し、カーボンピークとカーボンニュートラルを支援するもの、(中略)。改造後にエネルギー効率が最新版の「工業重点分野のエネルギー効率ベンチマーク水準及び基準水準」におけるベンチマーク水準に達するプロジェクトは、奨励対象として管理する。奨励対象リストは、基礎的で戦略的かつ先見性のある重要な分野に焦点を当て、市場メカニズムが効果的に機能しにくい分野において政府の指導的役割が必要とされ、業界の発展に対して重要な指針となる事項を重点的に奨励します。[217]」、「第一類　奨励類　（中略）八、鉄鋼[218]」との記載があった。

(イ) 「外資導入奨励産業目録（2022 年版）」には、「外国投資法及びその実施条例を実施し、国民経済及び社会発展の必要に応じて、外国投資家に対し、特定の業種、分野、地域における投資を奨励し、誘導するため、本目録を制定する。このカタログは全部で 2 つの部分から構成されており、1 つ目は全国で外資投資を奨励する産業カタログ、2 つ目は中西部地域の外資投資優位産業カタログである。[219]」との記載があり、また「中西部地域の外資投資優位産業カタログ」として、「山西省　18. ステンレス製品の生産[220]」、「遼寧省　10. ステンレス製品の生産[221]」、「広西チワン族自治区　17. ステンレス製品の製造[222]」、「甘粛省　19. ステンレス製品の製造[223]」との記載があった。

(121) 上記(120)(ア)のとおり、「産業構造調整指導目録（2024 年版）」は、政府が産業構造の調整及び投資方向の誘導を目的として、特定産業への投資を促進又は抑制する枠組みを定めている。とりわけ、鉄鋼産業が奨励類として明示されていることから、当該産業に対して政策的に投資の誘導が行われていることがうかがわれる。また、上記(120)(イ)のとおり、「外資導入奨励産業目録（2022 年版）」及び「中西部地域の外資投資優位産業カタログ」には、特定地域におけるステンレス製品の生産が奨励対象として明示されていることから、当該生産に対して政策的に投資の誘導が行われていることがうかがわれる。

(122) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、投資規制が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－８－５　土地制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(123) 「中華人民共和国憲法」第 10 条[224]並びに「中華人民共和国土地管理法」第 9 条[225]は、土地の所有権は、都市部の土地については国家所有、農村部の土地については集団所有とされ

216 同上 p.4
217 同上 p.10
218 同上 p.21
219 調査当局が収集及び分析した関係証拠「外資導入奨励産業目録（2022 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202210/t20221028_1339662.html?code=&state=123）p.357
220 同上 p.414
221 同上 p.421
222 同上 p.450
223 同上 p.482
224 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国憲法」第 10 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521_281393.html）
225 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国土地管理法」第 9 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201909/t20190905_300663.html）

ている旨、個人又は企業が土地そのものを所有することはできない旨及び法律に従って土地使用権を取得するにとどまる旨を定める。また、「中華人民共和国民法」第 347 条[226]及び「中華人民共和国都市不動産管理法」第 13 条[227]は、土地使用権は、中央政府又は地方政府によって、入札・競売・当事者双方の協議のいずれかの方法を通じて付与される旨を定める。したがって、この制度の下では、土地の供給、取得条件及び価格は、中央政府又は地方政府の管理の下で決定されており、土地市場は、国家により創出され、かつ、管理される構造にあることがうかがわれる。

(124) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、土地制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－８－６　労働制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に与える影響に関する検討

(125) 「中華人民共和国労働契約法」は、第 4 条において、「使用者が労働報酬（中略）等、労働者の密接な利益に直接関わる規則制度又は重要事項を制定、改正又は決定する場合は、従業員代表大会又は従業員全体で討議し、方案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表と平等な協議を経て確定しなければならない。[228]」と定める。他方、「中華人民共和国工会法」は、第 3 条において、「賃金所得を生活費の主な出所とする中国国内の企・事業体、機関（組織、機構、会社など、下同）の肉体労働者、頭脳労働者は、民族、種族、性別、職業、宗教・信仰、学歴に問わず、いずれも法により工会を結成し、工会に入会する権利がある。[229]」と定める。したがって、この制度の下では、労働組合は広範な者の加入を予定しており、その加入者には企業の使用者側の利益を代表する者が含まれ得ることから、労働組合が、必ずしも企業の使用者側から独立した立場から労働者の利益を代表する機能を十分に有するとは限らず、賃金水準及び労働条件の決定が市場原理のみに基づいて形成されていないことがうかがわれる。

(126) 以上によれば、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、労働制度が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。

２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）

(127) 上記「**２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）**」のとおり、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、多種多様な要因が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。また、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業における特定貨物の生産については、熱延鋼帯等の主要な原材料費が製造原価に占める割合が高いと認められる。そうすると、中国の主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業に与えられた影響が主要な原材料（熱延鋼帯等）を通じて中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業に波及するとともに、中国のニッケル系ステンレ

[226] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国民法」第 347 条（国家法律法規データベース：https://flk.npc.gov.cn/detail?title=%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%B0%91%E6%B3%95%E5%85%B8&id=ff808081729d1efe01729d50b5c500bf）

[227] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国都市不動産管理法」第 13 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/201909/t20190905_300665.html）

[228] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国労働契約法」第 4 条及び「中華人民共和国労働契約法の改正に関する全国人民代表大会常務委員会決定」（中国政府ホームページ：http://www.gov.cn/flfg/2007-06/29/content_669394.htm 及び http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2305571.htm）

[229] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国工会法」第 3 条（中華人民共和国国家信訪局ホームページ：https://www.gjxfj.gov.cn/gjxfj/xxgk/fgwj/flfg/webinfo/2016/03/1460585589863156.htm）

ス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業に与えられた影響それ自体も加わることから、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業における多種多様な要因による影響は累積的なものであることがうかがわれる。

(128) 以上を踏まえると、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているかについては、慎重に評価することを要するというべきである。

２－１－９－１　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実に関する検討

(129) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実に関して、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[230]）から、以下(ア)及び(イ)のとおり回答があった。

(ア) Guangdong Yongjin から、以下(a)から(g)までのとおり回答があった。

(a) Guangdong Yongjin の株式については、甬金科技集団股份有限公司（以下「甬金科技集団」という。）が 75%、仏山市鑫宏源金属材料有限公司が 25%、それぞれ保有している[231]。Guangdong Yongjin は、甬金科技集団の傘下企業の一つであり、甬金科技集団は、中国鉄鋼工業協会ステンレス分会に加入している[232]。

(b) 法定代表人及び董事長の【個人名】氏、董事の【個人名】氏及び総経理の【個人名】氏は、【中国共産党員か否か】[233]。

(c) Guangdong Yongjin が所在する広東省の陽江市人民政府は、高級ステンレス鋼を含む産業を発展させる必要があること、陽江市には港と鉄道という地理的な優位性があることから、広東省陽江ハイテク産業開発区を設け、同区に、【立地に関する内容】、三者間での連携を図るため戦略的協定を締結した。同協定におけるサプライヤーである【会社名】にとって、同協定のメリットは、安定して商品を生産・販売できることにあり、同社との取引における価格設定においては、その他の不安定な客先とは一線を画し、インセンティブを与えるのが一般的であることから、交渉の結果、同協定において、【会社名】が【会社名】に【合意書の内容】旨が定められた。[234, 235]

(d) Guangdong Yongjin と同協定を締結している【会社名】の株式については、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、それぞれ保有しており、このうち【株主】は、地方政府が出資している国有持株会社である（なお、【株主】の株式については、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、それぞれ保有している。）[236]。

(e) Guangdong Yongjin と同協定を締結している【会社名】の株式については、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、【株主】が【割合】%、それぞれ保有しており、このうち【株主】は、地方政府が出資している国有持株会社である（なお、【株主】の株式については、【株主】が【割合】%、【株主】

230 Guangdong Yongjin、PZSS
231 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（様式 A-32）
232 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（14）＜対応内容＞）
233 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（様式 A-31）
234 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（添付資料 F-13-JP）
235 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（1）＜対応内容＞）
236 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（1）＜対応内容＞）

が【割合】%、それぞれ保有している。）[237]。

(f) Guangdong Yongjin においては、中華人民共和国会社法第 18 条に基づき設立された組織である「広東甬金第一党委員会」が存在する[238]。

(g) Guangdong Yongjin は、2020 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間に、陽江市人民政府から、陽江市の重点産業の発展を支援するための「陽江市重点産業発展支援暫定弁法特別奨励金」として、2,000,000 人民元を受領していた[239, 240]。

(h) Guangdong Yongjin について、上記(b)のとおり、同者の法定代表人及び董事長、董事及び総経理が、【中国共産党員か否か】、上記(f)のとおり、同者においては、中華人民共和国会社法第 18 条に基づき設立された組織が存在することに加え、上記(a)のとおり、甬金科技集団は、中国鉄鋼工業協会ステンレス分会に加入していることに照らせば、同者の経営方針等に関し、中国共産党の指導、方針及び政策の影響が一定程度及んでいることがうかがわれる。また、上記(c)から(e)までのとおり、同者は、【立地に関する内容】企業との間で戦略的協定を締結しているところ、同者の原材料供給に係る価格条件は、通常の商取引とは異なる要因により形成されていることがうかがわれるほか、同協定を締結している 2 者の株主には、いずれも地方政府が出資する国有持株企業が存在しており、同協定には、中央政府又は地方政府の影響が及び得る構造が存在することがうかがわれる。さらに、上記(g)のとおり、同者は、陽江市人民政府から補助金を受領しており、資金受給に関し、地方政府の影響が及んでいることがうかがわれる。

(イ) PZSS から、以下(a)から(c)までのとおり回答があった。

(a) PZSS の株式については、韓国所在の Posco Holdings Inc が 82.5%を、江蘇沙鋼集団有限公司が 17.5%を、それぞれ保有している[241]。

(b) PZSS は、張家港市冶金工業園（以下「冶金工業園」という。）内に所在し、工業総生産額は年平均【数値】元を超え、冶金工業園の工業総生産額の 10%近くを占め、納税総額は年間 1 億元を超え、従業員は 1,500 人を超えるなど、冶金工業園の 10 大優秀企業であり、冶金工業園の工業経済の質の高い発展に大きく貢献している[242]。

(c) PZSS は、2018 年以前は、中国鉄鋼工業協会ステンレス分会に一般会員として加入しており、2019 年から 2024 年までの間は、同分会に副会長法人として加入していた（その間、同者の董事長が、同分会の副会長を務めていた。）[243]。同者が同分会に副会長法人として加入していた際の同者と同分会との間の交流の一例としては、「2023 年 8 月 28 日に、中国鉄鋼工業協会の高祥明副会長が当社に来訪し、同副会長と当社の董事長及び総経理である李柱協が、ステンレス業界の情勢、生産能力管理、財政・租税政策の最適化、グリーン・低炭素転換などの議題について深い交流をしたこと」がある[244]。また、2024 年 3 月 27 日に、同社の董事長、副総経理らが同分会を訪問し、国内ステンレス鋼産業の現状、既存の課題、グリーン・低炭素の発展、資源の総合的活用などの議題について意見交換を行っていたこともある（なお、当該意見交換に関して、「中国鉄鋼工業協会」の

[237] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（1）＜対応内容＞）
[238] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（15）＜対応内容＞）
[239] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（12）＜対応内容＞）（通番 6）
[240] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（9）＜対応内容＞）
[241] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 1.総論（NME）＜対応内容＞）
[242] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（9）＜対応内容＞）
[243] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（2）＜対応内容＞）
[244] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（2）＜対応内容＞）

ホームページにおいて、新聞記事が掲載されていた。）[245]。

(d) PZSS について、上記(b)のとおり、冶金工業園の 10 大優秀企業として位置付けられていること、上記(c)のとおり、同者は、中国鉄鋼工業協会ステンレス分会に加入していたのみならず、同分会に副会長法人として加入しており、同者と同分会の交流は継続的かつ密接なものであったことに照らせば、同者の経営方針などに関し、中国共産党の指導、方針及び政策の影響が一定程度及んでいることがうかがわれる。

(130) 上記(129)を踏まえ、慎重に評価すると、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[246]）が示したその他の事実を考慮しても、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

２－１－９－２　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実に関する検討

(131) 調査当局は、主要な投入財（原材料等）の費用に関して、下記**「２－１－９－２－１　ステンレス熱延鋼帯の費用」**と下記**「２－１－９－２－２　電気料金」**と下記**「２－１－９－２－３　水道料金」**に分けて、主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実を検討することとした。

２－１－９－２－１　ステンレス熱延鋼帯の費用

(132) ステンレス熱延鋼帯の費用が市場価格を反映している事実に関して、中国の供給者 1 者（サンプリング調査対象者として選定された 1 者[247]）から、以下(ア)及び(イ)のとおり回答があった。

(ア) Guangdong Yongjin は、同社と【会社名】との間で締結している戦略的協定における「【同協定の内容】」との定めに基づき、Guangdong Yongjin が生産するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の原材料であるステンレス熱延鋼帯の大半を、【会社名】から購入している[248]。

(イ) ステンレス熱延鋼帯は、いわゆる中間製品であり、一般市場に出回る商品ではないため、ステンレス熱延鋼帯の購入価格は、企業間の極秘事項であり、文書化されるなどして公表される情報ではない。ステンレス熱延鋼帯の価格動向を掲載していると思われるサイト（Mysteel）に掲載されている価格は、第三者が各企業の価格情報を推測したものであるところ、当該価格を参考としながらも、国内外から情報を得て（ヒアリングなどによる。）、その価格の妥当性を判断しているが、当該国内外の企業から得た情報の関連資料は、当社内に存在しない。ステンレス熱延鋼帯の購入価格は、情報収集の上で責任者が決定する仕組みになっている。[249]

(ウ) Guangdong Yongjin について、上記(ア)のとおり、特定の供給者との間で締結された戦略的協定に基づき優先的にステンレス熱延鋼帯の供給を受けており、特定の取引関係に依存しているほか、上記(イ)のとおり、ステンレス熱延鋼帯の購入価格は、外部から客観

[245] 現地調査提出資料（PZSS）（通番 5）
[246] Guangdong Yongjin、PZSS
[247] Guangdong Yongjin
[248] 不備改め版回答書（令和 7 年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（調査項目 B-4-3、B-6-1）
[249] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（2）＜対応内容＞）

的に検証可能ではない中で、最終的には企業内部の責任者が決定する仕組みになっているということであり、これらの回答からは、ステンレス熱延鋼帯の費用が企業間の関係性及び裁量的判断により決定され自由な競争関係又は交渉を通じて形成されていないことがうかがわれる。

２－１－９－２－２　電気料金

(133) 電気料金が市場価格を反映している事実に関して、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[250]）から、以下(ア)及び(イ)のとおり回答があった。

(ア) Guangdong Yongjin から、「当社は、国有企業である【企業名】と電力契約を締結し、供給を受けている。当社への電力供給が可能な他の者はいないことから、現在の供給価格を決定する際、供給者との間で供給価格に係る交渉は行われていない。」旨の回答があった[251]。この回答からは、電力供給が国有企業によって独占的に行われており、電気料金が自由な競争関係又は交渉を通じて形成されていないことがうかがわれる。

(イ) PZSS から、「差別化電価が適用されていた。」との回答に加え、以下(a)から(j)までのとおり回答があった。

(a) 2020 年に江蘇省の発展改革委員会及び生態環境局が超低排出差別化電価政策の通知に関して発行した文書「省発改委省生態環境庁の鉄鋼企業の超低排出差別化電気料金政策に関する通知」（蘇発改価発〔2020〕1135 号）（以下「江蘇省文書〔2020〕1135 号」という。）において、政府の要求に従った超低排出改造を完了していない鉄鋼企業に対し、全ての省が、通常の電気料金に差別化電気料金を加算するとされている[252]。また、江蘇省文書〔2020〕1135 号は、2019 年に国家生態環境部ほか 5 部門が発行した文書「鉄鋼業界の超低排出実施推進に関する意見」（環大気〔2019〕35 号）に基づくものである[253]。

(b) PZSS は、江蘇省文書〔2020〕1135 号に基づき、2021 年 3 月 1 日から実際に差別化電気料金が終了した 2023 年 2 月 28 日までの間に、合計で【金額】人民元の差別化電気料金を支払った[254]。

(c) 江蘇省文書〔2020〕1135 号は、江蘇省全体について、国家及び省、鉄鋼業界の超低排出改造要求を完成していない又は組織的にクリーンな方法で排出運用する等の要求を満たしていない鉄鋼企業及びこれらの排出について改善はしたものの最終的には要求を満たしていない鉄鋼企業の生産に係る市場価格に基づく電気料金について、「組織排出未達基準」、「無組織排出未達基準」及び「クリーン輸送基準未達」の 3 つの基準に分けて増額するというものである[255]。

(d) 江蘇省文書〔2020〕1135 号を受けて、省内の市政府発行の文書も存在するが、文書の内容は国及び江蘇省が発行している文書と同様である[256]。

(e) 江蘇省文書〔2020〕1135 号によれば、鉄鋼企業は超低排出差別化電価政策により増額され、支払われた電気料金は、省庁の全体調整に基づいて、主に鉄鋼企業の超低排出改

250 Guangdong Yongjin、PZSS
251 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（18）＜対応内容＞）
252 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（5）＜対応内容＞）（通番 7）
253 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（5）＜対応内容＞）
254 同上
255 同上
256 同上

造及び安定運用の支援に使用されるとされている[257]。

(f) 様式 E-16-2 の No. 89 の「24 年度超低排出改造奨励資金」については、超低排出差別化電価政策が全面的に完了した後に、江蘇省財政庁及び江蘇省生態環境局により、超低排出改造を完成した鉄鋼企業への奨励金として、過去に当社が支払った差別化電価料金が返金されたものである[258]。

(g) 調査当局は、「江蘇省鉄鋼企業超低排出差別化電価上乗せ基準」のうち、「組織排出未達基準」、「無組織排出未達基準」及び「クリーン輸送基準未達」のいずれが適用されているかについて説明を求めたところ、「「組織排出未達基準」、「無組織排出未達基準」及び「クリーン輸送基準未達」のいずれも当社に適用された。具体的には、当社が実際使用した電気使用量が江蘇省電力会社に示され、当該使用量に江蘇省文書〔2020〕1135 号で規定された差別化電価上乗せ基準を乗じて、前述の基準ごとに差別化電価料金が計算され、その結果として、合計で【金額】人民元の差別化電気料金を支払った[259]ものである。」との回答があった[260]。

(h) 調査当局は、「工業重点分野のエネルギー効率ベンチマーク水準及び基準水準」及び「重点分野の省エネ・炭素削減を促進するためのエネルギー効率制約の厳格な執行に関する意見」の該当箇所を添付資料として提出を求めたところ、同資料の提出があった[261]。同資料（「工業重点分野のエネルギー効率ベンチマーク水準及び基準水準」及び「重点分野の省エネ・炭素削減を促進するためのエネルギー効率制約の厳格な執行に関する意見」）と同社の関係については、「調査当局から指摘のあった江蘇省の計画文書は、2022 年に江蘇省工業情報化庁が発行した「江蘇省工業分野における省エネ技術改良行動計画の発行について（2022-2025 年）に関する通知」（蘇工信節能〔2022〕229）[262]である。当該通知に「差別化電価」の記載があることは確かだが、当該通知はただ 1 通の指導性の文書であり、当該通知には「差別化電価」を具体化する規定がない。エネルギー面において、会社は差別電気料金の適用を求められていない。」との回答があった[263]。また、「当該江蘇省の計画文書の目的及び計画の執行に係る法令の位置付けは別として、当該通知に基づき、最終的に差別化電気料金を支払ったことは間違いない。」との回答があった[264]。

(i) PZSS は、【企業名】、【企業名】及び【企業名】と電力契約を締結し、供給を受けている[265]。【企業名】及び【企業名】の 2 社は政府又は政府系企業に該当すると思われる。【企業名】の株式については、国家電投集団江蘇電力有限公司が【数値】%、江蘇省国信集団が【数値】%、徐州鉱務集団が【数値】%、徐州華興投資有限公司が【数値】%、それぞれ保有しており、【企業名】の株式については、江蘇国信株式会社が【数値】%、連雲港市投資有限公司が【数値】%、それぞれ保有している[266]。

257 同上
258 同上
259 現地調査提出資料（PZSS）（通番 15）
260 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（6）＜対応内容＞）
261 調査当局が収集及び分析した関係証拠「工業重点分野のエネルギー効率ベンチマーク水準及び基準水準」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202307/t20230704_1358113.html）及び「重点分野の省エネ・炭素削減を促進するためのエネルギー効率制約の厳格な執行に関する意見」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202110/t20211021_1300583_ext.html）
262 現地調査提出資料（PZSS）（通番 9）
263 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（8）＜対応内容＞）
264 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（8）＜対応内容＞）
265 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（12）＜対応内容＞）
266 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（12）＜対応内容＞）

(j) 調査当局は、【企業名】、【企業名】及び【企業名】以外に、同者への電力供給が可能な他の供給者がいる場合、その名称について、また、その場合、当該他の供給者からではなく、現在の供給者から電力供給を受けているのかについて説明を求めたところ、「【企業名】、【企業名】及び【企業名】のほかにも、電力供給が可能な会社があれば電力供給を受けることはあり得るが、見積りの結果、当該 3 社の価格が相対的に安かったため、当該 3 社を選択した。」との回答があった[267]。

(k) PZSS について、上記(a)から(h)までのとおり、電気料金が中央政府又は地方政府の政策に基づき差別的に増減される仕組みが存在しており、電気料金に関し、中央政府又は地方政府の政策の影響が一定程度及んでいることがうかがわれるほか、上記(i)及び(j)のとおり、電力供給が国有企業によって独占的に行われており、電気料金が自由な競争関係又は交渉を通じて形成されていないことがうかがわれる。

２－１－９－２－３　水道料金

(134) 水道料金が市場価格を反映している事実に関して、中国の供給者 1 者（サンプリング調査対象者として選定された 1 者[268]）から、「当社は、【企業名】との間で給水契約を締結し、給水の供給は【企業名】から受けている。【企業名】及び【企業名】は、国有企業である。なお、当社への給水が可能な他の供給者はいないことから、現在の供給価格を決定する際、供給者との間で供給価格に係る交渉は行われていない。」との回答があった[269]。この回答からは、水道供給が国有企業により独占的に行われており、水道料金が自由な競争関係又は交渉を通じて形成されていないことがうかがわれる。

２－１－９－２－４　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実に関する結論

(135) 上記(132)から(134)までを踏まえ、慎重に評価すると、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[270]）が示したその他の事実を考慮しても、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

２－１－９－３　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実に関する検討

(136) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実に関して、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[271]）から、以下(ア)及び(イ)のとおり回答があった。

(ア) Guangdong Yongjin から、以下(a)から(c)までのとおり回答があった。

(a) 当社には、全従業員である合計 481 名から構成される労働組合が存在している。労働組合は、広範な者の加入を予定しており、役員を含めて制限はない。労働組合には、6 名の役員がおり、そのうち 1 名は、【役職名】の【氏名】氏である。労働組合の具体的な活動内容は、各種福利厚生面が整っているかの確認（内容を決めるのでなく、内容を精査確認し、意見を述べる）、社員旅行等のレクリエーションを計画し、社員の融和を図り、

[267] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 2.（12）＜対応内容＞）
[268] Guangdong Yongjin
[269] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（17）＜対応内容＞）
[270] Guangdong Yongjin、PZSS
[271] Guangdong Yongjin、PZSS

労働環境をより良いものにすることである。[272]

(b) 中華人民共和国工会法に基づき、当社と労働組合との間で、集団契約を締結している。同集団契約は、2021 年末又は 2022 年当初からほぼ同じ内容で、毎年締結している。同集団契約は、当社と労働組合との間で、調和の取れた安定的な労使関係を構築し、企業及び組合員双方の合法的な権益を守り、企業の経済発展を促進するために締結したものであり、賃金については、主に枠組み的な内容が定められている。[273]

(c) 調査当局は、労働組合について、従業員の賃金の決定に至るまでの手続に労働組合が関与しているかどうかについて説明を求めたところ、「従業員の給与決定プロセスには関与していない。」との回答があった[274]。調査当局は、当該回答を受けて、さらに、中華人民共和国会社法第 17 条の定めを踏まえ、労働組合が貴社従業員の給与決定プロセスに関与していない理由について説明を求めたところ、「給与決定プロセスには直接関与していないが、労働組合にはその結果を承認する役割がある。当該「承認」の趣旨は、給与決定プロセスは、具体的な条件に関して個々の状況に鑑み、当社と当社従業員個人との間で労働契約を結ぶものであり、このプロセスに労働組合の直接の関与はなく、労働組合は労使間の交渉の結果を監督するのみである。なお、これは、中国における一般的なやり方である。」との回答があった[275]。調査当局は、当該回答を受けて、さらに、労働組合が監督した結果、労使間の契約内容が不当であると認めた場合、労働組合は貴社に対して、どのような交渉を行うのか、また、過去、貴社において労働組合による交渉の結果、労使間の契約が変更されたことがあるかについて説明を求めたところ、「現在まで、当社では労使紛争は一度もないため、労使間の契約内容が不当と認められたことや労働組合による交渉の結果、労使間の契約が変更されたことはない。」との回答があった。[276]

(d) Guangdong Yongjin について、上記(a)のとおり、労働組合が存在しているものの、上記(a)から(c)までのとおり、同組合の加入者には、企業の使用者側の利益を代表する者が含まれており、また、同組合は、従業員の給与決定プロセスには関与しておらず、これまで労働組合による交渉の結果、労使間の契約が変更されたことはないということであり、これらの回答からは、かえって、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されていない事実がうかがわれる。

(イ) PZSS から、以下(a)のとおり回答があった。

(a) 労働組合の具体的な活動内容は、当社の管理部門と従業員との間に入って要望を反映したりコミュニケーションを取ったりする役割をすることである。[277]

(b) PZSS について、上記(a)のとおり、労働組合が存在しているものの、その具体的な活動内容に賃金に関する交渉は含まれていないことがうかがわれる。

(137) 上記(136)を踏まえ、慎重に評価すると、中国の供給者 2 者（サンプリング調査対象者として選定された 2 者[278]）が示したその他の事実を考慮しても、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

[272] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（4））
[273] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（4））
[274] 市場経済追加質問状回答書（Guangdong Yongjin）（調査項目 F-6）
[275] 現地調査結果報告書（Guangdong Yongjin）（調査項目 2.（5））
[276] 同上
[277] 現地調査結果報告書（PZSS）（調査項目 1.（1））
[278] Guangdong Yongjin、PZSS

２－１－９－４　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実に関する検討

(138) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実に関して、中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[279]）から、「当社は、入札により土地使用権を取得している[280]。」、「当社は、【年月日】に【土地使用権の取得方式】を通じて土地を落札し[281]、【土地使用権に係る契約内容】に基づき、【土地使用権の譲渡人】から【土地使用権の内容】を取得し[282]、【土地使用権の用途】として使用することとして、【土地使用権の取得方法】されていた[283]。当該土地は、【土地使用権に係る契約内容】において【年月日】に【土地使用権の譲渡人】から【土地使用権の状況】こととされた[284]。」と、入札により土地使用権を取得した旨回答があったが、この回答からは、かえって、生産手段の政府による所有又は管理が行われている事実がうかがわれる。

(139) 上記(138)を踏まえ、慎重に評価すると、中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[285]）が示したその他の事実を考慮しても、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

２－１－９－５　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実に関する検討

(140) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実に関して、中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[286]）から、「当社は、中華人民共和国会計法、企業財務会計報告条例、会計基礎業務規範[287]及び中国財政部が制定する国際会計基準に準拠した中国企業会計準則 CAS[288]に基づいて会計処理を行っており、監査法人による会計監査を年に一度受けている。」[289]と、会計基準に基づき会計処理を行い、監査法人による会計監査を年に一度受けている旨回答があったが、この回答は、会計基準の形式的な適用状況を示すものにとどまり、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていないことを積極的に裏付けるものではない。

(141) 上記(140)を踏まえ、慎重に評価すると、中国の供給者１者（サンプリング調査対象者として選定された１者[290]）が示したその他の事実を考慮しても、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

２－１－１０　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(142) 上記「**２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）**」を踏まえ、

279 Guangdong Yongjin
280 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（調査項目 D-5-4）
281 同上
282 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 D-4-2）
283 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 D-1）
284 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（添付資料 D-4-2）
285 Guangdong Yongjin
286 Guangdong Yongjin
287 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（調査項目 E-1）
288 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（調査項目 E-3）
289 不備改め版回答書（令和７年 12 月 26 日）（Guangdong Yongjin）（調査項目 E-11）
290 Guangdong Yongjin

慎重に評価した結果、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認められず、以上の事実を総合的に評価すると、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

(143) 以上より、調査当局は、正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いることができると判断した。

２－１－１１　輸出価格の算出の基本的考え方

(144) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する[291]こととした。

(145) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする[292]こととした。

２－１－１２　端数処理の基本的考え方

(146) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第３位を四捨五入することとした。

２－２　代替国選定等

２－２－１　代替国選定

(147) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記**「１－６－４－１　代替国選定通知（1 回目）」**のとおり、調査当局が知り得た全ての供給者､輸入者及び本邦生産者並びに中国政府に対して､｢代替国選定通知(1 回目)」を送付したところ、上記(40)のとおり、供給者 1 者[293]、輸入者 1 者[294]、申請者である本邦生産者 4 者[295]及び産業上の使用者 2 者[296]から、**「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**及び**「表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由」**のとおり意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

(148) 上記(147)の意見を踏まえ、上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**のとおり、各代替国候補における一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）が中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**とともに「代替国選定通知（2 回目）」を送付し、代替国候補について意見を求めたところ、上記(43)のとおり輸入者 1 者[297]及び申請者である本邦生産者 4 者[298]から意見の提出があった。

[291] 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項
[292] 協定 2.3、協定 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条第 1 項及びガイドライン 7.(3)
[293] Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.
[294] ニチアス株式会社
[295] 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属
[296] 恒成株式会社、【産業上の使用者 A】
[297] 【輸入者 B】
[298] 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属

当該意見について、上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**のとおり、調査当局は検討し、代替国候補の優先順位リストの優先順位は変更しないこととした。

(149) 上記**「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに 1 者[299]から代替国当初質問状回答書が提出された。

(150) 代替国当初質問状又は供給者当初質問状に対して回答のあった者の所在する国のうち、上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**の**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることとした。

(151) 調査当局は、代替国として認定した国に所在する代替国当初質問状又は供給者当初質問状に回答した供給者が、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると判断した。

２－２－２　代替国の正常価格

(152) 代替国の正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）[300]を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における代替国供給者の回答を用いた。

(153) 代替国構成価格の算出にあたり、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的な特性等の要素を考慮し、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せごとにグルーピングを行ったところ、中国の供給者から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された産品と同種ではあるが、【数値】品種（【品種コード名】）について同一ではなかった。当該品種について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から【回答内容】旨の回答を得た[301]ことから、【製造原価差異の取扱い】こととした。

(154) 生産費については、代替国供給者の回答と会計上の生産費に差異が生じていたため、会計上の生産費を基準にその差異の金額を当該代替国供給者の回答に加算した。

(155) 管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、代替国供給者の回答から、調査対象期間中に発生した生産費用とは評価できない【勘定科目名】をその他費用から除外し、【勘定科目名】を金融費用から除外した。

(156) 利潤の額については、品種ごとに国内販売価格の合計から原価割れ販売など通常の商取引とは認められなかった取引を除き、生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除して算出した利潤額の合計を、生産費用の合計で除して生産費用に対する率を算定し、品種ごとの生産費用に乗じて算出することとした。

２－３　中国の供給者

(157) 上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**のとおり、Shanxi Taigang 及び PZSS をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び

299 日本製鉄

300 政令第 2 条第 1 項第 4 号

301 代替国供給者追加質問状回答（【企業名】）【項目番号】

冷延鋼板の輸入の事実を検討することとした。

２－３－１　Shanxi Taigang

２－３－１－１　正常価格

(158) 上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

２－３－１－２　本邦向け輸出価格

(159) Shanxi Taigang の回答[302]によると、同者は、調査対象期間中に、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せで区別される多種のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を本邦に輸出していた。

(160) 調査対象期間中に行われた【数値】件[303]の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は全て【取引条件】であった。
　公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した。なお、上記【項目名】のうち、様式 B 取引通番 2 について、Shanxi Taigang が回答に用いた計算式に誤りがあったことから、調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(161) 上記(160)で輸出価格算出の基礎とした【数値】取引につき、物理的特性等を考慮するため、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せにより品種を定め、【数値】品種につき、品種ごとに 1kg 当たりの輸出価格を算出した。

２－３－１－３　通貨の換算

(162) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、代替国の正常価格については、【通貨単位】建ての代替国構成価格を法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場の調査対象期間における年間平均で供給者の現地通貨である中国人民元建てに換算し、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である中国人民元建ての輸出価格と比較した。

２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）

(163) 不当廉売差額は、上記**「２－３－１－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－１－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(161)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 24 不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」**のとおり 33.29%となり、僅少ではなかった。

表 24　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）

供給者名	不当廉売差額率（%）
Shanxi Taigang	33.29

[302] 不備改め版回答書（Shanxi Taigang）（様式 B-1-2）
[303] 不備改め版回答書（Shanxi Taigang）（様式 B）

２－３－２　PZSS

(164) 上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査当局は PZSS に対し、調査開始決定の通知を送付し、供給者当初質問状等への回答を求めた。また、供給者当初質問状の回答を受領後、当該回答について、複数の回答内容に不備があったことから、調査当局は上記**「１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり PZSS に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備に対する確認を行った。

不備指摘を送付する際、調査当局は、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[304]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、上記**「１－７　秘密の情報」**のとおり、調査当局は、お願い紙を含む利害関係者等に対する通知において、「回答のうち営業活動等が明らかになる情報は、協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができること、営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合は、秘密扱いを求める書面を期限までに提出すること」、「提出書面等に不備がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答を不採用とすること」を明示したうえで、秘密扱いを求める書面及び他の利害関係者の閲覧に供するための開示版回答の提出を求めた。

(165) 調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答のうち開示版と非開示版に分かれているものについて、秘密扱いを求める書面が提出されているか否か検討したところ、上記(78)のとおり、一般的情報、日本向け輸出価格、国内向け販売価格、第三国向け輸出価格並びに製造原価及び構成価格に関して当該書面が提出されていないことを確認した。そのため、調査当局は、PZSS に対して、秘密扱いを求める書面を提出するよう、**「表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり、4 回の不備指摘を行った。しかし、PZSS は、当該書面を提出しなかった。

(166) 調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答について、秘密扱いを求める書面が提出されていないため、秘密情報として取り扱うことを求める範囲及び秘密の理由を把握することができなかった。また、当該回答に関して、表形式の回答である各様式の開示版[305]について、表形式を残さず単に「財務データはビジネス秘密です」又は「ビジネス秘密」とのみ記載されており、秘密の情報について実質を合理的に理解することができる要約が提出されているとは認められなかった。

(167) 上記(165)のとおり、PZSS が秘密扱いを求める書面を提出しなかったため、調査当局は、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由を確認することができず、利害関係者の閲覧に供し得る供給者当初質問状回答の適否及び範囲を確定することができなかった。また、上記(166)のとおり、PZSS から提出された供給者当初質問状（様式）回答書開示版には、適当と認められる要約が付されているとは認められず、上記**「１－１０　秘密証拠を調べないものとしたことの通知」**のとおり、調査当局は、PZSS から提出された供給者当初質問状回答書について調べないものとした。このため、調査当局は、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書について、閲覧の機会を確保することができず、当該回答を利用することができなかったことから、当該回答を証拠として採用することができなかった[306]。

[304] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

[305] 不備改め版回答書（PZSS）（様式 A 開示版、様式 B 開示版、様式 C 開示版、様式 E 開示版）

[306] 供給者当初質問状回答（非開示・開示共通版）については、秘密扱いを求める書面の提出は必要ないことから証拠として採用した。

(168) また、PZSS が、供給者追加質問状回答及び現地調査結果報告書に係る秘密扱いを求める書面については提出していることからすれば、当該書面を提出すべきこと及び当該書面の作成方法については理解しており、当該書面の提出が困難であったとは認められなかった。

(169) このように、PZSS の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められた。このため、調査当局は、PZSS の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算定することとした。

２－３－２－１　不当廉売差額率（PZSS）

(170) PZSS については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき[307]、申請書に記載された正常価格と輸出価格との比較により算出された不当廉売差額率を適用すると、**「表 25　不当廉売差額率（PZSS）」**のとおり 45.32%となり、僅少ではなかった。申請書に記載された正常価格と輸出価格に基づいて認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重にこれを行うこととし、申請者のうちの 1 者である本邦生産者に対して本邦生産者追加質問状[308]を送付し、申請書に記載の情報について説明を求めたほか、公的な統計との合理的関連性を検証した上、調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報にも照らし、総合的に検討した結果、協定附属書Ⅱ7. の内容を充足することを確認できたことから、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として適切なものであると判断した。

表 25　不当廉売差額率（PZSS）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
PZSS	45.32

２－３－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった中国の供給者（サンプリング調査非対象中国生産者）

２－３－３－１　不当廉売差額率

(171) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった中国供給者であって、上記(163)及び(170)において不当廉売差額率を算出した者を除く中国供給者のうち、生産者 4 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、正確性を確認することができた Shanxi Taigang の輸出価格と、上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**において算出した正常価格との差額に基づき算出した。その結果、**「表 26　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）」**のとおり、33.29%となり、僅少ではなかった。

表 26　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD. Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd. Guangdong Yongjin Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	33.29

２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の

[307] 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
[308] 本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）

供給者

２－３－４－１　不当廉売差額率

(172) 上記(163)、(170)及び(171)の供給者 6 者以外の調査当局が知り得た供給者 57 者及びその他の供給者については、上記(83)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(173) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき[309]不当廉売差額率を算出[310]することとし、当該供給者 57 者及びその他の中国の供給者が供給するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板については、上記**「２－３－２－１　不当廉売差額率（PZSS）」**における PZSS の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－３－５　中国の供給者の不当廉売差額率

(174) 中国の供給者の不当廉売差額率は、**「表 27　中国の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 27　中国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
Shanxi Taigang	33.29
PZSS	45.32
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD. Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd. Guangdong Yongjin Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	33.29
Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd. Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co.,Ltd. Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd. Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd. Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd. Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd. Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd. Foshan Chengde New Material Co., Ltd. Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd. Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd. Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd. FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO.,LTD. Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd. Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd. FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO.,LTD. Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd. Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd. Wuxi Shuoyang Stainless Steell Co.,Ltd.	45.32

[309] 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
[310] 上記(87)のとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

供給者名	不当廉売差額率 (%)
Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd. LCG METAL MATERIAL CO.LTD. Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd. Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd. 清远市祥麟不锈钢有限公司 FOSHAN RUIQIANG STEEL CO.,LTD. Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd. Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd. Changge Yulong Industrial Co., Ltd. Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd. Foshan Guangfeng Steel Co.,Ltd. Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd. Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd. Lishui Yida Technology Co., Ltd. Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd. Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd. Shanghai Qukin Steel Co., Ltd. Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd. Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd. Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd. Tsingshan Holding Group Co., Ltd. Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd. Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd. 大谷金属加工（蘇州）有限公司 Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd. Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd. Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd. Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd. 広東 JERAY 技術有限公司 広東宏旺金属材料有限公司 Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd. TISCO Stainless Steel Co.,Ltd. MINMETALS CHEERGLORY LIMITED 青郎国際 TSD TRADING CO., LIMITED Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd. Baolai Steel Group Co., Ltd.	
その他の中国の供給者	45.32

２－４　台湾の供給者

(175) 上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**のとおり、YUSCO 及び Walsin をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の輸入の事実を検討することとした。

２－４－１　YUSCO

２－４－１－１　正常価格

(176) YUSCO の回答[311]によると、調査対象期間中に同者は、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せで区別される多種のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を台湾内で販売及び製造していた。

(177) 調査対象期間中に行われた【数値】件[312]の国内販売取引については、関連企業取引及び非関連企業取引が含まれており、受渡し条件は【受渡し条件】及び【受渡し条件】であった。なお、国内販売と回答されていたが、調査の結果、台湾内で最終的に消費される取引であると確認できなかった【数値】件[313]を正常価格算定の基礎から除き、残った非関連企業取引【数値】件を正常価格算定の基礎とした。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【受渡し条件】条件による取引の場合は、【項目名】を、【受渡し条件】条件による取引の場合は、【項目名】を控除した。

(178) 上記(177)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

(179) YUSCO が回答した様式 E の製造原価と同社の会計上の製造原価には差異が生じていた[314]。

現地調査において、当該差異は、会計上の製造原価を基準として様式 E の製造原価を調整することにより縮小することが可能であると確認ができた[315]ことから、会計上の製造原価と様式 E において回答された製造原価の差異である【数値】TWD を完成品数量に基づき各品種の製造原価に加算した。

(180) 様式 E のその他費用に計上されていた【勘定科目名】は【勘定科目の説明】であり、調査対象期間中に発生した生産費用とは評価できない[316]と判断したため、当該費用項目をその他費用から除外した。

(181) 様式 E の金融費用に計上されていた【勘定科目名】は調査対象期間中に生産した製品の生産費用とは評価できない[317]と判断したため、当該費用項目を金融費用から除外した。

(182) 上記(179)から(181)までを踏まえ、YUSCO の回答[318]から、調査対象期間中に製造されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、上記(178)と同様に品種を定め、【数値】種の品種について、品種ごとに 1kg 当たりの構成価格を算出した。

利潤の額については、品種ごとに国内販売価格の合計から生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除した金額の合計を、製造費用の合計で除して製造費用に対する率を算定し、品種ごとの生産費に乗じて算出した。

(183) 正常価格には上記(95)に記載したとおり、上記(178)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用い、それがない場合は上記(182)で算出した構成価格を用いた。

311 不備改め版回答書（YUSCO）（様式 C-1-2）
312 不備改め版回答書（YUSCO）（様式 C）
313 不当廉売差額率の算定について（以下「DM 計算書」という。）（YUSCO）
314 第 2 回不備指摘回答整理番号第 70 番（別記 1）（YUSCO）
315 現地調査結果報告書 6.(1-3)（YUSCO）
316 現地調査結果報告書 6.(2)（YUSCO）
317 現地調査結果報告書 6.(3)（YUSCO）
318 不備改め版回答書（YUSCO）（様式 E）

２－４－１－２　本邦向け輸出価格

(184) YUSCO の回答[319]によると、調査対象期間中に同者は、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せで区別される多種のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を本邦に対し輸出していた。

(185) 調査対象期間中に行われた【数値】件[320]の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は【取引条件】、【取引条件】又は【取引条件】であった。

公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、全ての取引条件において割引を控除し、その他同者の回答に記載されている控除項目に関し、【取引条件】条件による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】条件及び【取引条件】条件による輸出取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した[321]。

また、物理的特性を考慮し、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

２－４－１－３　通貨の換算

(186) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である台湾ドル建ての価格で比較した。

２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）

(187) 不当廉売差額は、上記**「２－４－１－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－４－１－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(185)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 28 不当廉売差額率（YUSCO）」**のとおり 3.86%となり、僅少ではなかった。

表 28　不当廉売差額率（YUSCO）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
YUSCO	3.86

２－４－２　Walsin

２－４－２－１　正常価格

２－４－２－１－１　国内向け販売価格

(188) Walsin の回答[322]によると、調査対象期間中に同者は、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せで区別される多種のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を台湾内で販売及び製造していた。

319 不備改め版回答書（YUSCO）（様式 B-1-2）
320 不備改め版回答書（YUSCO）（様式 B）
321 DM 計算書（YUSCO）
322 不備改め版回答書（Walsin）（様式 C-1-2）

(189) 調査対象期間中に行われた【数値】件[323]の国内販売取引については、すべて非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】であった。また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した。

(190) 上記(189)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

(191) Walsin が本邦向けに輸出していた【数値】品種のうち、同種の貨物の国内販売があったのは【数値】品種のみだった。その【数値】品種の国内販売価格について、Walsin の回答[324]から算出した当該品種の生産費用及び下記**「２－４－２－１－２　構成価格」**で算出した生産及び販売に係る費用と比較したところ、国内販売が全て原価割れ販売だった。

このように、本邦向けに輸出されていた品種については、国内販売が存在したものはいずれも原価割れであり、また、その他の品種については国内販売がなかったため、Walsin が回答した様式 C には、正常価格算定の基礎となる取引は認められなかった。よって、国内販売取引が最終的に台湾内で消費されるものであるか否かについて検討する必要はなかった。

したがって、国内向け販売取引については正常価格算定の基礎として使用せず、正常価格は下記**「２－４－２－１－２　構成価格」**を採用した。

２－４－２－１－２　構成価格

(192) 上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、Walsin に対して、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

供給者当初質問状の回答を受領後、当該回答について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり Walsin に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、Walsin に対し、上記**「１－６－６　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、供給者追加質問状を送付し、供給者当初質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(193) 調査当局は上記**「１－６－９－２　台湾の供給者かつ代替国供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、これまでに Walsin から提出された質問状等の回答内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、Walsin に対して現地調査を実施した。

なお、上記の質問状等の送付の際、調査当局は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[325]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(194) Walsin は、供給者当初質問状（調査項目 E）に調査対象貨物の複数の品種の生産費用及び完成品数量として負値を回答[326]していた。

調査当局が、生産費用及び完成品数量が負値となる理由について説明を求めたところ、

323 不備改め版回答書（Walsin）（様式 C）
324 不備改め版回答書（Walsin）（様式 E）
325 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
326 不備改め版回答書（Walsin）（様式 E）

Walsin は供給者追加質問状において「会計上、完成品を消費する会計上の処理として販売、材料番号変更、下工程への投入の 3 類型が存在するが、質問状回答にはそのうち販売に係る完成品の消費のみを反映させている。調査対象期間中に生産した完成品数量については、販売数量に期末完成品在庫数量を加え、期首完成品在庫数量を控除して算出しているところ、完成品数量より材料番号変更や下工程への投入で完成品を消費した数量が多い場合は、完成品数量が負値となる。」旨回答[327]した。また、Walsin は「データ量が膨大のため、材料番号変更及び下工程への投入の状況をシステム上で個別に把握することは困難である。」と回答した。

(195) 現地調査において、Walsin は、材料番号変更及び下工程への投入で消費された完成品数量やその完成品の生産費用が同社のシステムに記録されており把握することが可能であったにも関わらず、それらの消費数量等を考慮せず、質問状に対し実際とは異なる各品種の完成品数量や生産費用を回答していたことが明らかになった[328]。

また、材料番号変更及び下工程への投入で消費された完成品数量やその完成品の生産費用についても、システム上でそれらを把握するための作業量が膨大であるという理由から回答されなかった[329]。

(196) 以上のことから、調査当局は、Walsin が供給者当初質問状で回答した完成品数量や生産及び販売に係る費用について正確性を検証することができなかった。Walsin の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断されたことから、Walsin の構成価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出する[330]こととした。

(197) Walsin の生産にかかる費用として、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を採用した。また、Walsin の監査済み財務諸表に基づいて算出した営業費用率から Walsin の直接販売費比率を除いた比率を、上記製造原価に乗じて算出した金額を、Walsin の販売にかかる費用として採用した。

(198) 申請書に記載された製造原価に基づいて認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重にこれを行うこととし、申請者のうちの 1 者である本邦生産者に対して本邦生産者追加質問状[331]を送付し、申請書に記載の情報について説明を求めた。

その結果、申請書に記載された製造原価の根拠については、同者の生産活動における実際のデータに基づくものであることが確認された。

また、申請書に記載された製造原価は、製造コストが最も低い品種の生産に係るものであり、保守的に算出されていることを確認した。

調査当局において、以上の追加質問状による確認のほか、調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報にも照らし、総合的に検討した結果、協定附属書Ⅱ7.の内容を充足することを確認できたことから、申請書に記載された製造原価を Walsin の製造原価として用いることは適切であると判断した。

(199) 上記(197)で算出した生産及び販売にかかる費用を、Walsin が回答した換算レートを用いて台湾ドルに換算し、Walsin の鉄源比率[332]で加重平均し、生産及び販売にかかる費用を算出

327 供給者追加質問状（Walsin）H-50
328 現地調査結果報告書（Walsin）7.(7)
329 現地調査結果報告書（Walsin）7.(7)
330 ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（以下「FA 経緯書及び DM 計算書」という。）（Walsin）
331 本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）
332 不備改め版回答書（Walsin）（様式 E-4-2）

した。

(200) 通常の利潤は、Walsin がニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売事業において、直近で営業利益を得ていた 2021 年の営業利益を同年の製造原価、販売費及び一般管理費の合計額で除して営業利益率【数値】%を算出し、その比率を生産及び販売にかかる費用に乗じて算出した。

この営業利益率については、台湾の他の生産者がニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の台湾内における販売において、直近で営業利益を得ていた 2021 年の売上高営業利益率 12.62%[333]を超えていないことを確認した。

(201) 上記(197)から(200)で算出した生産及び販売にかかる費用に通常の利潤を加えた構成価格を、正常価格とした。

２－４－２－２　本邦向け輸出価格

(202) Walsin[334]の回答によると、調査対象期間中に同者は、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せで区別される多種のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を本邦に対し輸出していた。

(203) 調査対象期間中に行われた【数値】件[335]の本邦向け輸出取引について、契約条件は【取引条件】又は【取引条件】であった。

公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した[336]。

また、物理的特性を考慮し、規格、鋼種、形態、厚み、幅、エッジの状態、硬化させるための調質圧延状態、表面仕上げ、表面処理及び標準仕様への準拠の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

２－４－２－３　通貨の換算

(204) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である台湾ドル建ての価格で比較した。

２－４－２－４　不当廉売差額率（Walsin）

(205) 不当廉売差額は、上記**「２－４－２－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－４－２－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(203)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 29 不当廉売差額率（Walsin）」**のとおり 20.71%となり、僅少ではなかった。

表 29　不当廉売差額率（Walsin）

供給者名	不当廉売差額率 (%)

[333] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「「台湾当局による中国及び韓国産ステンレス冷延鋼材に対する AD 調査に係る基本事実資料（表形式）」（表 3）」から算出
[334] 不備改め版回答書（Walsin）（様式 B-1-2）
[335] 不備改め版回答書（Walsin）（様式 B）
[336] FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）

Walsin	20.71

２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）

２－４－３－１　不当廉売差額率

(206) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった台湾供給者であって、上記(187)及び(205)において不当廉売差額率を算出した者を除く台湾供給者のうち、生産者 5 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、正確性を確認することができた YUSCO の正常価格と輸出価格との差額に基づき算出した。その結果、**「表 30　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象台湾生産者）」**のとおり、3.86%となり、僅少ではなかった。

表 30　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象台湾生産者）

供給者名	不当廉売差額率（%）
Tang Eng Iron Works Co., Ltd. TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD. Yuan Long Stainless Steel Corp. Tung Mung Development Co.,Ltd. Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	3.86

２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者

２－４－４－１　不当廉売差額率

(207) 上記(187)、(205)及び(206)の供給者 7 者以外の調査当局が知り得た供給者 9 者及びその他の供給者については、上記(83)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(208) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき[337]不当廉売差額率を算出[338]することとし、当該供給者 9 者及びその他の台湾の供給者が供給するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板については、上記**「２－４－２－４　不当廉売差額率（Walsin）」**における Walsin の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－４－５　台湾の供給者の不当廉売差額率

(209) 台湾の供給者の不当廉売差額率は、**「表 31　台湾の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 31　台湾の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率（%）
YUSCO	3.86
Walsin	20.71

[337] 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
[338] 上記(87)のとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

供給者名	不当廉売差額率 (%)
Tang Eng Iron Works Co., Ltd. TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD. Yuan Long Stainless Steel Corp. Tung Mung Development Co.,Ltd. Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	3.86
China Steel Corporation Chung Hung Steel YC INOX CO., LTD. Ton Yi Industrial Corp. Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd. CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD. SINKANG INDUSTRIES CO., LTD. SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD. YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.	20.71
その他の台湾の供給者	20.71

２－５　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(210) 以上のとおり、中国及び台湾から輸出される不当廉売がされたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の本邦への輸入の事実が認められた。

３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

３－１　本邦の産業

(211) 利害関係者から提出された書面[339]から、本邦においてニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を生産しているのは、日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属、大同特殊鋼株式会社、株式会社プロテリアル、株式会社プロテリアル金属、明道メタル株式会社、日鉄ケミカル&マテリアル株式会社、開進工業株式会社、恒成株式会社の 11 者であることを確認した。

(212) 調査対象貨物の供給者又は輸入者との関係[340]を確認したところ、開進工業株式会社の100%子会社である【輸入者 C】は、調査対象貨物を輸入していることが認められた。したがって、開進工業株式会社と【輸入者 C】の関係は、「当該輸入貨物の･･･輸入者を直接･･･に支配している関係」（政令第 4 条第 2 項第 1 号、ガイドライン 4.(3)一）ということができる。この場合、「当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠」（政令第 4 条第 2 項ただし書）が提出され、当該証拠によりその旨が認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないことになるところ、開進工業株式会社から当該証拠の提出はなかった。

(213) また、本件課税申請の日の 6 月前の日以後に輸入（少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされている（政令第 4 条第 2 項）ため、同課税申請の日の 6 月前の日以降から同課税申請の日の前日まで(令和 6 年 11 月 12 日から令和 7 年 5 月 11 日まで)の調査対象貨物の輸入の有無について確認したところ、開進工業株式会社については、本邦生産者確認票の回答から、100%子会社である【輸入者 C】において、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物を輸入している事実が認められた。そして、①開進工業株式会社は、【輸入者 C】から調査対象貨物（加工用冷延鋼帯又は冷延鋼板）を調達した上で、加工・販売している[341]こと、②【輸入者 C】の代表者は、開進工業株式会社の役員であり、また、開進工業株式会社の株式の【30～40】%を保有している[342]こと、③開進工業株式会社と【輸入者 C】の本店所在地が同一である[343]こと等を踏まえると、開進工業株式会社と【輸入者 C】は、実質的に一体となって、調査対象貨物の輸入、加工及び販売を行っているということができる。したがって、開進工業株式会社は、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物を輸入した生産者に該当するということができ、主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないことになる。

(214) この点、開進工業株式会社は、本邦生産者確認票において、「当社はリロールメーカーであり、国内産だけでなく海外産のステンレス冷延鋼帯を原材料として需要家が要求する板厚・硬さに調質するリロールを行っており本邦産同種の貨物の生産者である。」[344]と回答した上で、本邦生産者当初質問状へ回答している。しかしながら、【輸入者 C】を介した開進工業株式会社の令和 6 年における輸入の実態についてみると、開進工業株式会社の生産量に対して

339 申請書（4-2、別紙（非共有）1)、本邦生産者確認票（開進工業株式会社）（Ⅷ.3(1)(ウ)）
340 政令第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで
341 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（開進工業株式会社）（様式 A-3-2、A-9、様式 B-1、D-2・D-3、F-2-5）（添付資料 A-7)）
342 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（開進工業株式会社）（調査項目 A-1-2、A-1-4、A-2-2）
343 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（開進工業株式会社）（調査項目 A-1-3、A-2-3）
344 本邦生産者確認票（開進工業株式会社）（Ⅷ.3(4)）

【割合】を超える量を輸入しており[345]、当該輸入は、金額ベース及び重量ベースともに、開進工業株式会社の国内販売全体の【割合】を占めているものであって[346]、開進工業株式会社の国内販売の大部分は調査対象貨物が占めていた。また、調査に対する支持状況[347]については、【支持の状況】。その他、主たる事業が調査対象貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認められる特別の事情を裏付ける事実はうかがわれないことを踏まえると、「主たる事業が調査対象貨物と同種の貨物の本邦における生産」であるとは認められなかった。

(215) 以上より、調査当局は、開進工業株式会社が本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものと判断した。

(216) 恒成株式会社は、本邦生産者確認票において、他社から調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同種の貨物を購入した上で、リロール以外のカット加工や表面仕上げ加工を行っている旨の回答をしている[348]。また、調査当局が調査したところによれば、恒成株式会社はスリッターやレベラー設備を有し、冷間圧延以外の加工を加える者（以下「コイルセンター」という。）であることを確認した[349]。

(217) この点、申請書によれば、①コイルセンターはニッケル系ステンレス冷延製品を製造するメーカーと最終需要者の仲立ちをする流通商社・卸売業者としての性格が強い[350]こと、②一般的に、コイルセンターのカット加工又は表面仕上げ加工による付加価値は、加工に使用するニッケル系ステンレス冷延製品の価格に比して僅かである[351]こと、③一般的に、リロール（冷間圧延）に要する設備は、コイルセンターにおけるカット加工及び表面仕上げ加工を行う設備に比べて、相当に高額である[352]こと、④一般的に、コイルセンターの雇用人数は、リロール（冷間圧延）を行うメーカーの雇用人数に比して相当少ない[353]ことが認められ、これらの各事実に照らせば、コイルセンターの活動水準は非常に低いものである[354]ということができる。また、恒成株式会社は、産業上の使用者当初質問状回答を提出したものの、本邦生産者当初質問状回答を提出しておらず、上記①～④の各事実を左右するに足りる事実関係は認められなかった。

(218) 以上より、調査当局は、恒成株式会社が本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものと判断した。

(219) 日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属、大同特殊鋼株式会社、株式会社プロテリアル及び日鉄ケミカル&マテリアル株式会社の 7 者[355]について、調査対象貨物の供給者又は

345 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（開進工業株式会社）（様式 B-1）
346 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（開進工業株式会社）（様式 B-1）
347 本邦生産者確認票（開進工業株式会社）（Ⅷ.2）
348 本邦生産者確認票（恒成株式会社）（Ⅳ.1.(3)(イ)）
349 調査当局が収集及び分析した関係証拠「恒成株式会社のホームページ」（URL：https://ks-kousei.co.jp/steel/）には鋼材事業の歩みとして「地場産業の製造業の発展に伴いステンレス切り板の需要が高まり、それに対応するために一貫コイルセンター体制を確立」との記載がある。
350 申請書（別紙（開示）17）
351 申請書（別紙日本製鉄個別（非共有）3・4、別紙日本冶金工業及びナス鋼帯個別（非共有）4）
352 申請書（別紙（開示）18、別紙（非開示）2・3、別紙日本製鉄個別（非共有）5、別紙日本金属個別（非共有）1-1・1-2）
353 申請書（別紙日本製鉄個別（非共有）6、別紙日本冶金工業及びナス鋼帯個別（非共有）5）
354 申請書（別紙（開示）15・16）
355 株式会社プロテリアル金属及び明道メタル株式会社の 2 社は、本邦生産者確認票において、調査への協力はしない旨を回答し（V.）、また、明道メタル株式会社については、確認票における本邦産同種の貨物の生産・販売概況の回答もなかった（X.3.）ため、本邦の生産高および生産の有無については確認できなかった。

輸入者との関係[356]を確認したところ、特段の関係がなかった[357]。また、当該 7 者について、同課税申請の日の 6 月前の日以降から同課税申請の日の前日までの調査対象貨物の輸入の事実はなかった[358]。

(220) 以上より、日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属、大同特殊鋼株式会社、株式会社プロテリアル及び日鉄ケミカル&マテリアル株式会社の 7 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。

(221) また、**「表 32　本邦の産業の状況（令和 6 年）」**のとおり、当該 7 者の令和 6 年における生産量は【数値】MT であり、本邦におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板総生産高に占める割合は【80-100】%であった。

表 32　本邦の産業の状況（令和 6 年）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
ナス鋼帯	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
日本冶金工業	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
日本製鉄	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
日本金属	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
大同特殊鋼株式会社	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
株式会社プロテリアル	【数値】	【数値】	無し	意思表明しない	協力しない
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
開進工業株式会社	【数値】	【数値】	有り	【支持の状況】	協力する
合計	【数値】	100.0%			

（出所）本邦生産者確認票

３－２　同種の貨物の検討

(222) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダンピング[359]輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響

の双方についての客観的な検討に基づいて行う[360]こととされている。
そこで、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを

[356] 政令第 4 条第 2 項各号
[357] 本邦生産者確認票（VII.1.）。なお、日本製鉄は、調査対象貨物の輸入者である株式会社サステックの議決権に係る株式を保有しているが、その割合は 25%に留まり、残余の 75%は株式会社メタルワンが保有している（輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社サステック）（調査項目 A-1-5）。また、日本製鉄は株式会社メタルワンに出資しておらず、同社に対し出向者及び役員派遣や資金提供はなく、株式会社メタルワンは日本製鉄と緊密な関係があるとも、日本製鉄と同一内容の議決権を行使することに同意しているとも言えないため、株式会社サステックを「直接又は間接に支配している関係」（政令第 4 条第 2 項第 1 号、ガイドライン 4.(3) 各号）にあるとは認められない。
[358] 本邦生産者確認票（VII.2.）
[359] 協定 2.1
[360] 協定 3.1

確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

３－２－１　物理的及び化学的特性

(223) 調査対象貨物であるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、物理的特性としては、形状は鋼帯（熱延鋼帯を冷間圧延し、コイル状に丸めたもの）又は鋼板（冷延鋼帯を切断して、板状にしたもの）であり、様々な板厚・板幅で販売されている。厚さ、幅及び形状は問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経たものであっても、製品の表面に孔を開けてあるものを除く。

また、ステンレス鋼（鉄（Fe）を主成分（50%以上）とし、クロム（Cr）を 10.5%以上含む高合金鋼（5 大元素（炭素・シリコン（ケイ素）・マンガン・リン・硫黄）以外の元素も添加して作られた鋼材である合金鋼のうち、クロムやニッケル、コバルト等を 10%以上含む。）の薄板（鋼帯又は鋼板）のうち、ニッケル含有量が全重量の 0.6%を超えるものである。

化学的特性としては、ニッケルが付加されることにより、保護膜（酸化膜）の安定が促進され、熱力学的安定性（熱力学に基づく物質の変化しにくさ）が高まり、耐食性が大幅に強化されるとともに、加工性も向上する。ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、このような耐食性や加工性を踏まえて、様々な需要分野で使用されている[361]。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した[362]。

３－２－２　製造工程

(224) ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の一般的な製造工程は、次のとおりである。フェロクロム（クロム鉱石にコークス等の還元剤を加えてキルンで焼成し、電気炉で溶解還元することで大まかに不純物を取り除き純度を高めたもの）及びフェロニッケル（ニッケル鉱石に、コークス等の還元剤を加えキルンで焼成し、電気炉で溶解還元することで大まかに不純物を取り除き純度を高めたもの）と鉄スクラップ及びステンレススクラップを電気炉で溶解する。溶解の後、精錬により不純物や炭素を取り除き、溶解及び精錬した金属を底の空いた鋳型に流し込み、底から素材を引き出すことにより、スラブを連続的に鋳造する。その後、スラブを 900℃～1,200℃で加熱することにより柔らかくし、2 本のロールのすき間に通し圧力をかけることにより、薄く延ばす（熱間圧延工程）。最後に、熱間圧延工程により薄く延ばされた熱延鋼帯（熱間圧延によって薄く延ばされた薄板をコイル状に丸めたもの）を常温のまま 2 本のロールのすき間に通し圧力をかけることにより、薄く延ばして製造する（冷間圧延工程）。鋼板については、本工程において、鋼帯を横方向に切断したもの[363]。

(225) なお、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記(224)に述べた方法で生産されており[364]、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

３－２－３　流通経路

(226) 調査対象貨物の本邦における流通経路については、調査対象貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の

361 申請書 2-3-1、供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（YUSCO、Walsin、Shanxi Taigang、PZSS）（添付資料 A-5-3）

362 申請書 4-1-1、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）

363 申請書 2-3

364 供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 E-1-1-1）及び本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

商社を経由して販売されている場合が確認できた[365]。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社や問屋を介して産業上の使用者に販売されていることを確認した[366]。

(227) 以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも流通経路は共通していた。

３－２－４　用途

(228) 調査対象貨物は、建築、家電・精密機器、厨房・家庭用機器、輸送機器、産業機器等、幅広い用途に使用され、特に耐食性及び加工性が求められる用途で使用されている。本邦産同種の貨物についても、同様であることを確認した[367]。

３－２－５　価格の決定方法

(229) 調査対象貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部分が取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物の本邦における購入価格の決定方法についても、同様に、大部分が取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した[368]。

(230) 以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

３－２－６　代替性

(231) 調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、**「表 33　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、質問状への回答内容が確認できる 33 者[369]のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 7 割以上を占める中、「代替不可能」との回答は約 1 割であった。「代替不可能」の内容として、一部の品種は海外での生産が無いことを理由にあげているほか、サンプルテスト使用したこともなく、基本契約の締結から含めると相当な期間を要する可能性が高いため代替可能性不可と判断するとの回答があった[370]。また、質問状への回答内容が確認できる 24 者[371]のうち、21 者が原産国による違いは無いと回答していた。原産国との違いが有りと回答した 3 者[372]のうち 2 者は、調査対象貨物と第三国産の貨物を比較しており、もう 1 者も外観品質の違いを挙げていた。これらの回答は、原産国の違いにより代替不可能であるという意見ではないと考えられる。

　また、輸入者 1 者より、「幅 1524mm 超の冷延鋼帯を製造できるメーカーが限られている為、日本国内メーカーは製造できない。」との回答があったが[373]、別の輸入者及び産業上の使用者からは、「中国で生産される 1524mm 超幅の製品は、本邦で生産される 1524mm 未満の製品と代替可能な水準にある」として、1524mm 超をカットして本邦の産業が製造する他の

365 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-6）及び産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-3）

366 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、様式 C-1、添付資料 C-2）

367 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-2-①）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

368 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1,C-3-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）

369 本邦生産者 6 者、輸入者 10 者、産業上の使用者 17 者

370 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（メタコート工業株式会社、日鉄ステンレス鋼管株式会社、調査項目 D-1-3）

371 輸入者 8 者、産業上の使用者 16 者

372 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ニチアス株式会社、調査項目 E-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社トランテックス、メタコート工業株式会社、調査項目 D-1-4）

373 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社大谷加工、様式 E-1-3）

サイズと代替可能との回答があった[374]。

表 33　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答の割合(国別の組み合わせ)		
	回答	台湾	中国
日本	代替可能性あり	46.4%	42.9%
	一定の条件を満たせば代替可能	24.6%	30.0%
	代替不可能	7.2%	10.0%
	わからない	21.7%	17.1%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-1-1）

（注）上表中の割合（%）の表示項目については、小数点第 2 位以下 2 桁目の数字を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

(232) 以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

３－２－７　貿易統計上の分類

(233) 調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 7219.31 号、第 7219.32 号、第 7219.33 号、第 7219.34 号、第 7219.35 号、第 7219.90 号、第 7220.20 号又は第 7220.90 号に分類される冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）[375]であり、本邦産同種の貨物も全ていずれかの HS 番号に分類されることを確認した。

３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討

(234) 輸入者である株式会社多賀製作所から、調査対象貨物のうち幅 600mm 未満の製品（以下「細幅冷延ステンレス鋼帯」という。）は、①輸入統計品目番号の冒頭が「7220」から始まるところ、種類や材質に相違はないにもかかわらず、冒頭 4 桁の「項」で別々に分類されているのはその用途等の点において、区別すべき違いがあるからである、②細幅冷延ステンレス鋼帯にはリロールやスリットという製造工程があり、加工コストが高くなる点や、販売経路においてリロールメーカーや流通業者を経由している点で、広幅冷延ステンレス鋼帯とは大きな差異がある旨の意見の表明の提出があった[376]。

(235) まず、上記①の主張については、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間でその用途等が異なることや、輸入統計品目番号の分類が用途等の違いに起因することを裏付ける証拠は提出されていない。また、申請者は、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ス

[374] 本邦生産者追加質問状回答書 H-14（日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社サステック、様式 E-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（NS ステンレス株式会社、様式 D-3）

[375] 調査開始告示

[376] 意見の表明（株式会社多賀製作所、令和 7 年 11 月 21 日）

テンレス鋼帯との間に、製品の価値、用途、物理的性質に大きな変更は生じることはなく、申請書記載の用途[377]のうち、定性的に細幅冷延ステンレス鋼帯でなければ対応できないものはない旨回答している[378]。すなわち、顧客の要望に適応させるために幅 600mm 未満の製品とする必要があったとしても、広幅冷延ステンレス鋼帯を適切な幅にカットすること（後述するスリット加工）により対応可能であって、実際に国内市場において当該対応は一般的に行われていることを確認した[379]。申請者のうち日本製鉄からは、顧客からの個別のオーダーに基づき、自ら製造した幅 600mm 以上の冷延ステンレス鋼帯を、幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯にカットした事例にかかる製造履歴につき複数提出があった[380]。

これら事情に照らせば、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に、その用途等の点において区別すべき違いがあることは確認できない。

(236) 次に、上記②の主張については、株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯にはリロールやスリットという製造工程があるため広幅冷延ステンレス鋼帯と差異があると主張するが、申請者は、これらの工程は細幅冷延ステンレス鋼帯に特有の工程ではなく、また必須の工程でもないと回答している[381]。

すなわち、リロールとは冷延ステンレス鋼帯を再度冷延してさらに薄くする工程であるとされているところ、幅 600mm 以上の冷延ステンレス鋼帯についてもリロールを行って販売することがあり[382]、また、リロールを行わなければ幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯として販売することができないとの技術的制約は存在せず、当該工程は、単に顧客の要望に応じた板厚等に適応させるための調整作業に過ぎないことを確認した[383]。

さらに、スリットとは冷延ステンレス鋼帯を指定幅に切断する工程であるとされているところ、上記①の主張について指摘したとおり、幅 600mm 以上の冷延ステンレス鋼帯についてもスリット加工を行って販売することがあり、当該工程は、単に顧客の要望に応じたサイズ（幅）に適応させるための調整作業に過ぎないとの回答があった[384]。

加工コストについて、申請者は、一般論としてリロールやスリットに要するコストはその他の工程に要するコストに比して相対的に低いと回答している[385]。具体的には、申請者のうちナス鋼帯からは、同社の幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯の一般的な商材（ニッケル系、【規格】、【鋼種】、【仕上げ】、【厚み】、【幅】）の製造総原価に占めるリロールのコストは約【数値】%、スリットのコストは、約【数値】%（2024 年 10 月～12 月時点）であるとして、製造工程全体にかかる製造原価に比して、リロールやスリットにかかるコストが低い旨の回答があった[386]。

加えて、販売経路について、申請者は、リロールやスリットの加工を専門的に行うリロールメーカー等の事業者が存在することは事実であるものの、これら事業者は、幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯を製造することを目的とした専門業者ではなく、幅 600mm 以上の冷延ステンレス鋼帯を製造する事業者（例えば、申請者のうちナス鋼帯、日本金属）も存在する旨回答している[387]。また、リロールメーカーだけが幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯を販売しているものでもなく、リロールメーカー以外の事業者（例えば、申請者のうち日本冶金工業）も幅 600mm 未満の冷延ステンレス鋼帯を製造・販売していることを確認した[388]。なお、株式会社多賀製作所は、リロールメーカー以外の事業者が幅 600mm 未満の冷延

377 申請書 2-3-2（図表 3）
378 本邦生産者追加質問状回答書 H-1, H-2（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
379 同上
380 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、添付資料 H-2）
381 本邦生産者追加質問状回答書 H-2（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
382 同上
383 同上
384 同上
385 本邦生産者追加質問状回答書 H-3（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
386 本邦生産者追加質問状回答書（ナス鋼帯、添付資料 H-3）
387 本邦生産者追加質問状回答書 H-4, H-5（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
388 同上

ステンレス鋼帯を取り扱う場面は「個別のオーダーによる小ロットでの受注に限定され、その取引数量はごく限られている」との意見を述べるが[389]、それを根拠づける客観的証拠は提出されていない。また、申請者の回答によれば、例えば申請者のうち日本冶金工業は、リロールメーカー以外の事業者であるが、その取引数量が限られているとは言い難いとのことである[390]。

以上から、リロールメーカーは、最終的な成果物が幅 600mm 未満の製品であるか否かにかかわらず、その製造可能範囲の中で「客先の要求に応じたサイズ」に調整する工程を請け負う業者であり[391]、細幅冷延ステンレス鋼帯の取引においてリロールメーカーが関与することが、製品の特徴に変更を生じさせるなどして、広幅冷延ステンレス鋼帯との間に実質的な差異をもたらすとは言えず、細幅冷延ステンレス鋼帯が、加工工程、加工コスト及び販売経路等の点について、広幅冷延ステンレス鋼帯と実質的な差異はないと判断した。

(237) 輸入者である株式会社大谷加工から、①大谷加工は、板幅 1524mm 超の調査対象貨物を輸入しているところ、国内の主要メーカーは板幅 1524mm 超の製品を生産することができず、必然的に、海外メーカーから調達せざるを得ないこと、②国内材（狭幅）を溶接して幅を確保する方法では、外観・意匠性や漏れ防止・気密性・防水性、歪み抑制・ひび割れ抑制・成形性が重視される用途において、その要求性能を満たすことができず、板幅 1524mm 超の調査対象貨物の現実的な代替品とはならないこと、③大谷加工は、【板厚 2～3mm×板幅 1000mm×長さ 2000～3048mm】の国内材を【725～815】円／kg で販売している一方、【板厚 1.5～3mm×板幅 2000mm×長さ 2000～6000mm】の調査対象貨物を【845～915】円／kg で販売しているところ、調査対象貨物の単価は、国内材よりも約【15～25】%高く、需要家から見て、国内材と調査対象貨物に代替性がないとの認識を反映している単価差となっていることに照らせば、板幅 1524mm 超の調査対象貨物と国内材との間に、競争・代替関係は認められず、別個の市場であって、板幅 1524mm 超の調査対象貨物が本邦の産業に実質的な損害を与えているとも、因果関係があるともいえないとの意見の表明の提出があった[392]。

また、株式会社大谷加工から、上記①に沿う証拠として、大谷加工が輸入する調査対象貨物を製造する太原鋼鉄（集団）有限公司の製品カタログや日本製鉄の製品カタログ、大谷加工とその顧客である産業上の使用者との間の在庫確認及び見積依頼に関するやり取り並びに注文書が、上記③に沿う証拠として、大谷加工がその顧客である産業上の使用者に提示している調査対象貨物及び国内材の見積価格が、それぞれ提出されている[393]。

そこで、板幅 1524mm 超の調査対象貨物と板幅 1524mm 以下の本邦産同種の貨物が同種の貨物であるかについて検討する。

(238) まず、株式会社大谷加工による上記②の主張については、国内材（狭幅）を溶接して幅を確保する方法では、一定の用途において、その要求性能を満たすことができないことを裏付ける証拠は提出されていない。また、申請者は、申請書記載の用途[394]のうち、板幅 1524mm 超のステンレス冷延製品でなければ対応できない用途はなく、需要家から板幅 1524mm 超のステンレス冷延製品の要求を受けたこともない旨回答している。さらに、申請者は、板幅 1524mm を超えない国内材を溶接して、外観・意匠性や漏れ防止・気密性・防水性・歪み抑制・ひび割れ抑制・成形性が重視される用途に用いられる実例として、配水池を挙げるところ、仮にそのような用途において板幅 1524mm 超の製品を使用する場合であっても配水池の製造にあたって溶接は必須であり、溶接をしたことで要求性能を満たすことができなくなるものではないことを確認した[395]。

389 意見の表明（株式会社多賀製作所、令和 7 年 11 月 21 日）
390 本邦生産者追加質問状回答書 H-5（日本冶金工業、ナス鋼帯）
391 本邦生産者追加質問状回答書 H-5（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
392 意見の表明（株式会社大谷加工、令和 7 年 11 月 24 日）
393 証拠の提出（株式会社大谷加工、令和 7 年 10 月 22 日）
394 申請書 2-3-2（図表 3）
395 本邦生産者追加質問状回答書 H-11, H-12（日本製鉄、日本金属）

その上、申請者は、600mm 以上の広幅の製品であっても、顧客は、購入してからコイルセンター等において自ら又は委託してスリットすることにより 600mm 未満の狭幅に加工することが可能であるところ、広幅の製品はスリット加工をしていない分、狭幅の製品よりも単価が安いため、最終的に自ら又は委託により 600mm 未満に加工して使用する場合にも、広幅の製品が選択肢として検討し得る旨、及び 600mm 以上の幅で使用される場合であっても、600mm 未満の狭幅の製品も、溶接により使用できることから、顧客の選択肢として検討され、広幅製品と狭幅製品とが競合する旨を回答している[396]。この点、日本製鉄は、板幅 1524mm 超のステンレス冷延製品についても板幅 1524mm 未満にスリット・切断加工して販売した事例がある旨回答している[397]。すなわち、板幅 1524mm を超える広幅の製品をスリット加工して板幅 1524mm 未満の狭幅に加工して使用する場合や、逆に 1524mm を超える幅で使用される場合であっても、1524mm 未満の狭幅の製品を溶接により使用する場合があり、したがって、1524mm 超の製品と 1524mm 未満の製品は競合することを確認した。

さらに、NS ステンレス株式会社は、「中国および台湾産の SUS304 については、幅 1219mm でない、例えば幅 1524mm 超製品であっても材質特性が同一であるため、幅 1524mm 超を切断加工することで幅 1219mm 製品に変更し使用することが可能である。」旨を、株式会社大谷加工の販売先である株式会社サステックは、「一般論として、中国産や台湾産の幅 1524mm 超の広幅の製品であっても、スリット加工によって本邦産の狭幅の製品と競合・代替する。」旨をそれぞれ回答しており[398]、いずれも、上記申請者の回答と整合するものであるということができる。

また、株式会社大谷加工も、幅 1524mm 超の調査対象貨物を使用するメリットについて、幅 1524mm 超の鋼板を使用することにより、タンク等を製造する際に溶接回数を減らすことができるためトータルコストを削減できる旨を回答している[399]ところ、幅 1524mm 以下の鋼板を溶接してタンク等を製造するよりも、幅 1524mm 超の鋼板を使用したほうがトータルコストを削減できるという事実は、製造者にとって幅 1524mm 以下の鋼板を使用するよりも幅 1524mm 超の鋼板を使用するインセンティブを示すものであり、株式会社大谷加工による当該主張自体が、両者の間の競争・代替関係を裏付ける事実であるともいえる。さらに、物理的・化学的特性の観点から、幅 1524mm 超の広幅製品と、幅 1524mm 以下の狭幅製品との競合性を否定するものではなく、コストの観点からも広幅製品と狭幅製品の市場における価格差の程度及び溶接等のコスト次第では両者の間で代替が生じることも想定されるため、必ずしも、上記申請者の回答と矛盾しないものということができる。

(239) 株式会社大谷加工による上記③の主張については、大谷加工自身が販売する国内材及び調査対象貨物の単価を示す証拠しか提出されておらず、他の販売者の単価に差異があるか否かといった証拠や当該単価で実際に需要家が購入しているか否かの証拠は提出されていない。このため、株式会社大谷加工自身が販売する製品に単価差があるという証拠だけでは、実際に需要家から見て、国内材と調査対象貨物に代替性がないとの認識が示されているとは言えない。この点、申請者は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差に鑑みれば、中国から日本に輸出される幅 1524mm 超の調査対象貨物についても、幅 1524mm を超えない本邦産同種の貨物よりも有意に価格が高いという状況は生じていないと考えられる旨回答している[400]。また、株式会社大谷加工自身が幅 1524mm 超の調査対象貨物を使用するメリットについて、幅 1524mm 超の鋼板を使用することにより、タンク等を製造する際に溶接回数を減らすことができるためトータルコストを削減できる旨を回答している[401]という事実は、仮に製品

396 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）（様式 E-3-2）
397 本邦生産者追加質問状回答書 H-14（日本製鉄）
398 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-3-2）（株式会社サステック）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3）（NS ステンレス株式会社）
399 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社大谷加工）（様式 E-2-2）
400 本邦生産者追加質問状回答書 H-13（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）
401 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社大谷加工）（様式 E-2-2）

に単価差があったとしても板幅 1524mm 超の調査対象貨物と国内材との間に、競争・代替関係が存在することを示す事実であるともいえる。

(240) 以上より、仮に本邦の産業において板幅 1524mm 超の広幅製品を生産していなかったとしても、広幅製品はスリット加工によって容易に狭幅製品と競合・代替可能ということができ、株式会社大谷加工による上記①の主張にあるような「必然的に、海外メーカーから調達せざるを得ない」とはいえず、株式会社大谷加工の上記意見の表明及び証拠をもってしても、板幅 1524mm 超の調査対象貨物と板幅 1524mm 未満の本邦産同種の貨物の競合関係を否定することはできないものと判断した。

(241) 中国の供給者である Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.から、同社が生産している製品は、単なる汎用材ではなく、主要産業分野（電子産業や新エネルギー産業、自動車産業）に使用される精密ステンレス製品であり、薄い材料で厚板のステンレスとは異なっており、非常に高度な寸法精度や表面仕上げ、強度が要求されるところ、複数の日本国内メーカーから高い評価を得ている高付加価値製品である旨の証言及び証拠の提出があった[402]。

上記証言及び証拠の位置付けは明らかでないものの、同社が生産の上、本邦に販売する高付加価値製品である精密ステンレス薄板については、本邦産同種の貨物と競合していないとの趣旨であるとも解されることから、調査当局は、念のため、次のとおりの検討を行った。

(242) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.は、複数の日本国内メーカーから高い評価を得ている高付加価値製品を生産・販売していることの裏付けとして、【産業上の使用者 C】の陳述書[403]を提出している。【産業上の使用者 C】において、調査対象期間を通じ、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.が生産した調査対象貨物を購入している事実を確認したところ[404]、【産業上の使用者 C】は、日本材の価格が下がれば、中国材との代替可能性がある旨を回答しており[405]、代替性を認めている。

さらに、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.は、上記裏付けとして、【産業上の使用者 D】作成の陳述書[406]を提出しているところ、同陳述書によれば、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.が主張する高付加価値製品とは、板厚 0.25mm 以下の極薄材と称されるステンレス製品であることがうかがわれる。もっとも、【産業上の使用者 C】の陳述書[407]によれば、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.が生産するステンレス薄板は【鋼種】であり、同製品は本邦産同種の貨物と物理的・化学的特性が同じであることに加えて、申請者において、調査対象期間中に板厚 0.25mm 以下の本邦産同種の貨物を生産・販売している事実[408]を確認した。

(243) 以上より、Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.の上記証言及び証拠をもってしても、同社が生産の上、本邦に販売する高付加価値製品について、本邦産同種の貨物との競合関係は否定されないと判断した。

３－２－９　同種の貨物の検討についての結論

(244) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、調査対象貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、

402 証言（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.、令和 7 年 10 月 17 日）、証拠の提出（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.、令和 7 年 10 月 9 日）
403 証拠の提出（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.、令和 7 年 10 月 9 日）（別添 3-1）
404 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 C】）（様式 B-1）
405 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 C】）（様式 D-1-2）
406 証拠の提出（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.、令和 7 年 10 月 9 日）（別添 3-1）
407 同上
408 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、ナス鋼帯）（様式 C-1）

流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。

したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

３－３　累積的な評価

(245) 複数の供給国からの調査対象貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、

(ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること

(イ) 各国からの輸入に係る不当廉売差額が僅少ではないこと

(ウ) 各国からの輸入数量が無視できるものではないこと

(エ) 輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること

について検討した。

３－３－１　当該輸入貨物の供給国

(246) 調査対象貨物の供給国は中国及び台湾であり、複数の供給国が調査対象である。

３－３－２　当該輸入貨物の不当廉売差額

(247) 調査対象貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額は、上記**「２－３－５　中国の供給者の不当廉売差額率」**及び**「２－４－５　台湾の供給者の不当廉売差額率」**のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

３－３－３　当該輸入貨物の輸入量

(248) 調査対象貨物の輸入量について、令和 6 年では、**「表 34　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、総輸入量 170,544MT のうち、中国からの輸入量が 75,481MT（対総輸入量比 44.3%）、台湾からの輸入量が 47,932MT（対総輸入量比 28.1%）となっており、いずれも無視できる数量（全輸入量の 3%未満[409]）ではなかった。

表 34　当該輸入貨物の輸入量

[409] 協定 3.3 及び 5.8

		令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）
当該輸入貨物の輸入量（合計）	輸入量（MT）	106,074	90,650	123,413
	対総輸入量	68.4%	68.1%	72.4%
当該輸入貨物の輸入量（台湾）	輸入量（MT）	52,307	44,219	47,932
	対総輸入量	33.7%	33.2%	28.1%
当該輸入貨物の輸入量（中国）	輸入量（MT）	53,767	46,431	75,481
	対総輸入量	34.7%	34.9%	44.3%
第三国からの輸入量	輸入量（MT）	49,001	42,516	47,131
	対総輸入量	31.6%	31.9%	27.6%
総輸入量（MT）		155,075	133,166	170,544

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

３－３－４　原産国の異なるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の間の競争状態

(249) 原産国が異なるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答を集計したところ、**「表 33　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、本邦産同種の貨物と中国又は台湾を供給国とする輸入貨物との間では、「わからない」との回答[410]を除けば「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答がそれぞれ 7 割以上を占めていたことから、本邦産同種の貨物は中国又は台湾を供給国とする輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

また、中国を供給国とする輸入貨物と台湾を供給国とする輸入貨物との間の競争状態については、調査対象期間中にどちらも取り扱ったことがある輸入者（株式会社サステック、岩谷産業株式会社、株式会社暁星ジャパン、サンワークス株式会社、阪和興業株式会社）、及び産業上の使用者（太華工業株式会社、恒成株式会社、新家工業株式会社）[411]の回答を確認したところ原産国の違いによる相違点は無いと回答していた[412]。よって、これらの輸入貨物の間に相違点はなく競争状態にあることが認められた。

410 「わからない」と回答したすべての者が、当該原産国の製品を取り扱っていなかったことを確認した。
411 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4、様式 C-1）及び産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4、様式 B-1）
412 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-2）及び産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-2）

(250) このように、原産国の異なるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の間には競争状態にあることから、調査対象貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価[413]することが適当であると認められた。

３－３－５　累積的な評価についての結論

(251) 以上により、調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、中国を供給国とする輸入貨物及び台湾を供給国とする輸入貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当と判断した。

３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

３－４－１　当該輸入貨物の輸入量

(252) 調査対象貨物の輸入量について、**「表 34　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、令和 5 年に前年の 106,074MT から 90,650MT へ減少したが、その後、令和 6 年は、123,413MT と増加した。

令和 5 年は世界的な需要減を受けて、国内でも需要減少が本格化したことに加えて、需要家側が一時的に自社の在庫調整を行ったため、国内需要量が減少し[414]、調査対象貨物の輸入量は、令和 4 年の 106,074MT から 90,650MT へと減少した。その後、国内需要家の在庫調整が一段落したため、需要は回復し[415]、調査対象貨物の輸入量は令和 6 年に 123,413MT と大きく増加した。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 35　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**のとおり、令和 4 年から令和 5 年にかけて減少し、令和 6 年は、前年比でやや増加したものの、調査対象期間全体では 20 ポイントの減少となった。

表 35　本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
国内販売量（MT）	【100】	【77】	【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(253) 調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、**「表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は令和 5 年に対前年比 7 ポイント上昇、令和 6 年に対前年比 25 ポイント上昇し、調査対象期間全体としては 32 ポイントの大幅な増加となった。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、令和 5 年に対前年比 3 ポイント減少、令和 6 年にさらに対前年比 7 ポイント減少し、調査対象期間全体としては 10 ポイント下落した。

表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

[413] 協定 3.3
[414] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）
[415] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【107】	【132】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【97】	【90】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【109】	【109】
需要量(MT)	【100】	【80】	【88】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(254) 本邦における調査対象貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について、まずは全品種[416]について分析することとし、**「表 37　当該輸入貨物（台湾及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、年別加重平均価格を比較した。**「表 37　当該輸入貨物（台湾及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、調査対象期間を通じて調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【20-40】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和 4 年から令和 5 年にかけて 12 ポイント増加したが、令和 5 年から令和 6 年にかけて 9 ポイント減少し、調査対象期間全体では 3 ポイント増加した。**「表 38　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**によると、本邦の産業は、令和 5 年は、製造原価上昇分に伴い国内販売価格が増加したものの、令和 6 年は、国内販売額が大きく下落し、製造原価減少分より国内販売価格下落が大きくなっていた。これは、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、販売数量を減らした事例があるためであることを確認した[417]。また、価格比から引き合いに出されて調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した[418]。

表 37　当該輸入貨物（台湾及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

416 非関連企業間取引のみを対象とした。
417 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日本冶金工業、調査項目 C-3-2、添付資料 C-3-3・C-4-3）、（ナス鋼帯、調査項目 C-3-2、添付資料 C-4-3）、（日本金属、調査項目 C-3-2、添付資料 C-3-3・C-4-3、添付資料 F-2-6-2）
418 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日本冶金工業、日本金属、調査項目 C-3-2、C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-3-3・C-4-3）、（ナス鋼帯、調査項目 C-3-2、C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物（円／kg）	【100】	【100】	【90】
本邦産同種の貨物（円／kg）	【100】	【112】	【103】
価格比	【70-90】	【60-80】	【60-80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注）各欄の【　】は、価格比を除き令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

表 38　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

		令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
製造原価合計（円／kg）		【100】	【113】	【105】
	原材料費（円／kg）	【100】	【94】	【87】
	原材料費の製造原価に占める割合	【80-100】	【70-90】	【70-90】
	労務費（円／kg）	【100】	【208】	【178】
	労務費の製造原価に占める割合	【0-10】	【0-10】	【0-10】
	経費（円／kg）	【100】	【217】	【204】
	経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【30-50】	【30-50】
国内販売価格（円／kg）		【100】	【112】	【103】
製造原価率(%)		【100】	【101】	【102】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）

（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(255) **「表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**及び**「表 37　当該輸入貨物（台湾及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を、調査対象期間を通じて下回っており、また、調査対象期間を通じて調査対象貨物の市場占拠率は上昇した。これは、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の市場において、価格が調達先の選定において最も決定的な要素であり、それ故に本邦産同種の貨物より安価である調査対象貨物への置き換えが進んだことによるものであることがうかがわれる。

(256) また、産業上の使用者当初質問状回答書において確認できた 12 者[419]のうち、半数の 6 者が購入先の選定において「価格」が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、12 者すべてが最も重要な要素であると回答した「品質」、9 者が回答した「規格」、7 者が回答した「安全性」に次いで、6 者が回答した「供給安定性」と並んで高かった。価格以外を最も重

[419] 後藤精工株式会社、太華工業株式会社、恒成株式会社、株式会社トランテックス、モリ工業株式会社、日鉄ステンレス鋼管株式会社、株式会社日阪製作所、NOK 株式会社、三和シヤッター工業株式会社、新家工業株式会社、三菱電機株式会社、クリナップ株式会社

要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質や規格とともに高く評価しており、また､価格は顧客が購入先を決定する際に重視する項目として 5 段階評価による平均値が 4.4 であった[420]。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことからも、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の市場において、価格は調達先の選定において最も決定的な要素の一つであり、それ故に、本邦産同種の貨物よりも安価な調査対象貨物への置き換えが進んだことがうかがわれる。

(257) このように、調査対象貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）及び価格が著しく押し下げられていることが認められた。

３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(258) 輸入者である株式会社多賀製作所から、細幅冷延ステンレス鋼帯については、①中国及び台湾からの 2024 年の輸入量が 2022 年の輸入量と比較していずれも減少しているところ、「台湾及び中国からの輸入が著しく増加した」事実はない、②広幅冷延ステンレス鋼帯の 4 品目はすべて、2022 年から 2024 年にかけて平均単価が下落しているのに対し、細幅冷延ステンレス鋼帯は、2022 年 1 月から 7 月にかけて大幅な値上げがあり、その後原材料価格が下落したにもかかわらず販売単価は維持され又は上昇している旨の意見の表明が提出された[421]。

(259) 上記①の主張に関し、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯について本邦産同種の貨物と競合の事実及び代替性があることは上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**において確認したとおりであるところ、**「表 34　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり細幅冷延ステンレス鋼帯を含む調査対象貨物全体の輸入量がいずれも調査期間において増加しており、調査対象貨物による影響が認められる。600mm 未満という調査対象貨物のうちごく一部の製品を切り出してその輸入量を比較する合理性はなく、調査対象貨物の輸入による本邦産同種の貨物への影響は否定されない。

なお、財務省貿易統計[422]によれば、調査対象期間の中国及び台湾からの細幅冷延ステンレス鋼帯の総輸入量（MT）は、令和 4 年の 3,777MT から令和 6 年の 2,881MT へと減少しているものの、絶対的な減少量は 896MT と、調査対象貨物の輸入量合計に比してごく僅かであって、細幅冷延ステンレス鋼帯の絶対的な輸入量が少ないために、多少の輸入量の増減が増減率に大きく表れやすいにすぎない。また、中国及び台湾からの細幅冷延ステンレス鋼帯の総輸入量は、令和 4 年の 3,777MT から令和 5 年の 2,564MT にかけて一度減少しているが、令和 6 年の 2,881MT にかけては再び増加傾向に転じている。さらに、**「表 39　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（600㎜ 未満）」**のとおり、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯の本邦における市場占拠率は、令和 4 年から令和 5 年にかけて 20 ポイント下落したものの、令和 6 年に対前年比 12 ポイント再び上昇しており、中国及び台湾からの輸入量の増加傾向に連動して、市場占拠率も再び上昇傾向にあることがうかがわれる。すなわち、調査期間全体を通じての推移を総合的に評価すると、台湾及び中国からの細幅冷延ステンレス鋼帯の輸入が減少傾向にあるとは言えない。

表 39　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（600mm 未満）

[420] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-4-1）
[421] 意見の表明（株式会社多賀製作所、令和 7 年 11 月 21 日）
[422] HS7220.20 及び 7220.90 の輸入量。

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【80】	【92】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【104】	【100】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【87】	【105】
需要量(MT)	【100】	【84】	【83】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(260) 上記②の主張についても、細幅冷延ステンレス鋼帯は本邦産同種の貨物と競合関係があることは、上記「**３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討**」において確認したとおりであり、別途切り出して比較することに合理性は認められない。

なお、600mm 未満のみの価格動向を見ても、「**表 40　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（600㎜未満）、庭先渡し**」のとおり、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯の価格は、本邦産同種の貨物の価格を一貫して下回っているどころか、令和 6 年にはその半分以下（【40-60】%）の水準にまで至っており、その価格は、令和 4 年（【数値】円／kg）及び令和 5 年（【数値】円／kg）のいずれと比較しても値下がりしている（令和 6 年（【数値】円／kg））。このような本邦産同種貨物の半分以下の水準の価格にまで至った調査対象貨物の輸入により、安価な調査対象貨物を引き合いに出されて取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要求された結果、本邦産同種の貨物の価格は令和 5 年に【数値】円／kg から令和 6 年に【数値】円／kg まで押し下げられている。このように、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯の価格については、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、その半分以下の水準に至るほど「著しい」価格の下回りが認められ、当該価格の下回りを通じた調査対象貨物による本邦産同種の貨物の価格の押下げが認められる。

表 40　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（600mm 未満）、庭先渡し

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【105】	【98】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【110】	【106】
価格比	【40-60】	【40-60】	【40-60】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）
（注）各欄の【　】は、価格比を除き令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(261) また、輸入者であるサンワークス株式会社より、申立人が調査対象貨物についてほぼ 100%の国内シェアを有していることから、国内市場は申立人が製造する調査対象貨物の寡占状態であるため、本邦産同種の貨物の価格が維持され、内外価格差が拡大したとの意見の表明が提出された[423]。

しかしながら、「**表 37　当該輸入貨物（台湾及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**」のとおり、本邦産同種の貨物の国内販売価格は令和 4 年の【数値】円／kg から令和 5 年には【数値】円／kg に上昇したが、令和 6 年には【数値】円

[423] 意見の表明（サンワークス株式会社、令和 7 年 11 月 25 日）

／kg に大幅に下落しており、本邦産同種の貨物の価格が維持されたとは言えない。むしろ、調査対象貨物の価格は令和 5 年に【数値】円／kg から令和 6 年には【数値】円／kg に大幅に下落し、同時期に本邦産同種の貨物の価格も 1 割近く（【数値】円／kg）下落しており、3 割以上安値である調査対象貨物による著しい価格の下回りを通じた本邦産同種の貨物の価格の押下げが認められる。

なお、サンワークス株式会社は、申請者 2 者による国内生産者の寡占化により価格が維持され内外価格差が広がったと主張するが、本邦の当該貨物の国内市場では国産品だけでなく輸入品も競合しており、市場全体を見れば申請者 2 社による寡占が生じているとはいえず、国内生産者に限定して議論することは合理性を欠く。さらに、当該 2 社を合わせた国内販売量のシェアは確かに高いものの、当該 2 社以外にも競合している本邦の生産者が複数存在するだけでなく、2 社間でも価格競争は当然存在すると考えられるところ、当該貨物の国内市場において市場原理を超えて不当に価格が高止まりしているとは言えない。

３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(262) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。

また、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。

(263) 上記「**３－２　同種の貨物の検討**」で検討したとおり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物とは高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを試みたものの、取引先から安価な調査対象貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、赤字を避けるため、価格を維持したため、販売量を失い、調査対象貨物に販売の機会を奪われている[424]ことや、調査対象貨物の購入量の比率が上昇したこと[425]、調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の品質が本邦産同種の貨物と同等であること等が確認でき、産業上の使用者が安価品である調査対象貨物の導入を進めてきた[426]ことが、本邦産同種の貨物、調査対象貨物の数量及び価格動向より認められた。

(264) これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象貨物の影響により減少していたことが認められた。

３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(265) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[427, 428, 429]した。

[424] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2、C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-3-3、C-4-3）

[425] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（【産業上の使用者 A】、調査項目 B-2-2）

[426] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（太華工業株式会社、調査項目 B-2-6）

[427] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

[428] 協定 3.4

[429] 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

３－５－１　生産高

(266) 本邦の産業の生産高（生産量）は、**「表 41　本邦の産業の生産量の推移」**のとおり、令和 5 年は対前年比で 25 ポイント減少した後、令和 6 年は対前年比 6 ポイント増加した。令和 4 年から令和 5 年までの期間で生産量が減少した背景には、国内の需要減少及び輸入品への置き換えにより、国内販売量が 23 ポイント減少したことによるものである[430]。

令和 6 年は、需要家の在庫調整が一段落し、需給が回復傾向にあったため、需要が改善した影響を受け[431]、対前年比 6 ポイント増加した。調査対象期間中において国内販売量に対する輸出量の割合は、【5-15】%程度で推移しており影響は限定的である。自家消費量の割合も【2-5】%程度で推移しており影響は限定的である。

表 41　本邦の産業の生産量の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
生産量(MT)	【100】	【75】	【81】
期首在庫量(MT)	【100】	【107】	【71】
国内販売量(MT)	【100】	【77】	【80】
自家消費量(MT)	【100】	【73】	【83】
輸出量(MT)	【100】	【78】	【89】
期末在庫量(MT)	【100】	【66】	【68】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）

(267) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 42　本邦の産業の稼働率の推移」**のとおりであった。生産能力が令和 4 年から令和 6 年にかけて低下する中、稼働率は令和 5 年に対前年比 24 ポイント下落した後、令和 6 年には対前年比 9 ポイント増加し、調査対象期間全体として 15 ポイントの下落となった。生産能力が令和 5 年及び令和 6 年に対前年比で低下した要因は、本邦生産者 1 者[432]が本邦産同種の貨物の製造過程のうち【生産能力の変動】にあることを確認した[433]。当該 1 者を除いた本邦生産者については調査対象期間中に生産能力の大きな変動はなく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。

表 42　本邦の産業の稼働率の推移

[430] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
[431] 同上
[432] 日本製鉄
[433] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1、B-2-2、添付資料 F-1）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
生産量(MT)	【100】	【75】	【81】
生産能力(MT)	【100】	【99】	【95】
稼働率	【100】	【76】	【85】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT／年）×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－３　販売及び市場占拠率

(268) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 43　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、令和 5 年に対前年比 23 ポイント減少、令和 6 年に対前年比 3 ポイント増加し、調査対象期間中 20 ポイント減少した。上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、調査対象期間中、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、販売数量を減らした事例があるためであることを確認した[434]。その結果、調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した[435]。

なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて増減したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて【2-5】%程度で推移しており、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。

(269) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－３－３　当該輸入貨物の輸入量」**及び**「表 43　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、調査対象貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 10 ポイント減少した。

表 43　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
国内販売量(MT)	【100】	【77】	【80】
自家消費量(MT)	【100】	【73】	【83】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【95】	【104】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【97】	【90】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

[434] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2、添付資料 C-3-3・C-4-3、添付資料 F-2-6-2）
[435] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2、添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1・C-4-2、添付資料 C-4-3）

（注 1）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））／（総輸入量（MT）＋本邦産同種の貨物の国内販売量合計（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量合計（MT））×100
（注 2）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 3）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－４　在庫

(270) 本邦の産業の期末在庫について、**「表 44　本邦産同種の貨物の在庫の推移」**のとおり、在庫量は、令和 5 年に対前年比 34 ポイント減少した後、令和 6 年に対前年比 2 ポイント増加し、調査対象期間全体を通じて 32 ポイント減少した。令和 5 年は、生産量及び輸出量が減少したことに伴い、期末在庫量も減少した[436]。令和 6 年は、生産量が輸出量と国内販売量及び自家消費量より多かったため在庫量が増加した。調査対象期間全体として生産量の減少以上に、在庫量が減少したため、在庫率は 16 ポイント減少した。

表 44　本邦産同種の貨物の在庫の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
在庫量(MT)	【100】	【66】	【68】
在庫率	【100】	【89】	【84】
生産量(MT)	【100】	【75】	【81】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）在庫率（%）＝期末在庫量（MT）／生産量（MT）×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因

(271) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、**「表 38　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）」**のとおりであった。

製造原価の【数値】%を占める原材料費は、令和 4 年から令和 6 年にかけて減少傾向にあり、調査対象期間全体では 13 ポイントの減少となった。労務費の製造原価に占める割合は、【数値】%と大きくないものの、労務費は令和 5 年にかけて増加した後、令和 6 年はやや減少し、調査対象期間全体で 78 ポイントの増加となった。経費も、令和 5 年にかけて増加した後、令和 6 年にやや減少し、調査対象期間全体で 104 ポイントの増加となった。

製造原価は原材料費や労務費、経費の推移を反映し、令和 5 年は対前年比 13 ポイント増加、令和 6 年は対前年比 8 ポイント減少し、調査対象期間全体では 5 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、製造原価の上昇に伴い令和 5 年に対前年比 12 ポイント上昇した後、令和 6 年には対前年比 9 ポイント減少した。国内販売価格が調査対象期間全体では 3 ポイント増加したものの、価格転嫁が十分ではなく、製造原価率は、調査対象期間全体では 2 ポイント増加した。

(272) 本邦の産業は、上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物**

[436] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、調査対象貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、令和 5 年は、製造原価が上昇する中、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった[437]。令和 6 年は、製造原価が下落傾向となる中、国内販売価格も下落した。令和 6 年についても、安価な輸入品に販売を奪われ、販売機会を喪失していたことを確認した[438]。

表 38　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）

	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）
製造原価合計(円／kg)	【100】	【113】	【105】
原材料費(円／kg)	【100】	【94】	【87】
原材料費の製造原価に占める割合	【80-100】	【70-90】	【70-90】
労務費(円／kg)	【100】	【208】	【178】
労務費の製造原価に占める割合	【0-10】	【0-10】	【0-10】
経費(円／kg)	【100】	【217】	【204】
経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【30-50】	【30-50】
国内販売価格(円／kg)	【100】	【112】	【103】
製造原価率(%)	【100】	【101】	【102】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－６　利潤

(273) 本邦の産業の売上高は、「**表 45　本邦の産業の利潤の推移**」のとおり、令和 5 年に対前年比 14 ポイント減少、令和 6 年に対前年比 4 ポイント減少し、調査対象期間全体では 18 ポイントの減少となった。上記「**３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」及び「**３－５－３　販売及び市場占拠率**」のとおり、令和 5 年は、製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行ったものの、国内販売量は対前年比で大きく減少したため、売上高が減少した。令和 6 年は、国内販売価格の下落により、売上高が対前年比でさらに減少した。

(274) 営業利益は、令和 5 年に対前年比 37 ポイント減少、令和 6 年に対前年比 23 ポイント減少し、調査対象期間中では 60 ポイントの減少となった。上記「**３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたこと及び価格転嫁が十分にできず、販売量も減少したことにより営業利益は減少した。

(275) 売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。令和 6 年の売上高営業利益

[437] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1・C-4-2、添付資料 C-4-3）
[438] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1・C-4-2、添付資料 C-4-3）

率は、【数値】%となり、調査対象期間全体では 50 ポイントの減少となり、本邦の産業の収益性が著しく悪化していることが認められる。

表 45　本邦の産業の利潤の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
売上高（百万円）	【100】	【86】	【82】
営業利益（百万円）	【100】	【63】	【40】
売上高営業利益率	【100】	【73】	【50】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）
（注 1）売上高営業利益率（%）＝営業利益率（百万円）／売上高（百万円）×100
（注２）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－７　投資及び投資収益

(276) 本邦の産業の投資は、**「表 46　本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり、令和 5 年に対前年比 16 ポイントに減少したものの、令和 6 年に対前年比 42 ポイント増加に転じ、調査対象期間全体で 26 ポイントの増加となった。令和 6 年に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[439]が、老朽化による更新や製造可能範囲の拡大、品質向上を目的とした大規模な投資を行ったことが理由であることを確認した[440]。

表 46　本邦の産業の設備投資額の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
設備投資額（百万円）	【100】	【84】	【126】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(277) 本邦の産業の投資利益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、**「表 47　本邦の産業の投資収益率の推移」**のとおりとなった。設備投資評価額は、調査対象期間を通じて、帳簿価額は 59 ポイント減少、取得原価は 57 ポイント減少という、いずれも大幅な減少傾向であった。

表 47　本邦の産業の投資収益率の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【65】	【41】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【64】	【43】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、様式 F-4-2）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

439 日本製鉄
440 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）、現地調査結果報告書 1.(4)(イ)

３－５－８　資金流出入（キャッシュフロー）

(278) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、**「表 48　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移」**のとおり、たな卸資産の減少や売上債権の減少に伴い、令和 5 年に増加後、令和 6 年は、営業利益減少により減少し、調査対象期間全体で 312 ポイント増加した[441]。

表 48　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
営業活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【470】	【412】
投資活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【79】	【120】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－９　資金調達能力

(279) 本邦の産業の資金調達能力については、上記**「３－５－７　投資及び投資収益」**で述べたとおり、令和 6 年に設備投資額が増加したが、これは、本邦生産者のうち 1 者[442]が老朽化による更新や製造可能範囲の拡大、品質向上を目的とした大規模な投資を行ったことが理由であることを確認した[443]。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

３－５－１０　雇用

(280) 本邦の産業の平均雇用人数は、**「表 49　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**のとおり、令和 5 年に対前年比 1 ポイント減少、令和 6 年に対前年比 1 ポイント減少となり、調査対象期間を通じて 2 ポイント減少した。令和 5 年及び令和 6 年の減少の主な理由は、日本製鉄が衣浦製造所を閉鎖したことにより、同製造所の雇用人数を削減したためであった[444]。

表 49　本邦の産業の平均雇用人数の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
平均雇用人数（人）	【100】	【99】	【98】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１１　賃金

(281) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、**「表 50　本邦産業の雇用者一人当た**

441 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）
442 日本製鉄
443 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）、現地調査結果報告書 1.(4)(イ)
444 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-5-1）

りの賃金（月額換算）の推移」のとおり、令和 5 年に対前年比 8 ポイントの増加、令和 6 年に対前年比 8 ポイントの減少、調査対象期間全体としては横ばいとなった。

表 50　本邦産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
一人当たり月平均賃金 （千円）	【100】	【108】	【100】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12 ヶ月
（注 2）平均雇用人数は、**「表 49　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 3）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１２　生産性

(282) 本邦の産業の生産性は、**「表 51　本邦の産業の生産性の推移」**のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性については、令和 5 年に対前年比 24 ポイント低下、令和 6 年に対前年比 7 ポイント上昇し、調査対象期間全体としては 17 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、令和 5 年に対前年比 13 ポイント低下、令和 6 年に対前年比 4 ポイント低下し、調査対象期間全体としては 17 ポイントの低下となった。

上記**「３－５－１０　雇用」**で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は減少したが、生産量及び売上高がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は低下した。

表 51　本邦の産業の生産性の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
物的生産性（MT／人）	【100】	【76】	【83】
価値生産性（千円／人）	【100】	【87】	【83】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）物的生産性（MT／人）＝生産量（MT）／平均雇用人数（人）
（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）
（注 3）平均雇用人数は、**「表 49　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 4）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１３　成長

(283) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、**「表 52　本邦の産業の研究開発費の推移」**のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費は令和 5 年に対前年比 11 ポイント増加、令和 6 年に対前年比 1 ポイント増加し、調査対象期間全体として 12 ポイント増加した。本邦生産者のうち 2 者[445]については調査対象期間中に研究開発を行わ

[445] ナス鋼帯、大同特殊鋼株式会社

なかったが、残る 3 者の研究開発の内容や目的は、それぞれ【鋼種】の開発、高効率生産技術開発他、【鋼種】等の商品競争力及び製造技術強化[446]、品質及び生産性向上[447]、製造性向上と製造可能範囲拡大及びコスト低減[448]を目的としたものであって、いずれも事業を継続するために必要な研究であることを確認した[449]。

(284) また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「**３－５－７ 投資及び投資収益**」で分析したとおり、令和 6 年に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[450]が老朽化による更新や製造可能範囲の拡大、品質向上を目的とした大規模な投資を行ったことが理由であることを確認した[451]。

(285) 以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 52　本邦の産業の研究開発費の推移

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
研究開発費（百万円）	【100】	【111】	【112】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ

(286) 調査対象貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、「**表 53　不当廉売差額率と国内販売価格差率**」のとおり比較した。令和 6 年の不当廉売差額率は 26.2%であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【40-60】%で推移し、国内販売価格差率が不当廉売差額率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 53　不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年 （2024年）
不当廉売差額率	26.2%
国内販売価格差率	【40-60】%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計
（注 1）不当廉売差額率（%）は、「**表 54　不当廉売差額率**」により算出した加重平均後の数値を使用した。
（注 2）国内販売価格差率（%）=（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－当該輸入貨物の輸入価格（円／kg））／当該輸入貨物の輸入価格（円／kg）×100

[446] 日本製鉄
[447] 日本金属
[448] 日本冶金工業
[449] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）
[450] 日本製鉄
[451] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）、現地調査結果報告書 1.(4)(イ)

表 54　不当廉売差額率

	令和6年 （2024年）	
不当廉売差額率	中国	台湾
	33.29～45.32%	3.86～20.71%
輸入量(MT)	75,481	47,932
加重平均後不当廉売差額率	26.2%	

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、供給者確認票

（注）調査対象国別不当廉売差額率（%）のうち、中国については**「表 27　中国の供給者の不当廉売差額率」**の数値、台湾については**「表 31　台湾の供給者の不当廉売差額率」**の数値を使用した。

３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(287) 輸入者である株式会社多賀製作所から、2022 年から 2024 年までの期間における、申請者のうち旧日鉄ステンレス株式会社及び日本冶金工業の経常利益は、2020 年度（2021 年 3 月期）以前と比較するといずれも上昇している旨の意見の表明が提出された[452]。

しかしながら、経常利益は、本邦産同種の貨物以外の貨物の取引も含む企業の取引全体にかかる営業利益に営業外損益も加算した後の数値であるから、経常利益の上昇の事実があったとしても、それをもって、本邦産同種の貨物の取引にかかる利益の増加が生じたものとは必ずしもいえない。また、2020 年度（2021 年 3 月期）以前の数値は調査対象期間外のものであり、当該数値との比較をもって申請者の利益状況を評価することは相当でないから、分析の対象としない。

この点、申請者のうち旧日鉄ステンレス株式会社及び日本冶金工業のいずれにおいても、本邦産同種貨物の販売にかかる営業利益及び経常利益は、令和 4 年から令和 6 年にかけて減少しており、旧日鉄ステンレス株式会社に至っては半分未満に減少したとのことである[453]。これらの事情からすれば、株式会社多賀製作所の主張には理由がなく、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に影響を及ぼした事実が認められる。

(288) また、輸入者であるサンワークス株式会社より、調査期間中、国内生産者の生産量は輸入品の流入により減少したものの、国内生産者の寡占化により大きな内外価格差があっても一定の価格浸透が可能になったため、各年度の事業利益は極めて高い水準で推移しており、申立人に損害は発生していない旨の意見の表明が提出された[454]。

しかしながら、**「表 45　本邦の産業の利潤の推移」**によれば、本邦生産者の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率及び売上高営業利益率はいずれも令和 4 年から令和 6 年にかけて減少しており、特に売上高営業利益率は、令和 4 年の【数値】%から令和 6 年には【数値】%におおよそ半減している。このことから、本邦生産者の事業利益が極めて高い水準で推移しているとは言えず、むしろ調査対象貨物の輸入により負の影響が生じていると認められる。さらに、上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で分析したとおり、調査対象貨物の影響により調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量が減少していることを確認したところ、調査対象貨物が本邦の産業に営業利益の減少をもたらし、本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められる。

452 意見の表明（株式会社多賀製作所、令和 7 年 11 月 21 日）

453 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）、追加質問状回答書 H-16（日本製鉄、日本冶金工業）

454 意見の表明（サンワークス株式会社、令和 7 年 11 月 25 日）

３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(289) 調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間を通じて増加した一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少した。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。

本邦の産業は、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げの価格改定を行おうとした結果、一部の産業上の使用者からは調査対象貨物との価格差を指摘され、最終的には調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認し、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先においては調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求により、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかったことから、売上総利益及び営業利益は大きく減少した。

(290) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。

(291) 在庫量、在庫率は、調査対象期間中、生産量が減少した結果、減少した。

(292) 本邦の産業の雇用も、生産量、販売量の減少に伴い、調査対象期間を通じて減少した。

(293) 物的生産性及び価値生産性は、雇用の減少、生産量及び売上高の推移を反映し、低下していた。

(294) キャッシュフローは、増加していたものの、調査対象期間中の投資は、令和 6 年に大規模投資が行われたものの、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

(295) 調査対象貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったことが認められた。

(296) 以上のとおり、調査対象貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(297) 本邦におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

調査対象貨物と本邦産同種の貨物は上記「**３－２－６　代替性**」で分析したとおり高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中[455]、上記「**３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みるも、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じている。また、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。

したがって、調査対象貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認めら

[455] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-4-1）

れた。

４　因果関係

４－１　当該輸入貨物の輸入による影響

(298) 上記「**２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

４－２　当該輸入貨物以外による影響

(299) 次に、調査対象貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析[456]した。

４－２－１　第三国からの輸入の量及び価格

４－２－１－１　第三国からの輸入の量

(300) 調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「**表 34　当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入量は、令和 4 年から令和 5 年にかけて 49,001MT から 42,516MT へ減少し、令和 6 年にかけて 47,131MT へ増加したものの、調査対象期間中では減少している。市場占拠率は、「**表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**」のとおり、令和 4 年から令和 5 年にかけて 9 ポイント増加したが、割合としては【数値】%未満の微増であり、令和 6 年にかけては変動がなく、調査対象期間全体で 9 ポイントの増加にとどまる低水準であることから、この期間の本邦の市場占拠率の減少は、第三国からの輸入の量によるものではないと言える。

一方、調査対象貨物の輸入量は、令和 4 年から令和 5 年にかけて 106,074MT から 90,650MT へ減少したものの、令和 6 年にかけて 123,413MT へ増加し、調査対象期間を通じて増加傾向が認められる。また、市場占拠率も、「**表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**」のとおり、調査対象期間中で 32 ポイント増加し【数値】%の高水準を示している。

以上より、第三国産同種の貨物の輸入量による影響は限定的であった。

表 34　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

[456] 協定 3.5

		令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の輸入量（合計）	輸入量（MT）	106,074	90,650	123,413
	対総輸入量	68.4%	68.1%	72.4%
当該輸入貨物の輸入量（台湾）	輸入量（MT）	52,307	44,219	47,932
	対総輸入量	33.7%	33.2%	28.1%
当該輸入貨物の輸入量（中国）	輸入量（MT）	53,767	46,431	75,481
	対総輸入量	34.7%	34.9%	44.3%
第三国からの輸入量	輸入量（MT）	49,001	42,516	47,131
	対総輸入量	31.6%	31.9%	27.6%
総輸入量（MT）		155,075	133,166	170,544

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

表 35　本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
国内販売量（MT）	【100】	【77】	【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【107】	【132】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【97】	【90】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【109】	【109】
需要量（MT）	【100】	【80】	【88】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

(301) さらに、第三国からの輸入について、主要な第三国ごとの輸入量の推移を確認したところ、**「表 55　第三国・地域からの各国別輸入量」**のとおりであった。調査対象期間で輸入が確認できた第三国としては、韓国、タイ、インドネシアからの輸入が多く、調査対象期間を通じてこの 3 ヶ国で第三国からの総輸入量の 95%以上を占めていた。

特に、産業上の使用者であるモリ工業株式会社からは、韓国からの輸入が 80%以上を占めているところ、とりわけ鋼種 304 については、調査対象国及び本邦において生産された同じ JIS 規格品と品種間の相違や最終用途ともに大きな違いはない[457]とする回答があった。この点、モリ工業株式会社の回答からは、汎用性の観点から鋼種 304 に限って複数の国から調達していたという事実以外に、韓国産品と本邦産同種の貨物の特段の具体的な競合の事実を確認することはできなかった。なお、本邦生産者からも、調査対象貨物以外の第三国からの輸入としては韓国からの輸入があるところ、その主要な理由としては、需要家として安定供給を考慮した事業継続計画（BCP）の観点から、一つの候補として韓国材も輸入しているものと考えられる旨[458]の回答があった。

(302) また、産業上の使用者 2 者[459]において、タイ産及びインドネシア産の鋼種 304 の購入実績が認められた。もっとも、産業上の使用者である NS ステンレス株式会社の回答[460]によれば、鋼種 304 は汎用鋼種であり最終的な用途に違いはなく、タイ材及びインドネシア材ともに JIS を有しているので潜在的には日本材と競合関係にあるが、事実上、輸入実績が少なく、加工実績も乏しいことから、材料品質面からの需要者の信頼を獲得しておらず、そのため中国材及び台湾材と比べて日本材と競合しているとは言えない、とのことであった。また、輸入者である株式会社サステックからも、インドネシア材が JIS 規格を取得したのは令和 5 年であり、同材の商流・物流網が完全に構築されたとは言えないこと、それに加えて、インドネシア材は品質が安定しておらず、品質保証能力について需要者の信頼を得られていないことから、品質改善は進んでいるものの、需要家としては、直ちにインドネシア材にスイッチすることは考えないという旨の回答[461]があった。タイ材についても、調査対象期間中に本邦に輸入されていたタイ材の生産者は実質的に 1 者 POSCO-THAINOX（韓国 POSCO の子会社）であるところ、当該子会社の生産設備にいたっては高品質材の製造能力を有しておらず、その品質について需要者からの信頼を十分に得られていないという旨の回答[462]も得られた。したがって、タイ産及びインドネシア産と本邦産同種の貨物は、鋼種 304 に限りその汎用性から理論上は競合しているが、その競合性は潜在的なものにとどまり、調査対象期間中の第三国産の輸入量は限定的であったことが確認できた。実際、タイ産の鋼種 304 を購入しているモリ工業株式会社の回答によれば、韓国産品のメーカーが令和 4 年 9 月に災害に見舞われ、浸水被害により工場設備が水没・生産がストップしたことにより、供給不安が発生したことから、代替調達先としてタイ産も購入するようになったものの、その後、韓国産品のメーカーが復旧したことから、従来の韓国産品へ調達先を戻したとのことであった[463]。

(303) 以上より、主要な第三国（韓国、タイ、インドネシア）産同種の貨物は、具体的な競合の事実が認められないか、あるいは材料品質面等の観点から、その競合性は潜在的なものにと

457 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（モリ工業株式会社）（様式 D-2-2）
458 現地調査結果報告書 2.(2)（日本製鉄）
459 太華工業株式会社、モリ工業株式会社
460 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（NS ステンレス株式会社）（様式 D-2-2）
461 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社サステック）（様式 E-2-2）
462 同上
463 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（モリ工業株式会社）（調査項目 B-2-2）

どまることが認められた。

表 55　第三国・地域からの各国別輸入量

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
国名等	輸入量（MT） 第三国産同種の貨物の輸入量に占める割合（%）		
大韓民国	39,939 81.5%	35,884 84.4%	38,909 82.6%
タイ	6,011 12.3%	2,537 6.0%	2,223 4.7%
インドネシア	752 1.5%	2,466 5.8%	4,626 9.8%
スウェーデン	391 0.8%	477 1.1%	249 0.5%
アメリカ合衆国	439 0.9%	190 0.4%	262 0.6%
その他	1,469 3.0%	962 2.3%	862 1.8%
合計	49,001 100.0%	42,516 100.0%	47,131 100.0%

（出所）財務省貿易統計

４－２－１－２　第三国からの輸入価格

(304) 次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、**「表 56　当該輸入貨物（台湾及び中国）及び第三国同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和 5 年は対前年比 2 ポイント減少し、令和 6 年は対前年比 7 ポイント減少し、調査対象期間全体で、9 ポイントの減少となった。調査対象貨物の販売価格と比較すると、第三国産同種の貨物は、調査対象期間を通じて【50-80】%安いにも関わらず、価格交渉が行われた実績がないことから、需要家から十分な信頼を得られていない品質等の要因による価格差が認められる。

表 56　当該輸入貨物（台湾及び中国）及び第三国同種の貨物の販売価格（工場渡し）

	品種	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
本邦産同種の貨物の 国内販売価格（円／kg）	全種	【100】	【118】	【103】
当該輸入貨物の 国内販売価格（円／kg）	全種	【100】	【86】	【89】
第三国産同種の貨物の輸入価格 （円／kg）	全種	【100】	【98】	【91】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【120-150】	【90-120】	【110-140】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【170-200】	【150-180】	【160-190】

（出所）財務省貿易統計、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）
（注）各欄の【　】は、価格比を除き令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(305) 上記(300)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量及び市場占拠率は、調査対象期間中を通じて増加したが、調査対象期間中【数値】%にとどまっていた。また、上記(301)及び(302)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する韓国産、タイ産、インドネシア産の同種の貨物の一部については、本邦産同種の貨物と市場において競合しておらず、第三国産同種の貨物の輸入は限定的なものとなっていた。

この間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中市場占拠率【数値】%を占める調査対象貨物は、輸入量も市場占拠率も増加させていた。これらの事実は、調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることをうかがわせるものである。

これらの点から、第三国産同種の貨物の輸入が、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に影響を与えたとは認められなかった。

第三国産同種の貨物の輸入価格は、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の国内販売価格より【50-80】%安いものの、上記(301)及び(302)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する韓国産、タイ産、インドネシア産の同種の貨物の一部については、その汎用性から競合性が潜在するが、価格交渉で引き合いに出された具体的な事実は確認できず、品質保証面で需要者からの十分な信頼を得られず、事実上は本邦産同種の貨物と市場において競合していなかった。これらの点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して影響を与えたとは認められなかった。

したがって、第三国からの輸入は、本邦の産業に損害を与えた要因に当たらないと判断した。

４－２－１－４　第三国からの輸入量及び価格についての結論

(306) 以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

４－２－２　需要又は消費態様の変化

４－２－２－１　需要の変化

(307) 本邦におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の需要量は、**「表 57　需要量の変化」**のとおり、令和 4 年から令和 5 年にかけて 20 ポイント低下し、令和 5 年から令和 6 年にかけて 8 ポイント上昇したが、調査対象期間において 12 ポイント低下した。

調査対象貨物の輸入量は令和 4 年の 106,074MT から令和 6 年の 123,413MT へと調査対象期間における増加に対して、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT となり、20 ポイント減少し、調査対象期間において調査対象貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。また、調査対象貨物の市場占拠率が調査対象期間において 32 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 10 ポイントの低下となった。

本邦におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の需要量は、令和 4 年から令和 5 年にかけて対前年比 20 ポイント低下した。この一時的な需要の減少の要因は、主要原料である LME（London Metal Exchange）ニッケル価格下落により販売環境が悪化し、国内市場では在庫調整が行われた結果[464]であるとしている。需要量の 20 ポイントの低下にともない、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT となり 23 ポイント減少し、調査対象貨物の輸入量も 106,074MT から 90,650MT となり 15,424MT 減少した。令和 4 年から令和 5 年にかけての需要量の落ち込みを受けて、本邦産同種の貨物の販売量及び調査対象貨

[464] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

物の輸入量もともに減少傾向を示したが、後者の減少量は需要の落ち込みと比べると緩やかであり、市場占拠率についても前者が 3 ポイント減少したのに対し、後者は 7 ポイント増加した。

また、令和 5 年から令和 6 年にかけて需要量は対前年比 8 ポイント上昇した。これは需要家の在庫調整が底をついたことから、国内需要が回復傾向に転じたことが考えられる[465]。需要の回復を受けて、調査対象貨物の輸入量は 90,650MT から 123,413MT となり、32,763MT の大幅な増加に転じたが、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT と 3 ポイント微増に留まり、需要量の回復に見合う十分な販売量を得られなかった。市場占拠率についても、令和 5 年から令和 6 年にかけて本邦産同種の貨物はさらに対前年比 7 ポイント減少し、減少傾向のまま調査対象期間中で 10 ポイントの低下となった。それに対して、調査対象貨物は需要が落ち込むなかでも一貫して増加傾向を維持し、令和 6 年には需要の回復を上回る対前年比 25 ポイントを増加させ、調査対象期間を通じて 32 ポイントと大幅に上昇した。

したがって、本邦産同種の貨物の販売量の減少は、調査対象期間を通じて、一時的な国内需要の減少による影響を排除した後でも、調査対象貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されない。

表 57　需要量の変化

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
需要量（MT）	【100】	【80】	【88】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

表 34　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

[465] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

		令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の輸入量（合計）	輸入量（MT）	106,074	90,650	123,413
	対総輸入量	68.4%	68.1%	72.4%
当該輸入貨物の輸入量（台湾）	輸入量（MT）	52,307	44,219	47,932
	対総輸入量	33.7%	33.2%	28.1%
当該輸入貨物の輸入量（中国）	輸入量（MT）	53,767	46,431	75,481
	対総輸入量	34.7%	34.9%	44.3%
第三国からの輸入量	輸入量（MT）	49,001	42,516	47,131
	対総輸入量	31.6%	31.9%	27.6%
総輸入量（MT）		155,075	133,166	170,544

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

表 35　本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
国内販売量（MT）	【100】	【77】	【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	令和4年 （2022年）	令和5年 （2023年）	令和6年 （2024年）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【107】	【132】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【97】	【90】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【109】	【109】
需要量（MT）	【100】	【80】	【88】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）各欄の【　】は、令和 4 年の数値を 100 とする指数である。

４－２－２－２　消費態様の変化

(308) 調査対象期間における消費様態の変化については、産業上の使用者 17 者[466]に係る産業上の使用者当初質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」[467]、「購入パターンの変更の有無」[468]及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」[469]に係る回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 16 者[470]のうち 8 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 8 者[471]については「有」と回答したものの、「購入に係る変動の理由」は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差を背景に代替品として安価である調査対象貨物の購入量が増加した[472]ことや、需要家の製品の売上げ減少にともなって対象製品に使用しているニッケル系ステンレス鋼板の購入数量が減少した[473]こと、ニッケルやフェロクロム価格の変動や為替[474]に関連するものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。なお、1 者[475]においては、これまで調達先の一部に第三国産同種の貨物を購入していたが、調達先が水害に見舞われて、浸水被害による構造設備の生産ストップをうけて調査対象貨物への切り替えを一時的に行ったが、取引先の稼働再開により購入先を戻したため、一時的な変動の要因であって直接的な因果関係は認められない。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 16 者のうち 15 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 1 者[476]については「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、令和 5 年以降、徐々に中国材の購入が増加してきた[477]というものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(ウ) 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使

466 日本フルハーフ株式会社、後藤精工株式会社、NS ステンレス株式会社、太華工業株式会社、恒成株式会社、株式会社トランテックス、モリ工業株式会社、日鉄ステンレス鋼管株式会社、メタコート工業株式会社、株式会社日阪製作所、NOK 株式会社、株式会社 APJ、三和シヤッター工業株式会社、新家工業株式会社、三菱電機株式会社、株式会社多賀製作所、クリナップ株式会社
467 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1・B-2-2）
468 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-5・B-2-6）
469 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1・B-4-2）
470 株式会社多賀製作所から提出された産業上の使用者当初質問状回答書は一部しか受領していない。
471 NS ステンレス株式会社、太華工業株式会社、株式会社トランテックス、モリ工業株式会社、メタコート工業株式会社、NOK 株式会社、新家工業株式会社、三菱電機株式会社
472 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（太華工業株式会社、メタコート工業株式会社）（調査項目 B-2-2）
473 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（三菱電機株式会社）（調査項目 B-2-2）
474 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（新家工業株式会社）（調査項目 B-2-2）
475 モリ工業株式会社
476 太華工業株式会社
477 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（太華工業株式会社）（調査項目 B-2-6）

用者 16 者のうち 14 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。残りの 2 者[478]については、「有」と回答したものの、需要家の製品の主要産業となる化学・石油化学業界、空調業界の景気低迷に伴い、需要が減少傾向にあったこと[479]など、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(エ) 以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(309) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する結論

(310) 以上のとおり、需要の変化については、慢性的な景気低迷や、主要原料の一時的な価格下落により需要家が在庫調整を行ったことから、需要の減少が認められるものの、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れてもなお調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要な変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

４－２－３　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(311) 調査対象期間におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書[480]から、回答内容が確認できる 30 者のうち 29 者が阻害「無」と回答し、「有」と回答した輸入者 1 者[481]からは、本邦産同種の貨物を生産する国内大手メーカーが供給の停止をも辞さない強硬な姿勢で大幅値上げを決定し、他社がこれに追随したため需要家が値上げを受け入れざるをえない状況に追い込まれたという実態から、本邦産同種の貨物取引におけるアロイリンク制度による価格交渉[482]を制限的な商慣行であるとしている。しかし、原材料であるアロイ価格と販売価格がリンクする価格設定は、市場原理として合理的と言える。また、そうした背景から本邦生産者が値上げに決定せざるを得なかったという実態についても、公正かつ自由な競争状態を阻害するという制限的な商慣行によるものとは認められない。

その他、調査対象期間におけるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

４－２－４　技術の進歩

478 株式会社日阪製作所、NOK 株式会社

479 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社日阪製作所）（調査項目 B-4-2）

480 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-5-1）

481 株式会社多賀製作所

482 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社多賀製作所）（調査項目 E-5-2）

(312) 本邦の生産者と調査対象貨物の供給者との間に、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず[483]、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

４－２－５　本邦の産業の輸出実績

(313) 生産量に関わる指標以外について、本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき上記「**３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、上記「**３－５－１　生産高**」で分析したとおり、輸出の減少が生産量の減少に与えた影響は認められない。

４－２－６　本邦の産業の生産性

(314) 本邦の産業の生産性は、上記「**３－５－１２　生産性**」のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等の理由により若干の増減はあったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(315) 輸入者である株式会社多賀製作所から、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯について、本邦産同種の貨物の価格が、2023 年（【数値】円／kg）から 2024 年（【数値】円／kg）にかけて減少したのは、調査対象貨物の輸入による押し下げではなく、事業者（申請者のうちナス鋼帯及び日本金属）が 2022 年（【数値】円／kg）前半に原材料価格が高騰したことを契機に大幅な値上げを行って以降、2022 年 7 月に原材料価格が下落したにもかかわらず値上げした販売価格を維持し、価格を高止まりさせた結果、そのような強硬な価格戦略や取引姿勢によって市場での競争力を失ったためであるとの意見が提出された[484]。

(316) 株式会社多賀製作所の上記主張は、同社と一部の申請者の間の相対取引という市場のうちごく一部の個別の取引内容に依拠するものであり、当該取引が、市場全体やその他の者を当事者とする取引の動向を反映していることを示す証拠は確認できなかった。

申請者による市場での取引全体において、令和 4 年 7 月以降に価格を高止まりさせたがゆえに市場の競争力を失ったのであれば、令和 4 年 7 月から本邦産同種の貨物の本邦における市場占拠率が下落するはずだが、「**表 39　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（600㎜未満）**」のとおり、本邦産同種の貨物の本邦における市場占拠率は、令和 4 年（【数値】%）から令和 5 年（【数値】%）にかけて上昇しているのであり、当該意見と市場占拠率の傾向は整合しない。また、「**表 40　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（600㎜未満）、庭先渡し**」のとおり、本邦産同種の貨物の価格は、令和 5 年（【数値】円／kg）から令和 6 年（【数値】円／kg）まで減少しており、価格が高止まりしているとの事実はない。このように、株式会社多賀製作所の主張が、ごく一部の相対取引を超えて市場状況全体に妥当することを根拠づける事実はない。

[483] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1）、海外供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

[484] 意見の表明（株式会社多賀製作所、令和 7 年 11 月 21 日）

(317) また、申請者のうち日本金属から、株式会社多賀製作所との間の相対取引（紐付き販売）において株式会社多賀製作所が主張する価格の「高止まり」が生じたとの主張について、実際は、本来下げることが可能な価格を不当に下げずに「高止まり」させたものではなく、【日本金属と多賀製作所との取引関係等】ことを確認した[485]。

さらに、申請者のうちナス鋼帯からは、【ナス鋼帯と多賀製作所との取引関係等】と回答している[486]。

このような販売形態から考えると、申請者のうちナス鋼帯及び日本金属が、株式会社多賀製作所に対して、「価格交渉において、当社に対する供給の終了を示唆」し、「強硬な価格戦略や取引姿勢」を採ったという事実は認められない。

なお、申請者のうちナス鋼帯は、価格の推移についても【ナス鋼帯と多賀製作所との取引関係等】と回答している[487]。

これらの事情からすれば、申請者のうちナス鋼帯及び日本金属が、令和 4 年 7 月に原材料価格が下落したにもかかわらず値上げした販売価格を維持し、価格を高止まりさせた結果、そのような強硬な価格戦略や取引姿勢によって市場での競争力を失ったとの事実は確認できず、また、そのような事実が市場全体やその他の者を当事者とする取引の動向を反映しているとの事実も確認できない。

４－３　因果関係についての結論

(318) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

[485] 本邦生産者追加質問状回答書 H-15（日本金属）
[486] 本邦生産者追加質問状回答書 H-16（ナス鋼帯）
[487] 同上

５　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－１　調査の経緯に関する事項

(319) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 5 項の調査において、法第 8 条第 9 項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

５－１－１　仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(320) 令和 8 年 6 月 19 日、本調査に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示[488]した（令和 8 年 6 月 19 日財務省告示第 177 号）（以下「仮の決定告示」という。）。同日、中間報告書を財務省[489]及び経済産業省[490]のホームページに掲載した[491]。また、中国政府及び台湾当局に対して仮の決定告示の写し及び中間報告書を送付した[492]。

仮の決定告示において、調査により判明した事実に係る政令第 10 条第 3 項若しくは第 10 条の 3 第 2 項の規定による証拠の提出又は政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明についての期限を同年 7 月 3 日とし、これらに対する更なる反論及び反証についての期限を同月 24 日とし、その旨を記載した書面を、同年 6 月 19 日、利害関係者並びに中国政府及び台湾当局に対して通知した[493]。また、調査により判明した事実のうち本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）により判明した事実に係る政令第 10 条第 3 項若しくは第 10 条の 3 第 2 項の規定による証拠の提出又は政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明についての期限を同年 7 月 16 日とし、これらに対する更なる反論及び反証についての期限を同月 24 日とし、その旨を記載した書面を、同年 7 月 8 日、利害関係者並びに中国政府及び台湾当局に対して通知した[494]（以下、調査により判明した事実（本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）により判明した事実を含む。）に係る政令第 10 条第 3 項若しくは第 10 条の 3 第 2 項の規定による証拠の提出又は政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明を「仮の決定に関する反論等」と、これらに対する更なる反論及び反証を「仮の決定に関する再反論等」という。また、「仮の決定に関する反論等」と「仮の決定に関する再反論等」を総称して「仮の決定に関する反論等・再反論等」という。）。

なお、当該各書面において、上記各期限までに提出された仮の決定に関する反論等については、同年 7 月 17 日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、仮の決定に関する反論等・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 3 項及び第 10 条の 3 第 2 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

(321) 令和 8 年 6 月 19 日、仮の決定に際し、供給者に対しては、仮の決定の基礎となった事実として、中間報告書に加え、必要に応じて、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、直接の利害関係人に対して、当該各書面

488 政令第 13 条の 2
489 https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20260619-1.html
490 https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260619001/20260619001.html
491 ガイドライン 12.(1)三
492 協定 12.2
493 協定 6.2
494 協定 6.2

の開示版を閲覧に供した。

５－１－２　仮の決定に関する反論等・再反論等

(322) 仮の決定に関する反論等は、調査により判明した事実に係る仮の決定に関する反論等の期限である令和８年７月３日までに利害関係者８者から提出があり[495]、調査により判明した事実のうち本邦生産者追加質問状回答書（令和８年３月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）により判明した事実に係る仮の決定に関する反論等の期限である同月 16 日までに利害関係者２者から提出があった[496]。その後、調査により判明した事実（本邦生産者追加質問状回答書（令和８年３月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）により判明した事実を含む。）に係る仮の決定に関する再反論等は、その期限である同月 24 日までに、利害関係者３者から提出があった[497]。

利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記**「５－５　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論」**のとおりである。

５－１－３　秘密の情報

(323) 上記(322)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

５－１－４　証拠等の閲覧

(324) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[498]。なお、Walsin から、仮の決定に関する反論等の提出に併せて、９つの証拠が提出されたが、これらの証拠は、いずれも日本語以外の言語によるものであったのに、日本語の翻訳文が提出されていなかったことから、本調査における証拠として採用しないこととし、利害関係者に対する閲覧にも供さなかった。

５－１－５　暫定措置

(325) 不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、令和８年６月 23 日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同年７月３日、暫定的な不当廉売関税を課すること[499]が閣議決定され、同月８日に、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第 224 号）が公布され、暫定的な不当廉売関税を課税することが決定された旨を官報で告示[500]（令和８年７月８日財務省告示第 186 号）するとともに、その旨を直接の利害関係人並びに中国政府及び台湾当局に対し書面で通知し、同月９日から、暫定的な不当廉売関税が課税された。同政令においては、中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたも

[495] PZSS、Shanxi Taigang、YUSCO、Walsin、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、申請者、株式会社多賀製作所、サンワークス株式会社

[496] Walsin、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.

[497] YUSCO、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、申請者

[498] 政令第 11 条

[499] 法第８条第９項

[500] 政令第 16 条第１項

のの税率については 42.1%（ただし、GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.、SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD.、SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO., LTD.、JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.、NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.により生産されたものの税率については 27.7%）とされ、また、台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦に輸出されたものの税率については 20.1%（ただし、YIEH UNITED STEEL CORPORATION、JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO., LTD.、TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.、TANG ENG IRON WORKS CO., LTD.、TUNG MUNG DEVELOPMENT CO., LTD.、YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.により生産されたものの税率については 3.6%）とされた。

５－１－６　調査期間の延長

(326) 令和 8 年 6 月 19 日、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため、調査期間を四箇月延長することについて告示[501]した（令和 8 年 6 月 19 日財務省告示第 178 号）。また、その旨を直接の利害関係人並びに中国政府及び台湾当局に対し書面で通知[502]した。

５－２　「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(327) 利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－２－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等

(328) 輸入者である株式会社多賀製作所から、上記**「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**及び**「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**並びに上記**「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」**及び**「２－２－２　代替国の正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[503]。

調査当局は、代替国選定通知（2 回目）において、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**を示し、代替国候補としてインドネシア共和国、台湾、大韓民国及び日本国の順で優先する旨を明示している。それにもかかわらず、調査当局は、優先順位が上位である代替国候補（殊に、本調査で供給者として調査対象となっている台湾の YUSCO）から提供された正常価格

[501] 政令第 9 条第 1 項
[502] 法第 8 条第 6 項ただし書、政令第 9 条第 1 項
[503] 仮の決定に関する反論等（株式会社多賀製作所、令和 8 年 7 月 3 日）

に関する情報を使用することなく、日本国の日本製鉄から提供された正常価格に関する情報を使用しており、このような代替国及び代替国供給者の選定は、客観性及び合理性を欠く。また、調査当局は、日本国の日本製鉄から提供された正常価格に関する情報が、中国の正常価格を合理的に代替し得るものであるかについて、十分な検証を行っておらず、このような正常価格の認定も、客観性及び合理性を欠く。

５－２－１－２　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等に対する再反論等

(329) 申請者から、上記(328)の株式会社多賀製作所の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[504]。

上記(328)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等は、調査当局が日本国の日本製鉄から提供された正常価格に関する情報を使用したことを前提とするものである。しかしながら、株式会社多賀製作所がいかなる根拠に基づいてそのような前提に立つのか、明らかでない。また、調査当局は、代替国及び代替国供給者の選定を適切に行っており、本調査で供給者として調査対象となっている台湾の YUSCO から提供された正常価格に関する情報が使用された可能性もある。

５－２－１－３　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(330) 上記(328)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等及び上記(329)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記**「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」**及び**「１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり、調査当局は、調査当局が知り得たすべての代替国供給者 39 者に優先順位を付して記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に則り、代替国及び代替国供給者の選定を行った上、優先順位が高い代替国及び代替国供給者から提供された正常価格に関する情報を使用しており、このような代替国及び代替国供給者の選定は、客観的かつ合理的なものである。また、調査当局は、代替国及び代替国供給者から提供された正常価格に関する情報について、当初質問状（台湾については供給者当初質問状、その他の代替国候補については代替国当初質問状）、不備指摘及び現地調査を通じて必要な情報を収集し、当該情報について十分な検証を行っており、このような正常価格の認定も、客観的かつ合理的なものである。よって、上記(328)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－２－１　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関

[504] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等

(331) 中国の供給者である PZSS から、上記**「２－１　総論」**、**「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」**及び**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[505]。

調査当局は、PZSS が提出した市場経済当初質問状回答書（開示版・非開示版）及び市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されず、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由について確認することができなかったことを理由に、当該各回答書（開示版・非開示版）全体を証拠として採用することができないと判断している。しかしながら、当該各回答書（開示版・非開示版）の秘密でない要約の適切性及び当該各回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出の有無は、形式的な問題にすぎず、これをもって、PZSS が中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができていないと判断することは相当でない。また、PZSS は市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）及び現地調査結果報告書に係る秘密扱いを求める書面を提出しており、その時点においては、少なくとも一部の秘密情報について、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由は明らかとなっていた。したがって、調査当局は、秘密情報を個別に識別した上で、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由が明らかとなっていない部分に限って不採用とすべきであり、当該各回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されていないことをもって、当該各回答書（開示版・非開示版）全体を証拠として採用することができないと判断することは不合理である。

５－２－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等に対する再反論等

(332) 申請者から、上記(331)の PZSS からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[506]。

秘密扱いを求める書面が提出されなかった場合、調査当局は、秘密扱いを求める範囲及び理由を確認できない。また、仮に、調査当局が利害関係者による閲覧の機会を確保せずに PZSS の回答書の内容を採用した場合、申請者を含む利害関係者は、当該内容を検証し、必要に応じて反論することができない。したがって、調査当局が PZSS の提出した市場経済当初質問状回答書及び市場経済追加質問状回答書の内容を採用しなかったことは適切である。

５－２－２－３　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(333) 上記(331)の PZSS からの仮の決定に関する反論等及び上記(332)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、上記**「２－１　総論」**、**「２－１－１０　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**に記載のとおり、上記**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」**を踏まえ、慎重に評価した結果、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができ

505 仮の決定に関する反論等（PZSS、令和８年７月３日）
506 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）

ているとは認められず、以上の事実を総合的に評価すると、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった、と判断したのであって、市場経済当初質問状回答書（開示版・非開示版）及び市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）の要約が不適切であったり、当該各回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出がなかったりしたことのみをもって、前記判断をしたものではない。また、調査当局は、PZSS が提供した市場経済当初質問状回答書（開示版・非開示版）及び市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）の内容に加え、秘密扱いを求める書面が提出されていないことに照らし、単に情報の一部を除外した上で他の情報を証拠として採用することができず、提出情報全体を不採用と判断した（なお、PZSS は、市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面を提出した旨述べるが、同書面は提出されていない。）。協定 6.5.1 及び 6.5.2 は、およそ秘密扱いを求める書面が提出されていない本件のような事案について、調査当局に対し、当該情報を調査上の記録とするよう求めるものではないし、秘密情報を個別に識別した上で、秘密扱いを求める範囲及び理由が明らかとなっていない部分に限って不採用とし、あるいは、独自に秘密でない要約を作成するよう求めるものでもない。したがって、調査当局が、市場経済当初質問状回答書（開示版・非開示版）及び市場経済追加質問状回答書（開示版・非開示版）を部分的に採用すべき理由はない。よって、上記(331)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－３　「２－２　代替国選定等」、「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－３－１　「２－２　代替国選定等」、「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等

(334) 中国の供給者である Shanxi Taigang から、上記**「２－２　代替国選定等」、「２－２－２　代替国の正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[507]。

代替国の正常価格に関して、協定 2.1 及び 2.2 に基づき、原則として代替国の国内取引価格を正常価格として用いなければならず、本件において代替国の国内取引価格ではなく代替国の構成価格を正常価格として用いる理由は十分に説明されていない。

５－２－３－２　「２－２　代替国選定等」、「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等に対する再反論等

(335) 申請者から、上記(334)の Shanxi Taigang の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[508]。

協定及び政令のいずれにおいても、代替国の正常価格について、国内取引価格、第三国輸出価格、構成価格のいずれを優先的に用いるべきかは規定されていない。したがって、調査当局が構成価格を用いるに当たり国内取引価格を用いることができない理由を説明する必要はない。

５－２－３－３　「２－２　代替国選定等」、「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(336) 上記(334)の Shanxi Taigang からの仮の決定に関する反論等及び上記(335)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

507 仮の決定に関する反論等（Shanxi Taigang、令和 8 年 7 月 2 日）
508 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

協定 2.1 及び 2.2 は、輸出国の正常価格について、原則として輸出国の国内取引価格を正常価格として用い、一定の場合には輸出国の第三国輸出価格又は構成価格を正常価格として用いることができる旨定めるところ、これらの規定は、輸出国の正常価格について定めるものであり、代替国の正常価格について定めるものではない。また、政令第 2 条第 1 項第 4 号では、代替国の正常価格について、国内取引価格、第三国輸出価格、構成価格が同列で規定されている。そうすると、代替国の正常価格について、国内取引価格を構成価格に優先して用いることを求める協定上又は政令上の根拠はない。したがって、協定 2.1 及び 2.2 に基づき原則として代替国の国内取引価格を正常価格として用いなければならないとする Shanxi Taigang の仮の決定に関する反論等は、その前提を欠く。よって、上記(334)の Shanxi Taigang からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－４　「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」及び「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－４－１　「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」及び「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」に関する反論等

(337) 輸入者であるサンワークス株式会社から、上記**「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」**及び**「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[509]。

調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang の不当廉売差額率を 33.29%と、台湾の供給者である YUSCO の不当廉売差額率を 3.86%と認定し、両者の不当廉売差額率には約 30 ポイントもの差が生じている旨を認定している。当該不当廉売差額率の差異は、調査当局が、中国の代替国を日本国として正常価格を認定したことに起因するものであり、恣意的な結果というべきである。このことは、既出の証拠に照らすと、Shanxi Taigang の輸出価格と YUSCO の輸出価格との間にこれほどの差は生じていないこと、また、Shanxi Taigang の輸出価格と中国の国内取引価格との間にもこれほどの差は生じていないことからも明らかである。

５－２－４－２　「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」及び「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」に関する反論等に対する再反論等

(338) 申請者から、上記(337)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[510]。

不当廉売差額は、輸出価格と正常価格との差額として算出することから、仮に Shanxi Taigang の輸出価格と YUSCO の輸出価格に差異がないとしても、正常価格が異なれば不当廉売差額も異なる。

５－２－４－３　「２－３　中国の供給者」、「２－３－１　Shanxi Taigang」、「２－３－１

[509] 仮の決定に関する反論等（サンワークス株式会社、令和 8 年 7 月 3 日）
[510] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

－４　不当廉売差額率（Shanxi Taigang）」及び「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１ YUSCO」、「２－４－１－４　不当廉売差額率（YUSCO）」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(339) 上記(337)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等及び上記(338)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang と台湾の供給者である YUSCO のいずれについても、供給者当初質問状、不備指摘、供給者追加質問状及び現地調査を通じて必要な情報を収集し、当該情報について十分な検証を行った上で、不当廉売差額率を算出している。この点に関して、両者の不当廉売差額率の差異をもって、中国の供給者である Shanxi Taigang の不当廉売差額率の算出が恣意的な結果である旨主張されている。しかしながら、不当廉売差額は、輸出価格と正常価格との差額として算出されるものであって、異なる供給者の輸出価格に大きな差が生じていないことのみをもって、不当廉売差額率に差が生じ得ないものではない。また、上記**「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」**、**「１－６－４　代替国選定」**及び**「１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり、調査当局は、調査当局が知り得たすべての代替国供給者 39 者に優先順位を付して記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に則り、代替国及び代替国供給者の選定を行った上、優先順位が高い代替国及び代替国供給者から提供された正常価格に関する情報を使用しており、このような代替国及び代替国供給者の選定は、客観的かつ合理的なものである。したがって、両者の不当廉売差額率に約 30 ポイントの差が生じていることのみをもって、恣意的な結果であると判断することはできない。よって、上記(337)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－５－１　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等

(340) 中国の供給者である PZSS から、上記**「２－３　中国の供給者」**、**「２－３－２　PZSS」**及び FA 経緯書（PZSS）に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[511]。

(ア) 調査当局は、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されず、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由について確認することができなかったことを理由に、当該回答書（開示版・非開示版）全体を証拠として採用することができないと判断し、FA を適用している。しかしながら、当該回答書（開示版・非開示版）の秘密でない要約の適切性及び当該回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出の有無は、形式的な問題にすぎず、これをもって、PZSS が本調査に協力していないと評価することは過度なものである。他方、PZSS は、本調査に協力する意向を示し、供給者当初質問状回答書、供給者追加質問状回答書及び不備指摘回答書を提出した上、現地調査も受け入れているのであり、PZSS が本調査に協力してきたことは明らかである。以上を踏まえると、当該回答書（開示版・非開示版）は、協定附属書Ⅱ3 にいう「確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供された情報」に該当し、調査当局は、これを決定の際に考慮すべきである。また、当該回答書（開示版・非開示版）の秘密でない要約の適切性及び当該回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出の有無に関して必ずしも完全な対応ではなかったとしても、PZSS は最善を尽くしているのである

[511] 仮の決定に関する反論等（PZSS、令和 8 年 7 月 3 日）

から、調査当局が当該回答書（開示版・非開示版）を無視することは、協定附属書Ⅱ5 に不整合である。したがって、調査当局は、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用として FA を適用すべきではない。

(イ) 供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）において、秘密情報について「ビジネス秘密」と概括的に記載された秘密でない要約が一部存在していたことは認める。しかしながら、前述のとおり、当該回答書（開示版・非開示版）の秘密でない要約の適切性及び当該回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出の有無は、形式的な問題にすぎず、「仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面」に記載のとおり、指数化、レンジ化その他の方法により秘密情報について秘密でない要約を作成することが可能である。また、かかる要約は、他の利害関係者が秘密情報の実質を合理的に理解し、自らの利益を擁護することを可能にする程度に十分なものであるから、当該問題は不備修正によって解消可能である。したがって、調査当局は、PZSS による不備修正を受け入れ、これを審査した上で、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用として FA を適用した判断を変更すべきである。

(ウ) 仮に、供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されず、秘密情報について「ビジネス秘密」と概括的に記載された秘密でない要約が一部存在していたことをもって、調査当局が FA を適用するとしても、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用としたことは過度に広範な判断である。調査当局は、秘密情報を個別に識別し、秘密でない要約が不十分であると判断した情報に限って部分的に FA を適用すべきであり、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用として FA を適用すべきではない。調査当局自身が PZSS 宛ての秘密情報対応表において一部情報について秘密でない要約をしていることは、情報ごとに対応を区別することが可能であることを示している。

(エ) 調査当局は、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）全体を不採用と判断した後、PZSS の不当廉売差額率の算定に当たり、申請書に記載された正常価格及び輸出価格から算出された不当廉売差額率（45.32%）を適用している。しかしながら、申請書に記載された情報は PZSS の実際の取引を代表するものではない。その結果、当該不当廉売差額率（45.32%）は、PZSS 固有の品種、取引条件その他の価格比較に影響を及ぼす差異を十分に反映しておらず、懲罰的な結果となっているおそれがあり、このことは、協定 2.4 及び 9.3 に不整合である。したがって、調査当局は、PZSS 固有の品種、取引条件その他の価格比較に影響を及ぼす差異を十分に反映した情報に基づき、不当廉売差額率を再算定すべきである。

(オ) 仮に、調査当局が、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）全体を証拠として採用することができないと判断し、FA を適用するとしても、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）又はその他検証済みの中立的かつ合理的な不当廉売差額率を適用すべきである。PZSS に対し、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者と同一の不当廉売差額率（45.32%）を適用することは、PZSS が本調査に協力した事実を適切に反映しておらず、不合理である。

(カ) PZSS は、調査当局に対し、以上の各点について、最終決定前に、対面又はオンラインによる説明の機会を付与することを求める。

５－２－５－２ 「２－３ 中国の供給者」、「２－３－２ PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等に対する再反論等

(341) 申請者から、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の

決定に関する再反論等が提出された[512]。

(ア) 中間報告書においては、調査当局が PZSS に対し FA を適用すると判断したこと及び当該判断に至った経緯について説明がなされているところ、PZSS は、当該判断に至った経緯それ自体については、一切反論をしていない。また、秘密扱いを求める書面が提出されなかった場合、調査当局は、秘密扱いを求める範囲及び理由を確認できない。さらに、仮に、調査当局が利害関係者による閲覧の機会を確保せずに PZSS の回答書の内容を採用した場合、申請者を含む利害関係者は、当該内容を検証し、必要に応じて反論することができない。以上に照らせば、調査当局が PZSS に対し FA を適用し不当廉売差額率(45.32%)を適用したことは適切である。

(イ) PZSS が事後的な不備修正の可能性を主張したとしても、調査当局は PZSS に対し FA を適用した判断を変更すべきではない。

(ウ) 調査当局は、PZSS に対し、対面又はオンラインによる説明の機会を付与すべきでない。

５－２－５－３ 「２－３ 中国の供給者」、「２－３－２ PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(342) 上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等及び上記(341)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されず、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由について確認することができなかった。調査当局は、協定 6.5、6.5.1 及び 6.5.2 に照らし、秘密情報の秘密扱いを求める理由及び秘密でない要約の提出を確保する必要があることから、PZSS に対して秘密扱いを求める書面の提出を求める旨の不備指摘を繰り返し行った上、PZSS が同不備指摘に適時かつ適切に対応しない場合には、協定 6.8 及び同附属書Ⅱに基づき、FA を適用する旨を明示してきた。しかしながら、PZSS から当該回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面が提出されなかった。このため、調査当局は、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由について確認することができず、また、その実質を合理的に理解することができる十分詳細な要約が提出されたものであるかを確認することができなかった。また、このような PZSS の非協力により、当該回答書（開示版・非開示版）について、適正手続の確保のために求められる利害関係者への閲覧の機会を確保することができず、当該回答書（開示版・非開示版）を過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができなかった。すなわち、調査当局が PZSS に対し提出を求めた財務データ、販売データその他本調査の基礎となる情報は、当該回答書（非開示版）に記載されていたとしても、秘密扱いを求める範囲及び理由が確認できず、また、その実質を合理的に理解することができる十分詳細な要約が提出されていないため、適正手続を確保した上で調査上の記録として利用することができなかった。したがって、PZSS は、調査当局が提出を求めた情報を実質的に提供しなかったものというべきである。そこで、調査当局は、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用として FA を適用した。以上の経緯に照らせば、当該回答書（開示版・非開示版）は、協定附属書Ⅱ3 にいう「確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供された情報」に該当しない。また、上記**「１－１０ 秘密証拠を調べないものとしたことの通知」**のとおり、調査当局は、PZSS に対し、複数回の不備指摘等を行ったにもかかわらず、PZSS は、これに対応しなかった。加えて、上記(340)(イ)のとおり、PZSS 自身、指数化、レンジ化その他の方法により秘密情報について秘密でない要約を作成することが可能であると認めている。そうすると、PZSS は、秘密でない要約を作成すること

[512] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

が可能であったにもかかわらず、調査当局の複数回の不備指摘等に応じなかったのであり、協定附属書Ⅱ5 にいう最善を尽くしたとも認められない。上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は、PZSS が同不備指摘に適時かつ適切に対応しなかった事実を殊更無視するほか、適正手続の確保のために求められる対応を形式上の問題にすぎないと評価するなど、不合理なものであって、前記判断を左右するものではない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(イ) PZSS は、仮の決定後の段階においても、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）の秘密でない要約の適切性及び当該回答書（開示版・非開示版）に係る秘密扱いを求める書面の提出の有無の問題は、不備修正によって解消可能であることとして、調査当局は、PZSS による不備修正を受け入れ、これを審査した上で、当該回答書（開示版・非開示版）全体を不採用として FA を適用した判断を撤回すべきであると主張する。しかしながら、当該回答書（開示版・非開示版）の提出期限を大幅に徒過した仮の決定後の段階において不備修正を認めることは、他の利害関係者が自らの利益を擁護する機会を十分に確保することを困難にし、適正手続の観点から相当でない。また、調査当局は、PZSS に対し、秘密扱いを求める書面の提出を求める旨の不備指摘を繰り返し行っていたにもかかわらず、PZSS は、同不備指摘に適時かつ適切に対応しなかった。このような経緯に照らせば、PZSS の対応は本調査の迅速な進行を妨げるものであったというべきであり、仮の決定後の段階において不備修正を認めないことは、PZSS にとって何ら不合理ではない。したがって、仮の決定後の段階において、調査当局が、PZSS による不備修正を受け入れ、これを審査すべき理由はない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(ウ) 調査当局は、PZSS が提供した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）の内容及び秘密でない要約の内容に加え、秘密扱いを求める書面が提出されていないことに照らし、単に情報の一部を除外した上で他の情報を証拠として採用することができず、提出情報全体を不採用と判断した。協定 6.5、6.5.1 及び 6.5.2 は、調査当局が、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要求しているのであって、およそ秘密扱いを求める書面が提出されていない本件のような事案について、調査当局に対し、秘密情報を個別に識別した上で、秘密でない要約が不十分であると部分的に判断するよう要求し、あるいは、独自に秘密でない要約を作成するよう求めるものではない。したがって、調査当局が、供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）及び供給者当初質問状様式回答（開示版・非開示版）を部分的に採用すべき理由はない。PZSS が指摘する PZSS 宛ての秘密情報対応表において一部情報について秘密でない要約をしていることは、PZSS が秘密扱いを求める範囲及び理由が明らかにされていないという根本的な問題を解消するものではなく、前記判断を左右するものではない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(エ) 調査当局は、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）全体を不採用と判断した後、PZSS の不当廉売差額率の算定に当たり、申請書に記載された正常価格及び輸出価格に基づき算出された不当廉売差額率（45.32%）を適用した。申請書に記載された正常価格及び輸出価格に基づいて認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重にこれを行うこととし、申請者のうちの 1 者である本邦生産者に対して本邦生産者追加質問状を送付し、申請書に記載の情報について説明を求めたほか、公的な統計との合理的関連性を検証した上、調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報にも照らし、総合的に検討した結果、協定附属書Ⅱ7 の内容を充足することを確認できたことから、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として適切なものであると判断している。以上を踏まえると、不当廉売差額率（45.32%）は懲罰的な結果ではない。また、PZSS 固有の品種、取引条件その他の価格比較に影響を及ぼす差異を反映するためには、その前提として当該情報が証拠として採用されている必要があるところ、調査当局は PZSS が提

出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）全体を不採用と判断しており、PZSS固有の当該差異が存在し得るとしても、それは本調査において利用可能な情報ではなかった。したがって、調査当局が、PZSSの不当廉売差額率の算定に当たり、利用可能な情報として申請書に記載された正常価格及び輸出価格に基づき算出された不当廉売差額率（45.32%）を適用したことは合理的であり、協定 2.4 及び 9.3 に不整合ではない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(オ) 調査当局が、PZSSの不当廉売差額率の算定に当たり、利用可能な情報として申請書に記載された正常価格及び輸出価格から算出された不当廉売差額率（45.32%）を適用したことは合理的である。他方、Shanxi Taigangの不当廉売差額率（33.29%）は、同者が提出した情報が証拠として採用された上で算定されたものであり、PZSSとは前提を異にする。また、PZSSとShanxi Taigangとでは、原材料、製造工程、品種構成、販売構造及び原価構造等が異なり得るのであって、PZSSとShanxi Taigangが中国市場において同種の産品の生産及び販売をしていることのみをもって、FA の適用に当たり、Shanxi Taigangの不当廉売差額率（33.29%）を用いることが合理的であるとはいえない。また、PZSSは、PZSSに対し、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者と同一の不当廉売差額率（45.32%）を適用することは、PZSSが本調査に協力した事実を適切に反映しておらず、不合理であると主張する。しかしながら、PZSS と知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者が結果的に同一の不当廉売差額率（45.32%）となったのは、協定 6.8 及び同附属書Ⅱに則り、利用可能な情報に基づいて判断を行った結果にすぎない。したがって、PZSSに対し、Shanxi Taigangの不当廉売差額率（33.29%）又はその他検証済みの中立的かつ合理的な不当廉売差額率を適用すべき理由はない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(カ) PZSSは、調査当局に対し、以上の各点について、最終決定前に、対面又はオンラインで説明する機会を付与することを求めるが、仮の決定及び重要事実の開示に対する反論等を提出する機会が付与されていることから、PZSSに対し、本調査における自己の利益の擁護のための機会は十分に与えられており、最終決定前に、対面又はオンラインによる説明の機会を付与すべき理由はない。よって、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B 構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－６－１　DM 計算書(YUSCO)「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等

(343) 台湾の供給者である YUSCO から、DM 計算書（YUSCO）**「不当廉売差額率の算定について」**、**「３　正常価格」**、**「B　構成価格」**及び**「４　輸出価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[513]。

DM 計算書（YUSCO）**「不当廉売差額率の算定について」**、**「３　正常価格」**、**「B　構成価格」**及び**「４　輸出価格」**に関して、構成価格及び輸出価格の算出に用いられた具体的な数値（金額及び数量等）が記載されていないため、認定された不当廉売差額率を概算でしか検証することができず、その算定過程を厳密に再現することができない。このことは、協定 12.2 及び協定 12.2.1 が求める十分詳細な説明としては不十分である。なお、最終決定に係る重要な事実の開示においては、協定 6.9 に整合するよう、構成価格及び輸出価格の算出に用いら

[513] 仮の決定に関する反論等（YUSCO、令和 8 年 6 月 28 日）

れた具体的な数値（金額及び数量等）を開示すべきである。

５－２－６－２　DM 計算書(YUSCO)「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等に対する再反論等

(344) 申請者から、上記(343)の YUSCO からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[514]。

仮に、YUSCO の主張が、中間報告書に対する反論であるとすれば、YUSCO が調査当局に提出した構成価格及び輸出価格の算出に用いられた具体的な数値（金額及び数量等）は、YUSCO 自身によって秘密の情報として提供されたものであって、利害関係者には開示されていないものであるため、調査当局も、中間報告書において言及することができないものと思われる。

５－２－６－３　DM 計算書(YUSCO)「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(345) 上記(343)の YUSCO からの仮の決定に関する反論等及び上記(344)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

協定 12.2 及び協定 12.2.1 に基づく説明内容は、調査対象者が調査当局によって下された決定や結論が協定及び国内法に沿ったものであるかを分析することを可能にする程度に詳細なものである必要がある一方で、認定された不当廉売差額率の算出過程を厳密に再現することができる程度のものである必要はない。調査当局は、DM 計算書（YUSCO）**「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」**及び**「４　輸出価格」**に記載のとおり、YUSCO が調査当局によって下された決定や結論が協定及び国内法に沿ったものであるかを分析することを可能にする程度に詳細な説明をしている。なお、協定 6.9 に基づく重要な事実の開示についても、同様である。よって、上記(343)の YUSCO からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－７－１　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等

(346) 申請者から、上記**「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[515]。

YUSCO の正常価格の算出に関して、YUSCO は全社で見てもニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板事業で見ても赤字であることに照らすと、YUSCO がニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板事業においてコスト割れ販売をしている疑いがあることから、コスト割れ販売の有無、製造原価の算出方法、管理費及び販売経費の配賦方法並びに利潤の額の算出方法等について、再検証を行い、必要に応じて FA を適用するなど、正常価格の算出を見直すべきである。

５－２－７－２　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正

514 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）
515 仮の決定に関する反論等（申請者、令和８年７月３日）

常価格」に関する反論等に対する再反論等

(347) YUSCO から、上記(346)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[516]。

YUSCO の正常価格の算出に関して、YUSCO は、調査当局に対し、真正かつ十分な説明及び証拠の提出をしており、調査当局の確認を経ている。申請者の反論等は、根拠を有しない。

５－２－７－３　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(348) 上記(346)の申請者からの仮の決定に関する反論等及び上記(347)の YUSCO からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、上記(95)に記載の正常価格の算出の基本的考え方に基づき、上記(176)から(183)までのとおり、コスト割れ販売の有無、製造原価の算出方法、管理費及び販売経費の配賦方法並びに利潤の額の算出方法等について、供給者当初質問状、供給者追加質問状及び現地調査を通じて必要な情報を収集し、当該情報について十分な検証を行った上で、正常価格を算出している。殊に、コスト割れ販売の有無について、必要な情報を収集し、当該情報について検証を行っていることは、上記(182)において、コスト割れ販売が認められた品種について品種ごとに 1kg 当たりの構成価格を算出していることからも明らかである。申請者からは、調査当局による情報の収集又は当該情報の検証が不十分であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。よって、上記(346)の申請者からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－８－１　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等

(349) 台湾の供給者である Walsin から、上記**「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」**並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[517]。

(ア) 調査当局は、FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）の開示版並びに本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）の開示版について、Walsin を含む利害関係者に閲覧の機会を与えていない。その結果、Walsin を含む利害関係者は、開示版を閲覧し、これらに対する反論を行う機会を与えられていない。

(イ) 調査当局は、Walsin が回答した様式 E の完成品数量及び製造原価が負値となっていることを理由に、当該様式 E の正確性を検証することができないとして、当該様式 E を不採用としている。しかしながら、当該様式 E は、完成品数量及び製造原価が負値となっているとしても、当該数値は、Walsin の会計システムに記録されたデータに基づく計算結果であり、その計算根拠及び計算過程については、調査当局による検証が可能であり、

516 仮の決定に関する再反論等（YUSCO、令和 8 年 7 月 23 日）
517 仮の決定に関する反論等（Walsin、令和 8 年 7 月 3 日及び同月 16 日）

そのことは現地調査においても確認されている。また、Walsin は、調査当局の質問に対し、適時に回答し、当該様式 E の完成品数量及び製造原価が負値となる原因を全て解消するためには膨大な作業を要し、調査期間内の対応が困難であることを実証するなど、最善を尽くしている。以上を踏まえると、当該様式 E は、協定附属書Ⅱ3 にいう「確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供された情報」に該当し、調査当局は、これを決定の際に考慮すべきである。また、仮に、当該様式 E がすべての点において必ずしも完全なものではないとしても、Walsin は最善を尽くしているのであるから、調査当局が当該情報を無視することは、協定附属書Ⅱ5 に不整合である。したがって、調査当局は、Walsin が回答した様式 E を採用すべきであり、以上のことは、DS206 及び DS211 において示された判断にも整合する。

(ウ) Walsin が回答した様式 E のうち、完成品数量及び製造原価が負値となっている品種が占める割合は、コストデータ及び国内販売データのいずれにおいても極めて僅少であり、また、日本向けに輸出した品種には含まれていない。これらを踏まえると、完成品数量及び製造原価が負値となっている品種が当該様式 E 全体に与える影響は軽微なものであり、仮に、完成品数量及び製造原価が負値となっている品種があることを瑕疵と認定するとしても、当該瑕疵が当該様式 E 全体の正確性の検証に与える影響は重大なものではない。したがって、調査当局は、Walsin が回答した様式 E を採用すべきである。

(エ) Walsin は、調査当局に対し、Walsin が回答した様式 E の完成品数量及び製造原価が負値となる原因を全て解消するには膨大な作業を要し、調査期間内の対応が困難であることを説明していたにもかかわらず、調査当局は、当該困難性を踏まえた代替的な算定方法や資料の提供方法の指針を示すことなく、Walsin が回答した様式 E を不採用としている。このような調査当局の対応は、協定附属書Ⅱ1 に不整合である。以上のことは、DS539 において示された判断にも整合する。

(オ) 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いているところ、以下(a)から(e)までに照らせば、当該製造原価が Walsin の製造原価を合理的に代替するものであるかについて十分な検証が行われていない。また、以下(f)に照らせば、仮に、Walsin の製造原価を用いることができないとしても、調査当局による検証を経た同じく台湾の供給者である YUSCO の製造原価を用いることが合理的である。したがって、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いたことは不合理であり、協定附属書Ⅱ7 に不整合である。以上のことは、DS312、DS427 及び DS471 において示された判断にも整合する。

(a) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・原材料費・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」中「原材料費」について、日本製鉄の原材料費と台湾の供給者の原材料費が同じであると推計しているが、かかる推計の説明や裏付けが行われていない。

(b) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・原材料費・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」中「電力コスト」について、電力コストの推計の裏付けとなっている同別紙番号 22「台湾の電力料金根拠」において、具体的数値や出典とされる「台湾のニッケル系ステンレス冷延製造メーカー」が開示されておらず、当該推計の裏付けを確認できない。

(c) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・原材料費・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」中「労務費」について、製造業における台湾の平均賃金は、日本の平均賃金より 3%低いと想定しているが、鉄鋼業に限定した場合には、鉄鋼業における台湾の平均賃金は、日本の平均賃金より 18%低いと考えられる。

(d) 本邦生産者追加質問状（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）において、「NPI、フェロクロム等の原料から自製した粗鋼の鉄源について、日本製鉄が主張する調整項目のデータの出所は何か。当該調整項目は過小評価されていないか。」、「フェロクロム、フェロニッケル及びスクラップ等の原料から自製した粗鋼の鉄源について、日本製鉄が台湾生産者の原料原価を同社と同一と推定する根拠は何か。当該推定は台湾生産者の原料原価を過大評価する結果となっていないか。」について、追加の説明や裏付けを求めておらず、推計が合理的であるか検証していない。

(e) 仮に、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いるとしても、同製造原価は、SUS304 鋼種の板厚 2mm の製品のみを対象とした製造原価であって、板厚や表面仕上げの差異が適切に考慮されていない。

(f) 仮に、Walsin の製造原価を用いることができないとしても、調査当局による検証を経た同じく台湾の供給者である YUSCO の製造原価を用いることが合理的であり、調査当局は、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価と YUSCO の製造原価を比較評価し、YUSCO の製造原価を用いない理由を十分に説明していない。

（カ） 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、通常の利潤の算出に当たり、Walsin のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売事業の 2021 年の営業利益を用いている。しかしながら、2021 年は本調査の調査対象期間（2024 年）から 3 年も離れている上、2021 年は新型コロナウイルス感染症の影響による需給逼迫により鉄鋼製品価格及び営業利益が大幅に上昇した特殊な時期であること、Walsin の 2021 年の営業利益には、調査対象貨物の国内販売による利益率のみならず、調査対象貨物の輸出販売による利益率も含まれていることに照らせば、通常の利潤の算出に当たり、Walsin の 2021 年の営業利益を用いたことは不合理である。また、仮に、Walsin の営業利益を用いることができないとしても、調査当局による検証を経た同じく台湾の供給者である YUSCO の調査対象期間における国内販売による利益率を用いることが合理的である。

５－２－８－２ 「２－４ 台湾の供給者」、「２－４－２ Walsin」、「２－４－２－１ 正常価格」、「２－４－２－１－２ 構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する再反論等

(350) 申請者から、上記(349)の Walsin からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[518]。

（ア） 中間報告書においては、調査当局が Walsin の回答した様式 E 全体の正確性を検証することができなかったと判断したこと及び当該判断に至った経緯について説明がなされている。当該説明を前提とすれば、調査当局が、Walsin の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断したことは適切である。

（イ） 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、生産費の算出に当たり、申

[518] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いているところ、以下(a)から(e)までに照らせば、申請者の推計には十分な合理性が認められ、調査当局が当該製造原価を Walsin の製造原価を合理的に代替する情報であると判断したことは適切である。

(a) 「原材料費」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 17「台湾の構成価格の算出方法」において説明しているとおり、日本製鉄は、各原材料の価格形成メカニズム、市場実態及び利用可能な客観的情報を踏まえた上で、日本製鉄の原材料費と台湾の供給者の原材料費が同水準であると推計した。具体的には、フェロクロムについては国際的なベンチマーク価格を基礎として価格が決定されており、日本製鉄は台湾の供給者よりも購入量が多く、有利な購買条件を有していると考えられるにもかかわらず、保守的な前提として台湾の供給者の購入価格を日本製鉄と同一であると仮定している。また、フェロニッケルについては、一般に LME ニッケル価格を指標として価格が形成されていることから、台湾の供給者も日本製鉄と同等の価格で調達していると考えることが合理的である。さらに、スクラップについては、市況商品として国際的な裁定が働く市場環境にあり、台湾の供給者の調達価格は日本製鉄と同等であると考えられることに加え、台湾のスクラップ輸入単価によってもその妥当性が裏付けられている。加えて、モリブデン及びマンガン等のその他の原材料についても、市場連動により価格が形成されるものであることから、日本製鉄と同等の価格で調達していると考えることが合理的である。

(b) 「電力コスト」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 22「台湾の電力料金根拠」における具体的数値や出典とされる「台湾のニッケル系ステンレス冷延製造メーカー」は、日本製鉄が守秘を前提として取得した営業上の機微情報であり、秘密情報として取り扱うことが適切である。また、Walsin は、当該情報の正確性又は信頼性を疑わせる具体的な事情を何ら示していない。さらに、同別紙は、閲覧に供されているところ、利害関係者が秘密として取り扱うこととされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約について不適切と考える場合には、調査当局から閲覧開始の連絡を受けた日の翌日から 1 週間以内に意見書を提出することとされている。しかしながら、Walsin は当該期限内に何ら意見書を提出しておらず、Walsin の主張は時機に遅れたものであって、調査当局は、当該主張を考慮すべきではない。

(c) 「労務費」について、Walsin は、鉄鋼業に限定した場合には、鉄鋼業における台湾の平均賃金は、日本の平均賃金より 18%低いと考えられる旨主張しているが、当該数値をどのような根拠に基づいて算出したのか明らかでない。また、国別の労務費を比較する際には、統計の対象となる産業の範囲が概ね一致している必要があるところ、少なくとも申請者が労務費の比較に用いた国家行政院主計總處「台湾業種別収入と昇給率」において台湾の「鉄鋼業」の平均賃金は存在しない。日本製鉄は、労務費の推計に当たり、日本及び台湾の双方について、公的統計における同一の産業分類である「製造業」の平均賃金を用いて比較を行っており、その比較手法は適切かつ合理的である。

(d) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、同別紙番号 17「台湾の構成価格の算出方法」において説明しているとおり、NPI、フェロクロム等を自家溶製した粗鋼を鉄源とする場合の生産費について、フェロクロム、フェロニッケル及びスクラップ等を原料とする場合の生産費を基礎とし、NPI を使用すること及びスクラップを使用しないことによる差異のみを反映して算出している。具体的には、原材料費について、日本製鉄の実際の購入価格を基礎としつつ、NPI については Shanghai Metal Market（SMM）の 2024 年の月別平均価格を用いてフェロニッケルとの差額を調整し、スクラップを使用しないことによる影響についてはスクラップメリットを控除

している。このように日本製鉄が用いた調整項目は、日本製鉄の実績データ及びSMM価格等の客観的資料に基づくものであり、その出所は明らかである。さらに、NPIを使用する場合であっても、フェロニッケルを使用する場合と同様の製造工程を経ることに変わりはなく、電力コスト、労務費及びその他の固定費・変動費を同額とすることにも合理性がある。また、同別紙番号17において説明しているとおり、日本製鉄は、各原材料の価格形成メカニズム、市場実態及び利用可能な客観的情報を踏まえた上で、日本製鉄の原材料費と台湾の供給者の原材料費が同水準であると推計した。具体的には、上記(a)のとおりである。

(e) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、同製造原価は、SUS304 鋼種の板厚 2mm の製品のみを対象としたものではない。日本製鉄は、板厚0.8mm、1.0mm、1.5mm、2.0mm及び4.0mmに係るコストデータに加え、2B仕上げのみならずHL仕上げに係る板厚別コストデータも提出している。これらのコストデータを比較した結果、2B仕上げの板厚2.0mmのコストが最も低かったことから、製造原価の算出に当たっては、より保守的な前提として2B仕上げの板厚2.0mmのコストを採用した。

（ウ） 調査当局が、Walsinが回答した様式Eを不採用とした後、通常の利潤の算出に当たり、Walsinのニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売事業の2021年の営業利益を用いたことは適切である。

５－２－８－３ 「２－４ 台湾の供給者」、「２－４－２ Walsin」、「２－４－２－１ 正常価格」、「２－４－２－１－２ 構成価格」並びにFA経緯書及びDM計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(351) 上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等及び上記(350)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。なお、Walsinから、当該反論等の提出に併せて、9つの証拠が提出されたが、これらの証拠は、いずれも日本語以外の言語によるものであったのに、日本語の翻訳文が提出されていなかったことから、本調査における証拠として採用しないこととし、利害関係者に対する閲覧にも供さなかった。

（ア） 調査当局は、FA経緯書及びDM計算書（Walsin）の開示版について、令和8年6月19日以降、Walsinを含む利害関係者に閲覧の機会を与え、同年7月3日を期限として、これに対する反論及び反証の機会を与えており、また、本邦生産者追加質問状回答書（令和8年3月11日付け）（日本製鉄）（調査項目I-1・I-2・I-3・I-4）の開示版について、同月6日以降、Walsinを含む利害関係者に閲覧の機会を与え、同月16日を期限として、これに対する反論及び反証の機会を与えている。よって、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

（イ） 調査当局は、Walsinが回答した様式Eの完成品数量及び製造原価が負値となっていたところ、第1回不備指摘、第2回不備指摘、供給者追加質問状及び現地調査を通じて、当該様式Eの完成品数量及び製造原価には、材料番号変更によって消費された完成品数量及びその完成品の製造原価並びに下工程への投入によって消費された完成品数量及びその完成品の製造原価が反映されておらず、実際の完成品数量や製造原価から、材料番号変更や下工程に投入して消費された分だけ減算されていることなどを確認した。

また、Walsinは、第1回不備指摘回答において、完成品数量や製造原価に負値が生じている理由について、当期における下位工程への払出投入数量が生産量を上回ったためであり、その結果、様式Eの当該数値が負数として表示されている旨回答している。この回答によれば、完成品数量又は製造原価が負値として顕在化するのは、材料番号変更や

下位工程への投入量が当該品種の完成品数量を上回る場合に限られる。他方で、材料番号変更や下位工程への投入が存在しても、その数量が完成品数量を上回らない限り、様式Eの完成品数量又は製造原価は正の値として表示され得る。したがって、材料番号変更及び下位工程への投入を反映していない影響は、負値が生じている品種に限定されるものではないと考えられる。

さらに、Walsinは、現地調査において、材料番号変更は主に国内販売において発生し、その割合は【数値】割から【数値】割である旨、また、台中工場では1日にコイルを【数値】本ほど生産しているところ、その【数値】%程度の割合で下位工程への投入が発生する旨回答している。これらの回答に照らせば、材料番号変更及び下位工程への投入は、負値が生じている品種に限られた例外的な事象ではなく、一定程度発生しているものと認められる。

以上の事実に照らし、調査当局は、Walsinが回答した様式Eのうち完成品数量及び製造原価が負値となっている品種のみならず、当該様式E全体の正確性について検証することができないと判断したものである。したがって、当該様式Eの作成過程において負値が生じる原因について一定の確認を行うことができたとしても、当該様式E全体は、協定附属書Ⅱ3にいう「確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供された情報」に該当しない。また、Walsinは、調査当局からの再三の指摘にもかかわらず、当該様式Eの完成品数量及び製造原価が負値となる原因を全て解消するには膨大な作業を要し、調査期間内の対応が困難であると主張するのみで、調査当局から指摘された問題点について何ら具体的に対処する努力も行わなかったのであるから、Walsinは、最善を尽くしておらず、協定附属書Ⅱ5は、Walsinに適用されない。Walsinが指摘するDS206及びDS211は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。

よって、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(ウ) 調査当局は、前述のとおり、Walsinが回答した様式Eのうち完成品数量及び製造原価が負値となっている品種のみならず、当該様式E全体の正確性について検証することができないと判断したものである。しかしながら、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等は、調査当局が、Walsinが回答した様式Eのうち完成品数量及び製造原価が負値となっている品種が存在することのみを理由として当該様式E全体を不採用としたことを前提とするものであり、調査当局の判断を正しく理解するものではなく、その前提を欠いている。よって、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(エ) 協定附属書Ⅱ1は、調査当局に対して、「入手することを要する情報の詳細」及び「回答について当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細」を「特定」することを求めている。調査当局は、第1回不備指摘、第2回不備指摘、供給者追加質問状及び現地調査を通じて、完成品数量及び製造原価に負値が生じている理由、材料番号変更及び下工程投入の発生状況やその特定方法並びにこれらが様式Eの完成品数量及び製造原価に与える影響等について回答するよう求めているところ、Walsinが、材料番号変更及び下工程への投入を反映した原価情報を回答するよう求められていること及び当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を十分に認識していたことは、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等からも明らかである。また、Walsinは、当該様式Eの完成品数量及び製造原価が負値となる原因を全て解消するには膨大な作業を要し、調査期間内の対応が困難であると主張するのみで、調査当局から指摘された問題点について何ら具体的に対処する努力も行わなかった。以上を踏まえると、調査当局の対応は、協定附属書Ⅱ1に整合する。Walsinが指摘するDS539は、事案を異にし、本件に適切でない。よって、上記(349)のWalsinからの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(オ) 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、調査当局において、総合的に検討した結果、協定附属書Ⅱ7 の内容を充足することを確認することができたことから、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いることは適切であると判断した。以下(a)から(e)までに照らせば、十分な検証の下、当該製造原価が Walsin の製造原価を合理的に代替する情報であると認められ、以下(f)に照らせば、YUSCO の製造原価を用いることが合理的であるとは認められず、上記(349)の Walsin の仮の決定に関する反論等は、前記判断を左右するものではない。Walsin が指摘する DS312、DS427 及び DS471 は、事案を異にし、本件に適切でない。よって、上記(349)の Walsin からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(a) 「原材料費」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 17「台湾の構成価格の算出方法」において、日本製鉄は、各原材料の価格形成メカニズム、市場実態及び利用可能な客観的情報を踏まえた上で、日本製鉄の原材料費と台湾の供給者の原材料費が同水準であると推計した旨述べられ、調査当局は、当該推計が合理的であることを確認している。他方、Walsin から、当該推計が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(b) 「電力コスト」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 22「台湾の電力料金根拠」における具体的数値や出典である「台湾のニッケル系ステンレス冷延製造メーカー」は、秘密情報として取り扱うことが適切な情報であり、開示すべきものではなく、また、Walsin から、当該情報が協定 6.5 に反して、秘密情報と認定するための「正当な理由」なく開示されなかったことを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。そして、調査当局は、当該秘密情報を確認した上で、電力コストの推計が合理的であることを確認している。したがって、当該情報が開示されていないことのみをもって、当該推計が合理的であることが否定されるものではない。

(c) 「労務費」について、申請書は、日本及び台湾の双方について、公的統計における同一の産業分類である「製造業」の平均賃金を用いて比較を行っており、その比較手法は適切かつ合理的である。他方、Walsin は、鉄鋼業に限定した場合には、台湾の平均賃金は、日本の平均賃金より 18%低いと考えられる旨反論するものの、上記比較手法が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(d) 調査当局は、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）も踏まえ、その推計が合理的であることを確認している。他方、Walsin から、当該推計全体が不合理となることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(e) 調査当局は、Walsin が指摘する板厚や表面仕上げの差異が製造原価に影響を与え得ることも踏まえつつ、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について検討した。申請者は、板厚及び表面仕上げ別の製造原価を比較した結果、2B 仕上げの板厚 2.0mm の製造原価が最も低いことから、保守的な方法として 2B 仕上げの板厚 2.0mm の製造原価を用いていたところ、調査当局は、その方法が合理的であることを確認している。他方、Walsin から、板厚や表面仕上げの差異を更に考慮しなかったことによって、保守的に算出された製造原価が Walsin に不利な結果をもたらしていることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(f) 協定 6.8 及び同附属書Ⅱは、不足する必要な情報について合理的な代替の選定を求め

るものであるところ、選定の方法については調査当局に一定の裁量が認められており、利用し得る複数の情報について、必ず比較評価を行い、その結果を説明することまで求めるものではない。その上で、Walsin と YUSCO では、原材料、製造工程、品種構成、販売構造及び原価構造等が異なるのであって、Walsin と YUSCO が台湾市場において同種の産品の生産及び販売をしていることのみをもって、YUSCO の製造原価が Walsin の製造原価をより適切に反映している合理的な代替情報であると認めることはできない。また、Walsin から、YUSCO の製造原価が Walsin の製造原価をより適切に反映している合理的な代替情報であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(カ) 協定 2.2.2 は、協定 2.2 の規定の適用上、「利潤の額」について、調査の対象となる輸出者又は生産者による同種の産品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基礎として「利潤の額」を決定することができない場合には、当該額については、(ⅰ)から(ⅲ)まで[519]のものを基礎として決定することができる旨規定しており、(ⅰ)から(ⅲ)までの優先順位を規定しておらず、調査当局は、個別具体的な事実関係に応じて、いずれかの方法を選択する裁量を有している。そして、調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、通常の利潤の算出に当たり、Walsin のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売事業の 2021 年の営業利益が、台湾の他の生産者がニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の台湾内における販売において、直近で営業利益を得ていた 2021 年の売上高営業利益率を超えていないことを確認した上で、「その他合理的な方法」として、Walsin のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の販売事業の 2021 年の営業利益を用いている。この判断は、Walsin の 2022 年以降の営業利益が継続してマイナスであり、本調査の調査対象期間（2024 年）に近接する時期の営業利益を使用することが困難であったこと、Walsin が回答した様式 E を不採用としており、国内販売による利益率の算定の基礎となるデータの正確性を検証できなかったこと、Walsin と YUSCO とでは、原材料、製造工程、品種構成、販売構造及び原価構造等が異なるのであって、Walsin と YUSCO が台湾市場において同種の産品の生産及び販売をしていることのみをもって、利潤の額の算出に当たり、YUSCO の調査対象期間における国内販売による利益率を用いることが合理的であるとはいえないことを総合考慮した結果であり、合理的なものである。Walsin からは、前記判断が不合理であること、殊に、2021 年が特殊な時期であり Walsin の調査対象期間における国内販売による利益率と比較して採用することが不合理といえるほどの乖離が存在していること、また、Walsin 固有の利益率ではなく YUSCO の調査対象期間における国内販売による利益率の方が、Walsin の調査対象期間における国内販売による利益率をより適切に反映していることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。よって、上記(349)の Walsin からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－９　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

519 協定 2.2.2　2.2 の規定の適用上、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額については、調査の対象となる輸出者又は生産者による同種の産品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基礎とする。その情報を基礎としてこれらの額を決定することができない場合には、当該額については、次のものを基礎として決定することができる。
(ⅰ) 当該輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する産品の生産及び販売に関して負担し及び得た実際の額
(ⅱ) 調査の対象となる他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同種の産品の生産及び販売に関して負担し及び得た実際の額の加重平均
(ⅲ) その他合理的な方法。ただし、これにより設定される利潤の額が、他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する産品の販売に関して通常得る利潤の額を超えないことを条件とする。

５－２－９－１　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」に関する反論等

(352) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」**及び**「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[520]。

(ア)　調査当局は、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む知り得た供給者のうち台湾の供給者及びその他の台湾の供給者について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、Walsin の不当廉売差額率と同率を適用している。もっとも、調査当局は、Walsin の不当廉売差額率について、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いているところ、以下(a)から(e)までに照らせば、当該製造原価が Walsin の製造原価を合理的に代替するものであるかについて十分な検証が行われていない。したがって、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いたことは不合理であって、その結果として算出された Walsin の不当廉売差額率は不合理なものである。そして、調査当局は、Walsin の不当廉売差額率を CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む知り得た供給者のうち台湾の供給者及びその他の台湾の供給者の不当廉売差額率として適用していることから、当該不当廉売差額率も不合理なものである。

(a)　申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・原材料費・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」中「原材料費」について、日鉄ステンレスは、LME Ni、スクラップ及びその他をそれぞれ使用している一方で、台湾の供給者は、NPI を 100%使用していることを前提に、LME Ni と NPI の差額を補正している。しかしながら、原材料の調達方法の差異は、各企業の調達戦略、調達体制、市場環境及び事業判断の結果として生じるものであり、それ自体が不当廉売を意味するものではないし、台湾の供給者が実際に NPI を 100%使用していることについて、台湾の個別供給者ごとの検証結果を示していない。

(b)　申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・原材料費・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」中「労務費」について、製造業における台湾の平均賃金を用いているが、本件との関連性が高い基本金属製造業に限定することが適切であるにもかかわらず、そのような限定がされていない結果、台湾の平均賃金が実態より高く推計されている可能性がある。

(c)　申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価に関して、「原材料費」、「電力コスト」及び「労務費」に係る補正が行われている一方で、「その他」に係るコスト形成要因を踏まえた補正が行われておらず、その推計について十分な検証が行われていない。

(d)　申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び

[520] 仮の決定に関する反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和 8 年 7 月 3 日及び同月 16 日）

不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、同製造原価は、SUS304 鋼帯の板厚 2mm の製品のみを対象とした製造原価であって、鋼種、幅、表面仕上げやエッジ仕様等の差異が適切に考慮されていない。

(e) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価に関して、日鉄ステンレスと台湾の供給者との製造工程の類似性を根拠に、製造原価が推計されている。しかしながら、製造原価は、製造工程のみならず、設備の新旧、設備能力、自動化水準、生産規模、操業率、エネルギー効率及びその他のコスト形成要因による影響を受けるものであり、そのようなコスト形成要因を考慮することなく、製造原価を推計するのは不合理であるし、当該推計の合理性について、台湾の個別供給者ごとの検証結果を示していない。

５－２－９－２　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」に関する再反論等

(353) 申請者から、上記(352)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[521]。

(ア) 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いているところ、以下(a)から(e)までに照らせば、申請者の推計には十分な合理性が認められ、調査当局が当該製造原価を Walsin の製造原価を合理的に代替する情報であると判断したことは適切である。

(a) 「原材料費」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 17「台湾の構成価格の算出方法」において説明しているとおり、日本製鉄は、各原材料の価格形成メカニズム、市場実態及び利用可能な客観的情報を踏まえた上で、日本製鉄の原材料費と台湾の供給者の原材料費が同水準であると推計した。具体的には、上記**「５－２－８－２「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する再反論等」**、上記(350)(イ)(a)のとおりである。

(b) 「労務費」について、国別の労務費を比較する際には、統計の対象となる産業の範囲が概ね一致している必要があるところ、少なくとも申請者が労務費の比較に用いた国家行政院主計總處「台湾業種別収入と昇給率」において台湾の「基本金属製造業」の平均賃金は存在しない。日本製鉄は、労務費の推計に当たり、日本及び台湾の双方について、公的統計における同一の産業分類である「製造業」の平均賃金を用いて比較を行っており、その比較手法は適切かつ合理的である。

(c) 「その他」について、申請者は、日本製鉄と台湾の供給者との間で客観的な価格差又はコスト差が確認できる主要なコスト要因である「原材料費」、「労務費」及び「電力コスト」について必要な補正を行った。他方、日本製鉄と台湾の供給者は基本的に同種の製造設備・製造工程を用いており、その他のコスト要因については、日本製鉄と台湾の供給者との間で体系的な差異は認められない。

(d) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、同製造原価は、SUS304 鋼種の板厚 2mm の製品のみを対象としたものではない。日本製鉄は、板厚

[521] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

0.8mm、1.0mm、1.5mm、2.0mm 及び 4.0mm に係るコストデータに加え、2B 仕上げのみならず HL 仕上げに係る板厚別コストデータも提出している。これらのコストデータを比較した結果、2B 仕上げの板厚 2.0mm のコストが最も低かったことから、製造原価の算出に当たっては、より保守的な前提として 2B 仕上げの板厚 2.0mm のコストを採用した。

(e) 申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価に関して、その他のコスト要因については、日本製鉄と台湾の供給者との間で体系的な差異は認められない。CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.が指摘する設備の新旧、設備能力、自動化水準、生産規模、操業率、エネルギー効率及びその他のコスト形成要因は、いずれも個別事情にすぎず、申請者の推計の合理性を否定するものではない。

５－２－９－３　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」及び「２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者及びその他の台湾の供給者」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(354) 上記(352)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等及び上記(353)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。なお、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、当該反論等において URL を貼付していたが、URL の貼付は適式の証拠提出方法ではないため、当該 URL より示され得る情報については、本調査における証拠として採用しないこととした。

(ア) 調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、調査当局において、総合的に検討した結果、協定附属書Ⅱ7 の内容を充足することを確認することができたことから、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いることは適切であると判断した。また、当該製造原価を用いて算出した Walsin の不当廉売差額率について、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む知り得た供給者のうち台湾の供給者及びその他の台湾の供給者の不当廉売差額率として適用することが適切であると判断した。以下(a)から(e)までに照らせば、十分な検証の下、当該製造原価が Walsin の製造原価を合理的に代替する情報であると認められる。よって、上記(352)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(a) 「原材料費」について、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 17「台湾の構成価格の算出方法」において、日本製鉄は、各原材料の価格形成メカニズム、市場実態及び利用可能な客観的情報を踏まえた上で、台湾の供給者の原材料費を推計した旨述べられ、調査当局は、当該推計が合理的であることを確認している。他方、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、当該推計が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。この点に関して、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、原材料の調達方法の差異自体が不当廉売を意味するものではない旨及び台湾の供給者が実際に NPI を 100%使用していることについて台湾の個別供給者ごとの検証を示していない旨反論する。しかしながら、調査当局は、原材料の調達方法の差異それ自体をもって不当廉売の事実を認定したものではない。また、調査当局は、前述のとおり、当該推計が合理的であることを確認していることのほか、知り得た供給者のうち台湾の供給者及びその他の台湾の供給者に FA を適用するに当たっては、利用可能な情報に基づく合理的な代替情報を用いることが求められるところ、当該

推計の合理性について台湾の個別供給者ごとの検証結果を示すことまで求められるものではない。したがって、台湾の個別供給者ごとの検証結果が示されていないことをもって、当該推計の合理性が左右されるものではない。

(b) 「労務費」について、申請書は、日本及び台湾の双方について、公的統計における同一の産業分類である「製造業」の平均賃金を用いて比較を行っており、その比較手法は適切かつ合理的である。他方、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、基本金属製造業に限定されていない結果、台湾の平均賃金が実態より高く推計されている可能性がある旨反論するものの、上記比較手法が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(c) 「その他」について、調査当局は、「原材料費」、「電力コスト」及び「労務費」に係る補正のみならず、製造原価全体の推計が合理的であることを確認している。他方、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、「その他」に係るコスト形成要因を踏まえた補正が行われておらず、その推計について十分な検証が行われていない旨反論するものの、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、具体的なコスト形成要因を踏まえた補正を更に行わなかったことをもって、当該推計が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(d) 調査当局は、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.が指摘する鋼種、幅、表面仕上げやエッジ仕様等の差異が製造原価に影響を与え得ることも踏まえつつ、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について検討した。申請者は、板厚及び表面仕上げ別の製造原価を比較した結果、2B 仕上げの板厚 2.0mm の製造原価が最も低いことから、保守的な方法として 2B 仕上げの板厚 2.0mm の製造原価を用いていたところ、調査当局は、その方法が合理的であることを確認している。他方、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、鋼種、幅、表面仕上げやエッジ仕様等の差異を更に考慮しなかったことによって、保守的に算出された製造原価が Walsin ひいては CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.に不利な結果をもたらしていることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。

(e) 調査当局は、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価について、日鉄ステンレスと台湾の供給者との製造工程の類似性のみならず、本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 3 月 11 日付け）（日本製鉄）（調査項目 I-1・I-2・I-3・I-4）も踏まえ、その推計が合理的であることを確認している。他方、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、製造原価は、製造工程のみならず、設備の新旧、設備能力、自動化水準、生産規模、操業率、エネルギー効率及びその他のコスト形成要因による影響を受けるものであり、そのようなコスト形成要因を考慮することなく、製造原価を推計するのは不合理である旨反論するものの、これらのコスト形成要因を更に考慮しなかったことをもって、当該推計全体が不合理であることを認めるに足りる具体的な証拠は示されていない。また、調査当局は、前述のとおり、当該推計が合理的であることを確認していることのほか、知り得た供給者のうち台湾の供給者及びその他の台湾の供給者に FA を適用するに当たっては、利用可能な情報に基づく合理的な代替情報を用いることが求められるところ、当該推計の合理性について台湾の個別供給者ごとの検証結果を示すことまで求められるものではない。したがって、台湾の個別供給者ごとの検証結果が示されていないことをもって、当該推計の合理性が左右されるものではない。

５－２－１０　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」に

関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１０－１　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」に関する反論等

(355) 申請者から、上記**「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[522]。

Yuan Long Stainless Steel Corp.及び Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.については、確認票において本調査に協力を表明しているものの、供給者当初質問状に回答していないのであるから、「本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった台湾供給者」ではなく、「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」であるというべきであり、調査当局は、当該 2 者について知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出し、Walsin の不当廉売差額率と同率を適用すべきである。

５－２－１０－２　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」に関する反論等に対する再反論等

(356) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[523]。

上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等は、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」について、Walsin の不当廉売差額率と同率を適用すべきであることを前提としている。しかしながら、上記(352)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの反論等の内容や、その他の複数の利害関係者からも Walsin の不当廉売差額率の算出が不合理である旨の反論等が提出されていることを踏まえれば、当該不当廉売差額率を CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」に懲罰的又は機械的に適用することは不合理である。CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」の不当廉売差額率の算出に当たっては、市場実態、輸出規模及び台湾の供給者としてサンプリング調査対象者に選定された者との関係等を考慮した合理的な方法が採用されるべきである。

５－２－１０－３　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった台湾供給者（サンプリング調査非対象台湾生産者）」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(357) 上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等及び上記(356)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 6.8 は、利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくは

[522] 仮の決定に関する反論等（申請者、令和 8 年 7 月 3 日）
[523] 仮の決定に関する再反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和 8 年 7 月 24 日）

これを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき決定を行うことができると定めるところ、FA の適用の要否は、調査における個別具体的な事実関係を総合考慮して判断されるべきものであるから、調査当局はその判断に当たり一定の裁量を有している。調査当局は、Yuan Long Stainless Steel Corp.及び Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.が確認票において提供した情報を含む本調査における個別具体的な事実関係を総合考慮した上で、その裁量に基づき、当該 2 者について FA を適用しないこととしたものである。よって、上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

（イ） 上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等は、Yuan Long Stainless Steel Corp.及び Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd について FA を適用して Walsin の不当廉売差額率と同率とすべきである旨を主張するものであって、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」について、Walsin の不当廉売差額率と同率を適用すべきである旨を主張するものではない。再反論等は、仮の決定の内容に関する反論等の内容に直接関係するものに限られるところ、上記(355)の申請者からの仮の決定に関する反論等は上記のとおり解されることからすれば、上記(356)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の再反論等は、反論等の内容に直接関係するものに当たらず、手続的に失当である。また、その点をおいても、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」は、調査当局に必要な情報を提供していないことから、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.が主張する市場実態、輸出規模及び台湾の供給者としてサンプリング調査対象者に選定された者との関係等を考慮した方法を採用するために必要な情報も存在しない。さらに、Walsin の不当廉売差額率の算出が合理的であることは、前述のとおりであり、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった台湾の供給者」の不当廉売差額率の算出に当たり、協定 6.8 及び同附属書Ⅱに則り、利用可能な情報に基づき検討した結果、Walsin の不当廉売差額率を適用したことは合理的であると判断した。よって、上記(356)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する再反論等は採用することができない。

５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(358) 利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－３－１　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－６　代替性」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－１－１　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－６　代替性」に関する反論等

(359) 輸入者であるサンワークス株式会社から、上記**「３－２　同種の貨物の検討」**、**「３－２－６　代替性」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[524]。

（ア） 2,000mm のコイルを 1,524mm 以下に切断すれば同じとの意見は、無理のある恣意的な見解だと思われる。同製品の産業上の使用者は、切断するのであれば 2,000mm のコイルを使用するメリットはない。

[524] 仮の決定に関する反論等（サンワークス株式会社、令和 8 年 7 月 3 日）

(イ) 米国では 1,829mm 幅の製品が、欧州でも 2,000mm 幅の製品が古くから流通している。日本国内においても以前、大きなビルのパネル用として千トン以上の 2,000mm 幅コイルが使用され、ほぼ全世界に輸出された実績があり、2,000mm 幅の素材から加工した外装パネルを使用したビルが現存する。

(ウ) その他タンク類など溶接部を減少できるメリットは、製造コストその他安全性の観点でも大きい。

(エ) 工業製品である調査対象製品は、各生産者の設備などの理由で製品の色合いなど様々で、使用者の利便性も考慮すれば、代替不可能な製品を供給する Shanxi Taigang の製品は一定の区別をして捉えるべきである。

(オ) 国内には調査対象貨物のうち 1,524mm を超える製品を製造する設備は皆無であることからも、当該製品の海外生産者については、区別をして、別段の考慮が与えられるべきである。

５－３－１－２ 「３－２ 同種の貨物の検討」、「３－２－６ 代替性」に関する反論等に対する再反論等

(360) 申請者から、上記(359)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[525]。

(ア) サンワークス株式会社からは、日本において 2,000mm 幅コイルが外装パネル用途として大量に使用され、国内加工会社の技術により世界各国へ輸出された実績があり、また国内にも 2,000mm 幅素材から加工した外装パネルを使用したビルが多数現存するとの主張を裏付ける客観的な証拠は提出されていない。また、申請者としては、2,000mm 幅素材を外装パネルに使用した具体的な建築物の実例や、2,000mm 幅の外装パネル加工に対応可能なメーカーに関する情報を把握していない。実際に 2,000mm 幅コイルが「千トン以上」使用され、「ほぼ全世界に輸出された」といえるほどの実績が存在するのであれば、業界内で広く認識されていても不自然ではないと考えられるが、サンワークス株式会社は当該主張を裏付ける具体的な時期、建築物名、数量、納入実績等を何ら示していない。

(イ) 申請者は、タンク用途において 2,000mm 幅の鋼板 1 枚のみで製造される（溶接で接合することがない）例は存在しない、すなわち、2,000mm 幅材が使用される場合においても、最終製品に加工される際に溶接がなされているものと理解している。よしんば 2,000mm 幅の鋼板 1 枚で製作されるタンクがあったとしても、これを加工して最終製品を製造する場合には、天地部等については何らかの接合加工が必要となる（気密性・防水性等を問題とする以上、カシメ加工等ではなく溶接加工がなされるものと推定される）はずであり、かかる加工がなされた場合にも、漏れ防止・気密性・防水性・歪み抑制・ひび割れ抑制・成形性等の安全性は問題とされない。このように、タンク用途で 2,000mm 幅材を使用しても、溶接部は存在するところ、溶接部の存在や多寡が安全性に影響を与えるわけではない。また、申請者は、タンク用途以外の用途についても、幅 1,524mm 超のステンレス冷延鋼板でなければならない用途を認識しておらず、需要家から板幅 1,524mm 超のステンレス冷延製品の要求を受けたこともない。さらに、中国市場における公表価格データによれば、太原鋼鉄製 SUS304（板厚 2mm）の市況価格は、幅 1,500mm 材と比較して幅 2,000mm 材の方が約【価格】元／t（日本円換算で約【価格】円／t）高く、増加率にして約【割合】割（【割合】%）高い。このことから、その他の条件が同一であれば、幅 2,000mm 材は幅 1,524mm 以下の製品よりも高値で取引されているといえる。したがって、仮に溶接工程の減少による一定のコスト削減効果が認められるとしても、幅

[525] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

2,000mm 材を使用すること自体がコスト増要因となり、むしろ不利であると考える。

(ウ) サンワークス株式会社は、Shanxi Taigang は「製品の色合いなど様々で」「代替不可能な製品を供給する」と主張しているが、【申請者（日本冶金工業及びナス鋼帯）の認識している Shanxi Taigang との競合事例】と考える。【申請者（日本製鉄）の認識している Shanxi Taigang との競合事例】を把握している[526]。その上で、中国で生産される 1,524mm 超幅の製品は、本邦で生産される 1,524mm 未満の製品との代替性が認められると考えている[527]。したがって、1,524mm 超幅の製品を含む Shanxi Taigang 社製品についても、本邦で生産される 1,524mm 未満の製品との間で代替性が認められると考える。また、サンワークス株式会社が指摘する「色合い」については、同一鋼種・同一仕上げ（例えば SUS304 の 2D 仕上げ）の製品であっても、製造ラインが異なれば表面の色調や外観は完全には一致せず、さらに同一製造ラインで生産された製品であっても、生産時期の違い等によって表面の見た目に差異が生じ得る。同社が指摘する「色合い」の違いも、このような製造条件の違いに起因する表面外観上の差異を指すものと考えられる。この点、確かに、建築外装材などにおいて異なるメーカーの製品を同一箇所で混在使用した場合には、外観上の差異が顕在化する可能性がある。しかし、そのような場合には、施工上の対応として一つの案件において特定メーカーの材料に統一することが通常であり、このことは製品間の代替性の欠如を意味するものではない。また、かかる外観上の差異は、耐食性、強度、加工性その他の品質特性の差異を示すものではない。

５－３－１－３　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－６　代替性」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(361) 上記(359)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等及び上記(360)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(359)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等は、国内外では 1,829mm 及び 2,000mm 幅の製品が流通し、独自の用途においても使用されているという主張であると考えられる。かかる主張については当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討を行うことができないものの、仮に当該主張が事実であったとしても、その事実は、中国で生産される 1,524mm 超幅の製品が、本邦で生産される 1,524mm 未満の製品と代替可能という事実と矛盾抵触するものではなく、両立し得る事実であるため、何ら反論又は反証となるものではない。

(イ) 上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**のとおり、広幅製品はスリット加工によって容易に狭幅製品と競合・代替可能であり、板幅 1,524mm 超の調査対象貨物と板幅 1,524mm 未満の本邦産同種の貨物の競合関係を否定することはできない。

(ウ) サンワークス株式会社による幅 1,524mm 未満の鋼板を溶接してタンク等を製造するよりも、幅 1,524mm 超の鋼板を使用したほうがトータルコストを削減できるという主張について、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討を行うことができない。もっとも、仮に当該主張が事実であったとしても、その事実は、製造者にとって幅 1,524mm 未満の鋼板を使用するよりも幅 1,524mm 超の鋼板を使用するインセンティブを示すものであり、サンワークス株式会社による当該主張自体が、むしろ両者の間の競争・代替関係を裏付ける事実であるともいえる。さらに、物理的・化学的特性の観点から、幅 1,524mm 超の広幅製品と、幅 1,524mm 未満の狭幅製品との競合性を否定するものではなく、コストの観点からも広幅製品と狭幅製品の市場における価格差の程

[526] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属）（様式 C-3-5）
[527] 本邦生産者追加質問状回答書 H-14（日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属）

度及び溶接等のコスト次第では両者の間で代替が生じることも想定されるから、板幅1,524mm超の調査対象貨物と板幅1,524mm未満の本邦産同種の貨物の競合関係を否定するものではなく、「同製品の産業上の使用者は、切断するのであれば2,000mmのコイルを使用するメリットはない」ということはできない。

(エ) 上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**のとおり、板幅1,524mm超の広幅製品を用いるにあたっても溶接を行うことは必須であり、「溶接部を減少できるメリットは、製造コストの他安全性の観点でも大きい」という主張については、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討が困難である。

(オ) むしろ、調査当局が本調査において収集した証拠[528]に基づけば、Shanxi Taigang社製SUS304（板厚 2mm）の中国市場における市況価格は、幅 1,500mm 材と比較して幅2,000mm材の方が約【価格】元／t（日本円換算で約【価格】円／t）高く、増加率にして約【割合】割（【割合】%）高いことから、幅2,000mmの鋼板は幅1,524mm未満の鋼板よりも高値で取引されているものといえ、幅 2,000mm の鋼板を用いることがかえって製造コストを増加させる要因となるものといえる。

(カ) 同様に、「工業製品である調査対象製品は、各生産者の設備などの理由で製品の色合いなど様々で、使用者の利便性も考慮すれば」代替可能性がないとの主張についても、その点は製品の幅に関係なく、同じ幅の製品間にも妥当する主張であって、何ら1,524mm超幅の製品と1,524mm未満幅の製品の区別を否定する事情にはならないことに加えて、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討が困難である。

(キ) よって、上記(359)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－２－１　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等

(362) 輸入者である株式会社多賀製作所から、上記**「３－２　同種の貨物の検討」**、**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[529]。

(ア) 調査対象貨物のうち幅600mm未満の製品（以下「細幅冷延ステンレス鋼帯」という。）は、需要者ごとに異なる最終用途に応じて、幅、板厚、公差、硬度その他の仕様が細かく指定され、それぞれの用途に適合するよう精密圧延、精密スリットその他の加工を経て供給されることが多い点、及び、HSコードが異なる点において、幅600mm以上の製品（以下「広幅冷延ステンレス鋼帯」という。）とは異なる市場を形成している。

(イ) 申請書の別紙（非共有）番号6「鋼種304相当の価格比較」2頁によれば、中国産調査対象貨物における2024年の平均単価は、広幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7219）が339～408円／kgであるのに対し、細幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7220）は758円／kgである。また、台湾産調査対象貨物における同年の平均単価は、広幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7219）が359～399円／kgであるのに対し、細幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7220）は484円／kgである。細幅冷延ステンレス鋼帯が広幅冷延ステ

528 本邦生産者追加質問状回答書H-13（日本製鉄、日本冶金工業、ナス鋼帯、日本金属）
529 仮の決定に関する反論等（株式会社多賀製作所、令和８年７月３日）

ンレス鋼帯よりも高値で取引されていることは、両者に市場における実質的差異があることを示す。

(ウ) 仮の決定は、細幅冷延ステンレス鋼帯の価格動向や輸入量の推移、細幅冷延ステンレス鋼帯を広幅冷延ステンレス鋼帯と同じ比較対象群に含めて加重平均を行うことの不当性、サンプリング調査対象者として広幅冷延ステンレス鋼帯を多く生産するメーカーを選定したことの不当性について検討していない。

５－３－２－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(363) 申請者から、上記(362)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[530]。

(ア) 株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に、物理的・化学的特性、需要家の要求水準の観点から実質的な差異が存在することを何ら示していない。高度な仕様や品質が求められるか否かは製品の幅に由来するものではなく、顧客の要望に左右されるものであり、また、仮に幅に応じて一定の需要上の差異があったとしてもそれは需要家設備の仕様上の制約に起因するものであり、製品の品質、性能又は用途の差異を意味するものではない。また、製品を必要な寸法にスリット加工して使用することは一般的である。

(イ) 株式会社多賀製作所は、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」をもとに台湾産と中国産を別個に検討するが、両者を累積的に検討すべきである。

(ウ) 申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」において、株式会社多賀製作所は、HS コード 7220.20.029 の製品についての統計をもとに、細幅冷延ステンレス鋼帯の平均単価が 758 円／kg であると主張する。しかし、当該製品には、最も入着量の多い SUS304 相当をはじめ、SUS316 相当等のニッケル等の含有率が異なる様々な鋼種が含まれるところ、入着量が多い年ほど単価の安い SUS304 相当の比率が上昇し、入着量が少ない年ほど添加原料により単価が相対的に高い SUS316 相当等の鋼種の比率が上昇することによる影響が大きい。すなわち、HS コード 7220.20.029 の製品の平均単価の金額は、幅が 600mm 未満であることではなく、鋼種・単価構成に依拠している。

(エ) HS コード 7220.20.027 の製品及び HS コード 7220.20.028 の製品と、HS コード 7219 の製品の単価を比較すると、顕著な価格差はない。

(オ) 台湾産につき、ニッケル含有率の高い SUS316 相当等のみを含む広幅冷延ステンレス鋼帯の製品（HS コード 7219.32.023 及び HS コード 7219.33.023）と、細幅冷延ステンレス鋼帯の製品である HS コード 7220.20.029 の単価を比較すると、顕著な価格差はなく、むしろ広幅冷延ステンレス鋼帯である HS コード 7219.32.023 の製品の方が、細幅冷延ステンレス鋼帯である HS コード 7220.20.029 の製品よりも単価が高い。

(カ) 中国産につき、ニッケル含有率の高い SUS316 相当等のみを含む広幅冷延ステンレス鋼帯の製品（HS コード 7219.35.023）と、細幅冷延ステンレス鋼帯の製品である HS コード 7220.20.029 の単価を比較すると、広幅である HS コード 7219.35.023 の製品の方が、細幅である HS コード 7220.20.029 の製品よりも単価が高い。

(キ) 2022 年の台湾産の製品については、SUS304 相当及び SUS316 相当等の両方を含む細

[530] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）

幅冷延ステンレス鋼帯である HS コード 7220.20.029 の製品（468.1 円／kg）よりも、SUS304 相当のみを含む広幅冷延ステンレス鋼帯である HS コード 7219.35.022 の製品（478.2 円／kg）の方が輸入単価は高いものの、その差は小さく、また、鋼種・幅以外の仕様について後者の方がコストの高い製品の割合が高かった可能性がある。

(ク) なお、細幅冷延ステンレス鋼帯である HS コード 7220.90.000 の製品は、サンプル品等の特殊な輸入が多いためか入着量が極端に少なく、単価が乱高下しているため、検討に際し参照すべきではない。

５－３－２－３　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(364) 上記(362)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等及び上記(363)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯とが異なる市場を形成している旨主張する。しかし、株式会社多賀製作所がその主張の根拠として掲げるのは、いずれも上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**において、調査当局が採用できない旨指摘した事項の繰り返しである。すなわち、需要者の要望に応じたスリット加工等の製造工程がある点については、当該工程は細幅冷延ステンレス鋼帯に特有の工程ではなく、最終成果物が幅 600mm 未満の製品であるか否かにかかわらずその製造可能範囲の中で需要者の要望に応じたサイズに調整するプロセスに過ぎない。また、輸入統計品目番号が異なる点についても、当該番号の分類が用途等の違いに起因することを裏付ける証拠の提出がないため、検討できない。なお、株式会社多賀製作所は、仮の決定が広幅材から細幅材を製造することが可能であることを示すにとどまると述べ、あたかも実際には当該対応が行われていないかのように主張するが、実際に国内市場において、顧客の要望に応じて広幅冷延ステンレス鋼帯を幅 600mm 未満にカットする対応が一般的に行われていることは、上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**において検討したとおりである。

(イ) 株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯が広幅冷延ステンレス鋼帯よりも kg 当たりの単価が高値で取引されているため両者に実質的な市場の差異がある旨指摘する。

しかし、申請書の別紙（非共有）6「鋼種 304 相当の価格比較」で比較される単価のうち、少なくとも台湾からの調査対象貨物については、広幅冷延ステンレス鋼帯と細幅冷延ステンレス鋼帯の単価において、**「表 58　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」より抜粋加工」**のとおり、顕著な価格差は見受けられない。

表 58　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」より抜粋加工
＜台湾＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.022）	428.8	367.9	359.2
広幅（7219.33.022）	437.9	369.7	362.2
広幅（7219.34.022）	451.4	387.7	377.5
広幅（7219.35.022）	478.2	422.1	399.4
細幅（7220.20.029）	468.1	461.0	483.6

さらに、中国からの調査対象貨物についても、細幅冷延ステンレス鋼帯のうち、上記で比較対象となっている製品(HS コード 7220.20.029)以外の製品(HS コード 7220.20.027、HS コード 7220.20.028）の単価で比較した場合、**「表 59　「申請書の別紙（非共有）番**

号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」及び本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工」のとおり、顕著な価格差は見受けられない。

表 59　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」及び本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工

＜中国＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.022）	433.7	368.5	343.2
広幅（7219.33.022）	427.2	363.9	339.4
広幅（7219.34.022）	453.2	372.4	348.5
広幅（7219.35.022）	500.8	418.4	408.4
細幅（7220.20.027）	451.3	398.6	312.5
細幅（7220.20.028）	538.5	543.0	515.7

以上のとおり、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」における比較をもってして、当該表で比較対象となっている広幅冷延ステンレス鋼帯の製品（HS コード 7219.32.022～HS コード 7219.35.022）と細幅冷延ステンレス鋼帯の製品（HS コード 7220.20.029）とで単価の差異があるといえるか自体に疑義がある。

(ウ)　また、仮に、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」について比較対象となっている製品について単価の差異があるとしても、その差異が、広幅冷延ステンレス鋼帯と細幅冷延ステンレス鋼帯との板幅の広狭に起因する用途等の違いに起因することを裏付ける証拠の提出がないため、検討できない。上記**「５－３－２－２　「３－２同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等」**のとおり、申請者は、上記価格差は、板幅の広狭ではなく、鋼種・単価構成により生じるものである旨主張しており、これらを合理的に否定する事情も見受けられない。

株式会社多賀製作所は、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」をもとに、広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022、HS コード 7219.33.022、HS コード 7219.34.022 及び HS コード 7219.35.022）と、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）との間の、2022 年から 2024 年までの kg 当たりの単価の平均値を比較し、細幅冷延ステンレス鋼帯の方が、広幅冷延ステンレス鋼帯よりも単価が高く、市場における実質的差異がある旨主張している。しかし、広幅材、細幅材いずれについても、ニッケルの含有量はその製品毎に様々であり、板幅の広狭の別に基づく明確な差異は認められない。

そして、ここで比較されている広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022、HS コード 7219.33.022、HS コード 7219.34.022 及び HS コード 7219.35.022）は、いずれも末尾が「022」であるため、ニッケルの含有量が「全重量の 7%以上 10%未満のもの」に該当し[531]、最大でもその含有量は 10%未満である。他方、ここで比較されている細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）は、ニッケルの含有量が「全重量の 0.6%を超えるもの」に該当し、その上限は定められていない[532]。

そのため、申請者によれば、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）には、より安価な SUS304 相当（ニッケルの含有量が 7～10%）のみならず、より高価な SUS316 相当（ニッケルの含有量が 10%以上）など、ニッケルの含有率が異なる様々な鋼種が含ま

[531] 申請書 2～4 頁
[532] 申請書 5 頁

れ得るとのことである。そして、特に入着量が少ない年においては、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）には、ニッケルの含有量が多い鋼種等、単価が高い製品が相対的に多く含まれ得るとのことである。

したがって、**「表 60　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」より抜粋加工」**のとおり、ニッケルの含有量が 7%以上 10%未満という形で上限が付されている広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022～HS コード 7219.35.022）よりも、ニッケルの含有量に上限のない細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）の方が単価の高い理由は、その板幅の広狭ではなく、鋼種・単価構成等のその他の事情に起因する可能性が否定されない[533]。

表 60　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」より抜粋加工

＜台湾＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.022）Ni：7%≦X＜10%	428.8	367.9	359.2
広幅（7219.33.022）Ni：7%≦X＜10%	437.9	369.7	362.2
広幅（7219.34.022）Ni：7%≦X＜10%	451.4	387.7	377.5
広幅（7219.35.022）Ni：7%≦X＜10%	478.2	422.1	399.4
細幅（7220.20.029）Ni：7%≦X	468.1	461.0	483.6

＜中国＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.022）Ni：7%≦X＜10%	433.7	368.5	343.2
広幅（7219.33.022）Ni：7%≦X＜10%	427.2	363.9	339.4
広幅（7219.34.022）Ni：7%≦X＜10%	453.2	372.4	348.5
広幅（7219.35.022）Ni：7%≦X＜10%	500.8	418.4	408.4
細幅（7220.20.029）Ni：7%≦X	633.6	857.0	758.4

例えば、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」において比較対象となっている細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）と、ニッケルの含有量が高い広幅冷延ステンレス鋼帯を比較した場合には、広幅冷延ステンレス鋼帯の方が単価の高い事実が認められ、上記申請者の主張の合理性を示唆している。

すなわち、**「表 61　本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工」**のとおり、末尾が「023」である広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.023 及び HS コード 7219.35.023 等）は、「ニッケルの含有率が全重量の 10%以上のもの」[534]に該当するが、相当量の輸入があり相対的にばらつきが少ないと考えられるものに限ってみても、例えば台湾産については、広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.023）の方が、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）よりも単価が高く、また、中国産については、広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.35.023）の方が、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）よりも単価が高くなっている。

表 61　本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添

[533] なお、台湾から輸入される調査対象貨物の 2022 年の単価においては、ニッケルの含有量が 7%以上である細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）よりも、ニッケルの含有量が 7%以上 10%未満という形で上限が付されている広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.35.022）の方が輸入単価は高いものの、その差は小さく、また、申請者によれば、鋼種・幅以外の仕様について後者の方がコストの高い製品の割合が高かった可能性があるとのことであり、これを合理的に否定する事情は見受けられない。

[534] 申請書 2～4 頁

付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工

＜台湾＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.023）Ni：10%≦X	576.6	576.0	-
細幅（7220.20.029）Ni：7%≦X	468.1	461.0	483.6

＜中国＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（7219.32.023）Ni：10%≦X	781.2	1,093.5	1,328.4
細幅（7220.20.029）Ni：7%≦X	633.6	857.0	758.4

このように、冷延ステンレス鋼帯においては、その単価を左右する要素として、より高価なニッケルの含有量の高低等の鋼種・単価構成その他の仕様の影響があることが推察される。

すなわち、申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」に記載される広幅冷延ステンレス鋼帯と細幅冷延ステンレス鋼帯とでは、例えば後者の方がより高価なニッケルの含有量が高い製品が含まれ得る等、鋼種・単価構成その他の仕様が異なる可能性があり、幅以外の条件がすべて同じであるとする根拠はなく、少なくとも、幅の広狭がその単価に決定的な違いをもたらしていることまでを合理的に基礎づける事情はない。

よって、それらの比較をもって、その幅の広狭を理由に、細幅冷延ステンレス鋼帯の方が広幅冷延ステンレス鋼帯よりも kg 当たりの単価が高いとはいえない。

(エ) さらに、株式会社多賀製作所は、仮の決定が細幅冷延ステンレス鋼帯の輸入量の推移等やサンプリング選定等について実質的な検討や回答を行っていない旨主張する。しかし、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯について本邦産同種の貨物と競合の事実及び代替性があることは上記のとおりであるところ、細幅冷延ステンレス鋼帯という調査対象貨物のうちごく一部の製品を切り出してその価格動向や輸入量を比較する合理性がないことは上記**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**で検討したとおりである。細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯とに区別すべき違いがない以上、両者を同じ比較対象群に含めて加重平均を行うことは当然である上、サンプリング調査対象者の選定に際し当該メーカーが調査対象貨物のごく一部の製品である細幅冷延ステンレス鋼帯を製造しているか否かを考慮する合理性もない。

(オ) よって、上記(362)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－３－１　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等

(365) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「３－３　累積的な評価」**、**「３－３－５　累積的な評価についての結論」**に関して、次の内容の仮の決

定に関する反論等が提出された[535]。

調査当局は、上記(251)のとおり、中国を供給国とする調査対象貨物及び台湾を供給国とする調査対象貨物の及ぼす影響について、累積的に評価することが適当であると判断している。しかしながら、累積的評価は供給国全体の影響を評価するための分析手法であり、台湾供給者の市場影響が全て同一であることを意味するものではない。本件において調査当局は、台湾供給者に対するサンプリング調査を実施し、YUSCO 及び Walsin をサンプリング対象者として選定していることから、台湾から日本向け輸出の主要部分が限られた供給者により構成されていることを前提として調査を実施したものと理解される。それにもかかわらず、サンプリング対象外供給者について独立した市場影響分析を示すことなく、台湾供給者全体について同一の結論を導いている。したがって、上記(251)の認定のみを根拠としてサンプリング対象外供給者にも同一の結論を適用することについては、十分な説明及び立証がなされておらず、再検討されるべきである。

５－３－３－２　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等に対する再反論等

(366) 申請者から、上記(365)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[536]。

調査当局が、調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、原産国の異なる調査対象貨物間には代替性があり、また、実際に本邦の市場において競争状態にあることから、調査対象貨物相互の競争状態及び調査対象貨物と本邦産同種の貨物との間の競争状態に照らし、中国産調査対象貨物及び台湾産調査対象貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当と判断したことは適切である。

５－３－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(367) 上記(365)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等及び上記(366)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) まず、上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）」**のとおり、本調査におけるサンプリング調査対象者は、本調査に協力することを表明した供給者のうち、本邦への輸出量が多い生産者から順に、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるよう選定したものである。

(イ) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの輸入に対しサンプリング調査対象台湾生産者の分析結果を適用することについて、サンプリングは、輸出者又は生産者の数が多く、全てについて個別の不当廉売差額を決定することが実行可能でない場合に、不当廉売差額を個別に決定する対象を合理的な範囲に制限するために実施するものであり[537]、調査を期間内に完結させるための合理的な手続として許容されている。この手続に則り、調査当局がサンプリング調査対象者でありかつ回答を提出した YUSCO 及び Walsin について不当廉売がされた輸入の事実が認められており、調査において認定した両者の市場への影響を、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む他の台

[535] 仮の決定に関する反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和 8 年 7 月 3 日及び同月 16 日）
[536] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）
[537] 協定 6.10

湾供給者に適用することは、台湾からの輸出の主要部分が限られた供給者により構成されていることを前提として実施するものではなく、何ら手続上の疑義を生じさせるものではない。

(ウ) 累積的な評価は、各供給国からの輸入について、不当廉売差額が僅少でなく、輸入量が無視できるものでなく、かつ、調査対象貨物相互間及び調査対象貨物と本邦産同種の貨物との競争状態に照らして累積的な評価が適当であることを確認した上で、複数の供給国からの輸入の及ぼす影響を累積的に評価するものであり[538]、同一の供給国に属する個々の供給者の市場への影響が全て同一であるとの認定を前提とするものではない。本調査においては、上記**「３－３－１　当該輸入貨物の供給国」**から上記**「３－３－４　原産国の異なるニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の間の競争状態」**までにおいて、中国及び台湾を供給国とする調査対象貨物の不当廉売差額、輸入量並びに調査対象貨物相互間及び調査対象貨物と本邦産同種の貨物との競争状態を検討した。その結果、上記**「３－３－５　累積的な評価についての結論」**のとおり、中国を供給国とする調査対象貨物及び台湾を供給国とする調査対象貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると判断したものである。これに対し、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からは、累積的な評価の要件が満たされていないこと又はCHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの輸入につき台湾を供給国とする調査対象貨物から区別して評価すべきことを示す証拠等は提出されていない。

(エ) よって、上記(365)のCHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－３－４　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－４－１　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等

(368) 輸入者であるサンワークス株式会社から、上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[539]。

(ア) 本邦の当該貨物の国内市場では国産品だけでなく輸入品も競合しており、市場全体を見れば申請者 2 者による寡占が生じているとはいえず、国内生産者に限定して議論することは合理性を欠く。日本国内市場において、ステンレス協会にて発表される主要統計から計算される見掛け消費量によれば、熱間圧延品の統計から推測される全輸入品が見掛け消費に占める比率は 20%以下である。すなわち、国内市場における国内生産者の見掛け上のシェアは 80%を超えており、生産量に対する輸出比率も約 35%を維持しており、国内生産者の寡占の否定は合理性を欠く。

(イ) 調査対象期間での国内生産者の利益は極めて大きいとの報道もある。

(ウ) 内外価格差が広がった結果、アジア市況も把握している国内の産業上の使用者におけ

[538] 協定 3.3
[539] 仮の決定に関する反論等（サンワークス株式会社、令和 8 年 7 月 3 日）

る輸入志向が強まり、価格差の大きい輸入鋼材を好んだにすぎない。

(369) 輸入者である株式会社多賀製作所から、上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**及び**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[540]。

(ア) 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種貨物の価格に及ぼす影響を検討するに際し、本邦産同種の貨物の国内販売価格の差を基準として評価することは誤りである。不当廉売差額を算定するための基準である正常価格を用いるべきである。

(イ) 細幅冷延ステンレス鋼帯の価格動向及び輸入量の推移について個別評価を行っておらず、したがって、当該細幅品について実質的な検討を行っていない。

５－３－４－２　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(370) 申請者から、上記(368)のサンワークス株式会社の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[541]。

(ア) 本調査における調査対象貨物は、熱間圧延品ではなく冷間圧延品であるため、熱間圧延品の統計データを参照しても、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の全輸入量がその見掛け消費量に占める比率を適切に算出することはできない。この点で、サンワークス株式会社の主張は、前提を誤るものである。また、同社は、具体的に左記の各数値が、これまでに提出されたいずれの証拠からどのように算出されるのかを一切示していないため、検証が不可能であり、信憑性を欠く。その上で、仮に左記主張の趣旨が、（熱間圧延品ではなく）冷間圧延品について述べているものと解釈したとしても、上記(255)及び(256)のとおり本邦産同種の貨物よりも安価な調査対象貨物への置き換えが進んだ結果、**「表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は、調査対象期間を通じて 32 ポイントも増加しており、国内供給者による寡占という状況は、客観的にみても存在しない。また、サンワークス株式会社の主張のうち、国内生産者が生産量に対する輸出比率も約 35%を維持しているという点については、そもそも本調査は、本邦の市場を問題とするものであって、国内生産者における生産量に対する輸出比率は、調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響との関連性に乏しい。さらに、サンワークス株式会社が主張する内外価格差の拡大は、調査対象貨物の不当廉売輸入により生じているものである。同社の調査対象期間での国内生産者の利益は極めて大きいと報道されているという主張とは対照的に、**「表 45　本邦の産業の利潤の推移」**並びに上記(274)及び(288)のとおり、本邦の産業の利潤は、安価な調査対象貨物の輸入増加により、調査対象期間を通じてむしろ大きく減少している。

(371) 申請者から、上記(369)の株式会社多賀製作所の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[542]。

(ア) 株式会社多賀製作所は、不当廉売差額の認定と価格効果の認定を混同しており、前提と

[540] 仮の決定に関する反論等（株式会社多賀製作所、令和８年７月３日）
[541] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）
[542] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）

なる不当廉売関税制度に関する基本的な認識が誤っている。

(イ) 株式会社多賀製作所の主張は、板幅の相違から細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯とで別個の市場が形成されていることを前提とするものであるが、その前提を裏付ける客観的証拠は示されていない。両者の間に代替性があることは中間報告書において具体的に示されている。

５－３－４－３　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(372) 上記(368)のサンワークス株式会社の仮の決定に関する反論等及び上記(370)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 熱間圧延品の統計から推測する全輸入品の見掛け消費に占める比率は 20%以下であるという反論は、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされていないことに加え、調査対象貨物はニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板であるため、熱間圧延品の統計をもって調査対象産品の見掛け消費に占める比率を推測することはできない。

また、上記**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**のとおり、「本邦の当該貨物の国内市場では国産品だけでなく輸入品も競合しており、市場全体を見れば申請者 2 者による寡占が生じているとはいえず、国内生産者に限定して議論することは合理性を欠く」旨の調査当局の分析内容と何ら矛盾抵触するものではなく、当該分析内容を否定するものではない。これに続く「当該 2 社を合わせた国内販売量のシェアは確かに高いものの、当該 2 社以外にも競合している本邦の生産者が複数存在するだけでなく、2 社間でも価格競争は当然存在すると考えられる」という調査当局による分析内容においても輸入品のシェアが高くないことも前提とした立論をしているものであるため、輸入品のシェアが低いことは当該分析内容に対する反論となるものではない。上記**「４－２―１－１　第三国からの輸入の量」**でも述べたとおり調査対象貨物の市場占拠率は、**「表 36　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）」**のとおり、調査対象期間中で 32 ポイント増加し【数値】%の高水準を示しているため、指摘は当たらない。

さらに、本邦産同種の貨物の輸出比率が生産比率に対して 35%を維持しているという主張についても、調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響との関連性に乏しく、当該分析内容に対する反論にはならない。

(イ) 調査対象期間での国内生産者の利益は極めて大きいとの報道もあるという主張については、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討が困難であるが、上記**「３－５－６　利潤」**のとおり、本邦の産業の売上高は調査対象期間全体で 18 ポイント減少しており、営業利益は 60 ポイント、売上高営業利益率も 50 ポイント減少していることから、調査対象期間における国内生産者の利益率が減少していることが確認できる。

(ウ) 内外価格差が広がった結果、アジア市況も把握している国内の産業上の使用者における輸入志向が強まり、価格差の大きい輸入鋼材を好んだにすぎないという主張についても、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておらず、検討が困難であり、調査対象貨物による本邦の産業への影響を否定するものでもない。

(エ) よって、上記(368)のサンワークス株式会社からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

(373) 上記(369)の株式会社多賀製作所の仮の決定に関する反論等及び上記(371)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響を検討するにあたり、本邦産同種の貨物の国内販売価格の差を基準として評価することが誤りである旨の株式会社多賀製作所の主張は、協定に規定される価格効果の分析手法[543]と整合しない主張であって、根拠がない。上記**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**において検討されているのは、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格を著しく下回ったか、又はその価格を著しく押し下げ若しくは価格上昇を著しく妨げたかという価格効果の存否であって、不当廉売差額の算定ではない。株式会社多賀製作所の主張は両者を混同するものである。

(イ) 株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯の価格動向及び輸入量の推移について実質的な検討が行われていない旨主張するが、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯について本邦産同種の貨物と競合の事実及び代替性があることは上記のとおりであるところ、細幅冷延ステンレス鋼帯という調査対象貨物のうちごく一部の製品を切り出してその価格動向や輸入量を比較する合理性がないことは、上記**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見の検討」**及び上記**「５－３－２－３　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解」**で検討したとおりである。

(ウ) 念のため述べれば、仮の決定においては、細幅冷延ステンレス鋼帯のみの価格動向を見た場合の価格効果の有無も検討している。その結果、上記**「３－４－３　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見の検討」**で検討したとおり、調査対象貨物の価格の下回りによる本邦産同種の貨物に対する価格の押下げが認められた。

(エ) よって、上記(369)の株式会社多賀製作所からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－３－５　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－５－１　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等

(374) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[544]。

[543] 協定 3.2

[544] 仮の決定に関する反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和８年７月３日及び同月 16 日）

上記(262)から(264)までのとおり、調査当局は調査対象貨物の輸入量及び価格影響について結論を示している。しかしながら、当該認定は台湾供給者全体を対象として行われている一方で、サンプリング対象外供給者について、その輸出量又は輸出価格が日本市場の価格形成にどのような影響を与えたのかについて具体的説明は示されていない。特に、主要供給者と比較して輸出規模が限定的な供給者についても、同一の価格影響が生じていることを前提とした認定がなされているが、その合理的根拠は示されていない。したがって、上記(262)から(264)までの価格影響認定をサンプリング対象外供給者へ適用することについては、十分な立証がなされていない。

５－３－５－２　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等に対する再反論等

(375) 申請者から、上記(374)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[545]。

調査当局は、協定及びガイドラインに基づき、サンプリング調査対象者を選定した上で、調査対象貨物の輸入量及び当該輸入が本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響を認定しており、調査対象貨物の輸入量及び当該輸入が本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に関する上記(262)から(264)の事実認定及び結論は適切である。

５－３－５－３　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(376) 上記(374)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等及び上記(375)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) そもそも、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量及び価格効果の分析は、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入全体の数量及び価格効果を、実証的な証拠に基づき客観的に検討するものであり[546]、個々の供給者について同一の価格効果が生じたことを前提として認定するものではない。本調査において、調査当局は、上記**「３－３　累積的な評価」**において、中国を供給国とする調査対象貨物及び台湾を供給国とする調査対象貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると判断した上で、調査対象貨物全体の輸入量及び調査対象貨物の価格が本邦産同種の貨物の価格に及ぼした影響について検討したものである。したがって、当該分析は、サンプリング調査対象者である YUSCO 及び Walsin の輸入量又は価格への影響を、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む他の台湾供給者に適用したものではない。なお、サンプリング調査非対象者にサンプリング調査対象台湾生産者の分析結果を適用することの合理性は、上記**「５－３－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解」**、上記(367)(イ)で述べたとおりである。

(イ) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、主要な供給者と比較して輸出規模が限定的な供給者である旨を主張しているが、同社は、確認票及び供給者当初質問状に回

545 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和 8 年 7 月 24 日）
546 協定 3.1 及び 3.2

答しておらず、本件反論等においても、同社の輸出量又は輸出価格に関する証拠等を提出していない。また、同社からは、同社からの輸入が調査対象貨物全体とは異なる数量又は価格への影響を有していたこと、又は同社からの輸入について個別に評価すべきことを示す証拠等は提出されていない。

（ウ） よって、上記(374)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－３－６ 「３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－６－１ 「３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等

(377) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[547]。

上記(289)から(296)までにおいて、調査当局は本邦産業に対する損害認定を行っている。しかしながら、当該認定は台湾供給者全体について行われている一方で、サンプリング対象外供給者について、その輸出行為が本邦産業の販売量、市場占有率、収益性その他の指標にどのような影響を及ぼしたのかについて独立した分析は示されていない。また、調査当局自身がサンプリング調査を採用している以上、台湾供給者間に輸出規模及び市場影響の差異が存在することを前提としていたものと考えられる。したがって、上記(289)から(296)までの損害認定をサンプリング対象外供給者へ適用することについては、十分な説明及び立証がなされていない。

５－３－６－２ 「３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等に対する再反論等

(378) 申請者から、上記(377)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[548]。

調査当局は、協定及びガイドラインに基づき、サンプリング調査対象者を選定した上で、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に悪影響を及ぼし、その結果として本邦の産業に実質的損害が生じたと認定しており、上記(289)から(296)までの事実認定及び評価は適切である。

５－３－６－３ 「３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(379) 上記(377)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等及び上記(378)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

[547] 仮の決定に関する反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和８年７月３日及び同月 16 日）

[548] 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）

(ア) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響を検討するにあたり、調査当局は、本邦の産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標を評価することが求められるところ[549]、個々の海外供給者からの輸入が本邦の産業の各経済指標にどの程度の影響を及ぼしたかを供給者ごとに分解し、帰属させることは求められない。そして、上記**「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」**における分析は、サンプリング調査対象者である YUSCO 及び Walsin の輸出行為が本邦の産業に及ぼした影響を、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む他の台湾供給者に適用したものではなく、累積的な評価が適当であると判断した調査対象貨物全体が、本邦の産業を構成する企業全体の生産高、生産能力及び稼働率、販売及び市場占拠率、在庫、利潤、投資、資金流出入、雇用、賃金、生産性、成長その他の経済指標に及ぼした影響を検討したものである。

(イ) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、調査当局がサンプリングを実施したことから、台湾供給者間に輸出規模及び市場への影響の差異が存在することを前提としていたと主張する。しかしながら、上記**「５－３－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解」**、上記(367)(ウ)のとおり、サンプリングは、不当廉売差額を個別に決定する供給者の範囲を合理的に制限するために実施したものであり、台湾供給者間の市場への影響の差異を前提とするものではない。加えて、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からは、同社からの輸入が、調査対象貨物全体とは異なる影響を本邦の産業に及ぼしていたこと、又は同社からの輸入について個別に評価すべきことを示す証拠等は提出されていない。

(ウ) よって、上記(377)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－４　「４　因果関係」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(380) 利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記**「４　因果関係」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－４－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－４－１－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等

(381) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[550]。

上記(315)から(317)までにおいて、調査当局は因果関係に関する結論を示している。しかしながら、当該認定は台湾供給者全体について行われている一方で、サンプリング対象外供給者について、その輸出行為が本邦産業の損害にどのように寄与したのかについて具体的説明を行っていない。少量輸出業者について具体的な価格効果又は数量効果を示さないまま、本邦産業に対する損害との因果関係を認定したことは、サンプリング対象外供給者との関係で

[549] 協定 3.4
[550] 仮の決定に関する反論等（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和８年７月３日及び同月 16 日）

は十分な説明がなされているとはいえない。したがって、上記(315)から(317)までの因果関係認定をサンプリング対象外供給者へ適用することについては、更なる説明が必要である。

５－４－１－２　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(382) 申請者から、上記(381)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[551]。

調査当局は、協定及びガイドラインに基づき、サンプリング調査対象者を選定した上で、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間の因果関係の認定しており、当該認定は適切である。

５－４－１－３　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(383) 上記(381)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の仮の決定に関する反論等及び上記(382)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.が因果関係に関する結論として指摘する上記(315)から(317)までは、上記**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**における検討結果を示したものであり、因果関係に関する最終的な結論は、上記**「４－３　因果関係についての結論」**に示したものである。もっとも、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.の主張は、同社からの輸入と本邦の産業の損害との関係について供給者別の説明が必要であるというものであるが、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入と本邦の産業に生じた実質的な損害との間の因果関係を検討するにあたり、調査当局は、全ての関連する証拠に基づき検討するとともに、当該輸入以外の要因による損害を当該輸入に帰せしめないことが求められるところ[552]、個々の海外供給者からの輸入が本邦の産業の損害にどの程度寄与したかを供給者ごとに分解し、帰属させることは求められない。本調査においても、上記**「４　因果関係」**における分析は、サンプリング調査対象者である YUSCO 及び Walsin の輸出行為と本邦の産業の損害との因果関係を、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.を含む他の台湾供給者に適用したものではない。調査当局は、累積的な評価が適当であると判断した調査対象貨物全体の輸入による影響を検討するとともに、第三国からの輸入の量及び価格、需要又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性その他の調査対象貨物以外の要因について検討し、調査対象貨物の輸入と本邦の産業に生じた実質的な損害との間の因果関係を検討したものである。

(イ) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.は、少量輸出業者について具体的な価格への影響又は数量への影響が示されていないと主張する。しかしながら、同社は、確認票及び供給者当初質問状に回答していないことから、同社が「少量輸出業者」であるとの事実自体を確認することはできない。また、仮に個々の供給者の輸出量に差異があるとしても、そのことのみから、当該供給者からの輸入と本邦の産業の損害との因果関係を別個に評価すべきことにはならない。また、同社からの輸入を調査対象貨物全体から区別して因果関係を評価すべきこと、又は同社からの輸入が本邦の産業に生じた損害に寄与していないことを示す証拠等は同社から提出されていない。

551 仮の決定に関する再反論等（申請者、令和８年７月 24 日）

552 協定 3.5

（ウ） よって、上記(381)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－５　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論

(384) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

６　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－１　調査の経緯に関する事項

(385) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 5 項の調査において、政令第 15 条第 1 項の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

６－１－１　重要事実の開示

(386) 令和 8 年 8 月 25 日、本調査に係る重要事実の開示を行い、その旨及び重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知[553]するとともに、中国政府及び台湾当局に対して重要事実を書面で送付した[554]。

また、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に関する反論」という。）についての期限を同年 9 月 8 日とし、これに対する反論に関する更なる反論（以下「重要事実に関する再反論」という。）についての期限を同月 18 日とし、その旨を記載した書面を、同年 8 月 25 日、利害関係者並びに中国政府及び台湾当局に対して通知した[555]（以下、調査により判明した事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明を「重要事実に関する反論」と、これらに対する更なる反論を「重要事実に関する再反論」という。また、「重要事実に関する反論」と「重要事実に関する再反論」を総称して「重要事実に関する反論・再反論」という。）。

なお、当該各書面において、上記各期限までに提出された重要事実に関する反論については、同年 9 月 11 日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、重要事実に関する反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 3 項及び第 10 条の 3 第 2 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

(387) 令和 8 年 8 月 25 日、重要事実の開示に際し、供給者に対しては、重要事実として、報告書に加え、必要に応じて、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、直接の利害関係人に対して、当該各書面の開示版を閲覧に供した。

６－１－２　重要事実に関する反論・再反論

(388) 重要事実に関する反論は、調査により判明した事実に係る重要事実に関する反論の期限である令和 8 年 9 月 8 日までに利害関係者 6 者から提出があった[556]。その後、調査により判明した事実に係る重要事実に関する再反論は、その期限である同月 18 日までに、利害関係者 3 者から提出があった[557]。

利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記**「６－４　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論」**のとおりである。

[553] 政令第 15 条第 1 項
[554] 協定 6.9
[555] 協定 6.2
[556] YUSCO、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、Baolai Steel Group Co., Ltd.、申請者、株式会社多賀製作所、PZSS
[557] YUSCO、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、申請者

６－１－３　秘密の情報

(389) 上記(388)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

６－１－４　証拠等の閲覧

(390) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[558]。

６－１－５　約束の申出等

(391) 上記(386)で送付した書面において、約束の申出[559]の期限である令和８年９月４日までに利害関係者（輸出者）６者から約束を申し出る旨の書面がそれぞれ提出された[560]。

(392) 調査当局は、令和８年９月９日、上記(391)の６者から約束の申出があった旨及び同月16日を期限として当該約束の申出に対する意見を表明する機会を付与する旨を申請者に対し書面で通知（当該申出の写し（開示版）を添付）した[561]。

(393) 令和８年９月16日、申請者から、上記(391)の６者からの約束の申出について、日本国政府は、６者からの約束の申出を拒否すべきである旨の意見の表明の提出があった[562]。

(394) 調査当局は、上記(393)の申請者からの意見を踏まえた上で、上記(391)の６者からの約束の申出の内容について検討した結果、当該申出がガイドライン 14.(1)「約束の受諾の要件」を満たしているとは認められないと判断した。このため、令和８年10月15日、当該６者に対して当該約束の申出は受諾困難であると判断した旨を通知した。

(395) 当該申出の書面（ただし、当該書面における秘密情報については開示版要約に限る。）、約束の申出に対する意見表明の機会付与についての通知書面、約束の申出に対する意見の表明及び約束の申出は受諾困難である旨の通知書面について利害関係者に対し閲覧に供した。

６－２「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「５－２「２不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

(396) 利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論のうち、上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**及び**「５－２　「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

６－２－１　「２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１　不当廉売差額率」及びFA経緯書（知り得た供

[558] 政令第11条

[559] 政令第14条第１項

[560] Shanxi Taigang、NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.、Guangdong Yongjin、Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.、Walsin、PZSS

[561] ガイドライン 14.(2)二

[562] 約束の申出に対する意見表明書（申請者、令和８年９月16日）

給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－１－１　「２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関する反論

(397) 中国の供給者である Baolai Steel Group Co., Ltd.から、上記**「２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１　不当廉売差額率」**及び FA 経緯書（知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[563]。

(ア) 調査当局は、令和 7 年 8 月 20 日、Baolai Steel Group Co., Ltd.に対し、供給者当初質問状等を送付し、Baolai Steel Group Co., Ltd.がこれを受領したことを前提に、Baolai Steel Group Co., Ltd.が指定された回答期限までに供給者当初質問状等に回答せず、調査当局に対して必要な情報を提供しなかった結果、Baolai Steel Group Co., Ltd.の対応を、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと判断し、同者に対し FA を適用している。しかしながら、Baolai Steel Group Co., Ltd.が指定された回答期限までに供給者当初質問状等に回答できなかったのは、調査当局が誤った住所に供給者当初質問状等を送付し、Baolai Steel Group Co., Ltd.がこれを受領できなかったことに起因するものであり、このような事情の下で、Baolai Steel Group Co., Ltd.の対応を、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと判断することは相当でない。したがって、調査当局は、Baolai Steel Group Co., Ltd.に対する FA の適用を再検討し、供給者当初質問状等に回答する機会を回復させるべきである。

(イ) 調査当局は、Baolai Steel Group Co., Ltd.を含む「知り得た供給者のうち中国の供給者及びその他の中国の供給者」について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、PZSS の不当廉売差額率（45.32%）と同率を適用している。しかしながら、当該不当廉売差額率自体が PZSS に対する FA の適用結果である上、Baolai Steel Group Co., Ltd.に対する FA の適用に当たり、Baolai Steel Group Co., Ltd.固有の取引実態との代表性又は関連性についての検討も示されていない。したがって、Baolai Steel Group Co., Ltd.に対し FA を適用するとしても、より中立的かつ合理的な不当廉売差額率を適用すべきである。

(ウ) 調査対象貨物の中国の生産者と中国の輸出者に異なる暫定不当廉売関税の税率が適用される場合、当該貨物に課される暫定不当廉売関税の税率はどのように決定され、適用されるのかを明らかにされたい。

６－２－１－２　「２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関する再反論

(398) 申請者から、上記(397)の Baolai Steel Group Co., Ltd.からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論が提出された[564]。

563 重要事実に関する反論（Baolai Steel Group Co., Ltd.、令和 8 年 9 月 4 日）
564 重要事実に関する再反論（申請者、令和 8 年 9 月 18 日）

調査当局が Baolai Steel Group Co., Ltd.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」に対し FA を適用し PZSS の不当廉売差額率（45.32%）を適用したことは適切である。

６－２－１－３　「２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」、「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者）に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(399) 上記(397)の Baolai Steel Group Co., Ltd.からの重要事実に関する反論及び上記(398)の申請者からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、令和 7 年 7 月 22 日、本調査を開始し、「調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載した」旨とともに、「利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に（中略）、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする」旨を告示した（調査開始告示）。

また、調査当局は、調査開始の日において把握していなかった利害関係者についても把握に努めるため、調査開始の日において把握していた利害関係者に送付した確認票において、財務省及び経済産業省のホームページから本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを利害関係者に伝達するよう求めるとともに、中国政府に送付した質問状送付通知において、他の生産者又は輸出者に関する情報の提供を求めた。

その結果、調査開始の日において把握していた輸入者から提出された確認票において、調査当局が調査開始の日において把握していなかった Baolai Steel Group Co., Ltd.の名称が提供された。

調査当局は、以上の経緯を踏まえて、インターネット上で確認した同者の住所に宛てて、上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 20 日、調査開始告示及び供給者当初質問状等を送付した。その後、調査当局は、郵便局の配達状況により当該送付物が「配達完了」となったことを確認した。したがって、同者には、本調査に参加し、供給者当初質問状等に回答する機会が与えられていた。

また、調査当局は、Baolai Steel Group Co., Ltd.に対し必要な情報の提供を求めるための合理的な努力を尽くした上で、インターネット上で確認した同者の住所に宛てて当該送付物を送付したこと、その後、郵便局の配達状況により当該送付物が「配達完了」となったことを確認したことなど、調査当局が把握し得た事情に照らして、同者が当該送付物を受領したものと合理的に判断した。加えて、前記のとおり、調査当局は、調査開始の日において把握していなかった利害関係者についても、確認票及び質問状を入手し、所定の期限までに回答を行うことを求めるなど、必要な情報の提供を受けるための措置を講じていた。したがって、仮に Baolai Steel Group Co., Ltd.が主張するように、実際には当該送付物を受領していなかったとしても、同者には、本調査に参加し、供給者当初質問状等に回答する機会が与えられていた。

しかしながら、Baolai Steel Group Co., Ltd.は、重要事実の開示後の段階に至るまで、調査当局に対して、何ら連絡を行うことなく、必要な情報を提供しなかった。

以上によれば、Baolai Steel Group Co., Ltd.が当該送付物を受領していた場合はもとより、仮に同者が主張するように当該送付物を受領していなかった場合であっても、同者には、本調査に参加し、供給者当初質問状等に回答する機会が与えられていたのに、調査当局に対して、必要な情報を提供しなかったのであるから、調査当局が、Baolai Steel Group Co., Ltd.の対応を、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない

場合又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと判断し、FA を適用したことは合理的であり、また、重要事実の開示後の段階において、調査当局が、Baolai Steel Group Co., Ltd.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」に対し、新たに供給者当初質問状等に回答する機会を与える理由も認められない。

よって、上記(397)の Baolai Steel Group Co., Ltd.からの重要事実に関する反論は採用することができない。

(イ) 調査当局は、Baolai Steel Group Co., Ltd.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」の不当廉売差額率の算出に当たり、協定 6.8 及び同附属書Ⅱに則り、利用可能な情報に基づき検討した結果、PZSS の不当廉売差額率を適用したことは合理的であると判断した。なお、Baolai Steel Group Co., Ltd.を含む「知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者」は、調査当局に必要な情報を提供していないことから、Baolai Steel Group Co., Ltd.が主張する同者固有の取引実態との代表性又は関連性について更なる検討を行うための情報も提供されていない。よって、上記(397)の Baolai Steel Group Co., Ltd.からの重要事実に関する反論は採用することができない。

(ウ) 調査対象貨物に課される暫定不当廉売関税の税率は、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和 8 年政令第 224 号）第 2 条に規定されている。すなわち、中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたものについては 42.1%の税率が適用される一方で、そのうち同政令別表に掲げる中国の生産者により生産されたものについては 27.7%の税率が適用される。

６－２－２　「５－２－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－２－１　「５－２－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(400) 輸入者である株式会社多賀製作所から、上記**「５－２－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[565]。

(ア) 調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang の正常価格の算定に用いた代替国として認定した国を明示していない。しかしながら、代替国として認定した国は、正常価格として用いられる代替国価格の算定の基礎となる重要な事実であることから、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が正常価格算定の合理性を検証できるよう、明示的かつ一義的に開示されるべきである。したがって、調査当局が代替国として認定した国を明示的

[565] 重要事実に関する反論（株式会社多賀製作所、令和 8 年 9 月 8 日）

かつ一義的に開示していないことは、協定 6.9 に不整合である。以上のことは、DS397 において示された判断にも整合する。

(イ) 調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang の不当廉売差額率を 33.29%と、台湾の供給者である YUSCO の不当廉売差額率を 3.86%と認定し、両者の不当廉売差額率には約 30 ポイントもの差が生じている旨を認定している。台湾産の平均輸入単価が中国産と同程度であり、品種によってはむしろ中国産より低いことが認められるという市場実態を踏まえれば、両者の不当廉売差額率に生じた約 30 ポイントもの差には、Shanxi Taigang と YUSCO の正常価格の算定方法の相違が相当程度寄与している可能性があり、Shanxi Taigang の正常価格算定の合理性の検証が不可欠である。そこで、調査当局は、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が正常価格算定の合理性を検証できるよう、以下(a)から(d)までについて、十分に説明し、必要に応じて Shanxi Taigang の正常価格の算定を見直すべきである。なお、以下(a)から(d)までは、個別企業の秘密情報を開示することなく説明可能な事項であり、秘密情報を非開示とすることは、これらの事項について株式会社多賀製作所を含む利害関係者に対する十分な説明を行えない理由とはなり得ない。

(a) 上記(161)に関して、調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang の品種ごとの不当廉売差額率、品種ごとの輸出数量が全体に占める割合が、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）の形成にどのように影響したのかについて、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が合理性を検証できるよう、十分に説明し、必要に応じて Shanxi Taigang の正常価格の算定を見直すべきである。

(b) 上記(153)に関して、調査当局は、中国の供給者である Shanxi Taigang から日本に向けて輸出された調査対象貨物の品種と代替国で生産された品種とが同一でない場合に行った製造原価差異の取扱いが、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）の形成にどのように影響したのかについて、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が合理性を検証できるよう、十分に説明し、必要に応じて Shanxi Taigang の正常価格の算定を見直すべきである。

(c) 上記(156)に関して、調査当局は、代替国構成価格における利潤の算出に当たり、品種ごとに国内販売価格の合計から原価割れ販売など通常の商取引とは認められなかった取引を除いているが、その判断基準と上記(96)において示された判断基準との関係について、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が合理性を検証できるよう、十分に説明し、必要に応じて Shanxi Taigang の正常価格の算定を見直すべきである。

(d) 上記(155)及び(156)に関して、調査当局は、代替国構成価格における管理費、販売経費及び一般的な経費の算出に当たり、代替国供給者の回答を基としているが、どのような費用を管理費、販売経費及び一般的な経費の算定対象とし、これをどのような方法によって品種ごとに配賦し、その配賦方法の合理性をどのように確認し、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）の形成にどのように影響したのかについて、株式会社多賀製作所を含む利害関係者が合理性を検証できるよう、十分に説明し、必要に応じて Shanxi Taigang の正常価格の算定を見直すべきである。

６－２－２－２　「５－２－１　「１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯」、「１－６－４　代替国選定」、「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」及び「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」並びに「２－２　代替国選定等」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論に係る調査当局の見解

(401) 上記(400)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 代替国として認定した国を明示的かつ一義的に開示した場合には、Shanxi Taigang を含む中国の供給者により、代替国供給者の品種ごとの正常価格その他の秘密情報が推知される具体的なおそれがあり、代替国供給者から提供された情報についての正当な理由のある秘密扱いの要請に反する結果を招きかねない。以上を踏まえると、調査当局は、協定 6.5 と協定 6.9 の調和の観点に照らし、秘密情報が推知されない限度で必要な説明をしており、調査当局が代替国として認定した国を明示的かつ一義的に開示していないことは、協定 6.9 に不整合ではない。株式会社多賀製作所が指摘する DS397 は、事案を異にし、本件に適切でない。よって、上記(400)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論は採用することができない。

(イ) 調査当局は、上記**「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」**、**「２－１－６中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**及び**「２－２－２　代替国の正常価格」**のとおり、代替国の正常価格の算出方法を示しており、当該算出方法に従って、必要な調整を行った上で、代替国の正常価格を算出した旨を説明している（なお、上記(156)における通常の商取引に係る判断基準と上記(96)において示された判断基準とは同一のものであり、このことは上記説明から明らかである。）。

これに対し、株式会社多賀製作所は、中国の供給者である Shanxi Taigang の品種ごとの不当廉売差額率、品種ごとの輸出数量が全体に占める割合、製造原価差異の取扱い、管理費、販売経費及び一般的な経費等が、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）の形成に与えた影響について、更なる説明を求めている。

しかしながら、上記各事項が Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）の形成に与えた影響について具体的に説明した場合には、利害関係者により、Shanxi Taigang の品種や品種ごとの輸出数量その他の秘密情報及び代替国供給者の秘密情報が推知される具体的なおそれがあり、Shanxi Taigang 及び代替国供給者から提供された情報についての正当な理由のある秘密扱いの要請に反する結果を招きかねない。現に、Shanxi Taigang からは、品種や品種ごとの輸出数量その他の営業上の情報について秘密扱いの要請が提出されており、調査当局は、当該要請には正当な理由があるものと認めている。

以上を踏まえると、調査当局は、協定 6.5 と協定 6.9 の調和の観点に照らし、秘密情報が推知されない限度で必要な説明をしており、上記各事項について更なる説明をすべき理由は認められない。

よって、上記(400)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－２－３　「５－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－３－１　「５－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(402) 中国の供給者である PZSS から、上記**「５－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査**

当局の見解」に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[566]。

調査当局は、PZSS が、江蘇省文書〔2020〕1135 号に基づき、2021 年 3 月 1 日から実際に差別化電気料金が終了した 2023 年 2 月 28 日までの間に、差別化電気料金を支払ったことを理由に、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかったと判断している。しかしながら、これをもって、PZSS が中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができていないと判断することは相当でない。

６－２－３－２　「５－２－２　「２－１　総論」、「２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（総論）」及び「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論に係る調査当局の見解

(403) 上記(402)の PZSS からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、上記**「２－１　総論」、「２－１－１０　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**に記載のとおり、上記**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討（各論）」**を踏まえ、慎重に評価した結果、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認められず、以上の事実を総合的に評価すると、生産者が、中国のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった、と判断したのであって、PZSS が差別化電気料金を支払ったことのみをもって、前記判断をしたものではない。よって、上記(402)の PZSS からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－２－４　「５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－４－１　「５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(404) 中国の供給者である PZSS から、上記**「５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[567]。

(ア) PZSS は、本調査に協力する意向を示し、供給者当初質問状回答書、供給者追加質問状回答書及び不備指摘回答書を提出した上、現地調査も受け入れていることから、PZSS が本調査に協力してきたことは明らかであり、調査当局は、PZSS を全面的非協力者として扱う認定を修正すべきである。

(イ) 調査当局は、PZSS 固有の採用可能な提出済み情報及び検証済み情報に基づき、PZSS の不当廉売差額率を再計算すべきである。

(ウ) 調査当局は、採用できないと判断した情報に限って部分的に FA を適用すべきである。

[566] 重要事実に関する反論（PZSS、令和８年９月８日）
[567] 重要事実に関する反論（PZSS、令和８年９月８日）

(エ) 仮に、調査当局が、PZSS が提出した供給者当初質問状回答書（開示版・非開示版）全体を証拠として採用することができないと判断し、FA を適用するとしても、Shanxi Taigang の不当廉売差額率（33.29%）又はその他検証済みの中立的かつ合理的な不当廉売差額率を適用すべきである。

６－２－４－２　「５－２－５　「２－３　中国の供給者」、「２－３－２　PZSS」及び FA 経緯書（PZSS）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論に係る調査当局の見解

(405) 上記(404)の PZSS からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(404)の PZSS からの重要事実に関する反論は、その実質において、上記(340)の PZSS からの仮の決定に関する反論等と同旨のものであり、これらに係る調査当局の見解は、上記(342)において既に示したとおりである。よって、上記(404)の PZSS からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－２－５　「５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－５－１　「５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(406) 台湾の供給者である YUSCO から、上記**「５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[568]。

DM 計算書（YUSCO）「**不当廉売差額率の算定について**」、「３　**正常価格**」、「**B　構成価格**」及び「**４　輸出価格**」に関して、構成価格及び輸出価格の算出に用いられた具体的な数値（金額及び数量等）が記載されていないため、認定された不当廉売差額率を概算でしか検証することができず、その算定過程を厳密に再現することができない。このことは、協定 12.2 及び協定 12.2.1 が求める十分詳細な説明としては不十分である。なお、最終決定においては、協定 6.9 に整合するよう、構成価格及び輸出価格の算出に用いられた具体的な数値（金額及び数量等）を開示すべきである。

６－２－５－２　「５－２－６　DM 計算書（YUSCO）「不当廉売差額率の算定について」、「３　正常価格」、「B　構成価格」及び「４　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論に係る調査当局の見解

(407) 上記(406)の YUSCO からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(406)の YUSCO からの重要事実に関する反論は、その実質において、上記(343)の YUSCO からの仮の決定に関する反論等と同旨のものであり、これらに係る調査当局の見解は、上記(345)において既に示したとおりである。よって、上記(406)の YUSCO からの重要

[568] 重要事実に関する反論（YUSCO、令和 8 年 8 月 27 日）

事実に関する反論は採用することができない。

６－２－６　「５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－６－１　「５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(408) 申請者から、上記**「５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[569]。

YUSCO の正常価格の算出に関して、YUSCO は全社で見てもニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板事業で見ても赤字であることに照らすと、YUSCO がニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板事業においてコスト割れ販売をしている疑いがあることから、コスト割れ販売の有無、製造原価の算出方法、管理費及び販売経費の配賦方法並びに利潤の額の算出方法等について、再検証を行い、正常価格の算出を見直すべきである。

６－２－６－２　「５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する再反論

(409) 台湾の供給者である YUSCO から、上記(408)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論が提出された[570]。

YUSCO の正常価格の算出に関して、YUSCO は、調査当局に対し、真正かつ十分な説明及び証拠の提出をしており、調査当局の確認を経ている。申請者の反論は、根拠を有しない。

(410) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記(408)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論が提出された[571]。

申請者の反論は、調査当局において既に検討済みの事項に関するものであり、当該事項について再度検討する必要性を示す新たな具体的理由は示されていない。また、仮に再度検討を行う場合であっても、その結果及び判断根拠については、利害関係者が検証可能な形で明らかにされるべきである。

６－２－６－３　「５－２－７　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－１　YUSCO」、「２－４－１－１　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(411) 上記(408)の申請者からの重要事実に関する反論並びに上記(409)の YUSCO からの重要事実に関する再反論及び上記(410)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

569 重要事実に関する反論（申請者、令和８年９月８日）
570 重要事実に関する再反論（YUSCO、令和８年９月 15 日）
571 重要事実に関する再反論（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和８年９月 17 日）

上記(408)の申請者からの重要事実に関する反論は、その実質において、上記(346)の申請者からの仮の決定に関する反論等と同旨のものであり、これらに係る調査当局の見解は、上記(348)において既に示したとおりである。よって、上記(408)の申請者からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－２－７　「５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－２－７－１　「５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(412) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[572]。

調査当局は、Walsin が回答した様式 E を不採用とした後、生産費の算出に当たり、申請書の別紙日本製鉄個別（非共有）番号 16「台湾・中国の構成価格、正常価格及び不当廉売差額率」で示された日本円建ての鉄源別の製造原価を用いているところ、当該推計（殊に、労務費を製造業全体の平均賃金に基づき推計したこと）について、台湾の供給者である YUSCO 及び Walsin に対する現地調査で確認された事実との整合性その他その合理性が具体的に示されておらず、Walsin に適用される不当廉売差額率は再検討されるべきである。また、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.に適用される FA に基づく不当廉売差額率は、Walsin に適用される不当廉売差額率を基礎としているため、当該不当廉売差額率が再検討される場合には、CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.に適用される不当廉売差額率も再検討されるべきである。

６－２－７－２　「５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する再反論

(413) 申請者から、上記(412)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論が提出された[573]。

上記(412)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論は、既に排斥された上記(349)の Walsin からの仮の決定に関する反論等と同旨の主張を繰り返すものにすぎないから、排斥されるべきである。

６－２－７－３　「５－２－８　「２－４　台湾の供給者」、「２－４－２　Walsin」、「２－４－２－１　正常価格」、「２－４－２－１－２　構成価格」並びに FA 経緯書及び DM 計算書（Walsin）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(414) 上記(412)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反

572 重要事実に関する反論（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和 8 年 9 月 7 日）
573 重要事実に関する再反論（申請者、令和 8 年 9 月 18 日）

論及び上記(413)の申請者からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(412)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論は、その実質において、上記(349)の Walsin からの仮の決定に関する反論等及び上記(352)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等と同旨のものであり、これらに係る調査当局の見解は、上記(351)及び(354)において既に示したとおりである。よって、上記(412)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

(415) 利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論のうち、上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**及び**「５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

６－３－１　「５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－３－１－１　「５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(416) 輸入者である株式会社多賀製作所から、上記**「５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[574]。

(ア)　ニッケル含有量が 7%未満に限定された中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.028）の平均単価は、2022 年が 538.5 円／kg、2023 年が 543.0 円／kg、2024 年が 515.7 円／kg であり、ニッケル含有量が 7%以上 10%未満である中国産の広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022～7219.35.022）の 2024 年の平均単価 339.4 円／kg～408.4 円／kg を相当程度上回っている。よって、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）に高ニッケル材が含まれ得ることのみでは当該 7220.20.029 に観察された価格差を説明し尽くすことはできないのであり、当該価格差が幅のみに起因するとはいえないとしても、幅は価格形成上の要素である。

(イ)　株式会社多賀製作所は、ばね用ステンレス鋼帯の取引価格においては、幅、板厚、調質、要求仕様及び取引数量等が価格条件を形成する要素として取り扱っているため、幅は価格形成上の要素である。

(ウ)　申請者は、ばね用ステンレス鋼帯について、特殊な設備及び高度な技術を要し、工程数が多く、生産性が低いことなどを踏まえてベース価格を設定するとともに、幅を価格形成上の一要素として取り扱う価格体系を採用している。また、申請者は、品種構成、販売ロ

574 重要事実に関する反論（株式会社多賀製作所、令和８年９月８日）

ット及び仕様対応等の相違によって、人件費、営業関連費用その他の費用の発生態様が異なり得る旨を主張している。よって、幅は価格形成上の要素である。

(エ) 本調査において、株式会社多賀製作所を含む利害関係者による証拠の提出期限は、令和7年10月22日とされたところ、その後、株式会社多賀製作所には追加の証拠を提出する機会が与えられなかった一方で、申請者には本邦生産者追加質問状を通じて追加の証拠を提出する機会が与えられた。また、重要事実に関する反論の提出に際しても、追加の証拠を提出する機会は与えられていない。したがって、株式会社多賀製作所には本調査を通じて追加の証拠を提出する機会が与えられていないにもかかわらず、株式会社多賀製作所の主張を裏付ける証拠が提出されていないことを理由として当該主張を排斥することは、株式会社多賀製作所にその主張を実質的に防御する機会を与えないこととなり、手続的公平性の観点から問題がある。

６－３－１－２　「５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する再反論

(417) 申請者から、上記(416)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論が提出された[575]。

(ア) 幅600mm未満の製品を製造する場合には、広幅の定尺品（1000mm又は1219mm）をスリット加工して製造するケースが多いため、幅600mm未満の製品の価格は、これらのスリット加工費用及び歩留ロス費用分増加する傾向にある。また、スラブから熱延工程及び冷延工程を経て幅600mm未満の製品を製造した場合、各工程の生産効率は、広幅材と比較して低下するため、その分製造コストは増加し、価格も増加する傾向にある。しかしながら、かかる幅による製造コストの差は相対的なものであり、製造コストの差は、厚みや表面仕上げ等、その他の諸要素も影響して生じている。そして、このような諸要素の影響によって価格が変動することは、幅600mm以上の製品についても同様であって、幅600mm未満の製品に特有のものではないから、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に価格形成上の相違が存在する旨の株式会社多賀製作所の反論は、妥当でない。

(イ) 株式会社多賀製作所は、中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7220.20.028）（Ni含有量7%未満）と、中国産の広幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7219.32.022～7219.35.022）（Ni含有量7%以上10%未満）の輸入平均単価を比較しているが、鋼種の影響を除外して幅について比較を行うならば、Ni含有量についても比較対象を揃えるべきである。既出の本邦生産者追加質問状回答書（令和8年1月30日付け）（日本製鉄）（調査項目H-6）添付資料H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））を踏まえ、中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7220.20.028）（Ni含有量7%未満）と、中国産の広幅冷延ステンレス鋼帯（HSコード7219.32.028～7219.35.028）の加重平均（Ni含有量7%未満）の輸入平均単価を比較すると、前者の方が高い年度もあれば低い年度もあり、また、両者に有意な差はみられない。このことからも、幅600mm未満の製品と幅600mm以上の製品との間に価格形成上の相違が存在する旨の株式会社多賀製作所の反論は、妥当でない。

(ウ) 株式会社多賀製作所は、幅600mm未満の製品に価格形成上の特徴が存在することの根拠の一つとして、申請者自身が、品種構成、販売ロット及び仕様対応等の相違によって、人件費、営業関連費用その他の費用の発生態様が異なり得る旨を主張したと述べるが、申請者が述べた「小口・多品種・仕様対応型の製品を相対的に高頻度・短納期で販売する場

[575] 重要事実に関する再反論（申請者、令和8年9月18日）

合」とは、幅 600mm 未満の製品のみを対象としたものではなく、幅 600mm 以上の製品にも妥当するものであるから、細幅冷延ステンレス鋼帯に価格形成上の相違が存在することを意味するものではない。

６－３－１－３　「５－３－２　「３－２　同種の貨物の検討」、「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(418) 上記(416)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論及び上記(417)の申請者からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 株式会社多賀製作所は、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との価格差について、重要事実に関する反論において、従前と同じ主張を繰り返している。しかしながら、①幅の相違は、需要者の要望に応じたサイズに調整するプロセスに過ぎず、細幅冷延ステンレス鋼帯に特有の工程ではないこと、②HS コードの同異が用途等の違いに起因することを裏付ける証拠の提出がないことはすでに上記(364)(ウ)で指摘したとおりである。よって、株式会社多賀製作所が指摘する価格差が、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯とが異なる市場を形成していることに起因して生じた旨を裏付ける証拠は見受けられない。

(イ) そもそも、調査対象貨物のうち細幅冷延ステンレス鋼帯について本邦産同種の貨物との競合の事実及び代替性があることは上記**「３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討」**において確認したとおりであるところ、細幅冷延ステンレス鋼帯という調査対象貨物のうちごく一部の製品を切り出してその価格動向を比較する合理性はない。

(ウ) また、株式会社多賀製作所は、中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）と広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022、HS コード 7219.33.022、HS コード 7219.34.022 及び HS コード 7219.35.022）との価格差について、板幅が価格条件を形成する要素となっている旨主張する。しかしながら、①「台湾産」の製品について上記各 HS コードの製品間において顕著な価格差が見受けられないこと、及び、②中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯のうち HS コード 7220.20.027 及び HS コード 7220.20.028 との比較においては顕著な価格差が見受けられないことは、すでに上記(364)(イ)で指摘したとおりである。

この点、株式会社多賀製作所は、中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.028）と、広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022～7219.35.022）との価格差について主張するが、**「表 59　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」及び本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工（再掲）」**のとおり、むしろ、同じ中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.027）については、調査対象期間中にその価格が広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022～7219.35.022）の価格を相当程度下回った例も見受けられる。かかる事実は、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に、株式会社多賀製作所が主張するような価格形成上の相違が存在することを疑わせる事情といえる。

表 59　「申請書の別紙（非共有）番号 6「鋼種 304 相当の価格比較」」及び本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工（再掲）

＜中国＞

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年

広幅（7219.32.022）	433.7	368.5	343.2
広幅（7219.33.022）	427.2	363.9	339.4
広幅（7219.34.022）	453.2	372.4	348.5
広幅（7219.35.022）	500.8	418.4	408.4
細幅（7220.20.027）	451.3	398.6	312.5
細幅（7220.20.028）	538.5	543.0	515.7

(エ) さらに、仮に、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に何らかの価格差があるとしても、その単価を左右する要素として、例えばニッケルの含有量等の鋼種・単価構成その他の仕様の影響があることが推察されることはすでに上記(364)(ウ)で指摘したとおりである。例えば、株式会社多賀製作所が比較する細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.029）は、いずれもニッケルの含有量が「全重量の 0.6%を超えるもの」に該当し、その上限が定められていないといった相違がある。

この点、株式会社多賀製作所は、中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.028）は、ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のものに限定されていると指摘するが、同じくニッケル含有量の上限が定められている中国産の細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.027）において、広幅冷延ステンレス鋼帯との間に顕著な価格差がない（逆に、前者の価格が後者の価格を下回った例も認められる）ことは上記のとおりである。むしろ、上記の広幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7219.32.022～7219.35.022）は、いずれも末尾が「022」であるためニッケルの含有量が「全重量の 7%以上 10%未満のもの」であるところ、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.028）（7%未満）よりもニッケルの含有量は多い。ニッケルの含有量が全重量の 7%未満である広幅冷延ステンレス鋼帯は、末尾が「028」である HS コード 7219.32.028、7219.33.028、7219.34.028 及び 7219.35.028 に分類されるが、これらを輸入量で加重平均して平均単価を算出した場合、**「表 62　本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工」**のとおり、細幅冷延ステンレス鋼帯（HS コード 7220.20.028）の価格を上回っている。

表 62　本邦生産者追加質問状回答書（令和 8 年 1 月 30 日付け）（日本製鉄）（調査項目 H-6）添付資料 H-6（輸入通関統計（台湾産、中国（含む香港）産））より抜粋加工

品目	平均単価（円／kg）		
	2022 年	2023 年	2024 年
広幅（加重平均値）（7219.32.028～7219.35.028）	564.8	524.6	529.4
細幅（7220.20.028）	538.5	543.0	515.7

(オ) 念のため付言すれば、ニッケル含有量の差異は、単価を左右する要素の一つであると考えられる。すなわち、冷延ステンレス鋼帯においては、その単価を左右する要素として、ニッケル含有量をはじめとする鋼種や、厚み、表面仕上げ、その他の申請者の主張する品種構成、販売ロット及び仕様対応等の相違等の複合的な要因の影響があることが推察され、少なくとも、板幅の広狭のみが単価に有意な差異を生じさせる主要な要因であると認めるに足る根拠はない。よって、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に価格形成上の相違が存在するとはいえない。

(カ) なお、株式会社多賀製作所は、申請者が、品種構成、販売ロット及び仕様対応等の相違によって、人件費、営業関連費用その他の費用の発生態様が異なり得る旨を主張していることや、株式会社多賀製作所の取引経験によれば、ばね用ステンレス鋼帯の取引価格においては、幅、板厚、調質、要求仕様及び取引数量等が価格条件を形成する要素として取り

扱われていることを踏まえ、幅が価格形成上の一要素として取り扱われている旨主張する。しかしながら、ばね用ステンレス鋼帯の取引価格において、幅、板厚、調質、要求仕様及び取引数量等が価格条件を形成する要素として取り扱われていることを裏付ける証拠の提出はなく、この点を検討することはできない。また、品種構成、販売ロット及び仕様対応等の相違によって、人件費、営業関連費用その他の費用の発生態様が異なり得るとの申請者の主張は、細幅冷延ステンレス鋼帯（幅 600mm 未満の製品）のみを対象としたものではなく、広幅冷延ステンレス鋼帯（幅 600mm 以上の製品）にも妥当するものであるとのことであり、申請者の主張が細幅冷延ステンレス鋼帯についてのみ言及したものと窺い知れる事情は見受けられない。よって、細幅冷延ステンレス鋼帯と広幅冷延ステンレス鋼帯との間に価格形成上の相違が存在するとはいえない。

(キ) 株式会社多賀製作所を含む利害関係者による証拠の提出期限は、一律に令和 7 年 10 月 22 日とされ、また、重要事実に関する反論の提出に際しても、一律に追加の証拠を提出する機会は与えられていないことから、利害関係者間の手続的公平性は確保されている。また、政令第 10 条第 3 項は、調査当局が、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対して証拠の提出を求めることができる旨を規定しているところ、追加質問状の送付は、同規定に基づき、実施されるものである。したがって、調査当局が調査の期間中必要があると認め、一部の利害関係者に対して追加質問状を送付し、追加の証拠の提出を求めたことをもって、他の利害関係者に対しても同様の対応を行わなければならないものではない。

(ク) よって、上記(416)の株式会社多賀製作所からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－３－２　「５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－３－５　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論並びにこれらに係る調査当局の見解

６－３－２－１　「５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－３－５「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(419) 台湾の供給者である CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.から、上記**「５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**、**「５－３－５　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**及び**「５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影**

響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[576]。

調査当局は、台湾からの輸入量全体、YUSCO 及び Walsin からの輸入量並びにその他の台湾の供給者からの輸入量との関係を明らかにし、その他の台湾の供給者による輸入量の規模、価格動向及び市場への影響を具体的に検討すべきである。

６－３－２－２　「５－３－３　「３－３　累積的な評価」、「３－３－５　累積的な評価についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－３－５「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－３－６　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論に係る調査当局の見解

(420) 上記(419)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(419)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論は、その実質において、上記(365)、(374)、(377)及び(381)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの仮の決定に関する反論等と同旨のものであり、これらに係る調査当局の見解は、上記(367)、(376)、(379)及び(383)において既に示したとおりである。よって、上記(419)の CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.からの重要事実に関する反論は採用することができない。

６－４　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論

(421) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

７　結論

(422) 以上のとおり、不当廉売がされたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

[576] 重要事実に関する反論（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.、令和８年９月７日）

（別添）

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税を課することを求める書面（開示版）（日本製鉄株式会社、日本冶金工業株式会社、ナス鋼帯株式会社、日本金属株式会社（以下「申請者」という。））
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.）
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd. ） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
6	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd. ） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
7	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co.,Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
8	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
9	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
10	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Yongjin Technology Group Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
11	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
12	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Yieh United Steel Corporation）
13	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Walsin Lihwa Corporation）
14	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Tang Eng Iron Works Co., Ltd. ）
15	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.）
16	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Yuan Long Stainless Steel Corp.）
17	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Tung Mung Development Co.,Ltd.）
18	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（【海外供給者A】） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）

番号	標目
19	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（【海外供給者B】） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
20	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Yieh Corporation Limited）
21	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Yieh Mau Corp.）
22	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.）
23	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（China Steel Global Trading Corporation）
24	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.）
25	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（多賀商貿(天津）有限公司） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
26	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（JFE商事株式会社）
27	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（岩谷産業株式会社）
28	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（【輸入者A】）
29	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社暁星ジャパン）
30	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（サンワークス株式会社）
31	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（阪和興業株式会社）
32	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社サステック）
33	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社）
34	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（Joy Reap Japan株式会社）
35	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（阪和工材株式会社）
36	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（山伸マテリアル株式会社）
37	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社岡本正太郎商店）

番号	標目
38	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（千葉金属工業株式会社）
39	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社外山精一商店）
40	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（山文中川ステンレス株式会社）
41	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（明道メタル株式会社）
42	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（恒成株式会社）
43	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（【産業上の使用者A】）
44	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社菊浜）
45	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社大谷加工）
46	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（ニチアス株式会社）
47	本邦生産者に対する確認票の回答（日本製鉄株式会社）
48	本邦生産者に対する確認票の回答（日本冶金工業株式会社）
49	本邦生産者に対する確認票の回答（ナス鋼帯株式会社）
50	本邦生産者に対する確認票の回答（日本金属株式会社）
51	本邦生産者に対する確認票の回答（開進工業株式会社）
52	本邦生産者に対する確認票の回答（大同特殊鋼株式会社）
53	本邦生産者に対する確認票の回答（藤田金屬株式会社）
54	本邦生産者に対する確認票の回答（大阪ステンレスセンター株式会社）
55	本邦生産者に対する確認票の回答（豊田スチールセンター株式会社）
56	本邦生産者に対する確認票の回答（NSステンレス株式会社）

番号	標目
57	本邦生産者に対する確認票の回答（株式会社プロテリアル）
58	本邦生産者に対する確認票の回答（東京ステンレス研磨興業株式会社）
59	本邦生産者に対する確認票の回答（太華工業株式会社）
60	本邦生産者に対する確認票の回答（日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）
61	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社多賀製作所）
62	産業上の使用者に対する確認票の回答（メタコート工業株式会社）
63	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社APJ）
64	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社プロテリアル金属）
65	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者B】）
66	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社トランテックス）
67	産業上の使用者に対する確認票の回答（モリ工業株式会社）
68	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社日阪製作所）
69	産業上の使用者に対する確認票の回答（日鉄ステンレス鋼管株式会社）
70	産業上の使用者に対する確認票の回答（三菱電機株式会社）
71	産業上の使用者に対する確認票の回答（クリナップ株式会社）
72	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社デンソー）
73	産業上の使用者に対する確認票の回答（三和シヤッター工業株式会社）
74	産業上の使用者に対する確認票の回答（サンキン株式会社）
75	産業上の使用者に対する確認票の回答（後藤精工株式会社）

番号	標目
76	産業上の使用者に対する確認票の回答（日本フルハーフ株式会社）
77	産業上の使用者に対する確認票の回答（新家工業株式会社）
78	産業上の使用者に対する確認票の回答（日鉄ステンレス加工株式会社）
79	産業上の使用者に対する確認票の回答（NOK株式会社）
80	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社神戸製鋼所）
81	標本抽出（サンプリング）に係る調査対象者の選定に対する意見（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.）
82	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Yieh United Steel Corporation）
83	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Walsin Lihwa Corporation）
84	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Tang Eng Iron Works Co., Ltd. ）
85	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Taiwan Nippon Precision Strip Material Co., Ltd.）
86	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Tung Mung Development Co.,Ltd.）
87	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
88	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.）
89	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
90	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
91	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
92	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co.,Ltd） （利害関係者等共通版、市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）
93	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（China Steel Global Trading Corporation）

番号	標目
94	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【海外供給者A】）
95	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【海外供給者B】）
96	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（JFE商事株式会社）
97	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（岩谷産業株式会社）
98	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【輸入者A】）
99	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社暁星ジャパン）
100	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（サンワークス株式会社）
101	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（阪和興業株式会社）
102	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社サステック）
103	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社大谷加工）
104	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（ニチアス株式会社）
105	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社多賀製作所）
106	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（日本製鉄株式会社）
107	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（日本冶金工業株式会社）
108	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（ナス鋼帯株式会社）
109	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（日本金属株式会社）
110	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（大同特殊鋼株式会社）
111	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（開進工業株式会社）
112	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（モリ工業株式会社）

番号	標目
113	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（メタコート工業株式会社）
114	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（三菱電機株式会社）
115	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（クリナップ株式会社）
116	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（三和シヤッター工業株式会社）
117	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（後藤精工株式会社）
118	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（日本フルハーフ株式会社）
119	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（新家工業株式会社）
120	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社APJ）
121	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社多賀製作所）
122	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（NOK株式会社）
123	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（恒成株式会社）
124	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（太華工業株式会社）
125	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（NSステンレス株式会社）
126	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社トランテックス）
127	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社日阪製作所）
128	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（日鉄ステンレス鋼管株式会社）
129	代替国選定通知1回目に対する意見（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co.,Ltd.）
130	代替国選定通知1回目に対する意見（ニチアス株式会社）
131	代替国選定通知1回目に対する意見（申請者）

番号	標目
132	代替国選定通知1回目に対する意見（恒成株式会社）
133	代替国選定通知1回目に対する意見（【産業上の使用者A】）
134	「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（2回目）（【輸入者B】）
135	「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（2回目）（申請者）
136	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（Poongsan Special Metal）
137	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（株式会社プロテリアル金属）
138	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（株式会社プロテリアル）
139	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（日本製鉄株式会社）
140	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（明道メタル株式会社）
141	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（開進工業株式会社）
142	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（大同特殊鋼株式会社）
143	追加質問状の回答（日本製鉄株式会社）
144	追加質問状の回答（日本冶金工業株式会社）
145	追加質問状の回答（ナス鋼帯株式会社）
146	追加質問状の回答（日本金属株式会社）
147	追加質問状の回答（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
148	追加質問状の回答（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
149	追加質問状の回答（Yieh United Steel Corporation）
150	追加質問状の回答（Walsin Lihwa Corporation）

番号	標目
151	追加質問状の回答（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.）
152	証拠の提出（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
153	証拠の提出（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co.,Ltd.）
154	証拠の提出（株式会社大谷加工）
155	証拠の提出（大同特殊鋼株式会社）
156	証拠の提出（日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）
157	証拠の提出（申請者）
158	「証言」の申出（Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co.,Ltd.）
159	意見の表明（Walsin Lihwa Corporation）
160	意見の表明（Tang Eng Iron Works Co., Ltd.）
161	意見の表明（株式会社多賀製作所）
162	意見の表明（株式会社大谷加工）
163	意見の表明（サンワークス株式会社）
164	意見の表明（申請者）
165	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（日本製鉄株式会社）
166	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（日本金属株式会社）
167	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.）
168	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
169	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）

番号	標目
170	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（Walsin Lihwa Corporation）
171	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（Yieh United Steel Corporation）
172	確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」について（申請者）
173	確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（修正版）」（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
174	確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（修正版）」（Yieh United Steel Corporation）
175	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
176	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
177	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（Yieh United Steel Corporation）
178	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（Walsin Lihwa Corporation）
179	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.）
180	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（申請者）
181	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（株式会社多賀製作所）
182	仮の決定反論書（仮の決定に関する反論等）（サンワークス株式会社）
183	仮の決定再反論書（仮の決定に関する再反論等）（Yieh United Steel Corporation）
184	仮の決定再反論書（仮の決定に関する再反論等）（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.）
185	仮の決定再反論書（仮の決定に関する再反論等）（申請者）

番号	標目
186	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（Yieh United Steel Corporation）
187	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.）
188	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（Baolai Steel Group Co., Ltd.）
189	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（申請者）
190	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（株式会社多賀製作所）
191	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
192	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（Yieh United Steel Corporation）
193	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.）
194	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（申請者）
195	約束の申出（Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.）
196	約束の申出（NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.）
197	約束の申出（Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.）
198	約束の申出（Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.）
199	約束の申出（Walsin Lihwa Corporation）
200	約束の申出（POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.）
201	約束の申出に対する意見の表明（申請者）
202	調査当局が収集及び分析した関係証拠